

写し (PDF)

# 貸付決議書



B-1  
運用事務用

普通財産決議書

データ番号

入力外

文書保存 <input type="radio"/> 30年 <input checked="" type="radio"/> 10年 <input type="radio"/> 5年 <input type="radio"/>		会計 <input checked="" type="radio"/> 一般管理 <input checked="" type="radio"/> 貸付(時間・減額・無償) <input type="radio"/> 使用承認(有償・無償)		<input checked="" type="radio"/> 特許 他様 <input type="radio"/> 準貸付 <input type="radio"/> 管理委託 <input type="radio"/> 既往使用料 <input type="radio"/> 一時貸付			
(ふりがな) 〒532-0026 相手方住所 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号		(ふりがな) TEL. 氏名 学校法人 森友学園 理事長 籠池 康博		財産細別 <input type="radio"/> 物納(1) <input checked="" type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 旧軍(2) <input type="radio"/> 改定 <input checked="" type="radio"/> その他(3) <input type="radio"/> 更新 <input type="radio"/> 更改 <input type="radio"/> 権利 <input type="radio"/> 譲渡 <input type="radio"/> 移行 <input type="radio"/> 移住			
(ふりがな) 所在地 豊中市野田町1501番		(ふりがな) 旧口座名 大阪国際空港豊中市場外用地		旧管理態様 ( )			
台帳索引番号 ( )		台帳ページ ( )		( )			
区分	建物番号	台帳数量	台帳価格	契約等数量	(見積)貸付料年額(減額前)	(見積)貸付料年額(契約額)	相手方分類
土地		8,770.43 m <sup>2</sup>	763,027,410 円	8,770.43 m <sup>2</sup>	27,251,706 円	27,300,000 円	<input type="radio"/> 公共(1) <input type="radio"/> 公益(2) <input type="radio"/> 出資等(3) <input checked="" type="radio"/> 法人(4) <input type="radio"/> その他(5) <input type="radio"/> 国(6)
回数	第1年次		第2年次		第3年次		貸付期間
	履行期限	納付額	履行期限	納付額	履行期限	納付額	
	自27.5.13至28.5.12		自28.5.13至29.5.12		自29.5.13至30.5.12		別紙1のとおり H27.5.13 ~ H37.5.12 当初貸付始期 H27.5.13
契約適用法令	会計法第29条の3条5項 号 条 項 号		承諾料	円		既往使用(貸付)料	
適用法令	予算決算及び会計令 第99条21項 号		増改築 名義書換	円		期間	自 至
契約別	<input type="radio"/> 借地 <input type="radio"/> 一時 <input type="radio"/> 借家(民・国) <input checked="" type="radio"/> 他	契約書式	第 号	損害賠償金	円		計
用途	私立小学校敷地	用途指定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	信託配当金	円		延滞金(%)
特記事項	別紙2のとおり			既往債務	有・無		延滞利息(%)
				未納	( 円)		履行期限
局長	主管部長	主管次長	統括官(1)	上席管理官	担当管理官	起案者	台帳照合 月 日 印 4票送付 月 日 印
	委任					統括官(1)課 業務1班	3票送付 月 日 印 2票送付 月 日 印
合議部課						起案 平成27年4月28日 E W 第20号	
						決裁完了 H27年4月28日	
						契約(通知) 年 月 日 号	
						納入告知 年 月 日 号	
						官印押印者 年 月 日	



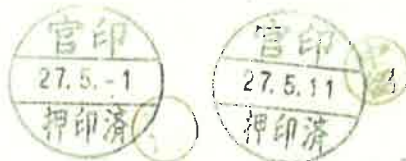
貸付料の各回納付期限及び納付額

別紙1

回数	第1年次		第2年次		第3年次	
	自 H27.5.13 履行期限	至 H28.5.12 納付額	自 H28.5.13 履行期限	至 H29.5.12 納付額	自 H29.5.13 履行期限	至 H30.5.12 納付額
1	納入告知書の指定期日	2,275,000	H28.5.20	2,275,000	H29.5.20	2,275,000
2	H27.6.20	2,275,000	H28.6.20	2,275,000	H29.6.20	2,275,000
3	H27.7.20	2,275,000	H28.7.20	2,275,000	H29.7.20	2,275,000
4	H27.8.20	2,275,000	H28.8.20	2,275,000	H29.8.20	2,275,000
5	H27.9.20	2,275,000	H28.9.20	2,275,000	H29.9.20	2,275,000
6	H27.10.20	2,275,000	H28.10.20	2,275,000	H29.10.20	2,275,000
7	H27.11.20	2,275,000	H28.11.20	2,275,000	H29.11.20	2,275,000
8	H27.12.20	2,275,000	H28.12.20	2,275,000	H29.12.20	2,275,000
9	H28.1.20	2,275,000	H29.1.20	2,275,000	H30.1.20	2,275,000
10	H28.2.20	2,275,000	H29.2.20	2,275,000	H30.2.20	2,275,000
11	H28.3.20	2,275,000	H29.3.20	2,275,000	H30.3.20	2,275,000
12	H28.4.30	2,275,000	H29.4.30	2,275,000	H30.4.30	2,275,000
契約額		27,300,000		27,300,000		27,300,000

官印押印済

案6	案1	案2, 3, 4		



相手方破産により  
再押印



## 調査書

## 1. 事案の概要

大阪航空局より処分依頼を受けた下記2の財産について、学校法人森友学園（以下、「学園」という。）から私立小学校敷地としての取得要望があり、8年程度貸付けを受けた後に買受けたいとの学園の申し出を受けて、本省理財局の承認を得た上で、売払いを前提とした貸付けを行うもの。

具体的には、10年間の事業用定期借地契約及び売買予約契約の締結を行うこととし、当該処理に関連する文書の作成等も本決議により行うものである。

なお、本件を定期借地及び売買予約により処理する旨については、平成27年2月10日開催第123回国有財産近畿地方審議会において、処理適当との答申を得ている。

## 2. 財産の概要

所在地： 豊中市野田町1501番

区分・数量： 土地・8,770.43㎡

沿革： 昭和53年11月15日売買により取得

(平成17年10月5日 土地区画整理事業による換地処分)

会計名： 自動車安全特別会計 空港整備勘定

処分依頼部局： 大阪航空局

## 3. 取得等要望内容等

取得等要望相手方： 学校法人森友学園

取得等要望内容： 購入（購入までの期間は借受ける）

相手方利用計画： 私立小学校新設（学校名：瑞穂の國記念小学院）

取得等要望時期： 平成34年度までに買受け

施設整備時期等： 平成27年5月～平成28年3月（校舎等建設）

平成28年4月（開校予定）

## 4. 本件処理に至る経緯

(1) 本財産は、大阪航空局が、大阪国際空港周辺における航空機騒音対策の一環として、建物等に移転補償した上で買収した財産であるが、騒音区域が縮小されたことにより保有を続ける必要がなくなったため、平成25年4月30日付で大阪航空局が当局に時価売払いによる処分依頼を提出。

(2) 当局が平成25年6月3日から公的取得要望を募ったところ、学園から随意契約で取得したいとの申し出があり、学園は、同年8月26日付で取得等要望書を提出。





(3) 学園は、校舎建設等必要な初期投資については自己資金で賄うものの、土地購入資金までの捻出は困難であり、金融機関等からの借入れを行う場合、大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準（以下「審査基準」という。）の「総資産に占める総負債の比率制限（※）」に抵触することから、認可を得ようとする時点での借入れが困難な状況にあった。

そのため学園は、学校経営が安定し、買受けが可能となる時期（貸付後8年後を目途）までは国有地を借り受けて、その後に購入したいとして、近畿財務局及び大阪航空局に要請を行った。

（※）【審査基準第1の7(5)エ】「学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以内であること。」

(4) 学園からの申し出について、大阪航空局の考えを確認したところ、大阪航空局は、至急に本財産を売払わなければならない状況にないため、8年程度貸付けた後に売払うことで問題ないとの回答を得た。

また、本省理財局にも相談したところ、財産を所管する大阪航空局も当面貸付けの後の売払いでも問題ないと回答していること、本事業計画は私立小学校の新設であり、小学校経営という事業の公共性があることを踏まえると、学園の要請に応じざるを得ないという結論となり、貸付けについて検討することとした。

(5) 平成13年3月30日付財理第1308号「普通財産貸付事務処理要領」（以下「貸付通達」という。）において、貸付財産の買受けが確実と見込まれ、かつ、それまでの間、賃貸借を行うことが真にやむを得ないと財務局長等が認める場合で、公用、公共用又は公益事業の用に供する場合には、一時貸付に準じ、3年間新規貸付を行うことができるとされており、これにより処理することが適当でないと認められる場合は、理財局長の承認を得て別途処理することができると定められている。

3年間の貸付けについて検討すると、学園の収支計画上、3年後の購入が困難であることに加えて、本件が建物所有を目的としているため校舎の建設により借地権が発生する問題が生じる。

この場合、借主から借地借家法の規定により貸付期間を30年と主張された場合、国は対抗することができないというリスクを抱えることとなり、更に貸付期間満了時に建物買取請求権を行使された場合、校舎を時価で買い取ることを余儀なくされるリスクも排除できないこととなる。

(6) しかし、本件計画が小学校の新設という公共的な事業であることを踏まえると、売払いを前提とした貸付けという申し出に応じざるを得ないと考え、借地権発生リスクを回避し、貸付後8年を目途とする時期までに確実な売払いが担保できるよう、本省理財局と相談の上、以下の措置により処理することとした。



① 事業用定期借地契約を締結

一定期間をもって確実に契約期間を終了させ、将来的な売払いを確実に担保するため、事業用定期借地契約を活用する。これにより、相手方は学校事業を継続するためには、国有地を購入せざるを得ないこととなる。

事業用定期借地の設定期間は、借地借家法第23条において、10年以上50年未満とされており、相手方計画の8年とすることはできないため、契約期間は、事業用定期借地の最短期間である10年とする。

② 売買予約契約を締結

事業用定期借地契約の締結のほか、確実に売払いを履行するための方策として、あらかじめ売払い時期を定めた売買予約契約を貸付契約と同時に締結することにより、事業用定期借地契約満了（10年後）までの売払いを約定させる。

イ. 違約金条項を設ける

当該売買予約の契約書において、貸付物件の買受けが不能となった場合の措置として、違約金（貸付契約時の時価額の1割相当額）条項を設ける。

（注）貸付通達上、売払いを前提とした貸付契約を締結する場合には、当該違約金条項を設けることとしている。

ロ. 売買価格について

本件については、相手方から貸付期間中に買受けの申出を受け、貸付契約を合意解除することにより借地権を消滅させてから売払いを行うこととなるため、売払価格は更地価格（売払いを行う際に鑑定評価により価格を算出）とし、その旨売買予約の契約書に定める。

（7）上記（6）による貸付処理は、貸付通達の記の第1節の第11の1に基づき理財局長の承認を得て処理を行うこととした。

5. 随意契約の適格性について

学園の事業計画は私立小学校の新設であり、学校教育法第1条に規定する学校の施設であることから、予算決算及び会計令第99条第21号により随意契約で処分することができるものである。

ただし、私立小学校を新設するためには、認可官庁である大阪府の設置認可を得る必要がある。この点については、大阪府私立学校審議会に本件小学校新設計画を諮問した結果、平成27年1月27日開催の臨時会において、条件付きで「認可適当」の答申を得ている（6. 大阪府の認可について参照）。

6. 大阪府の認可について

本件小学校新設が、認可官庁である大阪府から認可されるためには、先ず大阪府私立学校審議会で「認可適当」の答申を得る必要がある。

# 近畿財務局

近畿財務局は、近畿地方の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として設置された。本局は、地方自治体の財政状況を把握し、その改善を促進するための施策を実施している。また、地方自治体の財政運営に関する調査研究を行い、その成果を地方自治体に提供している。

本局は、地方自治体の財政運営に関する調査研究を行い、その成果を地方自治体に提供している。また、地方自治体の財政運営に関する調査研究を行い、その成果を地方自治体に提供している。また、地方自治体の財政運営に関する調査研究を行い、その成果を地方自治体に提供している。

本局は、地方自治体の財政運営に関する調査研究を行い、その成果を地方自治体に提供している。また、地方自治体の財政運営に関する調査研究を行い、その成果を地方自治体に提供している。また、地方自治体の財政運営に関する調査研究を行い、その成果を地方自治体に提供している。

本局は、地方自治体の財政運営に関する調査研究を行い、その成果を地方自治体に提供している。また、地方自治体の財政運営に関する調査研究を行い、その成果を地方自治体に提供している。また、地方自治体の財政運営に関する調査研究を行い、その成果を地方自治体に提供している。

本局は、地方自治体の財政運営に関する調査研究を行い、その成果を地方自治体に提供している。また、地方自治体の財政運営に関する調査研究を行い、その成果を地方自治体に提供している。また、地方自治体の財政運営に関する調査研究を行い、その成果を地方自治体に提供している。

同審議会は、私立学校法第9条に基づき設置を義務付けられた諮問機関であり、私立学校の設置・廃止等について、知事の諮問に応じて審議する。本件は、平成26年12月18日開催の定例審議会で、児童確保の根拠や収支計画の妥当性等について、適切な説明がないなどの理由から「継続審議」とされたが、平成27年1月27日に開催された臨時会において、条件を付して認可相当と認めるとの答申が得られたもの。

学園が小学校開校に向けて取り組むこととなり、認可申請書通りの計画が遂行できた場合、本件小学校の設置は認可されるものとなる。

大阪府の認可手続きは学校校舎の完成後になることから、開校直前の平成28年3月に認可手続きが行われる見込み。

## 7. 土壌汚染等に関する問題

### (1) 土壌汚染及び地下埋設物について

#### ①調査結果及び学園への説明

平成21年から24年に大阪航空局が行った調査により、本地には土壌汚染及びコンクリートガラ等の地下埋設物の存在が判明しており、土壌汚染については、本地の一部471.875㎡が平成25年4月26日に豊中市において土壌汚染対策法第11条第1項に定める形質変更時要届出区域に指定された経緯がある。同指定は、土地の形質の変更を行おうとする際に、施工者等が事前に行政庁に届出を行い、土壌の外部搬出等について必要な指導を受けるとされているもので、現土地所有者に汚染土壌の除去措置が義務付けられるものではない。当局は、これらの状況を明示して、本財産を現状有姿で入札等により売却する予定としていたもの。

これらの状況については、学園に説明済みであり、学園も当該事情を踏まえて計画を作成している。

#### ②有益費による処理

貸付契約締結後に、学園が本地の土壌汚染及び地下埋設物除去を行った場合の費用負担等の問題について、当局統括法務監査官（所属法曹有資格者）に確認したところ、「貸付相手方が実施する土壌汚染除去等の措置は、貸付財産の価値を向上させることから民法第608条第2項に定める有益費（※）に該当する可能性があるため、貸し手において費用負担を一切行わないと整理することは法律的に問題がある。」との見解を得た。

そのため貸付契約書に、事前に説明済みの土壌汚染及び地下埋設物の存在に基づく損害賠償請求や貸付料減免要求には応じないとする一方で、同学園が除去等の措置を行った場合には、これを有益費と取扱い、国による検証を踏まえて森友学園と合意した金額を国が指定する時期に支払う旨の特約条項を設けて対応するものとした。



上記の措置は、有益費の予算措置を行う大阪航空局も了解済であり、貸付契約書に条項を追加して、金額合意が整った後、当局・森友学園・大阪航空局の3者間で別途「合意書」を締結する（下記10. 契約書式等の追加・修正について（4）有益費に関する合意書参照）。

※民法第608条第2項

「賃借人が賃借物について有益費を支出したときは、賃貸人は、賃貸借の終了の時に、第196条第2項の規定に従い、その償還をしなければならない。ただし、裁判所は、賃貸人の請求により、その償還について相当の期限を許可することができる。」

(2) 本地の地盤について

① 本地のボーリング調査について

学園は、平成26年に、開校スケジュールから早期に設計に着手したいため本地のボーリング調査を行いたいと国に要請し、当局と大阪航空局が協議の上、平成26年10月に大阪航空局が学園に一時貸付けを行うことにより、これを許可した経緯がある。

学園は、平成27年4月に当該ボーリング調査結果資料を当局に提示。

② 検討及び対応

ボーリング調査結果について、専門家に確認するとともに、不動産鑑定評価を依頼した不動産鑑定士に意見を聴取したところ、新たな価格形成要因であり、賃料に影響するとの見解があり、価格調査により、鑑定評価を見直すこととした。

対応方針を定めるに当たり、法律相談を行い検討した結果、校舎建設の際の杭工事費用等は、土壌汚染除去工事とは異なり有益費として整理すべき内容とは考えられないことから、国は当該工事費を負担しないこととするが、貸付料及び将来の売却時の売却価格を評価する際には考慮することとした。

以上の内容について、貸付契約書及び売買予約契約書の条項に整理することで、学園と合意に至ったもの。

8. 本件の処理について

上記を踏まえて、本件の処理を以下のとおり行う。

(1) 時価貸付契約（10年間の事業用定期借地契約）の締結

通常の借地権とは異なり、当初定められた契約期間で確実に借地関係を終了させることができる定期借地契約を学園と締結し、貸付期間内に本地を学園に売却する。

① 契約書式





契約書式は、平成 23 年 3 月 31 日付財理第 1539 号「社会福祉施設等の整備を目的とした社会福祉法人等に対する定期借地権の設定について」通達（以下「定期借地通達」という。）に定める契約書式（国有財産有償貸付合意書）を基本とするが、処理の上で必要とする追加条項等を当局統括法務監査官（所属法曹有資格者）のリーガルチェックを踏まえた上で、大阪航空局との調整を了して作成（詳細は 10. 契約書式等の追加・修正について（1）国有財産有償貸付合意書を参照）。

## ②契約内容の概要

契約相手方	学校法人森友学園
利用計画	小学校敷地
契約方式	随意契約
根拠法令	・ 会計法第 29 条の 3 第 5 項 ・ 予算決算及び会計令第 99 条第 21 号 ・ 平成 13 年 10 月 29 日付財理第 3660 号「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」通達別紙 1 の第 1 の（二）1（1）
貸付期間	10年間
用途指定	指定用途：小学校敷地 指定期日：平成28年3月31日 指定期間：貸付期間中

## ③貸付けに関する本省承認

上記 4（7）のとおり、本件貸付処理は、貸付通達の記の第 1 節の第 11 の 1 に基づき理財局長の承認を得て処理を行う。

平成27年2月4日付近財統-1第182号「普通財産の貸付けに係る承認申請について」により当局から理財局長へ承認申請を行っている。

## ④一時金等の取扱い

定期借地通達 記の 8 の(1)の規定に基づく権利金については、貸付料の鑑定に併せて、不動産鑑定士に定期借地権設定の際の権利金授受の慣行を確認したところ、本財産が所在する豊中市内における事例が見受けられないとの意見を徴したことから、権利金は徴しないこととする。

定期借地通達 記の 8 の(2)の規定に基づく保証金については、学園から年額貸付料相当額の保証金を納付させるものとする（受入れは大阪航空局）。別案 6 により大阪航空局に受入依頼通知を行い、貸付合意書の締結前に大阪航空局指定の金融



機関（㈱三菱東京UFJ銀行谷町支店）において受入れを行うものとする。

#### ⑤貸付料

貸付料の予定価格は、定期借地通達の記の7の(1)の規定に基づき算定。

同規定で定める公租公課相当額の控除についても、社会福祉施設と同様に取扱って差支えない旨を本省理財局に確認済である。

平成27年4月28日に学園と貸付料の見積り合わせを実施し、国の予定価格を超える金額で合意した27,300,000円を年額貸付料として決定。

#### ※ 貸付料の再評価について

本件貸付料は、平成27年1月に当初の不動産鑑定評価が提出された後、同年4月、学園から本地のボーリング調査結果資料が提出された。

本地のボーリング調査は、平成26年10月に大阪航空局が相手方に一時貸付けを行うことにより認めていたものであるが、当該調査の結果は、国が貸付料鑑定評価依頼を行う際に認識していなかった内容であり、土地の価格に影響を及ぼす価格形成要因となるものであった。

そのため、当該調査結果の貸付料に対する影響を再検討することとし、当初に依頼した不動産鑑定士に提示して、改めて賃料の評価を依頼し、その結果を踏まえて平成27年4月27日に価格調査報告書が提出されたものである。

#### ⑥公正証書の作成

本件貸付契約は、定期借地通達 記の14の規定に基づき公正証書により作成する必要がある。

### (2) 売買予約契約の締結

学園に本地を確実に売払うための方策として、貸付契約と同時に売買予約契約を締結することにより、学園に事業用定期借地契約期間満了（10年後）までの買受を約定させるもの。

#### ①契約内容の概要

学園から貸付期間中に買受けの申出を受け、貸付契約を合意解除して借地権を消滅させてから売払いを行う。売払価格は売払時点の更地価格とし、その旨を売買予約契約に定める。

また、将来、締結する売買契約書には、以下の用途指定を付す。

用途指定	指定用途	小学校敷地
	指定期日	なし（既に小学校が開校している想定）
	指定期間	売買契約締結日から10年間

# 近畿財務局

近畿財務局は、近畿地方の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として、昭和二十一年四月一日に設立された。本局は、近畿地方の財政の健全な発展を促進し、地方自治体の財政の安定を確保することを使命とする。本局は、地方自治体の財政の健全な発展を促進し、地方自治体の財政の安定を確保することを使命とする。本局は、地方自治体の財政の健全な発展を促進し、地方自治体の財政の安定を確保することを使命とする。

近畿財務局長

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

## ②違約金の算出

学園が貸付期間内に予約完結権の行使を行わず、本地を買受けなかった場合の違約金条項を盛り込むこととしており（４．本件処理に至る経緯（６）②イ参照）、違約金額は、別添違約金算出調書のとおり、不動産鑑定士が貸付料鑑定評価時に算出した基礎価格を基に時点修正を加えて算出した。

## （３）買受けに関する確認書の締結

学園の早期買受けを担保するために作成した書式であり、上記（１）、（２）の契約書締結と同時に、本確認書を締結して、毎年、相手方に買受けについての国との協議を義務付けて、早期の買受けについて努力させるもの。当局統括法務監査官（所属法曹有資格者）作成の原案に基づき、大阪航空局との調整を了して作成。

学園から毎年、経営、資金状況等を示す決算書等書類を提出させ、経営、資金状況、本物件買受代金の積立状況等について説明を求めるとともに、国から学園に路線価に基づいた評価額等の参考情報を提供して早期の買受けを促す。

## （４）有益費に関する合意書の提示

上記（１）貸付合意書第６条に基づき、学園が土壤汚染除去工事等の実施後に国が有益費として学園に返還する金額について、当局・森友学園・大阪航空局で協議の上、締結を予定する文書であり、当局統括法務監査官（所属法曹有資格者）作成の原案に基づき、大阪航空局との調整を了して作成したもの。

書式については、三者で合意済であるが、貸付契約時に学園に再度提示して確認させるものとする。

## ９．本決議書別案について

本件の処理については、別案１により相手方に契約等締結通知を行い、契約保証金の受入れ確認後、別案２、３、４により貸付契約等を取り交わすものとする。別案５については、有益費に関する金額協議を行い合意した後に、当局、森友学園、大阪航空局で締結するものとする。

また、大阪航空局に対しては、別案６により事前に契約保証金の受入れ依頼を行い、公正証書作成後に別案７により貸付料債権発生にかかる通知、別案８により契約完了通知を行うこととする。

別案３～８について本件貸付決議に兼ねるものとし、公正証書の取り交しについては、別途決議とする。

○別案１：国有財産の貸付契約等について・・・（森友学園に通知）



- 別案2：国有財産有償貸付合意書・・・(森友学園と取り交わし)
- 別案3：国有財産売買予約契約書・・・(森友学園と取り交わし)
- 別案4：確認書・・・(森友学園と取り交わし)
- 別案5：合意書・・・(当局、森友学園、大阪航空局の三者で貸付後に取り交わす)
- 別案6：自動車安全特別会計(空港整備勘定)所属普通財産の貸付けにかかる契約保証金受入れについて・・・(大阪航空局に通知)
- 別案7：自動車安全特別会計(空港整備勘定)所属普通財産の貸付契約に伴う債権発生通知について・・・(大阪航空局に通知)
- 別案8：自動車安全特別会計(空港整備勘定)所属普通財産の契約完了通知について・・・(大阪航空局に通知)

#### 10. 契約書式等の追加・修正について

本件の処理に当たっては、追加等する特約条項を、当局統括法務監査官(所属法曹有資格者)のリーガルチェックを踏まえた上で、大阪航空局との調整を了して、以下のとおり作成した。

##### (1) 国有財産有償貸付合意書・・・別案2

定期借地通達に定める契約書式を基本とし、以下の条項の追加・修正を行う。

##### ①第3条(本契約の目的)

本契約が定期借地であるとして契約の目的を明確化する記載により修正。

##### ②第4条(買受けの特約)

貸付期間の満了前に契約を終了して本地を買い受けることができる旨を定める。

##### ③第5条(土壌汚染及び地下埋設物)

相手方に本地の土壌汚染及び地下埋設物の存在を認識させる。





④第6条（土壌汚染除去等費用）

第5条に定める土壌汚染及び地下埋設物の除去費用を有益費とし、国の基準により検証した結果、適正とされた額を支払う旨を整理。支払い時期、方法は国が指定する。

⑤第8条（貸付料）

第3項に、第2項に定める「甲の定める貸付料算定基準」は、財務省通達「平成13年3月30日付財理第1308号 普通財産貸付事務要領」に基づくものとするとの説明を追加。

⑥第12条（指定期日）

大阪府私立学校審議会の認可適当答申に条件が付されたことから、指定期日までに大阪府知事から学校の設置の認可を得たうえで指定用途に供する必要がある旨の文言を追加。

⑦第19条（契約の解除）

第2項に、第12条に定める用途指定期日までに、工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得ることができなかった場合の解除規定を追加。

⑧第20条（原状回復）

第5項の記載内容のうち、買取請求ができないものとして工作物及び造作等を加えるほか、相手方が国に民法第608条に定める費用（必要費、有益費）の償還等の請求ができないとする旨を削除し、同内容を別途第31条に設けて明確化。

⑨第30条（地盤調査結果に関する特約）

地盤調査結果を貸付料に考慮すると共に、相手方は国に地耐力不足等地盤を原因とする財産上の請求ができないことを整理。

⑩第31条（その他有益費等の放棄）

標準書式第20条（原状回復）第5項の記載内容のうち、相手方が国に民法第608条に定める費用（必要費、有益費）を請求できない旨について、別途条項を設けて明確化。

# 近畿財務局

近畿財務局は、近畿地方の財政を健全に維持し、地方自治体の財政を支援することを目的として、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けることを行っています。

近畿財務局は、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けることを行っています。調査の結果、地方自治体の財政状況を改善するために、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けることを行っています。

近畿財務局は、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けることを行っています。調査の結果、地方自治体の財政状況を改善するために、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けることを行っています。

近畿財務局は、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けることを行っています。調査の結果、地方自治体の財政状況を改善するために、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けることを行っています。

近畿財務局は、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けることを行っています。調査の結果、地方自治体の財政状況を改善するために、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けることを行っています。

近畿財務局は、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けることを行っています。調査の結果、地方自治体の財政状況を改善するために、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けることを行っています。

近畿財務局は、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けることを行っています。調査の結果、地方自治体の財政状況を改善するために、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けることを行っています。

⑪第 32 条 (本契約の効力)

公正証書の取り交しにより本合意書の効力が生じることを明確化。

(2) 国有財産売買予約契約書・・・別案 3

① 第 2 条

学園は事業用定期借地契約満了(10 年後)までの期間に売買予約契約の予約完結権を行使しなければならないものと定めて、貸付期間内の買受けを義務付ける。

② 第 4 条

学園が予約完結権を行使し本財産を買受ける際の価格算定においては、国はその時点の更地価格を評価して借地権は控除しないものとするを明記。

事前に情報提供した土壌汚染と地下埋設物に関しては、貸付期間中に学園が実施する除去工事の状況に基づき評価する(全て除去済みの場合、評価上の減額はなし)。

また、校舎建物の杭工事等、地盤対策工事費について、学園が国に費用償還請求等をできないとする一方で、売払価格算定の際には、その時点の地盤状況を考慮することを第 4 項に明記。

③ 第 6 条

貸付物件の買受けが不能となった場合の違約金条項(貸付契約時の時価額の 1 割相当額)を付す。貸付通達 記の第 1 節の第 10 の(1)に準じてこれを定めるもの。

④ 第 8 条

貸付合意書締結後、公正証書の取り交わしができなかった場合に、売買予約契約が失効する旨の規定を整理。

⑤ 売買予約契約書の別紙に売買契約締結時に使用する契約書式を添付する。

売買契約書は、第 7 号様式(代金即納、用途指定(買戻特約付き)、時価売払用)を使用するが、以下の内容について修正。

イ. 第 13 条(指定期日)

本件の場合、売買契約締結時には既に私立小学校の指定用途に供されていることから指定期日は設けないものとし、本条項を削除。



ロ. 第31条(特約条項)

貸付合意書に合わせて作成したが、貸付期間中に相手方が実施する  
土壌汚染等除去工事の程度により、必要に応じて相手方と協議の上、本特  
約条項の削除・修正を行う。

(3) 買受時期に関する確認書・・・別案4

学園の早期買受けを担保するために作成した書式であるが、学園に買受けを強  
制させる法的な拘束力があるものではない。

(4) 有益費に関する合意書・・・別案5

国(大阪航空局)が予算化を了した後でなければ学園に支払いができないこと  
から、第1条に大阪航空局が予算措置を完了した段階で相手方に文書通知するこ  
とにより効力が発生する旨の停止条件を付している。

# 近畿財務局

近畿財務局は、近畿地方の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として、昭和二十九年四月一日に設立されました。本局は、近畿地方の財政の健全な発展を促進し、地方自治体の財政の安定を確保することを使命としています。

本局の業務は、地方自治体の財政の管理、地方自治体の財政の支援、地方自治体の財政の調査、地方自治体の財政の報告、地方自治体の財政の公表などです。本局は、地方自治体の財政の健全な発展を促進し、地方自治体の財政の安定を確保することを使命としています。

本局は、地方自治体の財政の健全な発展を促進し、地方自治体の財政の安定を確保することを使命としています。本局は、地方自治体の財政の健全な発展を促進し、地方自治体の財政の安定を確保することを使命としています。

これまでの経緯

- H25. 6. 28 森友学園理事長が近畿財務局へ来所。  
小学校用地として本件土地の取得を検討している旨を聴取。  
近畿財務局は取得要望書の提出等、必要となる手続きについて説明。
- H25. 7. 8 森友学園理事長が近畿局へ架電。  
本件土地の取得要望を提出する予定である旨の電話連絡。
- H25. 9. 2 森友学園が本件の取得要望書を近畿財務局へ提出。
- H26. 10. 31 大阪府が森友学園の設置認可申請書を正式受理。
- H27. 1. 27 大阪府私立学校審議会の臨時会において、本件小学校設置計画が以下の条件を付されて「認可適当」の答申を得る。  
(条件)「小学校建設に係る工事請負契約の締結状況、寄附金の受入れ状況、詳細なカリキュラム及び入学志願者の出願状況等、開校に向けた進捗状況を、次回以降の当審議会定例会において報告すること。」
- H27. 2. 10 国有財産近畿地方審議会において、本地を森友学園に小学校敷地として売払いを前提とした10年間の事業用定期借地契約(時価貸付)行うことについて処理適当の答申を得る。





## 国有財産売買予約契約書 第6条に定める違約金の算出について

国有財産売買予約契約書第6条に定める違約金は、貸付契約時の時価額の1割相当額を違約金とするもの。

本件の貸付契約は、貸付料の鑑定を不動産鑑定士に依頼しており、貸付料鑑定の過程で土地の時価額が「基礎価格」として算出されている。

違約金の算定に当たっては、当該土地基礎価格を時価額として使用するものとするが、当該価格は平成27年1月1日を価格時点としているため、相手方との貸付契約が5月になることから時点による修正を行う必要がある(評定価格の価格期限は4ヶ月)。

時点修正については、鑑定した貸付料自体も時点修正を行っており、その修正方法として当初の鑑定評価書において算定された「基礎価格」に同鑑定評価書において採用された「公示地」を基にした時点修正率を乗じて算出した。

そのため、違約金額算定においても、当該修正方法と同様な方法をとるものとし、同鑑定評価書において採用された「公示地」を基に平成27年5月1日までの時点修正率を乗じて基礎価格を算定し、当該価格に評価通達に基づく端数処理を行った価格の1割を違約金額としたものである。

鑑定基礎価格(a) 価格時点H27.1.1	時点修正率(b) 価格時点 H27.5.1とする	※時点修正率は、平成13年3月30日付財理第1317号「国有財産評価基準について」第4章第2の1を準用し算定した。
929,666,000円	1.003	
時点修正後の 基礎価格(c=a×b) (端数処理)	1割	違約金額
932,000,000円	× 0.1	= 93,200,000円



府県名 **大阪府** 地 価 変 動 率 算 定 表

(1) 地価変動率 … 下表資料を採用し、次のとおり決定した。

資料名	採用変動率の区分		地 価 変 動 率					
	市区町村等	番 号	H 22 1月 ~ 23 1月	H 23 1月 ~ 24 1月	H 24 1月 ~ 25 1月	H 25 1月 ~ 26 1月	H 26 1月 ~ 27 1月	H 27 1月 ~ 価格時点
公示地	豊中市	豊中5-11					1.0	0.3

資料名	採用変動率の区分		地 価 変 動 率					
	市区町村等	番 号	H 21 7月 ~ 22 7月	H 22 7月 ~ 23 7月	H 23 7月 ~ 24 7月	H 24 7月 ~ 25 7月	H 25 7月 ~ 26 7月	H 26 7月 ~ 価格時点
基準地								

○ 変動率採用根拠等

公示地等番号	豊中5-11		時点修正率	決定変動率
基準日	価 格			
平成27年1月1日	199,000 円		1.01	1.0
平成26年1月1日	197,000 円			

○ 「~価格時点」欄の変動率は次のとおり算定した。

変動率 = 前年分の変動率 × (1月から価格時点までの月数 / 12)

(2) 価格時点

平成	年	月
	27	5

※当初 価格時点	平成	年	月
		27	1

(3) 時点修正率 (公示地)

年 月	修正率	各月指数
H24年1月		
H24年2月		
H24年3月		
H24年4月		
H24年5月		
H24年6月		
H24年7月		
H24年8月		
H24年9月		
H24年10月		
H24年11月		
H24年12月		
H25年1月		
H25年2月		
H25年3月		
H25年4月		
H25年5月		
H25年6月		
H25年7月		
H25年8月		
H25年9月		
H25年10月		
H25年11月		
H25年12月		
H26年1月	1.013	0.987
H26年2月	1.012	0.988
H26年3月	1.011	0.989
H26年4月	1.010	0.990
H26年5月	1.010	0.990
H26年6月	1.009	0.991
H26年7月	1.008	0.992
H26年8月	1.007	0.993
H26年9月	1.006	0.994
H26年10月	1.005	0.995
H26年11月	1.005	0.995
H26年12月	1.004	0.996
H27年1月	1.003	0.997
H27年2月	1.002	0.998
H27年3月	1.001	0.999
H27年4月	1.001	0.999
H27年5月	1.000	1.000
H27年6月		
H27年7月		
H27年8月		
H27年9月		
H27年10月		
H27年11月		
H27年12月		

(基準地)

年 月	修正率	各月指数
H23年7月		
H24年1月		
H24年2月		
H24年3月		
H24年4月		
H24年5月		
H24年6月		
H24年7月		
H24年8月		
H24年9月		
H24年10月		
H24年11月		
H24年12月		
H25年1月		
H25年2月		
H25年3月		
H25年4月		
H25年5月		
H25年6月		
H25年7月		
H25年8月		
H25年9月		
H25年10月		
H25年11月		
H25年12月		
H26年1月		
H26年2月		
H26年3月		
H26年4月		
H26年5月		
H26年6月		
H26年7月		
H26年8月		
H26年9月		
H26年10月		
H26年11月		
H26年12月		
H27年1月		
H27年2月		
H27年3月		
H27年4月		
H27年5月		
H27年6月		
H27年7月		
H27年8月		
H27年9月		
H27年10月		
H27年11月		
H27年12月		



E W 第 2 0 号  
平成 2 7 年 月 日

学校法人森友学園  
理事長 籠池 康博 殿

近畿財務局長 富永 哲夫

国有財産の貸付契約等について

平成 2 7 年 4 月 2 8 日付で貸付申請のありました下記国有財産につきましては、下記日時に同封の①国有財産有償貸付合意書②国有財産売買予約契約書③確認書を取り交わしますので、①～③各 2 部ずつに記名押印のうえ、各 2 部共ご持参下さい。また、①、②のうちそれぞれ 1 部については、収入印紙 2 0 0 円を貼付し、割印願います。

なお、①の締結時に必要な契約保証金は、大阪航空局の指示に従い事前に納めていただき、契約時には保管金提出書をあわせてご持参願います。

記

所 在 地	区 分	数 量 (㎡)
豊中市野田町 1 5 0 1 番	土 地	8 , 7 7 0 . 4 3

契約の日時：平成 2 7 年 5 月 7 日

# 近畿財務局

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方



項目	金額	備考
近畿財務局		
近畿地方		
近畿地方		
近畿地方		

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

国府領事館

E W 第 2 0 号  
平成 2 7 年 5 月 日

# 国有財産有償貸付合意書

照合済	検査済
27.4.30	27.4.30
	

# 近畿財務局

（公印）



別紙様式第1号（定期借地、用途指定、分割納付（新規用））

国有財産有償貸付合意書

貸付人 国（以下「甲」という。）と借受人 学校法人森友学園（以下「乙」という。）とは、国有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第23条第2項の規定に基づく事業用定期借地権の設定を目的として、次の条項を内容とする借地契約を平成27年5月13日までに公正証書により締結する。

なお、本件借地権は事業用定期借地権とする。

（貸付財産）

第1条 貸付財産は、次のとおり。

所在地	区分	数量（㎡）	備考
豊中市野田町1501番	土地	8,770.43	

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、平成27年5月13日から平成37年5月12日までの10年間とする。

（本契約の目的）

第3条 本契約は、甲が乙に対して、貸付財産に法第23条第2項に基づく事業用定期借地権（以下「本件借地権」という。）を設定することを目的とする。

- 2 本件借地権は、契約の更新（更新請求及び土地の使用継続によるものも含む）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、乙は貸付財産上の建物の買取を甲に請求することができない。
- 3 本件契約は、法第3条から第8条、並びに法第13条及び法第18条、民法第619条の適用はない。

（買受けの特約）

第4条 乙は、第2条で定める貸付期間の満了前に、本契約を終了し、貸付財産を甲から買受けすることができるものとする。

- 2 前項の買受けについての詳細は、別途国有財産売買予約契約書により定めるものとする。
- 3 乙が、第1項に基づき貸付財産を甲から買受けの場合には、乙は第20条第1項で定める貸付財産上の建物その他工作物の除去は必要としない。

（土壌汚染及び地下埋設物）

第5条 乙は、平成26年11月7日及び平成26年12月17日に甲が引き渡した「大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）土地履歴等調査報告書 平成21年8月」、「平成21年度大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務報告書（OA301）平成22年1月」、「大阪国際空港場外用地（OA301）土壌汚染概況調査業務報告書 平成23

# 近畿財務局

（ここに具体的な文脈や内容が記載されています）

（ここに具体的な文脈や内容が記載されています）

（ここに具体的な文脈や内容が記載されています）

（ここに具体的な文脈や内容が記載されています）

（ここに具体的な文脈や内容が記載されています）

（ここに具体的な文脈や内容が記載されています）

（ここに具体的な文脈や内容が記載されています）

（ここに具体的な文脈や内容が記載されています）

（ここに具体的な文脈や内容が記載されています）

（ここに具体的な文脈や内容が記載されています）

（ここに具体的な文脈や内容が記載されています）

（ここに具体的な文脈や内容が記載されています）

（ここに具体的な文脈や内容が記載されています）

（ここに具体的な文脈や内容が記載されています）

（ここに具体的な文脈や内容が記載されています）

（ここに具体的な文脈や内容が記載されています）

（ここに具体的な文脈や内容が記載されています）

（ここに具体的な文脈や内容が記載されています）

（ここに具体的な文脈や内容が記載されています）

年11月」、「平成23年度大阪国際空港場外用地（OA301）土壤汚染深度方向調査業務報告書 平成24年2月」（以下「本件報告書等」という。）に記載の地下埋設物の存在及び土壤汚染の存在等を了承するものとする。

- 2 乙は、前項の内容に加えて、貸付財産のうち一部 471.875 m<sup>2</sup>が、豊中市より土壤汚染対策法第11条第1項で定める形質変更時要届出区域に指定されていることを了承するものとする。
- 3 乙は、前2項を了承した上で本契約を締結するものとし、本件報告書等に記載のある汚染物質、地下埋設物等の存在及び形質変更時要届出区域の指定を理由として、瑕疵担保責任に基づく本契約解除及び損害賠償請求並びに貸付料の減免請求等を行わないことを、甲に対して約する。

#### （土壤汚染除去等費用）

第6条 乙が、前条第1項記載の土壤汚染、地下埋設物の除去を行い、それによって貸付財産の価格が増大した場合の除去費用は有益費とする。

- 2 前項の有益費は、本契約終了の時に、貸付財産価格の増加が現存する場合に限り、乙が支出した費用のうち甲の基準による検証を踏まえて乙と合意した額又は貸付財産価格の増加額のいずれかを甲が選択のうえ、乙に対して返還する。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、甲が返還すべき有益費の金額算定につき、本契約終了前においても、貸付財産価格増加の現存額算定の基準時期を指定したうえで、前項と同様の方法により甲が乙に返還すべき有益費の額を定めることができる。但し、同金員の返還時期及び返還方法は、甲が指定し、同金員に対しては、返還時期までの利息及び遅延損害金は付さないこととする。
- 4 前2項における貸付財産価格の増加額は、甲の基準による鑑定評価方法によって定めることに乙は同意する。
- 5 第2項の返還時期につき、相当の期限を付する必要がある場合には、甲及び乙が協議したうえで、相当な期限を付した返還時期を定めることができる。
- 6 第1項の有益費に関して、甲は、乙に対し、乙が、現に行い又は行おうとする土壤汚染又は地下埋設物除去工事に関する一切の必要資料の提出を求め、その他必要な調査を行うことができる。

#### （契約保証金）

第7条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金 27,300,000 円を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 4 甲は、乙が、本契約終了後、第20条に定める義務その他本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。
- 5 甲は、乙が、本契約終了後、第20条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を第18条第1項に定める違約金として国庫に帰属させることができる。
- 6 前項の規定により国庫に帰属する金員は、第20条第3項に定める原状回復に要する費

## 近畿財務局

貸付料

用の一部に充てるものと解釈しない。

- 7 本契約が解除され、又は終了した場合において、乙が第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を支払うべき義務があるときは、第4項の規定にかかわらず、甲はその違約金等と第1項に定める契約保証金の全部又は一部と相殺することができる。
- 8 乙は、甲の書面による承諾を得ないで、第4項の保証金返還請求権を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

(貸付料)

第8条 貸付料は、平成27年5月13日から平成30年5月12日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次	期間	貸付料年額	備考
第1年次	自平成27年5月13日至平成28年5月12日	27,300,000円	
第2年次	自平成28年5月13日至平成29年5月12日	27,300,000円	
第3年次	自平成29年5月13日至平成30年5月12日	27,300,000円	

- 2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る貸付料については甲の定める貸付料算定基準に基づき算定した貸付料年額によるものとし、その金額については、甲から通知する。なお、その適用期間は3年間とする。
- 3 前項に規定する甲の定める貸付料算定基準は、財務省通達「平成13年3月30日付財理第1308号 普通財産貸付事務処理要領」に基づくものとするが、同通達記載内容に変更が生じた場合には、貸付料算定時の国有財産関連通達に基づき算定するものとする。
- 4 第2項に規定する適用期間が満了した後の貸付料及び適用期間については、第2項の規定を準用する。

(貸付料の納付)

第9条 乙は、前条第1項に定める貸付料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入告知書により納付しなければならない。

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第1年次	第1回	2,275,000円	納入告知書の指定期日	
	第2回	2,275,000円	平成27年6月20日	
	第3回	2,275,000円	平成27年7月20日	
	第4回	2,275,000円	平成27年8月20日	
	第5回	2,275,000円	平成27年9月20日	
	第6回	2,275,000円	平成27年10月20日	
	第7回	2,275,000円	平成27年11月20日	
	第8回	2,275,000円	平成27年12月20日	
	第9回	2,275,000円	平成28年1月20日	
	第10回	2,275,000円	平成28年2月20日	
	第11回	2,275,000円	平成28年3月20日	
	第12回	2,275,000円	平成28年4月30日	



	計	27,300,000円	
第二年度	第1回	2,275,000円	平成28年5月20日
	第2回	2,275,000円	平成28年6月20日
	第3回	2,275,000円	平成28年7月20日
	第4回	2,275,000円	平成28年8月20日
	第5回	2,275,000円	平成28年9月20日
	第6回	2,275,000円	平成28年10月20日
	第7回	2,275,000円	平成28年11月20日
	第8回	2,275,000円	平成28年12月20日
	第9回	2,275,000円	平成29年1月20日
	第10回	2,275,000円	平成29年2月20日
	第11回	2,275,000円	平成29年3月20日
	第12回	2,275,000円	平成29年4月30日
	計	27,300,000円	
第三年度	第1回	2,275,000円	平成29年5月20日
	第2回	2,275,000円	平成29年6月20日
	第3回	2,275,000円	平成29年7月20日
	第4回	2,275,000円	平成29年8月20日
	第5回	2,275,000円	平成29年9月20日
	第6回	2,275,000円	平成29年10月20日
	第7回	2,275,000円	平成29年11月20日
	第8回	2,275,000円	平成29年12月20日
	第9回	2,275,000円	平成30年1月20日
	第10回	2,275,000円	平成30年2月20日
	第11回	2,275,000円	平成30年3月20日
	第12回	2,275,000円	平成30年4月30日
	計	27,300,000円	

2 前項の規定は、前条第2項（同条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定により更新した貸付料の納付方法に準用する。

（貸付料の改定）

第10条 甲は、貸付財産の価格が上昇し貸付料が不相当になったとき等、法第11条第1項本文の規定に該当することとなったときは、第8条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。

（指定用途）

第11条 乙は、貸付財産を貸付申請書に記載又は添付した使用目的、利用計画（建物及び工作物の配置計画を含む。）及び事業計画のとおり用途に自ら使用し、甲の承認を得な

# 近畿財務局

項目	金額	金額	金額
第一等地方債	100,000,000	100,000,000	100,000,000
第二等地方債	200,000,000	200,000,000	200,000,000
第三等地方債	300,000,000	300,000,000	300,000,000
第四等地方債	400,000,000	400,000,000	400,000,000
第五等地方債	500,000,000	500,000,000	500,000,000
第六等地方債	600,000,000	600,000,000	600,000,000
第七等地方債	700,000,000	700,000,000	700,000,000
第八等地方債	800,000,000	800,000,000	800,000,000
第九等地方債	900,000,000	900,000,000	900,000,000
第十等地方債	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000
第十一等地方債	1,100,000,000	1,100,000,000	1,100,000,000
第十二等地方債	1,200,000,000	1,200,000,000	1,200,000,000
第十三等地方債	1,300,000,000	1,300,000,000	1,300,000,000
第十四等地方債	1,400,000,000	1,400,000,000	1,400,000,000
第十五等地方債	1,500,000,000	1,500,000,000	1,500,000,000
第十六等地方債	1,600,000,000	1,600,000,000	1,600,000,000
第十七等地方債	1,700,000,000	1,700,000,000	1,700,000,000
第十八等地方債	1,800,000,000	1,800,000,000	1,800,000,000
第十九等地方債	1,900,000,000	1,900,000,000	1,900,000,000
第二十等地方債	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000
合計	20,000,000,000	20,000,000,000	20,000,000,000

近畿財務局 平成 年 月 日

局長 〇〇〇〇〇

副局長 〇〇〇〇〇

第一部長 〇〇〇〇〇

第二部長 〇〇〇〇〇

第三部長 〇〇〇〇〇

第四部長 〇〇〇〇〇

第五部長 〇〇〇〇〇

第六部長 〇〇〇〇〇

第七部長 〇〇〇〇〇

第八部長 〇〇〇〇〇

第九部長 〇〇〇〇〇

第十部長 〇〇〇〇〇

第十一部長 〇〇〇〇〇

第十二部長 〇〇〇〇〇

第十三部長 〇〇〇〇〇

第十四部長 〇〇〇〇〇

第十五部長 〇〇〇〇〇

第十六部長 〇〇〇〇〇

第十七部長 〇〇〇〇〇

第十八部長 〇〇〇〇〇

第十九部長 〇〇〇〇〇

第二十部長 〇〇〇〇〇



いで変更してはならない。

(指定期日)

第 12 条 乙は、平成 28 年 3 月 31 日までに一切の工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得たうえで、直ちに前条に定める用途に供さなければならない。

(貸付料の延滞金)

第 13 条 乙は、甲が定める納付期限までに、第 9 条に基づく貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について、第 24 条に基づき算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序等)

第 14 条 乙が、貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

2 本契約が解除され、又は終了した場合において、第 7 条第 7 項及び第 22 条第 3 項の規定により契約保証金及び未経過期間に係る貸付料を第 18 条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭債務と相殺するときは、甲は、先ず未経過期間に係る貸付料から相殺し、なお当該金銭債務に残余があるときは、契約保証金と相殺することができる。

(使用上の制限)

第 15 条 乙は、貸付財産について第 11 条に規定する使用目的、利用計画及び事業計画の変更をしようとする場合には、事前に変更する理由及び変更後の使用目的等を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

3 乙は、貸付財産及び当該財産上に所在する建物その他工作物について、増改築等による現状の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、事前に増改築等をしようとする理由及び当該増改築等の計画を記載した書面を甲に通知しなければならない。

(財産保全義務)

第 16 条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付財産の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付財産が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(実地調査等)

第 17 条 甲は本契約に基づく債権の保全上必要があると認めるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿、書類その他の財産を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

# 近畿財務局

- 2 甲は、乙の第 11 条、第 12 条、又は第 15 条に規定する用途指定の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。
- 3 乙は、本契約締結の日から第 2 条に定める貸付期間満了の日まで毎年 4 月 30 日に、また甲が必要と認めるときは貸付財産について権利の設定又は当該財産上に所在する建物その他工作物の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて貸付財産の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、正当な理由なく、第 1 項及び第 2 項に定める質問、調査、実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は第 1 項及び前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

#### (違約金)

第 18 条 乙は、第 8 条第 1 項に定める期間中に次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わねばならない。

- (1) 第 12 条、第 15 条第 1 項又は前条に定める義務に違反した場合 金 27,300,000 円
- (2) 第 11 条に定める義務に違反した場合 金 81,900,000 円
- (3) 第 20 条第 1 項に定める義務に違反した場合 金 27,300,000 円

2 乙は、第 8 条第 1 項に定める期間を経過した後において前項に定める義務に違反した場合の違約金（前項第 3 号を除く。）は、第 8 条第 2 項又は第 4 項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。

3 前 2 項に定める違約金は、第 23 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 乙が第 1 項又は第 2 項に定める違約金を支払う義務を負う場合に、甲が第 7 条第 7 項又は第 22 条第 3 項の規定により当該違約金の一部を契約保証金等と相殺したときは、第 1 項又は第 2 項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

#### (契約の解除)

第 19 条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第 12 条に定める期日までに、一切の工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得ることができず、第 11 条に定める用途に供することができないときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、第 1 項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

## 近畿財務局

近畿財務局は、近畿地方の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として設置された。本局は、地方自治体の財政状況を把握し、その改善を促進するための施策を実施している。また、地方自治体の財政運営を支援するための業務を行っている。

近畿財務局は、地方自治体の財政運営を支援するための業務を行っている。具体的には、地方自治体の財政状況を把握し、その改善を促進するための施策を実施している。また、地方自治体の財政運営を支援するための業務を行っている。

近畿財務局は、地方自治体の財政運営を支援するための業務を行っている。具体的には、地方自治体の財政状況を把握し、その改善を促進するための施策を実施している。また、地方自治体の財政運営を支援するための業務を行っている。

近畿財務局は、地方自治体の財政運営を支援するための業務を行っている。具体的には、地方自治体の財政状況を把握し、その改善を促進するための施策を実施している。また、地方自治体の財政運営を支援するための業務を行っている。

## 借付料の返還

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6) 貸付物件を暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用に使用したとき
- 4 甲は、前2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
  - 5 乙は、甲が第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
  - 6 乙は、第2条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除することができる。
  - 7 乙は甲に対して、前項に定める契約の解除を行おうとする日の1年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡し等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。

### (原状回復)

- 第20条 乙は、第2条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに、自己の責任と負担において、貸付財産上の建物その他工作物を除去し、貸付財産を原状に回復して、甲に更地で返還しなければならない。
- 2 乙は甲に対し、第2条に定める貸付期間が満了する日の1年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡しの日程等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。
  - 3 乙が第1項に定める義務に違反した場合には、甲は原状回復に要する費用を乙に請求するものとする。
  - 4 前項に定める金員は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
  - 5 本契約は、法第23条第2項の規定に基づくものであり、法第13条の規定にかかわらず、第2条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときに、乙は甲に対し、貸付財産上に乙が建築した建物その他一切の工作物、造作等を買取すべきことを請求することはできない。

### (貸付料滞納時の強制執行)

- 第21条 乙は本契約に定める金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨、異議なく承諾する。

### (貸付料の清算)



## 貸付契約書

第 22 条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

2 前項及び次項の規定により返還する未経過期間に係る貸付料には利息を付さないものとする。

3 甲は、本契約の解除により、乙が第 18 条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務があるときは、第 1 項の規定にかかわらず、返還する未経過期間にかかる貸付料の全部又は一部と相殺することができる。

### (損害賠償)

第 23 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙が前項の規定により損害賠償義務を負う場合に、甲が第 7 条第 7 項又は前条第 3 項の規定により当該損害賠償額の一部を契約保証金等と相殺したときは、前項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

### (延滞金の算定)

第 24 条 契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭の延滞金については、次の式により算定するものとする。

算定式	$\text{元本金額} \times 5\% \text{【延滞金利率】} \times (\text{延滞金起算日から納付の日までの日数} \div 365)$
-----	--

### (本契約にかかる日割計算)

第 25 条 甲及び乙が本契約に基づき支払うべき金銭の額について日割計算を要するときは、前条に基づき算定する場合を除き、閏年を含む期間についても、年 365 日当たりの割合とする。

### (信義誠実等の義務・疑義の決定)

第 26 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付財産が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

### (公正証書の作成費用)

第 27 条 公正証書を作成する費用は、乙の負担とする。

### (事前使用の禁止)

第 28 条 この貸付合意書締結後、公正証書を作成するまでの間、乙は甲の許可を得ずに貸付財産の使用をしてはならない。

### (裁判管轄)





第 29 条 本契約に関する訴えの管轄は、近畿財務局所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。

(地盤調査結果に関する特約)

第 30 条 甲及び乙は、第 8 条の貸付料が、平成 27 年 4 月 2 日に乙が甲に提出した「(仮称) M 学園小学校新築工事地盤調査報告書」記載の調査結果及び本書作成時点における貸付財産の地盤の現況を考慮した貸付料であることを確認する。

2 乙は、貸付財産の地耐力その他地盤状況を理由として、瑕疵担保責任に基づく契約解除、損害賠償、貸付料の減免、その他如何なる名目においても甲に対して財産上の請求を一切行うことができない。

3 乙が貸付財産に関して、地盤の整備、改良等の工事を実施した場合でも、乙は、同工事費用その他費用につき、民法第 608 条に基づく費用の償還、その他如何なる名目においても、甲に対して財産上の請求を一切行うことができない。

(その他有益費等の放棄)

第 31 条 乙は、本契約において甲が乙に対して支払うことを約するものを除き、貸付財産に関して乙が支出した必要費及び有益費等につき、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(本契約の効力)

第 32 条 本契約は、平成 27 年 5 月 13 日までに、事業用定期借地権の設定を目的とする本契約と内容において同一の公正証書が作成されることを停止条件として効力を生じる。

平成 27 年 月 日

貸付人 国

契約担当官 近畿財務局長

印

借受人 住所 大阪市淀川区塚本一丁目 6 番 25 号

氏名 学校法人 森友学園 理事長

印



國庫印紙

E W 第 2 0 号  
平成 2 7 年 5 月 日

# 国有財産売買予約契約書

照合済	検証済
27.4.30	27.4.30
	

# 近畿財務局

〒600-8501 京都市中京区  
西ノ京二丁目

近畿財務局 庶務課



## 国有財産売買予約契約書

国（以下「甲」という。）と学校法人森友学園（以下「乙」という。）は、甲、乙の間で平成27年〇月〇日付EW第20号により国有財産有償貸付合意書（以下「合意書」という。）を締結した下記物件（以下「本物件」という。）について、以下の条項により国有財産の売買予約契約書を締結する。

なお、合意書については、合意書に記載する条項を内容とする事業用定期借地契約書（以下「事業用定期借地契約」という。）を別途公正証書により締結する予定である。

### 記

#### 物件の表示

所在地	豊中市野田町1501番
区分・数量	土地・8,770.43㎡

第1条 甲と乙は、本物件につき、次条以下及び別紙「国有財産売買契約書」に記載する売買条件にて、売買予約契約を締結する。

第2条 本売買予約契約の売買予約完結権は、甲及び乙がそれぞれ有するものとし、甲又は乙の予約完結権の行使の意思表示があったときは、相手方の何らの意思表示なしに、当然に別紙「国有財産売買契約書」記載の売買契約が成立するものとする。

2 予約完結権は、甲においては、合意書第2条に定める貸付期間を満了した平成37年5月13日に行使しなければならないものとする。

3 予約完結権は、乙においては、合意書第2条に定める貸付期間内（平成27年5月13日から平成37年5月12日）に行使しなければならないものとする。

4 甲及び乙の予約完結権は、前2項の行使期間内に行使のないときは消滅し、本売買予約契約は、失効する。

5 甲及び乙は、第1項の予約完結権の意思表示を行う際には、書面をもって行わなければならない。

6 甲及び乙は、第1項の予約完結権を、第三者に譲渡、担保設定等行ってはならない。

# 近畿財務局

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

第3条 本売買予約契約書作成に至った経緯については、下記のとおりであることを、甲及び乙は、相互に確認する。

#### 記

乙は、本物件の取得を希望し、甲と交渉を重ねてきたが、本物件に関しては、売払いが原則となるところ、乙の強い要望により、別途賃貸期間10年の事業用定期借地契約を締結したうえで、同賃貸期間内に乙において売買予約完結権を行使し、本物件の売買契約を成立させるために本売買予約契約を作成することとなった。

第4条 本売買予約契約に基づき乙が本財産を買受ける価格は、甲又は乙が予約完結権を行使する時点の更地価格とし、財務省通達「平成13年3月30日付財理第1317号 国有財産評価基準について」に基づき算定するものとするが、同通達記載内容に変更が生じた場合には、予約完結権行使時点の国有財産関連通達に基づき算定するものとする。

- 2 前項の更地価格とは、建物等の定着物がなく、かつ、使用収益を制約する権利の付着がない土地の価格とし、借地権割合の控除も行わない価格とする。
- 3 第1項に定める価格は別紙「国有財産売買契約書」第2条に記載する。
- 4 甲は、第1項に定める買受価格の算定の際には、本物件の算定時における地盤の現況を価格要素として考慮する。

第5条 第2条の予約完結権の行使によって成立する売買条件は、本書に定めるもののほか、別紙「国有財産売買契約書」記載のとおりとする。

- 2 甲及び乙が予約完結権を行使する時点において、重大な事情の変化等により、本売買予約契約書及び別紙「国有財産売買契約書」記載の売買条件について変更する必要がある場合には、甲及び乙は、誠実に協議してこれに対応することとする。

第6条 乙が合意書第2条に定める貸付期間内（平成27年5月13日から平成37年5月12日）に本物件の予約完結権を行使しなかった場合には、乙は、甲の請求により、金93,200,000円の違約金（違約罰）を支払う。

第7条 乙において、別途締結する予定の事業用定期借地契約の賃貸期間満了前に、本売買予約契約書第2条に定めた予約完結権を行使した場合には、事業用定期借地契約については、甲及び乙の合意によって解除したものと

## 近畿財務局

近畿財務局は、近畿地方の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として、昭和24年に設立されました。現在は、地方自治体の財政を支援するための各種業務を行っています。

近畿財務局は、地方自治体の財政を支援するために、地方自治体の財政状況を調査し、その結果に基づいて、地方自治体の財政を支援するための各種業務を行っています。また、地方自治体の財政を支援するために、地方自治体の財政状況を調査し、その結果に基づいて、地方自治体の財政を支援するための各種業務を行っています。

近畿財務局は、地方自治体の財政を支援するために、地方自治体の財政状況を調査し、その結果に基づいて、地方自治体の財政を支援するための各種業務を行っています。また、地方自治体の財政を支援するために、地方自治体の財政状況を調査し、その結果に基づいて、地方自治体の財政を支援するための各種業務を行っています。

近畿財務局は、地方自治体の財政を支援するために、地方自治体の財政状況を調査し、その結果に基づいて、地方自治体の財政を支援するための各種業務を行っています。また、地方自治体の財政を支援するために、地方自治体の財政状況を調査し、その結果に基づいて、地方自治体の財政を支援するための各種業務を行っています。

近畿財務局は、地方自治体の財政を支援するために、地方自治体の財政状況を調査し、その結果に基づいて、地方自治体の財政を支援するための各種業務を行っています。また、地方自治体の財政を支援するために、地方自治体の財政状況を調査し、その結果に基づいて、地方自治体の財政を支援するための各種業務を行っています。



みなすこととする。

第8条 合意書冒頭で平成27年5月13日までに締結している公正証書による事業用定期借地契約が締結できなかった場合には、本売買予約契約は失効する。

第9条 本売買予約契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

第10条 本売買予約契約に関して疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 月 日

(甲) 国 契約担当官 近畿財務局長

印

(乙) 住所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
氏名 学校法人 森友学園 理事長

印

# 近畿財務局

（平成二十九年）

近畿財務局は、地方自治法に基づき、地方自治体の財政を補助し、地方自治体の財政の健全なる発展を期すこととす。

近畿財務局は、地方自治体の財政の健全なる発展を期すこととす。

近畿財務局は、地方自治体の財政の健全なる発展を期すこととす。

近畿財務局は、地方自治体の財政の健全なる発展を期すこととす。

局長 〇〇〇〇〇

近畿財務局 庶務課長 〇〇〇〇〇

近畿財務局は、地方自治体の財政の健全なる発展を期すこととす。

別紙

第7号書式（代金即納、用途指定（買戻特約付き）、時価売払用）

[収入印紙]

国有財産売買契約書

売払人国（以下「甲」という。）と買受人 学校法人森友学園（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおり。

所在地	区分	数量（㎡）		備考
豊中市野田町 1501番	土地	8,770	43	

（売買代金）

第2条 売買代金は、平成27年〇月〇日付EW第20号国有財産売買予約契約書第4条に基づき金額とする。

（代金の支払い）

第3条 乙は、売買代金を、本契約締結と同時に甲に支払わなければならない。

（登記嘱託請求書等）

第4条 乙は、本契約締結の際に、あらかじめ登録免許税相当額の印紙又は現金領収証書を添付した登記嘱託請求書、第17条に定める買戻しの特約の登記に必要な承諾書を、甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しがあったものとする。

（かし担保）

第7条 甲は、本契約締結後、売買物件に隠れたかしが発見された場合には、引渡しの日から2年間に限り民法第570条に規定する担保の責任を負う。

（危険負担）

第8条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰すことのできない事由により滅失又は損傷した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（事業計画等の変更）



第9条 乙は、第14条に定める指定期間が満了するまでの間に、やむを得ない事由により売払申請書に添付した事業計画又は利用計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更を必要とする事由及び変更後の計画を詳細に記載した書面をもって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

(工事完了の通知義務)

第10条 乙は、売払申請書に添付した利用計画(甲が前条の規定により当初計画の変更を承認しているときは、変更後の利用計画をいう。)に基づいて工事を完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(用途指定)

第11条 甲は、売買物件について、次条から第15条までに定めるところにより、乙と用途指定の特約をする。

(指定用途)

第12条 乙は、売買物件を売払申請書に添付した事業計画及び利用計画(甲が第9条の規定によりその変更を承認したときは、変更後の事業計画及び利用計画をいう。)に定めるところの用途(以下「指定用途」という。)に自ら供さなければならない。

(指定期日)

第13条 (削除)

(指定期間)

第14条 乙は、売買物件を本契約締結の日から10年間(以下「指定期間」という。)指定用途に供さなければならない。

(権利の設定等の禁止)

第15条 乙は、本契約締結の日から指定期間満了の日まで、甲の承認を得ないで、売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定(以下「権利の設定」という。)をし若しくは売買物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転(以下「所有権の移転」という。)をしてはならない。

(買戻しの特約)

第16条 甲は、乙が本契約締結の日から買戻期間満了の日までにおいて、甲の承認を得ないで次の各号の一に該当する行為をした場合には、売買物件の買戻しをすることができる。

(1) 第14条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき。

(2) 第12条及び第14条に定める義務に違反して指定用途以外の用途に供したとき。

(3) 第15条に定める義務に違反して権利の設定又は所有権の移転をしたとき。

2 前項に定める買戻しの期間は、本契約締結の日から10年間とする。

(買戻しの登記)

第17条 乙は、甲が前条第1項及び第2項の規定に基づき期間を10年とする買戻権並びに第21条第1項及び第2項に定める特約事項を登記することに同意する。

(用途指定の変更、解除等)



第 18 条 乙は、売買物件の全部又は一部について、やむを得ない事由により第 12 条から第 15 条までに定める用途指定の変更若しくは解除又は第 16 条第 1 項及び第 2 項に定める買戻しの特約を解除する必要がある場合には、詳細な事由を付した書面により甲に申請しなければならない。

2 甲が前項の申請に対し承認する場合には、書面によって行うものとする。

3 甲が前項に定める承認をする場合には、乙は甲の請求により甲の定める基準に基づき算定した額を納付しなければならない。

(実地調査等)

第 19 条 甲は、乙の第 12 条から第 15 条までに定める用途指定の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。 *△ 月 日*

2 乙は、本契約締結の日から第 14 条に定める指定期間満了の日まで毎年〇月〇日に、また甲が必要と認めるときは売買物件について権利の設定又は所有権の移転を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく、前 2 項に定める実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第 20 条 乙は、第 12 条から第 15 条までに定める用途指定の義務に違反したときは、次の各号に定めるところにより、甲に対し、違約金を支払わなければならない。ただし、第 2 項に該当する場合を除く。

(1) 第 14 条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき（指定用途以外の用途に供したときは次号による。）は金（売買代金の 1 割）円

(2) 第 12 条及び第 14 条に定める義務に違反して指定期間満了の日までに指定用途以外の用途に供したとき又は第 15 条に定める義務に違反して権利の設定又は所有権の移転をしたときは金（売買代金の 3 割）円

2 乙は、第 12 条から第 15 条までに定める用途指定の義務に違反した場合において、甲が用途指定義務を履行し難い特別の事由があると認めて用途指定の変更若しくは解除又は第 16 条に定める買戻しの特約の解除を認めるときは、甲に対し、金（売買代金の 1 割）円の違約金を支払わなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前条第 3 項に定める義務に違反して実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、甲に対し、金（売買代金の 1 割）円の違約金を支払わなければならない。

4 前 3 項の違約金は、第 26 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(買戻権の行使)

第 21 条 甲は、第 16 条第 1 項に定める買戻権を行使するときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。

## 近畿財務局

近畿財務局は、近畿地方の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として、昭和24年に設立されました。現在は、地方自治体の財政を支援するための様々な施策を実施しています。

近畿財務局は、地方自治体の財政を支援するための様々な施策を実施しています。例えば、地方自治体の財政を支援するための融資制度を設け、地方自治体の財政を支援するための様々な施策を実施しています。

近畿財務局は、地方自治体の財政を支援するための様々な施策を実施しています。例えば、地方自治体の財政を支援するための融資制度を設け、地方自治体の財政を支援するための様々な施策を実施しています。

近畿財務局は、地方自治体の財政を支援するための様々な施策を実施しています。例えば、地方自治体の財政を支援するための融資制度を設け、地方自治体の財政を支援するための様々な施策を実施しています。

近畿財務局は、地方自治体の財政を支援するための様々な施策を実施しています。例えば、地方自治体の財政を支援するための融資制度を設け、地方自治体の財政を支援するための様々な施策を実施しています。

近畿財務局は、地方自治体の財政を支援するための様々な施策を実施しています。例えば、地方自治体の財政を支援するための融資制度を設け、地方自治体の財政を支援するための様々な施策を実施しています。

近畿財務局は、地方自治体の財政を支援するための様々な施策を実施しています。例えば、地方自治体の財政を支援するための融資制度を設け、地方自治体の財政を支援するための様々な施策を実施しています。

近畿財務局は、地方自治体の財政を支援するための様々な施策を実施しています。例えば、地方自治体の財政を支援するための融資制度を設け、地方自治体の財政を支援するための様々な施策を実施しています。

近畿財務局は、地方自治体の財政を支援するための様々な施策を実施しています。例えば、地方自治体の財政を支援するための融資制度を設け、地方自治体の財政を支援するための様々な施策を実施しています。

近畿財務局は、地方自治体の財政を支援するための様々な施策を実施しています。例えば、地方自治体の財政を支援するための融資制度を設け、地方自治体の財政を支援するための様々な施策を実施しています。



- 2 甲は、買戻権を行使するときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、買戻権を行使するときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(契約の解除)

第 22 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) 売買物件を本契約の締結の日から指定期間満了の日までの間に、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸したとき

- 3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 4 乙は、甲が第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第 23 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。

ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)



第 24 条 乙は、甲が第 16 条第 1 項の規定により買戻権を行使したとき又は第 22 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として、買戻権を行使した場合においては買戻権行使時の、また、解除権を行使した場合においては契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(特別違約金)

第 25 条 甲は、第 16 条第 1 項の規定に基づき買戻権を行使することができる場合には、甲の選択により、買戻権の行使に代えて特別違約金を請求することができる。この場合において、乙が特別違約金を納付したときは、第 11 条に定める用途指定の特約は解除する。

2 前項の特別違約金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 売買物件の用途指定違反時の時価額が売買代金を超える場合は、当該超過額

(2) 売買物件の用途指定違反時の時価の 3 割に相当する額

(3) 売買物件の契約時の時価の 3 割に相当する額から第 20 条第 1 項に定める違約金を控除した額

(損害賠償)

第 26 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 27 条 甲は、第 23 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 20 条に定める違約金又は本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 28 条 本契約の締結及び履行並びに買戻権の抹消登記等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第 29 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 30 条 本契約に関する訴えの管轄は、近畿財務局所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。



(特約条項)

第31条 乙は、平成26年11月7日及び平成26年12月17日に甲が引き渡した「大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）土地履歴等調査報告書 平成21年8月」、「平成21年度大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務報告書（OA301）平成22年1月」、「大阪国際空港場外用地（OA301）土壤汚染概況調査業務報告書 平成23年11月」、「平成23年度大阪国際空港場外用地（OA301）土壤汚染深度方向調査業務報告書 平成24年2月」に記載の地下埋設物の存在及び土壤汚染の存在等を了承した上、売買物件を買い受けるものとする。

2 乙は、前項の内容に加えて、売買物件のうち一部471.875㎡が、豊中市より土壤汚染対策法第11条第1項で定める形質変更時要届出区域に指定されていることを了承した上、売買物件を買い受けるものとする。

3 前2項のかしについては、第7条の隠れたかしに該当しない。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

売出人 国  
契約担当官 近畿財務局長 印

買受人 住所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
氏名 学校法人 森友学園 理事長 印

# 近畿財務局

近畿財務局は、近畿地方の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として、昭和24年に設立されました。以来、地方自治体の財政の健全な発展に努め、地方自治体の財政の安定と増進に貢献してきました。

近畿財務局は、地方自治体の財政の健全な発展を促進するため、地方自治体の財政の健全な発展に努め、地方自治体の財政の安定と増進に貢献してきました。

近畿財務局は、地方自治体の財政の健全な発展を促進するため、地方自治体の財政の健全な発展に努め、地方自治体の財政の安定と増進に貢献してきました。

近畿財務局は、地方自治体の財政の健全な発展を促進するため、地方自治体の財政の健全な発展に努め、地方自治体の財政の安定と増進に貢献してきました。

近畿財務局は、地方自治体の財政の健全な発展を促進するため、地方自治体の財政の健全な発展に努め、地方自治体の財政の安定と増進に貢献してきました。

近畿財務局は、地方自治体の財政の健全な発展を促進するため、地方自治体の財政の健全な発展に努め、地方自治体の財政の安定と増進に貢献してきました。

近畿財務局は、地方自治体の財政の健全な発展を促進するため、地方自治体の財政の健全な発展に努め、地方自治体の財政の安定と増進に貢献してきました。

近畿財務局は、地方自治体の財政の健全な発展を促進するため、地方自治体の財政の健全な発展に努め、地方自治体の財政の安定と増進に貢献してきました。

近畿財務局は、地方自治体の財政の健全な発展を促進するため、地方自治体の財政の健全な発展に努め、地方自治体の財政の安定と増進に貢献してきました。

近畿財務局は、地方自治体の財政の健全な発展を促進するため、地方自治体の財政の健全な発展に努め、地方自治体の財政の安定と増進に貢献してきました。

照合済	検証済
27.4.30	27.4.30
	

## 確認書

国（以下「甲」という。）と学校法人森友学園（以下「乙」という。）は、甲、乙の間で平成27年〇月〇日付EW第2〇号により締結した下記物件（以下「本物件」という。）の国有財産売買予約契約（以下、「本件売買予約」という。）について、次のとおり確認する。

### 記

#### 物件の表示

所在地 豊中市野田町1501番  
区分・数量 土地・8,770.43㎡

第1条 乙は、経営努力を行い、可及的速やかに本件売買予約に基づく予約完結権を行使するよう努める。

第2条 乙は、本確認書の発効後、本件売買予約に基づく全ての債務の履行が完了するまでの間、毎年5月31日までに乙の経営、資金状況等を示す一切の書類（決算書、その他甲が指定する書類）を甲に提出する。

2 甲は、必要に応じて、乙の経営、資金状況及び本物件買受代金の積立状況等について、乙に説明を求めることができる。

3 甲は、毎年5月31日までに、本件売買予約の予約完結権を乙が行使するにあたり参考となる情報（国税庁が発表する最新の路線価に基づいた評価額等。但し、あくまでも本物件の本件売買予約に基づく売買代金は、本件売買予約契約書に基づいて算定する。）を乙に提供する。

4 前3項の情報交換の結果、甲が必要と判断した場合には、本件売買予約の予約完結権行使時期等、本件売買予約の履行の詳細について、甲は、乙に協議に応じることを求めることができる。

5 前項の協議の結果、乙において本件売買予約の予約完結権の行使が可能な状況にあることが判明した場合には、乙は、甲に対して、速やかに本件売買予約に基づく予約完結権を行使することを誓約する。

# 近畿財務局



国 契約書

6 前項の「乙において本件売買予約の予約完結権の行使が可能な状況にある」とは、乙の本物件の買受代金の原資としての手持ち資金及び大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準第1の7の(5)のエの基準の範囲内で外部調達可能な金額の合計額が、第3項により、甲が乙に提供した参考価格を超えた場合を指す。

第3条 本確認書は、本件売買予約の締結と同時に効力を発するものとする。

第4条 本確認書の解釈に疑義が生じたとき、又は本確認書に定めのない事項は、甲及び乙が協議して決定する。

以上を確認した証として、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 国 契約担当官 近畿財務局長

印

(乙) 住所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
氏名 学校法人 森友学園 理事長

印



## 合 意 書

国近畿財務局（以下「甲」という。）、学校法人森友学園（以下「乙」という。）及び国大阪航空局（以下「丙」という。）は、甲乙間で締結した、大阪府豊中市野田町 1501 番所在の土地（面積：8,770.43 m<sup>2</sup>、以下「本物件」という。）に係る平成 27 年〇月〇日付EW第 20 号の国有財産有償貸付合意書（以下、「合意書」という。）第 6 条に定める土壤汚染除去等費用の処理について、以下のとおり合意する。

第 1 条 甲及び乙は、合意書第 6 条第 2 項に定める「乙が支出した費用のうち甲の基準による検証を踏まえて乙と合意した額」につき、下記事実を停止条件として金〇〇円と定めることを合意する。なお、下記停止条件事実が成就しないことが確定した場合には、丙は乙にその旨通知する。

### 記

（停止条件となる事実）

上記合意金額につき、丙の予算措置が完了し、丙の乙に対する合意金額の支払時期、方法につき乙に文書により通知し、同通知が乙に到達すること

第 2 条 丙は、前条の金額を自らの予算によって乙に支払うことを約し、この支払金について甲に対して求償する権利を有していないことを認める。

第 3 条 丙は、第 1 条で定まった金額につき、丙の指定する方法によって分割又は一括にて乙に支払うこととし、同金員に対する支払時までの利息、遅延損害金は一切発生しないことを、甲、乙及び丙は確認する。

第 4 条 甲、乙及び丙は、甲乙間、甲丙間及び乙丙間には、合意書第 6 条に定める土壤汚染除去等費用の処理について、本合意書で定めるもののほか、何らの債権債務がないことを確認する。

本合意の成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

# 近畿財務局

近畿財務局は、地方自治体の財政を支援し、地方公共団体の健全な発展に寄与することを目的として、地方自治体の財政運営に関する調査・研究、財政相談、財政資料の提供、財政情報の公表等を行う。また、地方自治体の財政運営に関する調査・研究、財政相談、財政資料の提供、財政情報の公表等を行う。

近畿財務局は、地方自治体の財政を支援し、地方公共団体の健全な発展に寄与することを目的として、地方自治体の財政運営に関する調査・研究、財政相談、財政資料の提供、財政情報の公表等を行う。また、地方自治体の財政運営に関する調査・研究、財政相談、財政資料の提供、財政情報の公表等を行う。

近畿財務局は、地方自治体の財政を支援し、地方公共団体の健全な発展に寄与することを目的として、地方自治体の財政運営に関する調査・研究、財政相談、財政資料の提供、財政情報の公表等を行う。また、地方自治体の財政運営に関する調査・研究、財政相談、財政資料の提供、財政情報の公表等を行う。

近畿財務局は、地方自治体の財政を支援し、地方公共団体の健全な発展に寄与することを目的として、地方自治体の財政運営に関する調査・研究、財政相談、財政資料の提供、財政情報の公表等を行う。また、地方自治体の財政運営に関する調査・研究、財政相談、財政資料の提供、財政情報の公表等を行う。

近畿財務局は、地方自治体の財政を支援し、地方公共団体の健全な発展に寄与することを目的として、地方自治体の財政運営に関する調査・研究、財政相談、財政資料の提供、財政情報の公表等を行う。また、地方自治体の財政運営に関する調査・研究、財政相談、財政資料の提供、財政情報の公表等を行う。

近畿財務局は、地方自治体の財政を支援し、地方公共団体の健全な発展に寄与することを目的として、地方自治体の財政運営に関する調査・研究、財政相談、財政資料の提供、財政情報の公表等を行う。また、地方自治体の財政運営に関する調査・研究、財政相談、財政資料の提供、財政情報の公表等を行う。

國府和齋政

平成 年 月 日

(甲) 国 契約担当官 近畿財務局長 ○○○○ 印

(乙) 学校法人 森友学園 理事長 ○○○○ 印

(丙) 国 大阪航空局長 ○○○○ 印

# 近畿財務局

（以下は非常に薄い文字で印刷されたと思われる内容です）

〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

大阪航空局長 殿

近畿財務局長 富永 哲夫

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所屬普通財産の貸付契約に伴う  
契約保証金受入れについて

平成 2 5 年 4 月 3 0 日付阪空補第 5 9 0 号をもって貴局より処分依頼のありました下記財産に係る標記のことにつきまして、平成 2 7 年 4 月 2 8 日に処分等相手方である学校法人森友学園と見積り合わせを行い、国有財産有償貸付合意書第 7 条に基づく契約保証金の金額が確定しましたので通知します。

つきましては、下記日時に貴局にて処分等相手方より契約保証金を受け入れていただく必要がありますので、手続きの程よろしく願いいたします。

記

1. 貸付物件

- (1) 所在地 豊中市野田町 1 5 0 1 番
- (2) 口座名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区分・数量 土地・8, 7 7 0. 4 3 m<sup>2</sup>

2. 契約保証金受入れについて

- (1) 金額 金 2 7, 3 0 0, 0 0 0 円
- (2) 日時 平成 2 7 年 5 月 7 日 午前 1 1 時 0 0 分

以 上

# 近畿財務局

近畿財務局  
〒590-0001 大阪府堺市東区

電話 072-261-1111

近畿財務局 近畿財務局

近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局

近畿財務局 近畿財務局

近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局  
近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局  
近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局  
近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局  
近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局  
近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局  
近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局  
近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局

近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局

近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局

近畿財務局 近畿財務局

近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局

近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局 近畿財務局



歳入徴収官大阪航空局長 殿

契約担当官

近畿財務局長 富永 哲夫

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の貸付契約に伴う  
債権発生通知について

平成 2 5 年 4 月 3 0 日付阪空補第 5 9 0 号をもって貴局より処分依頼のありました下記財産  
につきまして、貸付契約（公正証書による事業用定期借地契約）を締結しましたので、国の債権  
等に関する法律第 1 2 条の規定に基づき通知します。

また、計算証明規則第 1 6 条及び 1 8 条に基づき必要書類（別紙 2）を送付します。

記

1. 貸付物件

- (1) 所在地 豊中市野田町 1 5 0 1 番
- (2) 口座名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区分・数量 土地・8, 7 7 0. 4 3 m<sup>2</sup>

2. 債務者の住所及び氏名

- (1) 住所 大阪市淀川区塚本 1 丁目 6 番 2 5 号
- (2) 氏名 学校法人森友学園
- (3) 送付先 住所と同様

3. 債権金額 別紙 1 のとおり。

4. 契約締結日 平成 2 7 年 月 日

5. 債権発生原因等

- (1) 債権発生の原因 貸付契約（事業用定期借地契約）
- (2) 債権の発生年度 平成 2 7 年度～平成 3 0 年度

以上

# 近畿財務局

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第一年次	第1回	2,275,000円	納入告知書の指定期日	
	第2回	2,275,000円	平成27年6月20日	
	第3回	2,275,000円	平成27年7月20日	
	第4回	2,275,000円	平成27年8月20日	
	第5回	2,275,000円	平成27年9月20日	
	第6回	2,275,000円	平成27年10月20日	
	第7回	2,275,000円	平成27年11月20日	
	第8回	2,275,000円	平成27年12月20日	
	第9回	2,275,000円	平成28年1月20日	
	第10回	2,275,000円	平成28年2月20日	
	第11回	2,275,000円	平成28年3月20日	
	第12回	2,275,000円	平成28年4月30日	
	計	27,300,000円		
第二年次	第1回	2,275,000円	平成28年5月20日	
	第2回	2,275,000円	平成28年6月20日	
	第3回	2,275,000円	平成28年7月20日	
	第4回	2,275,000円	平成28年8月20日	
	第5回	2,275,000円	平成28年9月20日	
	第6回	2,275,000円	平成28年10月20日	
	第7回	2,275,000円	平成28年11月20日	
	第8回	2,275,000円	平成28年12月20日	
	第9回	2,275,000円	平成29年1月20日	
	第10回	2,275,000円	平成29年2月20日	
	第11回	2,275,000円	平成29年3月20日	
	第12回	2,275,000円	平成29年4月30日	
	計	27,300,000円		
第三年次	第1回	2,275,000円	平成29年5月20日	
	第2回	2,275,000円	平成29年6月20日	
	第3回	2,275,000円	平成29年7月20日	
	第4回	2,275,000円	平成29年8月20日	
	第5回	2,275,000円	平成29年9月20日	
	第6回	2,275,000円	平成29年10月20日	
	第7回	2,275,000円	平成29年11月20日	
	第8回	2,275,000円	平成29年12月20日	
	第9回	2,275,000円	平成30年1月20日	
	第10回	2,275,000円	平成30年2月20日	
	第11回	2,275,000円	平成30年3月20日	
	第12回	2,275,000円	平成30年4月30日	
	計	27,300,000円		

## 近畿財務局

年度	種別	金額	単位	備考
昭和31年度	一般	1,200,000,000	円	
昭和32年度	一般	1,300,000,000	円	
昭和33年度	一般	1,400,000,000	円	
昭和34年度	一般	1,500,000,000	円	
昭和35年度	一般	1,600,000,000	円	
昭和36年度	一般	1,700,000,000	円	
昭和37年度	一般	1,800,000,000	円	
昭和38年度	一般	1,900,000,000	円	
昭和39年度	一般	2,000,000,000	円	
昭和40年度	一般	2,100,000,000	円	
昭和41年度	一般	2,200,000,000	円	
昭和42年度	一般	2,300,000,000	円	
昭和43年度	一般	2,400,000,000	円	
昭和44年度	一般	2,500,000,000	円	
昭和45年度	一般	2,600,000,000	円	
昭和46年度	一般	2,700,000,000	円	
昭和47年度	一般	2,800,000,000	円	
昭和48年度	一般	2,900,000,000	円	
昭和49年度	一般	3,000,000,000	円	
昭和50年度	一般	3,100,000,000	円	
昭和51年度	一般	3,200,000,000	円	
昭和52年度	一般	3,300,000,000	円	
昭和53年度	一般	3,400,000,000	円	
昭和54年度	一般	3,500,000,000	円	
昭和55年度	一般	3,600,000,000	円	
昭和56年度	一般	3,700,000,000	円	
昭和57年度	一般	3,800,000,000	円	
昭和58年度	一般	3,900,000,000	円	
昭和59年度	一般	4,000,000,000	円	
昭和60年度	一般	4,100,000,000	円	
昭和61年度	一般	4,200,000,000	円	
昭和62年度	一般	4,300,000,000	円	
昭和63年度	一般	4,400,000,000	円	
昭和64年度	一般	4,500,000,000	円	
昭和65年度	一般	4,600,000,000	円	
昭和66年度	一般	4,700,000,000	円	
昭和67年度	一般	4,800,000,000	円	
昭和68年度	一般	4,900,000,000	円	
昭和69年度	一般	5,000,000,000	円	
昭和70年度	一般	5,100,000,000	円	
昭和71年度	一般	5,200,000,000	円	
昭和72年度	一般	5,300,000,000	円	
昭和73年度	一般	5,400,000,000	円	
昭和74年度	一般	5,500,000,000	円	
昭和75年度	一般	5,600,000,000	円	
昭和76年度	一般	5,700,000,000	円	
昭和77年度	一般	5,800,000,000	円	
昭和78年度	一般	5,900,000,000	円	
昭和79年度	一般	6,000,000,000	円	
昭和80年度	一般	6,100,000,000	円	
昭和81年度	一般	6,200,000,000	円	
昭和82年度	一般	6,300,000,000	円	
昭和83年度	一般	6,400,000,000	円	
昭和84年度	一般	6,500,000,000	円	
昭和85年度	一般	6,600,000,000	円	
昭和86年度	一般	6,700,000,000	円	
昭和87年度	一般	6,800,000,000	円	
昭和88年度	一般	6,900,000,000	円	
昭和89年度	一般	7,000,000,000	円	
昭和90年度	一般	7,100,000,000	円	
昭和91年度	一般	7,200,000,000	円	
昭和92年度	一般	7,300,000,000	円	
昭和93年度	一般	7,400,000,000	円	
昭和94年度	一般	7,500,000,000	円	
昭和95年度	一般	7,600,000,000	円	
昭和96年度	一般	7,700,000,000	円	
昭和97年度	一般	7,800,000,000	円	
昭和98年度	一般	7,900,000,000	円	
昭和99年度	一般	8,000,000,000	円	
平成元年度	一般	8,100,000,000	円	
平成2年度	一般	8,200,000,000	円	
平成3年度	一般	8,300,000,000	円	
平成4年度	一般	8,400,000,000	円	
平成5年度	一般	8,500,000,000	円	
平成6年度	一般	8,600,000,000	円	
平成7年度	一般	8,700,000,000	円	
平成8年度	一般	8,800,000,000	円	
平成9年度	一般	8,900,000,000	円	
平成10年度	一般	9,000,000,000	円	
平成11年度	一般	9,100,000,000	円	
平成12年度	一般	9,200,000,000	円	
平成13年度	一般	9,300,000,000	円	
平成14年度	一般	9,400,000,000	円	
平成15年度	一般	9,500,000,000	円	
平成16年度	一般	9,600,000,000	円	
平成17年度	一般	9,700,000,000	円	
平成18年度	一般	9,800,000,000	円	
平成19年度	一般	9,900,000,000	円	
平成20年度	一般	10,000,000,000	円	

1. 計算証明規則第16条に基づく添付書類

- (1) 普通財産貸付決議書
- (2) 貸付申請書
- (3) 国有財産有償貸付合意書
- (4) 事業用定期借地権設定に係る公正証書

2. 計算証明規則第18条に基づく添付書類

- (1) 予定価格調書
- (2) 予定価格算出基礎資料(評価調書)
- (3) 見積書

3. その他参考書類

- (1) 国有財産売買予約契約書
- (2) 確認書
- (3) 位置図
- (4) 測量図
- (5) 不動産鑑定書(副本)

近畿財務局

証書第1055号

E W 第 2 0 号

平成27年 5月 日

大阪航空局長 殿

近畿財務局長 富永 哲夫

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の契約完了通知について

平成25年4月30日付阪空補第590号をもって貴局より処分依頼のありました下記財産に係る標記のことにつきまして、別添のとおり貸付契約（公正証書による事業用定期借地契約）を締結しましたので、通知します。

記

1. 貸付物件

- (1) 所在地 豊中市野田町1501番
- (2) 口座名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区分・数量 土地・8,770.43㎡

2. 契約相手方

- (1) 住所 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号
- (2) 名称 学校法人森友学園

以上

# 近畿財務局

近畿財務局  
〒590-0001 大阪府堺市東区

近畿財務局  
〒590-0001 大阪府堺市東区

近畿財務局  
〒590-0001 大阪府堺市東区

近畿財務局  
〒590-0001 大阪府堺市東区

近畿財務局  
〒590-0001 大阪府堺市東区

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局  
〒590-0001 大阪府堺市東区

近畿財務局

近畿財務局  
〒590-0001 大阪府堺市東区

近畿財務局



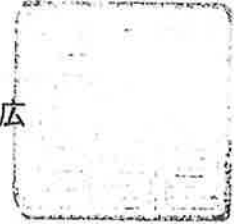


統括官	上席管理官	管理官

財理第2109号  
平成27年4月30日

近畿財務局長 殿

財務省理財局長 中原 広



普通財産の貸付けに係る特例処理について

平成27年2月4日付近財統-1第182号で申請のあった標記のことについては、申請のとおり承認する。



近畿財務局

近畿財務局  
近畿財務局



近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

別紙第1号様式



統括官	上	席	管理官

平成27年4月28日

財務大臣 殿

住所又は所在地 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号

申請者 学校法人 森友学園

氏名又は名称 理事長

普通財産貸付申請書

下記のとおり普通財産の貸付けを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所在地	区分	種目	構造	数量	希望貸付期間	使用目的	摘要
豊中市野田町 1501番	土地	宅地	—	8,770.43㎡	10年	小学校敷地	

【添付書類】

履歴事項全部証明書

印鑑証明書

\*発行から3ヶ月以内のものに限る

近畿財務局

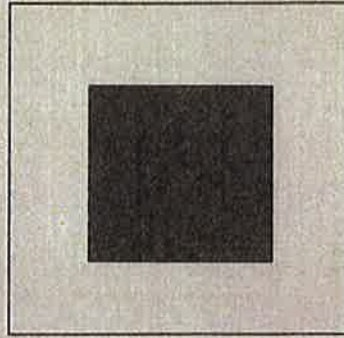


区 別	種別	金額	種別	金額	種別	金額

近畿財務局  
 局長 〇〇〇〇〇〇〇  
 副局長 〇〇〇〇〇〇〇  
 庶務課長 〇〇〇〇〇〇〇

# 印鑑証明書

会社法人等番号 1200-05-004758



名 称 学校法人森友学園  
 主たる事務所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
 理事長 籠池 康 博  
 [Redacted] 旧生

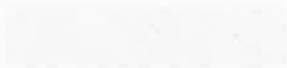
これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。  
(大阪法務局管轄)

平成27年 4月21日  
大阪法務局北出張所  
登記官

脇 本 佳 昭



近畿財務局



## 履歴事項全部証明書

大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
 学校法人森友学園  
 会社法人等番号 1200-05-004758

名称	学校法人森友学園		
主たる事務所	大阪市淀川区塚本四丁目7番8号		
	大阪市淀川区塚本一丁目6番25号	平成18年	4月 1日移転
		平成18年	6月19日登記
法人成立の年月日	昭和46年3月18日		
目的等	目的及び事業並びに設置する私立学校の名称 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、国家有為な人材を育成することを目的とする 設置する私立学校の名称 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 塚本幼稚園幼児教育学園 平成21年 4月 1日変更      平成21年 4月10日登記		
役員に関する事項	大阪府豊中市本町六丁目12番62号	平成23年	2月11日就任
	理事長      籠池 康 博	平成23年	2月17日登記
資産の総額	金2億529.5万4116円	平成23年	3月31日変更      平成23年 6月27日登記
	金3億268.3万1176円	平成24年	3月31日変更      平成24年 6月14日登記
	金3億868.7万2394円	平成25年	3月31日変更      平成25年 6月17日登記
	金4億202.8万7862円	平成26年	3月31日変更      平成26年 6月 9日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成12年 4月20日移記		

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

平成27年 4月21日

大阪法務局北出張所  
登記官

脇 本 佳 昭



近畿財務局






森友学園 新規学校設立案件 収支計画・借入返済計画概要(初年度1,2年生を募集 小学校2クラス)

生徒数 100%

収支計画	(千円)											
	平成26年度 △2期目	平成27年度 △1期目	平成28年度 1期目	平成29年度 2期目	平成30年度 3期目	平成31年度 4期目	平成32年度 5期目	平成33年度 6期目	平成34年度 7期目	平成35年度 8期目	平成36年度 9期目	平成37年度 10期目
借入金収入												
借入金収入												
人字金収入		3,400	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
施設費収入		52,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
学費収入		26,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
教育研究費収入		78,000	128,000	174,000	222,000	270,000	270,000	288,000	288,000	288,000	288,000	288,000
補助金収入		31,200	90,400	88,800	108,000	115,200	115,200	115,200	115,200	115,200	115,200	115,200
その他収入(給食代等)		16,800	33,600	50,400	67,200	84,000	84,000	100,800	100,800	100,800	100,800	100,800
収入合計A	0	223,000	284,900	378,500	472,100	565,700	611,300	611,300	611,300	611,300	611,300	611,300
教員人件費		55,000	72,900	130,974	110,896	133,594	133,594	133,594	133,594	133,594	133,594	133,594
職員人件費		10,500	14,280	14,566	18,571	22,731	23,186	23,186	23,186	23,186	23,186	23,186
臨時教員代		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
教育研究経費支出		24,000	28,800	34,560	41,472	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766
管理経費支出		36,000	24,000	28,800	34,560	41,472	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766
※1管理経費(借地料)	8,000	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300
その他支出(給食代等)		13,600	25,200	34,800	44,400	54,000	57,600	57,600	57,600	57,600	57,600	57,600
寄附償却費		20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
支払利息												
経費合計B	8,000	63,300	227,310	267,341	314,111	364,538	371,212	343,912	343,912	343,912	343,912	343,912
営業収支(A-B)	△ 8,000	△ 63,300	36,600	57,590	111,159	157,989	201,162	240,088	267,386	267,386	267,386	267,386

※2土地購入費:750,000

借入返済計画												
	平成26年度 △2期目	平成27年度 △1期目	平成28年度 1期目	平成29年度 2期目	平成30年度 3期目	平成31年度 4期目	平成32年度 5期目	平成33年度 6期目	平成34年度 7期目	平成35年度 8期目	平成36年度 9期目	平成37年度 10期目
自己資金・新築設備資金												
非営収支												
事業収支(初年度)												
(業債償却費)												
理事長・教員等												
新設時寄付金収入												
借入金												
返済												
次年度繰越額	261,000	512,700	△ 82,700	24,890	186,049	394,038	645,200	935,287	502,675	820,063	1,137,451	1,454,838

- 設定条件
- 1 1学年2クラス
  - 2 1クラス40人
  - 3 初年度は1,2年生募集  
※開設年度2年生のみ1クラス25人
  - 4 入学検定料20,000円
  - 5 入学金400,000円(初年度のみ)
  - 6 施設費200,000円(初年度のみ)
  - 7 授業料月額50,000円
  - 8 教育充実費月額20,000円
  - 9 補助金収入生徒1人年額210,000円
  - 10 その他収入(バス代等)は収支ゼロ
- 11 教員給与年額550万円  
5期目まで毎年3名増員する。給与は毎年2%アップ
- 12 職員給与年額350万円  
5期目まで生徒数に併せて増員する。2%アップ
- 13 臨時教員給与年額200万円
- 14 教育研究経費・管理経費  
月額200万円まで5期目まで毎年20%増加
- 15 地代は年額2730万円
- ※1 借地料は確定額ではない。(見積もり合わせ後に確定)
- ※2 土地購入費は確定額ではない。(見積もり合わせ後に確定)



風荷重計算書

## 校舎の配置図、各階平面図、立面図

※1階平面図が校舎配置図を兼ねる。

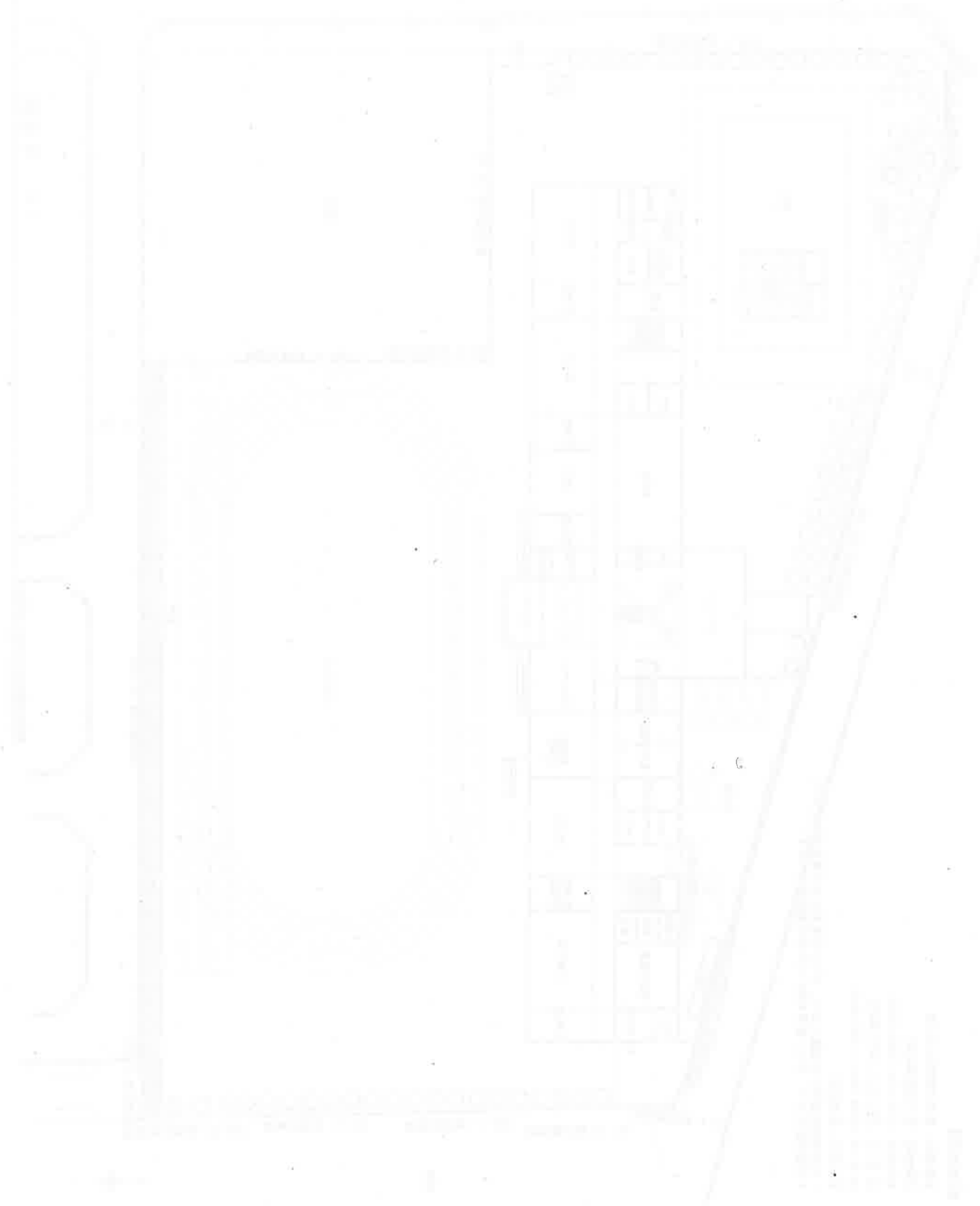
近畿財務局

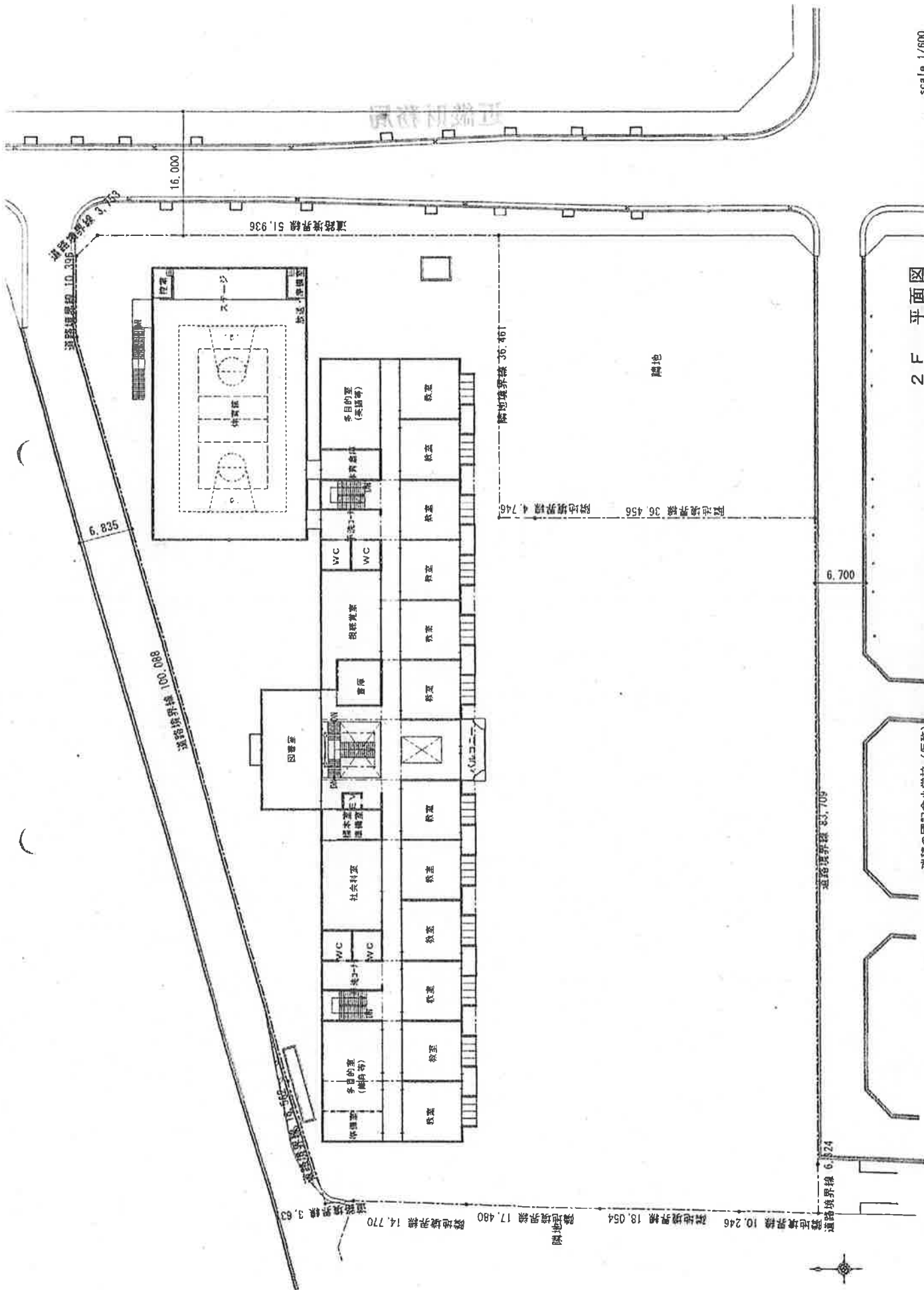
一、國庫、國庫平償券、國庫債券等對

於昭和二十一年



# 近畿財務局





2 F 平面图

scale 1/600

瑞穂の園記念小学校 (仮称)

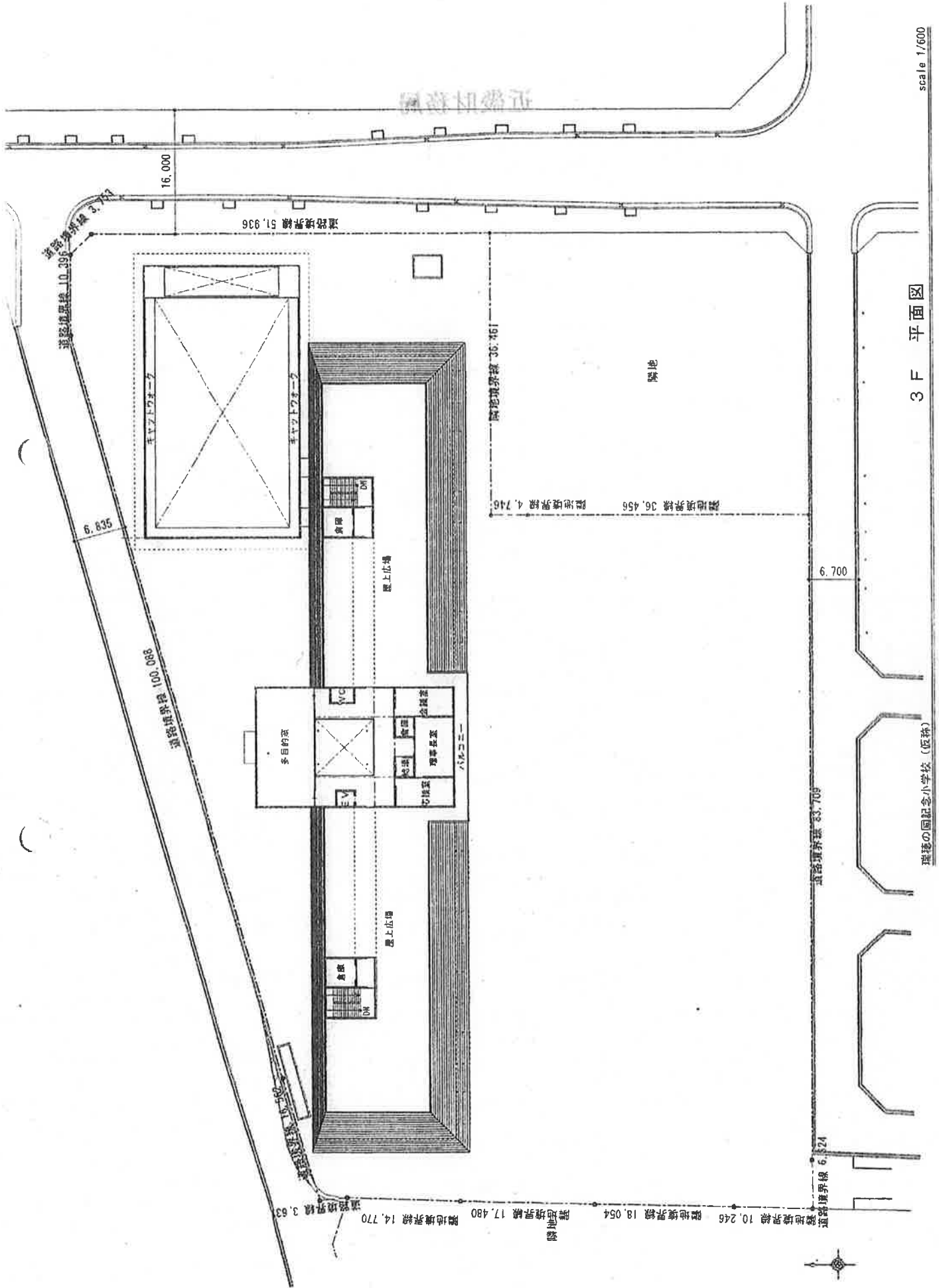


道路境界線 10.396  
 道路境界線 10.008  
 道路境界線 16.000  
 道路境界線 51.936  
 道路境界線 36.461  
 道路境界線 36.456  
 道路境界線 746  
 道路境界線 6.835  
 道路境界線 100.008  
 道路境界線 3.53  
 道路境界線 14.770  
 道路境界線 17.480  
 道路境界線 18.054  
 道路境界線 10.246  
 道路境界線 83.709  
 道路境界線 6.824  
 道路境界線 6.700

近畿財務局







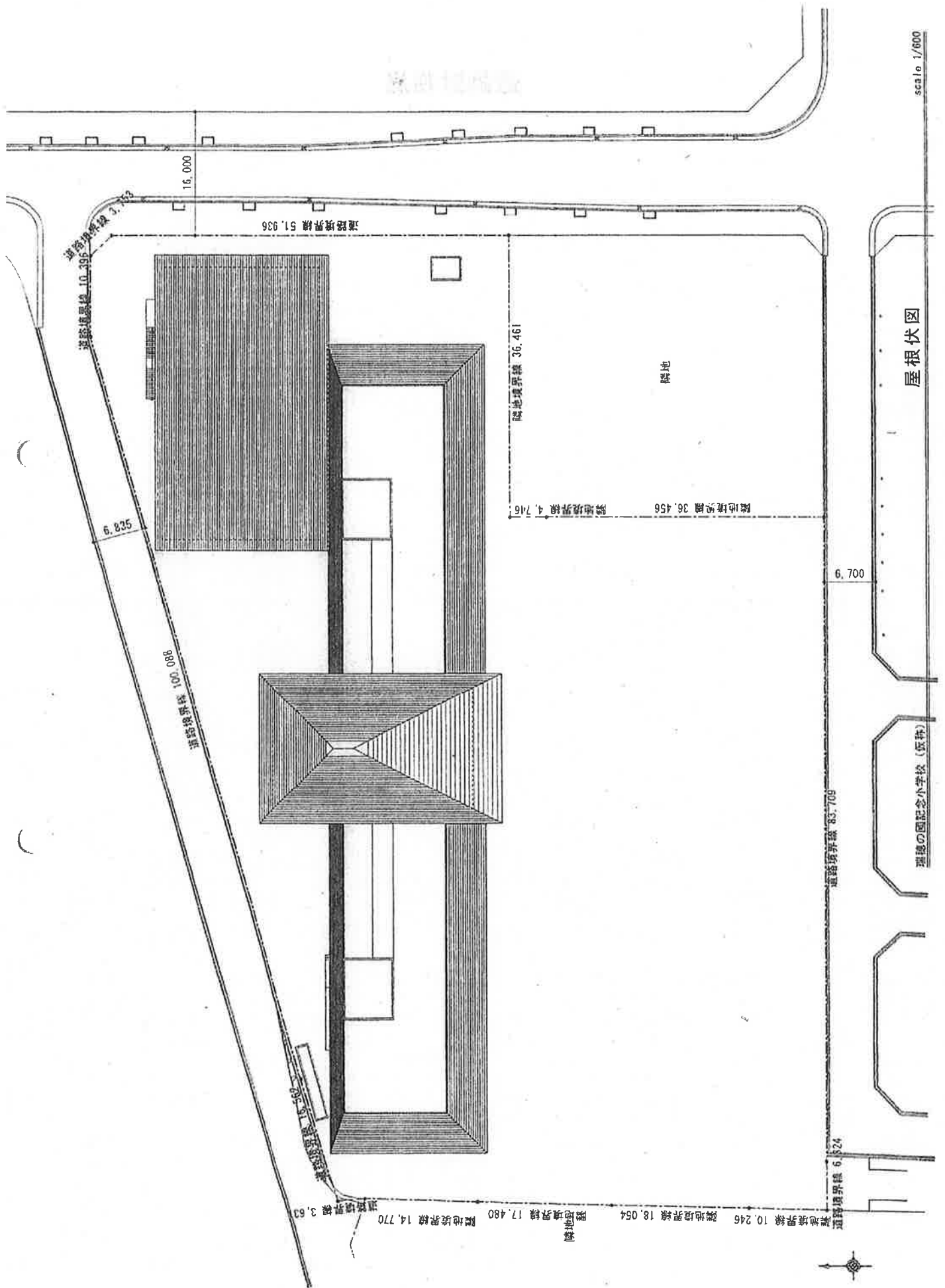
scale 1/600

3 F 平面図

東穂の園記念小学校 (仮称)

近畿財務局



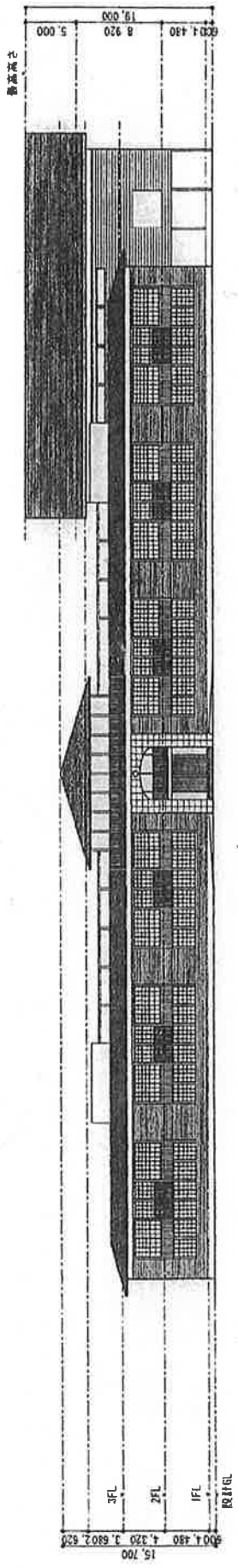


屋根伏図

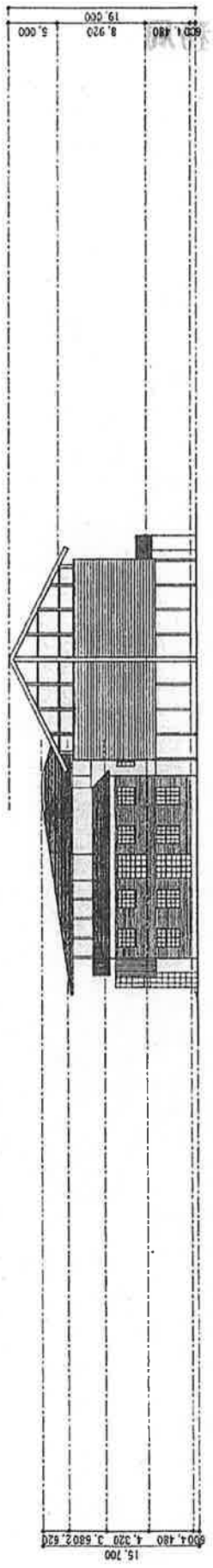
scale 1/600

近畿財務局

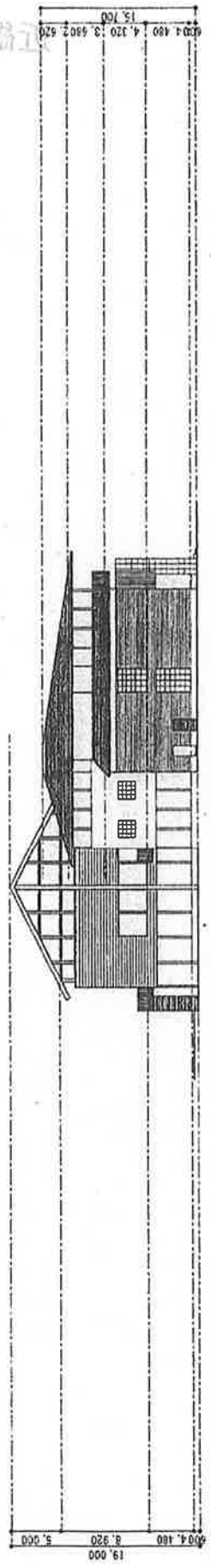




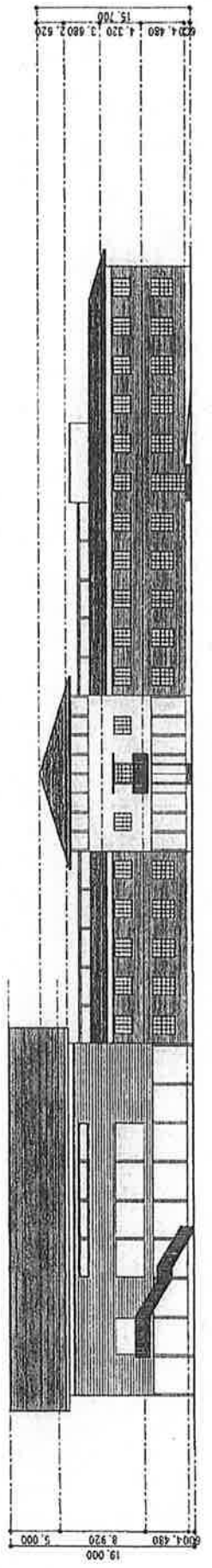
南立面图



東立面图



西立面图



北立面图

近畿財務局

<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p> <p>38</p> <p>39</p> <p>40</p> <p>41</p> <p>42</p> <p>43</p> <p>44</p> <p>45</p> <p>46</p> <p>47</p> <p>48</p> <p>49</p> <p>50</p> <p>51</p> <p>52</p> <p>53</p> <p>54</p> <p>55</p> <p>56</p> <p>57</p> <p>58</p> <p>59</p> <p>60</p> <p>61</p> <p>62</p> <p>63</p> <p>64</p> <p>65</p> <p>66</p> <p>67</p> <p>68</p> <p>69</p> <p>70</p> <p>71</p> <p>72</p> <p>73</p> <p>74</p> <p>75</p> <p>76</p> <p>77</p> <p>78</p> <p>79</p> <p>80</p> <p>81</p> <p>82</p> <p>83</p> <p>84</p> <p>85</p> <p>86</p> <p>87</p> <p>88</p> <p>89</p> <p>90</p> <p>91</p> <p>92</p> <p>93</p> <p>94</p> <p>95</p> <p>96</p> <p>97</p> <p>98</p> <p>99</p> <p>100</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p> <p>38</p> <p>39</p> <p>40</p> <p>41</p> <p>42</p> <p>43</p> <p>44</p> <p>45</p> <p>46</p> <p>47</p> <p>48</p> <p>49</p> <p>50</p> <p>51</p> <p>52</p> <p>53</p> <p>54</p> <p>55</p> <p>56</p> <p>57</p> <p>58</p> <p>59</p> <p>60</p> <p>61</p> <p>62</p> <p>63</p> <p>64</p> <p>65</p> <p>66</p> <p>67</p> <p>68</p> <p>69</p> <p>70</p> <p>71</p> <p>72</p> <p>73</p> <p>74</p> <p>75</p> <p>76</p> <p>77</p> <p>78</p> <p>79</p> <p>80</p> <p>81</p> <p>82</p> <p>83</p> <p>84</p> <p>85</p> <p>86</p> <p>87</p> <p>88</p> <p>89</p> <p>90</p> <p>91</p> <p>92</p> <p>93</p> <p>94</p> <p>95</p> <p>96</p> <p>97</p> <p>98</p> <p>99</p> <p>100</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p> <p>38</p> <p>39</p> <p>40</p> <p>41</p> <p>42</p> <p>43</p> <p>44</p> <p>45</p> <p>46</p> <p>47</p> <p>48</p> <p>49</p> <p>50</p> <p>51</p> <p>52</p> <p>53</p> <p>54</p> <p>55</p> <p>56</p> <p>57</p> <p>58</p> <p>59</p> <p>60</p> <p>61</p> <p>62</p> <p>63</p> <p>64</p> <p>65</p> <p>66</p> <p>67</p> <p>68</p> <p>69</p> <p>70</p> <p>71</p> <p>72</p> <p>73</p> <p>74</p> <p>75</p> <p>76</p> <p>77</p> <p>78</p> <p>79</p> <p>80</p> <p>81</p> <p>82</p> <p>83</p> <p>84</p> <p>85</p> <p>86</p> <p>87</p> <p>88</p> <p>89</p> <p>90</p> <p>91</p> <p>92</p> <p>93</p> <p>94</p> <p>95</p> <p>96</p> <p>97</p> <p>98</p> <p>99</p> <p>100</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p> <p>38</p> <p>39</p> <p>40</p> <p>41</p> <p>42</p> <p>43</p> <p>44</p> <p>45</p> <p>46</p> <p>47</p> <p>48</p> <p>49</p> <p>50</p> <p>51</p> <p>52</p> <p>53</p> <p>54</p> <p>55</p> <p>56</p> <p>57</p> <p>58</p> <p>59</p> <p>60</p> <p>61</p> <p>62</p> <p>63</p> <p>64</p> <p>65</p> <p>66</p> <p>67</p> <p>68</p> <p>69</p> <p>70</p> <p>71</p> <p>72</p> <p>73</p> <p>74</p> <p>75</p> <p>76</p> <p>77</p> <p>78</p> <p>79</p> <p>80</p> <p>81</p> <p>82</p> <p>83</p> <p>84</p> <p>85</p> <p>86</p> <p>87</p> <p>88</p> <p>89</p> <p>90</p> <p>91</p> <p>92</p> <p>93</p> <p>94</p> <p>95</p> <p>96</p> <p>97</p> <p>98</p> <p>99</p> <p>100</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p> <p>38</p> <p>39</p> <p>40</p> <p>41</p> <p>42</p> <p>43</p> <p>44</p> <p>45</p> <p>46</p> <p>47</p> <p>48</p> <p>49</p> <p>50</p> <p>51</p> <p>52</p> <p>53</p> <p>54</p> <p>55</p> <p>56</p> <p>57</p> <p>58</p> <p>59</p> <p>60</p> <p>61</p> <p>62</p> <p>63</p> <p>64</p> <p>65</p> <p>66</p> <p>67</p> <p>68</p> <p>69</p> <p>70</p> <p>71</p> <p>72</p> <p>73</p> <p>74</p> <p>75</p> <p>76</p> <p>77</p> <p>78</p> <p>79</p> <p>80</p> <p>81</p> <p>82</p> <p>83</p> <p>84</p> <p>85</p> <p>86</p> <p>87</p> <p>88</p> <p>89</p> <p>90</p> <p>91</p> <p>92</p> <p>93</p> <p>94</p> <p>95</p> <p>96</p> <p>97</p> <p>98</p> <p>99</p> <p>100</p>
---	---	---	---	---



統括官	上原	管理官

平成27年3月 / 日

近畿財務局長 殿

大阪市淀川区塚本一丁目2番25号

学校法人 森友学園

理事長 龍池 康博

要 望 書

下記国有地につきましては、平成25年8月26日付文書により貴局へ取得等要望書を提出しているところです。

今回の計画は小学校新設であるため、校舎建設等に多額の初期投資を必要とすること等から、当初の費用負担を極力抑えたいと考えております。

国有地の処分は売却が原則であることは伺っておりますが、このような事情を斟酌いただき、下記国有地について10年間の事業用定期借地契約と売買予約契約の締結をお願いいたします。

売買予約契約締結後、〇年後を目途に遅くとも10年までの間に国有地を買受けることを確約します。なお、経営努力を行い、〇年後より早期に国有地購入ができるよう努めます。

記

所在地 豊中市野田町1501番  
区分・数量 土地・8,770.43㎡

# 近畿財務局



近畿財務局  
財政部  
財政部

近畿財務局  
財政部  
財政部

近畿財務局  
財政部  
財政部



誓約書

学校法人 森友学園

私

当法人

理事長 籠池 康博

は、国と国有財産貸付契約を締結するにあたり、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は物件を第三者に賃貸すること。

契約担当官財務（支）局長殿

平成27年 3 月 / 日

住所又は所在地 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号

氏名又は名称 学校法人森友学園 理事長 籠池康博

※ 法人の場合には、別紙役員一覧を添付

近畿財務局

[Faint, illegible text, likely header information or introductory paragraph]

[Faint, illegible text, likely the main body of the document]

[Faint, illegible text, likely concluding remarks or a signature block]

[Faint, illegible text, possibly a date or reference number]



[Faint, illegible text, likely names or titles of officials]

[Faint, illegible text at the bottom right corner]

別紙

役員一覽

役職名	氏名（ふりがな）	性別	住所	生年月日
理事長	かごいけやすひろ 籠池康博	男	豊中市本町6-12-62	
理事				
理事				
理事				
理事				
理事				
監事				

(注) 本様式には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合には、その者も含む）全員を記載すること

## 近畿財務局

区分	種別	金額	延滞率	備考
	国庫・地方債	1,000,000	0%	国庫
	地方債	500,000	0%	国庫
	地方債	500,000	0%	国庫
	地方債	500,000	0%	国庫
	地方債	500,000	0%	国庫
	地方債	500,000	0%	国庫
	地方債	500,000	0%	国庫
	地方債	500,000	0%	国庫
	地方債	500,000	0%	国庫
	地方債	500,000	0%	国庫
	地方債	500,000	0%	国庫
	地方債	500,000	0%	国庫

近畿財務局 平成 年 月 日現在  
 延滞率 0.0%



第3号様式

統括官	上 席	管理官	担当者

平成25年8月26日

近畿財務局長 宛

住 所 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号

地方公共団体名 (法人名) 学校法人

理事長 籠 池 康 博

未利用国有地等の取得等要望について

下記の未利用国有地等について別紙のとおり要望します。

記

1. 財産の所在等

所 在 地： 豊中市野田町1501番

区分・数量： 宅地 8770.43㎡

2. 担当及び連絡先

理事長 籠池康博

TEL 06-6301-2166

携帯

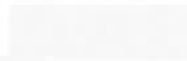
もしくは事務担当

TEL

携帯




近畿財務局



第3号様式(別紙)利用計画書

(社会福祉法人、学校法人用)

項目		内容	添付書類	
1. 財産の所在等	(1) 所在地	豊中市野田町1501番		
	(2) 地目	宅地		
	(3) 数量	8770, 43㎡		
2. 利用用途		私立小学校用地		
3. 取得等方法	(1) 取得等方法	購入(できれば、当初は借地、その後に購入)		
	(2) 取得等時期	平成26年度予定		
	(3) 貸付要望期間	8年間は貸付を受けて、その後に購入したい。		
	(4) 建築物の構造	鉄筋コンクリート・鉄骨造4階建		
4. 取得等希望価格 (定期借地を希望される場合は、希望年額貸付料を記載)				
5. 要望理由	(1) 事業の必要性	イ 当該国有地で事業又は施設整備を必要とする理由(代替地の有無)	既設幼稚園の卒業生の進学先として豊中市に所在する当該国有地が適地であるため。	
	(2) 事業の緊急性	イ 緊急に事業又は施設整備を必要とする理由	なし	
		ロ 緊急の度合	なし	
	(3) 事業の実現性	イ 事業計画の概要	別紙記載	開設概要
		ロ 事業実施スケジュール	別紙記載	スケジュール表
		ハ 事業に必要となる法令上の手続の有無等(許認可、補助金の有無等)	大阪府の許可	
		ニ 事業に対する地域住民の意見等	なし	
		ホ 資金計画(予算措置)の状況等 ※	別紙記載	創立予算費・負債償還計画書
	(4) 利用計画の妥当性	イ 当該施設規模の決定理由	既設幼稚園の卒業生数から規模を決定	
		ロ 事業又は施設の利用見込 ※	別紙記載	開設概要
	(5) 整備する施設等の関係法令上の整合	イ 都市計画法		
		ロ 建築基準法	建ぺい率60% 容積率200%	
		ハ 地元協定等	未定	
ニ 地域の整備計画等				

近畿地方公共団体の財政状況

### 近畿財務局

種別	項目	金額	単位
収入	地方交付金	1,234,567	円
	地方債	876,543	円
	地方税	543,210	円
	地方手数料	210,987	円
支出	地方債償還	987,654	円
	地方税	654,321	円
	地方手数料	321,098	円
	地方交付金	1,098,765	円
繰越金	繰越金	123,456	円
	繰越金	765,432	円
繰上金	繰上金	456,789	円
	繰上金	234,567	円
繰下金	繰下金	345,678	円
	繰下金	123,456	円
繰越金	繰越金	234,567	円
	繰越金	123,456	円
繰上金	繰上金	123,456	円
	繰上金	765,432	円
繰下金	繰下金	345,678	円
	繰下金	123,456	円
繰越金	繰越金	123,456	円
	繰越金	765,432	円
繰上金	繰上金	456,789	円
	繰上金	234,567	円
繰下金	繰下金	345,678	円
	繰下金	123,456	円



第3号様式(別紙)利用計画書

項目	内容	添付書類
6. その他		

近畿財務局

印刷部

# 開設概要

森友学園

近畿財務局

夏 期 短 期

國 庫 支 給

# 1. 開成小学校設置趣意書

設立代表者 龍池 康博

山があり、白い雲の浮んだ青い空がすっきりとみえ、目いっぱい広がる田畑が眼いっぱい広がっている風情。日本人の一番大好きな景色であります。つづくわえと海が見え、川があり、富士山があり、農作業、漁業、林業の勤労に汗をかく人々と付近で遊んでいる子供たちの笑顔が付けられたされると、比べようのない感傷を伴った、なつかしい風景となるのです。

日本人の感性は素晴らしい、自然全体を我事のように思い、考え、自然と共生一体化してきた歴史を積み重ね、八百万神をあがめまつってきた。このことが、よこしまな事を考えた時に「神機がみではるぞ」の一言で日本の悠久の歴史での歴史の申における各時代の教育をほ常に真摯に学び、一生努合実践に励んでいるという事が、文書遺跡からも散見される。

平安時代には懸田院、足利時代には足利学校、江戸時代には名藩校、中央は昌平黉、ちまたには寺子屋などの、時の為政者が帝からまかされた日本の国民を天よりの預かりものとして、しっかりとした人間教育にあたってきた。近代国家になって開成校をはじめとする各学校、実業学校ができあがり、開成時代を築き、素晴らしい偉人を輩出した。

東日本大震災はこの日本の国にとって、様々な教訓を与え、国の指針の変化をもたらした。東北人を代表とする、全体を見て動く律儀さ、礼節を守り、人のことを自らのことのごとく思い、ルールにのっとって動く。

これは原日本人の特質であり、聖徳太子以前、神代の時代から培われてきた。また、和の文化そして奈良・平安時代の自然との共生の中で過じ、命を見つめてきた。極楽浄土の死生観、鎌倉時代より武士の生き方と共に培われてきた武士道、徳び、教び的な道、そこに商人・工業者・農民にも生き方が清潔であり、メリハリがあり、けじめなど、していいこととしてはならぬ事を律する道ができてきた。それらを覆いつくすように、仏教・神道の思想が人々に広まり、日本的考え方、生き方が生まれてきた。

明治維新 majority の日本人独自の考え方に、西洋よりの植民地化を防ぐべく、和魂洋才の考えと富国強兵の考えに、明治天皇のつくられた教育勅語の26の徳目がプラスされ、「立派な日本人は、貧しい中にも美徳を持った民族だ」と言われてきた。

翻して、先の大東亜戦争（太平洋戦争）後は、日本人の高邁なる現存する各国が独立自尊国家となるという理念を経済一辺倒の特化集中せしめ、エコノミックマニュアルといわれるごとく拝金主義的、利己的な下賤な人々を増殖せしめた。

# 近畿財務局

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

その値やかに成長してきた日本人気質をゆがめたのが、大東亜（太平洋）戦争の敗戦であった。国それぞれの立場、考え方があったにせよ、有色人種で 5 大強国になった日本人に対する風当たりは強かったのである。

明治維新時よりかなりきつく、軍部の廃止とともに武士道は廃れ、ハードに西欧化・アングロサクソンの文化共産主義文化にまみれてきた。その西欧共産的個人主義の伸長化とともに、日本人の美徳をなくし、高度経済成長時は、まだ、戦前の文化を踏っている人たちが、勤勉・勤労活躍し、日本の名を上げた。しかし今は国の施策の曖昧さによって、勤労・勤勉感がなくなって久しい。

ここで重要なのは、原日本人を復活させ、日本文化の再生であり、教育の再興である。

大東亜戦争終結後、高度経済成長し、GNP 世界第二位の国家になったものの我国は東北大震災を象徴とする未曾有の国家的危機に瀕している。国家としての品格を落とし、国民の道徳的退廃、国民としての自覚の欠如など、日本人のすばらしき精神性がもろくもくずれさり、世界に冠たる長き歴史と伝統にのっとり築きあげてきた秀れものの日本がわざわざ国際連合のとった協定（こども権利条約・男女共同参画・雇用均等法・夫婦別姓など）に比准することにより、日本人の品性をおとしめ世界超一流の教育力をわざわざ低下せしめた。政党政治の墮落、政治家としての資質の悪化、他民族に囲まれた国としての危機管理の欠落、など我国の存在を疑わせるような事実が表面化してきた。これはひとえに民族劣化である。たいへんな時期に遭遇したと思わざるをえない。現在の大人達は国力としての GNP の維持発展と日本国民としての自覚の上に将来の担い手である子供達の育成に心血をそそがねばならない。

学校法人森友学園は創立 60 年の歴史の中で幼稚園単体としての学校法人化第 1 号として学校法人としての幼児教育に他の幼稚園に先駆けて邁進してまいりました。すでに卒業生 20,000 名余が各界で活躍しています。歴史と伝統教育を実践する中で、日本人の『志』と『誠』そして『和』が戦後教育の中で喪失してしまい、幼児教育が大切だといわれながら本来の幼児教育（幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期と位置づけられ、幼児期における教育がその後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであると認識して教育にあたる）を推進してきた幼稚園は少数となってしまった。されど、大多数は保育所の延長となる今、これら少数の幼稚園の中で唯一の歴史と伝統教育カリキュラムを実践するうちに、幼児の成長した受け皿が必要で、その受け皿の中でさらにひと際的人間的成長（すなわち、常に革新の目を持ち innovation- いかんすることにも疑問の目を持ちつつ motivation- 停滞することなく歴史を伝統文化を進化させることが重要である moving-）に誘う真の初等教育機関を自らの学園として開設する運びとなった。

この開設により足下の地域社会への貢献とともに、日本人を意識しつつ、アジア人として世界貢献できる人材育成期間ができたことになる。学力・人格とも優れた人材育成には都会の中にありながら郊外を思わせる広域ロケーションの中で校舎やグラウンド、本校の特色である生活教育の場とし

# 近畿財務局

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text appears to be organized into several paragraphs and possibly a table or list structure, but the characters are too light to transcribe accurately.)



ての諸施設が想像力を豊かにする自然をめぐって配置し、地域の公園や地域の文教施設と一体化した としての立ち位置となる。

教師は溢れんばかりの情熱を以て子どもたち一人ひとりと向き合い長所を見開き、個性を伸長するのが使命である。算数力・国語力・歴史・道徳・自然・これも結果を知るのではなく、なぜ、こうなったのかという、プロセスとどういう方法であれば、どうなったのであろうと考えることが、これからの日本にとって最重要となります。

我らは日本国の存在さらには発展とともにそのためには一人一人の日本国民としての自覚を持ち、大いなる志をもって青少年の教育に邁進することを決意した。

孝行・忠節・和順・友愛・信義・勤学・立志・剛毅・仁慈・礼譲  
儉素・忍耐・廉潔・敏智・剛勇・公平・度量・誠断・勉職

を教育の基本におき、国家国民の為になる国民としての人材開発に主力をおき国際貢献をも視野に入れながら幅広い活躍ができる日本国民をそだてあげていきたい。

ここに小学校を に設置し、平成28年4月開校することを宣言する。

# 近畿財務局

（ここに非常に薄い印刷された文章が複数行にわたって表示されています。内容はほとんど読み取れません。）

（ここに2行程度の薄い印刷された文章が表示されています。）

（ここに3行程度の薄い印刷された文章が表示されています。）

3. 学級編制表

学年 年度	第1年度		第2年度		第3年度		第4年度		第5年度		第6年度	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
平成 28年度	2	70	2	80	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 29年度	2	70	2	80	2	80	0	0	0	0	0	0
平成 30年度	2	70	2	80	2	80	2	80	0	0	0	0
平成 31年度	2	70	2	80	2	80	2	80	2	80	0	0
平成 32年度	2	70	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80
平成 33年度	2	70	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80



4. 教職員編制表

年度 区分	第1年度		第2年度		第3年度		第4年度		第5年度		第6年度	
	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
校長	1		1		1		1		1		1	
教頭	1		1		1		1		1		1	
教諭	4	1	6	2	8	2	10	3	12	3	12	3
講師		2		2		5		3		5		5
保健師	1		1		1		1		1		1	
事務員	2	1	2	2	2	2	3	2	3	3	3	3
学校医		1		1		1		1				1
合計	9	5	11	7	13	10	16	9	18	12	18	12



平成25年9月30日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、学校教育法にもとづき、開成小学校に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本校は教育基本法および学校教育法に則り、開成小学校における教育機関として、初等普通教育を行い、児童の学力と人格の形成につとめ、社会の有為な形成者を養成することを目的とする。

(名称)

第3条 本校は、開成小学校という

(位置)

第4条 本校は、  
に置く。

(収容定員)

第5条 本校の収容定員は、470名とする。

(学校評価)

- 第6条 校長は、本校の教育活動および学校運営の状況について自己評価を行う。
- 2 校長は、前項に定める自己評価の結果をふまえて学校関係者評価を行う。
  - 3 校長は、自己評価および学校関係者評価の結果を公表する。
  - 4 校長は、自己評価および学校関係者評価の結果を理事長に報告する。

(学校評議員)

- 第7条 本校に学校評議員を置く。
- 2 学校評議員に関する必要な事項は、学校評議員規程による。
- 第2章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第8条 本校の修業年限は、6年とする。

# 近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局

近畿財務局



(学年)

第9条 学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律によって休日とされる日

(2) 日曜日

(3) 土曜日のうち、校長が定める日

(4) 学園創立記念日

(5) 春季休業日 4月1日から4月5日まで

(6) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(7) 冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで

(8) 学年末休業日 3月23日から3月31日まで

(9) 前各号に掲げるもののほか、校長が教育上特に必要と定める日

2 教育上必要がある場合には、前項にかかわらず休業日を授業日に変更して授業を行うことがある。

3 非常災害その他の事情により、校長が必要と認めた場合は、臨時に授業を行わないことがある。

### 第3章 教育課程及び授業日数

(教育課程)

第12条 教育課程は別表1に定める。

2 教育課程は、小学校学習指導要領の基準に基づき編成する。

(授業日数)

第13条 授業日数は毎学年210日以上とする。

### 第4章 学習の評価・評定及び課程の修了、卒業

(学習評価・評定)

第14条 学習評価は、平常の成績と考査等を総合して学年末に行う。

2 学習の評価および評定に関する必要な事項は、別に定める。

# 近畿財務局

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿

近畿地方 近畿地方 近畿地方  
近畿地方 近畿地方 近畿地方  
近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿

近畿地方 近畿地方 近畿地方  
近畿地方 近畿地方 近畿地方  
近畿地方 近畿地方 近畿地方  
近畿地方 近畿地方 近畿地方  
近畿地方 近畿地方 近畿地方  
近畿地方 近畿地方 近畿地方  
近畿地方 近畿地方 近畿地方  
近畿地方 近畿地方 近畿地方  
近畿地方 近畿地方 近畿地方  
近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿

近畿地方 近畿地方 近畿地方  
近畿地方 近畿地方 近畿地方  
近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿

近畿地方 近畿地方 近畿地方  
近畿地方 近畿地方 近畿地方  
近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿

近畿地方 近畿地方 近畿地方  
近畿地方 近畿地方 近畿地方  
近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿

近畿地方 近畿地方 近畿地方  
近畿地方 近畿地方 近畿地方  
近畿地方 近畿地方 近畿地方

(課程の修了)

第15条 各学年の課程の修了は、別に定めるところにより校長が認定する。

2 各学年の課程の修了認定は、学年末に行う。

(原級留置)

第16条 校長は、教育上必要があると認められる場合は、別に定めるところにより、原級に留め置くことがある。

(卒業認定)

第17条 校長は、全学年の教育課程を修了した者に対し、卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

第5章 職員組織

(職員組織)

第18条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) ※必要であれば
- (3) 教頭
- (4) 主幹教諭
- (5) 教諭
- (6) 養護教諭
- (7) 司書教諭
- (8) 講師
- (9) 事務長
- (10) 事務職員
- (11) その他必要な教職員

2 前項に定めるもののほか次の者を置く。

- (1) 学校医
- (2) 学校歯科医
- (3) 学校薬剤師

(校務の運営)

第19条 本校の運営は、開成小学校の運営規程による。

第6章 入学、退学、転学、休学等

# 近畿財務局

（注）

1. 本表は、平成27年度末現在の数値を示す。

（注）

2. 本表は、平成27年度末現在の数値を示す。

（注）

3. 本表は、平成27年度末現在の数値を示す。

（注）

4. 本表は、平成27年度末現在の数値を示す。

（注）

5. 本表は、平成27年度末現在の数値を示す。

（注）

6. 本表は、平成27年度末現在の数値を示す。

（注）

7. 本表は、平成27年度末現在の数値を示す。

（注）

8. 本表は、平成27年度末現在の数値を示す。

（注）

9. 本表は、平成27年度末現在の数値を示す。

（注）

10. 本表は、平成27年度末現在の数値を示す。

11. 本表は、平成27年度末現在の数値を示す。

（注）

12. 本表は、平成27年度末現在の数値を示す。

（注）

（注）

13. 本表は、平成27年度末現在の数値を示す。

14. 本表は、平成27年度末現在の数値を示す。

(入学資格)

第20条 本校の第1学年に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ、入学者の選抜に合格した者とする。

- (1) 市区町村長から就学通知書を受けた年齢満6歳以上の者
- (2) 校長が入学資格を認めた者

(入学志願)

第21条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書のほか別に定める書類および入学検定料を添えて校長に願い出なければならない。

- 2 入学検定料の納付に関する必要な事項は、別に定める。

(入学者の選抜)

第22条 入学志願者に対し、入学者選抜要項により入学者の選抜を行う。

- 2 前項の選抜による合格者は、校長が決定する。

(入学許可)

第23条 入学者の選抜に合格した者は、所定の期日までに入学金を納付し、別に定める書類を提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
- 3 入学金の納付に関する必要な事項は、別に定める。

(保護者)

第24条 入学者の選抜に合格した者の親権者または後見人は、保護者として届け出たうえ、誓約書を提出しなければならない。

- 2 保護者は、学校の教育活動に協力しなければならない。
- 3 保護者は、住所や氏名などの届出内容を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 保護者が死亡または失踪したとき、新たな保護者は速やかに届け出なければならない。

(編入学)

第25条 校長は、教育上支障がないと認められる場合は、第2学年以上の相当の学年に編入学を許可することができる。

- 2 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第26条 校長は、特別の事情があり、教育上支障がないと認められる場合は、第2学年以

# 近畿財務局

局長 斎藤 隆夫

局長 齋藤 隆夫  
局長 齋藤 隆夫  
局長 齋藤 隆夫  
局長 齋藤 隆夫

局長 齋藤 隆夫

局長 齋藤 隆夫  
局長 齋藤 隆夫  
局長 齋藤 隆夫  
局長 齋藤 隆夫

局長 齋藤 隆夫

局長 齋藤 隆夫  
局長 齋藤 隆夫  
局長 齋藤 隆夫  
局長 齋藤 隆夫

局長 齋藤 隆夫

局長 齋藤 隆夫  
局長 齋藤 隆夫  
局長 齋藤 隆夫  
局長 齋藤 隆夫

局長 齋藤 隆夫

局長 齋藤 隆夫  
局長 齋藤 隆夫  
局長 齋藤 隆夫  
局長 齋藤 隆夫

局長 齋藤 隆夫

局長 齋藤 隆夫  
局長 齋藤 隆夫  
局長 齋藤 隆夫  
局長 齋藤 隆夫

局長 齋藤 隆夫

局長 齋藤 隆夫  
局長 齋藤 隆夫  
局長 齋藤 隆夫  
局長 齋藤 隆夫

上の相当の学年に転入学を許可することができる。

2 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(編転入学資格)

第 27 条 編入学または転入学できる者は、相当年齢に達し、校長が前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認めたとする。

(編転入学の志願、選抜、入学手続き、保護者)

第 28 条 編入学および転入学については、第 21 条から第 24 条までを準用する。

(休学)

第 29 条 児童が疾病その他やむを得ない事情により休学しようとするときは、校長に願い出なければならない。

- 2 校長は、前項の願い出が正当であると認められた場合は、休学を許可することができる。
- 3 休学期間を超えても復学できないときは、校長は退学を命じることがある。
- 4 休学に関する必要な事項は、別に定める。

(復学)

第 30 条 休学中の児童が復学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学)

第 31 条 児童が他の学校に転学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第 32 条 児童が疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第 33 条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

- (1) 学費または在籍料を納めない者
- (2) 休学期間を超えてなお復学しない者
- (3) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者
- (4) 入学手続き完了者で、就学意思がない者
- (5) 死亡した者もしくは行方不明になった者





- 2 除籍に関する必要な事項は、別に定める。

#### 第7章 学費、その他納付金

##### (学費及び入学校定料等)

第34条 学費とは、入学金、授業料および教育充実費をいう。

- 2 学費、入学校定料およびその他の納付金(以下、「学費等」という。)の額は別表2に定める。

##### (学費等の納付)

第35条 保護者は、児童の在学中、所定の期日までに入学金を除く学費を納付しなければならない。

- 2 保護者は、休学を許可された場合、在籍料を納付しなければならない。
- 3 特別な事情のある場合は、別に定めるところにより、学費を減免するところがある。
- 4 学費等の納付に関する必要な事項は、別に定める。

##### (納付金の不返付)

第36条 すでに納入した学費等の納付金は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

#### 第8章 賞罰

##### (表彰)

第37条 校長は、学業及び学校生活などにおいて他の児童の模範となる児童に対し、表彰することがある。

##### (懲戒)

第38条 児童がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分に反する行為のあったときは、校長は懲戒を行う。

- 2 懲戒は、訓告および退学とする。
- 3 退学は次の各号の一に該当する児童に対して行うものとする。
  - (1) 学校生活における性行が不良で、改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学業成績が不良で、卒業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなく、出席状態が不良の者
  - (4) 学校内外において、反社会的な行いまたは著しい人権侵害を行った者など学校の秩序を乱し、その他本校児童としての本分に反した者
- 4 訓告は、前項各号の一に該当し、改悛の情が明らかな者に行う。



西武和洋園

(賠償)

第39条 児童が本校の施設、設備または備品を破損または紛失した場合、保護者に賠償を求めることがある。

2 保護者は前項により賠償を求められたときは、速やかに賠償しなければならない。

第9章 改廃

(改廃)

第40条 この学則の改廃は、理事会において決定する。

教育課程表

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
国語	362	342	304	285	220	220
社会			76	114	114	114
算数	204	245	266	228	247	247

理科			114	133	130	130
生活	130	133				
音楽	74	76	68	68	67	67
図画工作	74	76	68	68	67	67
家庭					68	66
体育	111	114	114	114	95	95
道徳	50	50	50	50	50	50
特別活動	105	105	35	35	35	35
学習の時間			75	75		
外国語活動	30	30	30	30	35	35
総授業時数	1,130	1,171	1,200	1,200	1,128	1,125

幼稚園時代に1、2年次の教育は概ね終了。  
1、2年次は3年次の教育を実施。

- ・将棋
- ・英語
- ・史学
- ・算数
- ・国語
- ・論語
- ・体育
- ・茶道
- ・音楽(和洋)
- ・日本国論
- ・算盤
- ・修身
- ・心の教育(宗教的情操)
- ・ラグビー
- ・偉人伝
- ・国家観の醸成
- ・楽器演奏
- ・国史
- ・礼法
- ・剣道

# 近畿財務局

近畿財務局 近畿地方公共団体の財政管理に関する業務の執行に必要とする事項を定めることにより、その執行の統一を図るとともに、その執行の効率化を図ることに努むる。

近畿財務局 近畿地方公共団体の財政管理に関する業務の執行に必要とする事項を定めることにより、その執行の統一を図るとともに、その執行の効率化を図ることに努むる。

## 表 1

項目	内容	備考	備考	備考	備考	備考
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20

近畿財務局 近畿地方公共団体の財政管理に関する業務の執行に必要とする事項を定めることにより、その執行の統一を図るとともに、その執行の効率化を図ることに努むる。

近畿財務局 近畿地方公共団体の財政管理に関する業務の執行に必要とする事項を定めることにより、その執行の統一を図るとともに、その執行の効率化を図ることに努むる。

別表2(第34条関係)

(1) 入学検定料

(単位：円)

区分	金額
入学、編入学、転入学	20,000

(2) 学費

① 入学金

(単位：円)

区分	金額
入学、編入学、転入学	300,000

② 入学金以外の学費(年額)

(単位：円)

名称	金額
授業料	55,000×12ヶ月 <del>660,000</del> 660,000
教育充実費	5,000×12ヶ月 60,000 6,000

(3) 在籍料(月額)

(単位：円)

名称	金額
在籍料	1,000

# 近畿財務局

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿地方	近畿地方	近畿地方
近畿地方	近畿地方	近畿地方

近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿地方	近畿地方	近畿地方
近畿地方	近畿地方	近畿地方

近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿地方	近畿地方	近畿地方
近畿地方	近畿地方	近畿地方
近畿地方	近畿地方	近畿地方
近畿地方	近畿地方	近畿地方

近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿地方	近畿地方	近畿地方
近畿地方	近畿地方	近畿地方

①校地

校地の面積

面積 8,770 m<sup>2</sup>

面積 8,770 m<sup>2</sup>

区分	面積			備考
	専用	共用	計	
校舎敷地	1,499 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	1,499 m <sup>2</sup>	
運動場	8,000 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	8,000 m <sup>2</sup>	必要面積6,300m <sup>2</sup> 以上
その他	14,501 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	14,501 m <sup>2</sup>	
計	24,000 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	24,000 m <sup>2</sup>	

②校舎

構造 鉄筋コンクリート造 地上3階 地下2階

延床面積 4,213 m<sup>2</sup> (必要面積3,150 m<sup>2</sup>以上)

187 2972

積算15

校舎の面積

棟	構造	階	室	面積			備考
				専用	共用	計	
1	RC造	1	普通教室	576 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	576 m <sup>2</sup>	9室
1	RC造	2	普通教室	576 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	576 m <sup>2</sup>	9室
			特別教室		m <sup>2</sup>		
1	RC造	B1	音楽室	128 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	128 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B1	同上準備室	42 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	42 m <sup>2</sup>	
1	RC造	2	図工家庭科	128 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	128 m <sup>2</sup>	
1	RC造	2	同上準備室	32 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	32 m <sup>2</sup>	
1	RC造	2	理科室	96 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	96 m <sup>2</sup>	
1	RC造	2	同上準備室	32 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	32 m <sup>2</sup>	
1	RC造	2	図書室	128 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	128 m <sup>2</sup>	
1	RC造	2	同上準備室	24 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	24 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B2	事務室	18 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	18 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B1	校長応接	64 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	64 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B1	会議室	40 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	40 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	放送室	12 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	12 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	職員室	128 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	128 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	保健室	64 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	64 m <sup>2</sup>	
1	RC造	2	多目的	64 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	64 m <sup>2</sup>	
			その他	2,060 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	2,060 m <sup>2</sup>	
			計	4,213 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	4,213 m <sup>2</sup>	





その他

棟	構造	階	室	面積			備考
				専用	共用	計	
1	RC造	B2	用務室	6 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	6 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B2	玄関ホール	40 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	40 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B2	WC	6 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	6 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B2	倉庫	36 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	36 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B2	廊下等	22 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	22 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B1	休憩室	31.5 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	31.5 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B1	更衣室(女)	26 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	26 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B1	更衣室(男)	16 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	16 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B1	WC	8 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	8 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B1	倉庫	16 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	16 m <sup>2</sup>	
1	RC造	B1	廊下等	72.5 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	72.5 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	配膳室	48 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	48 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	ランチルーム	130 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	130 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	玄関ホール	128 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	128 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	倉庫・印刷	20 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	研究室	32 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	32 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	WC	80 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	80 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	倉庫	24 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	24 m <sup>2</sup>	
1	RC造	1	廊下等	256 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	256 m <sup>2</sup>	
1	RC造	2	WC	64 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	64 m <sup>2</sup>	
1	RC造	2	廊下等	272 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	272 m <sup>2</sup>	
1	RC造	3	講堂	330 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	330 m <sup>2</sup>	
1	RC造	3	控室	22 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	22 m <sup>2</sup>	
1	RC造	3	ホール	46 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	46 m <sup>2</sup>	
1	RC造	3	昼の間	132 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	132 m <sup>2</sup>	
1	RC造	3	WC	26 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	26 m <sup>2</sup>	
1	RC造	3	倉庫	24 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	24 m <sup>2</sup>	
1	RC造	3	廊下等	146 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	146 m <sup>2</sup>	
1	RC造	3	バルコニー	88 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	88 m <sup>2</sup>	
1	RC造	3	屋上	666 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	666 m <sup>2</sup>	



開成小学校新築工事 総合関連工事見積書

2011.9.26

名称	概要	数	単位	単価	金額	備考
内訳						
A 建築工事費		1	式		720,000,000	電気、機械、空調、BT 含む 体育館含まず、両原機器具類などの △ 213㎡ (1,274坪)
B 外構工事	園庭、塀壁整備	1	式		40,000,000	
	柵門	1	〃		15,000,000	600㎡
	排水関係、その他	1	〃		15,000,000	
	植樹費	1	〃		12,000,000	
	小計				82,000,000	
C その他経費		1	〃		3,000,000	地質調査費申請料
D 設計監理費		1	〃		40,000,000	開業申請含まず
E 防犯設備費		1	〃		2,000,000	
F 太陽光発電		1	〃		3,000,000	
計					850,000,000	
消費税					42,500,000	
合計					892,500,000	

調度備品費	事務用品	1	〃		1,500,000	
	事務機	1	〃		1,500,000	
	学童用備品	1	〃		12,000,000	机、椅子
	教材	1	〃		10,000,000	
	その他	1	〃		2,500,000	電話含む
遊具体育器具費		1	〃		8,000,000	
合計					35,500,000	
消費税					1,775,000	
合計					37,275,000	

設計



## スケジュール表

H25. 9. 2	近畿財務局 取得要望書 提出
H25. 9. 5	大阪府 私学課協議開始
H25. 10	融資銀行具体的協議開始
	私学審議会提出書面の準備
H26. 7	私学審議会（融資確定・土地購入等確定・校舎 図面確定）
H26. 12	小学校設置認可
H27. 1	校舎工事入札
H27. 2	地質調査
H27. 4	校舎工事開始
H <del>27</del> <sup>28</sup> . 8. 中旬	児童募集
H28. 2. 下旬	校舎竣工式
H28. 4. 1	開学

# 近畿財務局

## 報告書

項目	金額	単位
総務課	1,234,567	円
税務課	2,345,678	円
建設課	3,456,789	円
保健課	4,567,890	円
教育課	5,678,901	円
産業課	6,789,012	円
環境課	7,890,123	円
福祉課	8,901,234	円
労働課	9,012,345	円
総計	49,815,347	円

10. 創立予算費・負債償還計画書

収入

科目	予算額(千円)	適用
設置者負担金	200,000 千円	
借入金	820,000 千円	
計	1,020,000 千円	

支出

科目	予算額(千円)	適用
校地取得費	千円	定期借入
校舎建築費	600,000 千円	
教具等購入費	10,000 千円	
図書購入費	10,000 千円	
計	620,000 千円	

# 近畿財務局

（注）本表は、平成27年度末の状況を示している。

（単位）億円

品目	（円）/（百万円）	品目
	円 300,000	建設費
	円 200,000	人件費
	円 100,000	雑費

（単位）億円

品目	（円）/（百万円）	品目
	円 100,000	建設費
	円 200,000	人件費
	円 300,000	雑費
	円 400,000	その他
	円 500,000	雑費



誠實印製

平成 2 5 年 度

計 算 書 類

学校法人 森 友 学 園

近畿財務局

## 1 学校法人 森友学園

第1号様式

## 資金収支計算書

平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで

(単位 円)

収入の部 科	目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入		( 73,700,000)	( 73,994,975)	(Δ 294,975)
保育料収入		34,000,000	34,098,900	Δ 98,900
入園金収入		3,000,000	3,050,000	Δ 50,000
教育費収入		19,500,000	19,544,000	Δ 44,000
行事費収入		2,400,000	2,408,240	Δ 8,240
給食費収入		11,300,000	11,354,500	Δ 54,500
教材費収入		3,500,000	3,539,335	Δ 39,335
寄付金収入		( 4,900,000)	( 4,950,444)	(Δ 50,444)
一般寄付金収入		4,900,000	4,950,444	Δ 50,444
補助金収入		( 54,963,000)	( 54,963,000)	( 0)
大阪府経常費補助金		28,353,000	28,353,000	0
特別支援教育費補助金		9,408,000	9,408,000	0
就園奨励費補助金		17,202,000	17,202,000	0
資産運用収入		( 6,850,000)	( 6,859,126)	(Δ 9,126)
受取利息・配当金収入		50,000	55,688	Δ 5,688
施設設備利用料収入		6,800,000	6,803,440	Δ 3,440
資産売却収入		( 800,000)	( 809,220)	(Δ 9,220)
車輛売却収入		800,000	809,220	Δ 9,220
事業収入		( 10,000,000)	( 10,217,240)	(Δ 217,240)
用品代収入		2,000,000	2,073,650	Δ 73,650
スクールバス維持費収入		4,900,000	4,920,000	Δ 20,000
ホームクラス収入		1,000,000	1,048,590	Δ 48,590
未就園児保育料収入		1,500,000	1,575,000	Δ 75,000
未就園児教育費収入		600,000	600,000	0
雑収入		( 4,900,000)	( 5,080,546)	(Δ 180,546)
退職金財団給付金収入		100,000	138,000	Δ 38,000
その他の雑収入		3,400,000	3,472,660	Δ 72,660
団体助成金収入		1,400,000	1,469,886	Δ 69,886
借入金等収入		( 333,900,000)	( 334,000,000)	(Δ 100,000)
長期借入金収入		319,600,000	319,678,000	Δ 78,000
短期借入金収入		14,300,000	14,322,000	Δ 22,000
前受金収入		( 3,600,000)	( 3,650,000)	(Δ 50,000)
入学前受金収入		3,100,000	3,150,000	Δ 50,000
施設利用料前受金収入		500,000	500,000	0
その他の収入		( 33,710,000)	( 33,807,097)	(Δ 97,097)
出資金返済収入		110,000	110,000	0
前期末未収入金回収収入		800,000	846,000	Δ 46,000
立替金回収収入		10,900,000	10,932,178	Δ 32,178
預り金受入収入		21,900,000	21,918,919	Δ 18,919
資金収入調整勘定		(Δ 3,600,000)	(Δ 3,638,000)	( 38,000)
期末未収入金		Δ 100,000	Δ 138,000	38,000
前期末前受金		Δ 3,500,000	Δ 3,500,000	0
前年度繰越支払資金		213,177,111	213,177,111	
収入の部合計		736,900,111	737,870,759	Δ 970,648



## 1 学校法人 森友学園

(単位 円)

支出の部	目	予	算	決	算	差	異
人件費支出		(	85,650,000)	(	85,546,160)	(	103,840)
教員人件費支出			41,300,000		41,243,768		56,232
職員人件費支出			24,200,000		24,164,392		35,608
退職金支出			150,000		138,000		12,000
教育研究経費支出		(	30,500,000)	(	29,813,296)	(	686,704)
消耗品費支出			4,200,000		4,118,871		81,129
光熱水費支出			1,400,000		1,396,255		3,745
旅費交通費支出			850,000		834,763		15,237
研究費支出			700,000		622,648		77,352
車輛燃料費支出			500,000		423,577		76,423
通信運搬費支出			700,000		698,689		1,311
行事費支出			6,500,000		6,431,948		68,052
給食費支出			9,200,000		9,114,360		85,640
保健衛生費支出			600,000		536,247		63,753
修繕費支出			500,000		430,117		69,883
損害保険料支出			200,000		168,670		31,330
賃借料支出			2,400,000		2,397,957		2,043
諸会費支出			300,000		295,655		4,345
報酬委託手数料支出			2,400,000		2,328,910		71,090
雑費支出			50,000		14,629		35,371
管理経費支出		(	16,380,000)	(	15,609,781)	(	770,219)
消耗品費支出			400,000		346,717		53,283
光熱水費支出			400,000		349,063		50,937
旅費交通費支出			800,000		744,950		55,050
車輛燃料費支出			50,000		2,133		47,867
福利費支出			600,000		509,157		90,843
通信運搬費支出			200,000		170,006		29,994
修繕費支出			50,000		17,424		32,576
損害保険料支出			1,000,000		988,520		11,480
公租公課支出			1,500,000		1,472,744		27,256
広報費支出			300,000		281,495		18,505
諸会費支出			300,000		280,365		19,635
会議費支出			300,000		225,142		74,858
渉外費支出			1,400,000		1,385,036		14,964
報酬委託手数料支出			4,300,000		4,216,697		83,303
用品代支出			1,600,000		1,515,086		84,914
スクールバス維持費支出			2,100,000		2,076,760		23,240
ホームクラス支出			80,000		75,540		4,460
雑費支出			1,000,000		952,966		47,034
借入金等利息支出		(	3,800,000)	(	3,776,628)	(	23,372)
借入金利息支出			3,800,000		3,776,628		23,372
借入金等返済支出		(	357,200,000)	(	356,853,967)	(	346,033)
短期借入金返済支出			37,500,000		37,509,931	△	9,931
長期借入金返済支出			319,000,000		318,644,036		355,964
学校債返済支出			700,000		700,000		0
施設関係支出		(	1,100,000)	(	1,065,750)	(	34,250)
建設仮勘定支出			1,100,000		1,065,750		34,250
設備関係支出		(	3,300,000)	(	3,211,088)	(	88,912)
車輛支出			3,300,000		3,211,088		88,912
その他の支出		(	26,550,000)	(	26,303,900)	(	246,100)
保証金支払支出			150,000		141,750		8,250
保険積立金支払支出			1,100,000		1,028,160		71,840

# 近畿財務局

No.	Name	Address	Details
1	近畿財務局	京都府京都市中京区	本局
2	第一支局	京都府京都市	第一支局
3	第二支局	京都府京都市	第二支局
4	第三支局	京都府京都市	第三支局
5	第四支局	京都府京都市	第四支局
6	第五支局	京都府京都市	第五支局
7	第六支局	京都府京都市	第六支局
8	第七支局	京都府京都市	第七支局
9	第八支局	京都府京都市	第八支局
10	第九支局	京都府京都市	第九支局
11	第十支局	京都府京都市	第十支局
12	第十一支局	京都府京都市	第十一支局
13	第十二支局	京都府京都市	第十二支局
14	第十三支局	京都府京都市	第十三支局
15	第十四支局	京都府京都市	第十四支局
16	第十五支局	京都府京都市	第十五支局
17	第十六支局	京都府京都市	第十六支局
18	第十七支局	京都府京都市	第十七支局
19	第十八支局	京都府京都市	第十八支局
20	第十九支局	京都府京都市	第十九支局
21	第二十支局	京都府京都市	第二十支局
22	第二十一支局	京都府京都市	第二十一支局
23	第二十二支局	京都府京都市	第二十二支局
24	第二十三支局	京都府京都市	第二十三支局
25	第二十四支局	京都府京都市	第二十四支局
26	第二十五支局	京都府京都市	第二十五支局
27	第二十六支局	京都府京都市	第二十六支局
28	第二十七支局	京都府京都市	第二十七支局
29	第二十八支局	京都府京都市	第二十八支局
30	第二十九支局	京都府京都市	第二十九支局
31	第三十支局	京都府京都市	第三十支局
32	第三十一支局	京都府京都市	第三十一支局
33	第三十二支局	京都府京都市	第三十二支局
34	第三十三支局	京都府京都市	第三十三支局
35	第三十四支局	京都府京都市	第三十四支局
36	第三十五支局	京都府京都市	第三十五支局
37	第三十六支局	京都府京都市	第三十六支局
38	第三十七支局	京都府京都市	第三十七支局
39	第三十八支局	京都府京都市	第三十八支局
40	第三十九支局	京都府京都市	第三十九支局
41	第四十支局	京都府京都市	第四十支局
42	第四十一支局	京都府京都市	第四十一支局
43	第四十二支局	京都府京都市	第四十二支局
44	第四十三支局	京都府京都市	第四十三支局
45	第四十四支局	京都府京都市	第四十四支局
46	第四十五支局	京都府京都市	第四十五支局
47	第四十六支局	京都府京都市	第四十六支局
48	第四十七支局	京都府京都市	第四十七支局
49	第四十八支局	京都府京都市	第四十八支局
50	第四十九支局	京都府京都市	第四十九支局
51	第五十支局	京都府京都市	第五十支局
52	第五十一支局	京都府京都市	第五十一支局
53	第五十二支局	京都府京都市	第五十二支局
54	第五十三支局	京都府京都市	第五十三支局
55	第五十四支局	京都府京都市	第五十四支局
56	第五十五支局	京都府京都市	第五十五支局
57	第五十六支局	京都府京都市	第五十六支局
58	第五十七支局	京都府京都市	第五十七支局
59	第五十八支局	京都府京都市	第五十八支局
60	第五十九支局	京都府京都市	第五十九支局
61	第六十支局	京都府京都市	第六十支局
62	第六十一支局	京都府京都市	第六十一支局
63	第六十二支局	京都府京都市	第六十二支局
64	第六十三支局	京都府京都市	第六十三支局
65	第六十四支局	京都府京都市	第六十四支局
66	第六十五支局	京都府京都市	第六十五支局
67	第六十六支局	京都府京都市	第六十六支局
68	第六十七支局	京都府京都市	第六十七支局
69	第六十八支局	京都府京都市	第六十八支局
70	第六十九支局	京都府京都市	第六十九支局
71	第七十支局	京都府京都市	第七十支局
72	第七十一支局	京都府京都市	第七十一支局
73	第七十二支局	京都府京都市	第七十二支局
74	第七十三支局	京都府京都市	第七十三支局
75	第七十四支局	京都府京都市	第七十四支局
76	第七十五支局	京都府京都市	第七十五支局
77	第七十六支局	京都府京都市	第七十六支局
78	第七十七支局	京都府京都市	第七十七支局
79	第七十八支局	京都府京都市	第七十八支局
80	第七十九支局	京都府京都市	第七十九支局
81	第八十支局	京都府京都市	第八十支局
82	第八十一支局	京都府京都市	第八十一支局
83	第八十二支局	京都府京都市	第八十二支局
84	第八十三支局	京都府京都市	第八十三支局
85	第八十四支局	京都府京都市	第八十四支局
86	第八十五支局	京都府京都市	第八十五支局
87	第八十六支局	京都府京都市	第八十六支局
88	第八十七支局	京都府京都市	第八十七支局
89	第八十八支局	京都府京都市	第八十八支局
90	第八十九支局	京都府京都市	第八十九支局
91	第九十支局	京都府京都市	第九十支局
92	第九十一支局	京都府京都市	第九十一支局
93	第九十二支局	京都府京都市	第九十二支局
94	第九十三支局	京都府京都市	第九十三支局
95	第九十四支局	京都府京都市	第九十四支局
96	第九十五支局	京都府京都市	第九十五支局
97	第九十六支局	京都府京都市	第九十六支局
98	第九十七支局	京都府京都市	第九十七支局
99	第九十八支局	京都府京都市	第九十八支局
100	第九十九支局	京都府京都市	第九十九支局
101	第一百支局	京都府京都市	第一百支局

1 学校法人 森友学園

(単位 円)

支出の部 科 目	予 算	決 算	差 異
前期末未払金支払支出	1,700,000	1,685,438	14,562
預り金支払支出	22,200,000	22,108,897	91,103
立替金支払支出	400,000	352,586	47,414
貯蔵品支払支出	1,000,000	987,089	12,931
予備費	( 0 ) 1,000,000		1,000,000
資金支出調整勘定	(Δ 4,500,000)	(Δ 4,439,017)	(Δ 60,983)
期末未払金	Δ 4,500,000	Δ 4,439,017	Δ 60,983
次年度繰越支払資金	236,920,111	240,129,206	Δ 4,209,095
支出の部合計	736,900,111	737,870,759	Δ 970,648





1 学校法人 森友学園

第2号様式

資金収支内訳表

平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで

収入の部

(単位 円)

科目	部門	学校法人	塚本幼稚園	総合計
学生生徒等納付金収入		( 0)	( 73,994,975)	( 73,994,975)
保育料収入		0	34,098,900	34,098,900
入園金収入		0	3,050,000	3,050,000
教育費収入		0	19,544,000	19,544,000
行事費収入		0	2,408,240	2,408,240
給食費収入		0	11,354,500	11,354,500
教材費収入		0	3,539,335	3,539,335
寄付金収入		( 0)	( 4,950,444)	( 4,950,444)
一般寄付金収入		0	4,950,444	4,950,444
補助金収入		( 0)	( 54,963,000)	( 54,963,000)
大阪府経常費補助金		0	28,353,000	28,353,000
特別支援教育費補助金		0	9,408,000	9,408,000
就園奨励費補助金		0	17,202,000	17,202,000
資産運用収入		( 0)	( 6,859,126)	( 6,859,126)
受取利息・配当金収入		0	55,686	55,686
施設設備利用料収入		0	6,803,440	6,803,440
資産売却収入		( 0)	( 809,220)	( 809,220)
車輛売却収入		0	809,220	809,220
事業収入		( 2,175,000)	( 8,042,240)	( 10,217,240)
用品代収入		0	2,073,650	2,073,650
スクールバス維持費収入		0	4,920,000	4,920,000
ホームクラス収入		0	1,048,590	1,048,590
未就園児保育料収入		1,575,000	0	1,575,000
未就園児教育費収入		600,000	0	600,000
雑収入		( 0)	( 5,080,546)	( 5,080,546)
退職金財団給付金収入		0	138,000	138,000
その他の雑収入		0	3,472,660	3,472,660
団体助成金収入		0	1,469,886	1,469,886
収入の部合計		2,175,000	154,699,551	156,874,551

# 近畿財務局

年度	科目	金額	単位	備考
昭和30年度	...	...	...	...
昭和31年度	...	...	...	...
昭和32年度	...	...	...	...
昭和33年度	...	...	...	...
昭和34年度	...	...	...	...
昭和35年度	...	...	...	...
昭和36年度	...	...	...	...
昭和37年度	...	...	...	...
昭和38年度	...	...	...	...
昭和39年度	...	...	...	...
昭和40年度	...	...	...	...
昭和41年度	...	...	...	...
昭和42年度	...	...	...	...
昭和43年度	...	...	...	...
昭和44年度	...	...	...	...
昭和45年度	...	...	...	...
昭和46年度	...	...	...	...
昭和47年度	...	...	...	...
昭和48年度	...	...	...	...
昭和49年度	...	...	...	...
昭和50年度	...	...	...	...
昭和51年度	...	...	...	...
昭和52年度	...	...	...	...
昭和53年度	...	...	...	...
昭和54年度	...	...	...	...
昭和55年度	...	...	...	...
昭和56年度	...	...	...	...
昭和57年度	...	...	...	...
昭和58年度	...	...	...	...
昭和59年度	...	...	...	...
昭和60年度	...	...	...	...

## 1 学校法人 森友学園

## 支 出 の 部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚 本 幼 稚 園	総 合 計
人件費支出		( 128,500)	( 65,417,660)	( 65,546,160)
教員人件費支出		0	41,243,768	41,243,768
職員人件費支出		128,500	24,035,892	24,164,392
退職金支出		0	138,000	138,000
教育研究経費支出		( 0)	( 29,813,296)	( 29,813,296)
消耗品費支出		0	4,118,871	4,118,871
光熱水費支出		0	1,396,255	1,396,255
旅費交通費支出		0	834,763	834,763
研究費支出		0	622,648	622,648
車輛燃料費支出		0	423,577	423,577
通信運搬費支出		0	698,689	698,689
行事費支出		0	6,431,948	6,431,948
給食費支出		0	9,114,360	9,114,360
保健衛生費支出		0	536,247	536,247
修繕費支出		0	430,117	430,117
損害保険料支出		0	168,670	168,670
賃借料支出		0	2,397,957	2,397,957
諸会費支出		0	295,655	295,655
報酬委託手数料支出		0	2,328,910	2,328,910
雑費支出		0	14,629	14,629
管理経費支出		( 480,000)	( 15,129,781)	( 15,609,781)
消耗品費支出		0	346,717	346,717
光熱水費支出		0	349,063	349,063
旅費交通費支出		480,000	264,950	744,950
車輛燃料費支出		0	2,133	2,133
福利費支出		0	509,157	509,157
通信運搬費支出		0	170,006	170,006
修繕費支出		0	17,424	17,424
損害保険料支出		0	988,520	988,520
公租公課支出		0	1,472,744	1,472,744
広報費支出		0	281,495	281,495
諸会費支出		0	280,365	280,365
会議費支出		0	225,142	225,142
渉外費支出		0	1,385,036	1,385,036
報酬委託手数料支出		0	4,216,697	4,216,697
用品代支出		0	1,515,066	1,515,066
スタールバス維持費支出		0	2,076,760	2,076,760
ホームクラス支出		0	75,540	75,540
雑費支出		0	952,966	952,966
借入金等利息支出		( 0)	( 3,776,628)	( 3,776,628)
借入金利息支出		0	3,776,628	3,776,628
施設関係支出		( 1,065,750)	( 0)	( 1,065,750)
建設仮勘定支出		1,065,750	0	1,065,750
設備関係支出		( 0)	( 3,211,088)	( 3,211,088)
車輛支出		0	3,211,088	3,211,088
計		1,674,250	117,348,453	119,022,703



1 学校法人 森友学園

第3号様式

人件費支出内訳表

平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで

(単位 円)

科 目	部 門		総 合 計	
	学 校 法 人	塚本幼稚園		
教員人件費支出	0	41,243,768	41,243,768	
本務教員	0	38,853,698	38,853,698	
教員本俸	0	25,110,000	25,110,000	
期末手当	0	7,065,000	7,065,000	
その他の手当	0	2,552,676	2,552,676	
所定福利費	0	4,126,022	4,126,022	
兼務教員	0	2,390,070	2,390,070	
職員人件費支出	128,500	24,035,892	24,164,392	
本務職員	0	22,232,327	22,232,327	
職員本俸	0	16,188,666	16,188,666	
期末手当	0	1,676,000	1,676,000	
その他の手当	0	1,709,902	1,709,902	
所定福利費	0	2,659,759	2,659,759	
兼務職員	128,500	1,803,565	1,932,065	
退職金支出	0	138,000	138,000	
職員退職金支出	0	138,000	138,000	
計	128,500	65,417,660	65,546,160	

近畿財務局

年度	科目	金額	単位	備考
昭和30年度	地方債	1,000,000,000	円	
昭和31年度	地方債	1,000,000,000	円	
昭和32年度	地方債	1,000,000,000	円	
昭和33年度	地方債	1,000,000,000	円	
昭和34年度	地方債	1,000,000,000	円	
昭和35年度	地方債	1,000,000,000	円	
昭和36年度	地方債	1,000,000,000	円	
昭和37年度	地方債	1,000,000,000	円	
昭和38年度	地方債	1,000,000,000	円	
昭和39年度	地方債	1,000,000,000	円	
昭和40年度	地方債	1,000,000,000	円	



# 近畿財務局

年度	科目	金額	備考
昭和38年度	一般会計	1,234,567	
昭和38年度	特別会計	876,543	
昭和38年度	基金	456,789	
昭和39年度	一般会計	1,345,678	
昭和39年度	特別会計	987,654	
昭和39年度	基金	567,890	
昭和40年度	一般会計	1,456,789	
昭和40年度	特別会計	1,098,765	
昭和40年度	基金	678,901	
昭和41年度	一般会計	1,567,890	
昭和41年度	特別会計	1,209,876	
昭和41年度	基金	789,012	
昭和42年度	一般会計	1,678,901	
昭和42年度	特別会計	1,320,987	
昭和42年度	基金	890,123	
昭和43年度	一般会計	1,789,012	
昭和43年度	特別会計	1,432,098	
昭和43年度	基金	901,234	
昭和44年度	一般会計	1,890,123	
昭和44年度	特別会計	1,543,209	
昭和44年度	基金	1,012,345	
昭和45年度	一般会計	1,901,234	
昭和45年度	特別会計	1,654,320	
昭和45年度	基金	1,123,456	
昭和46年度	一般会計	2,012,345	
昭和46年度	特別会計	1,765,432	
昭和46年度	基金	1,234,567	
昭和47年度	一般会計	2,123,456	
昭和47年度	特別会計	1,876,543	
昭和47年度	基金	1,345,678	
昭和48年度	一般会計	2,234,567	
昭和48年度	特別会計	1,987,654	
昭和48年度	基金	1,456,789	
昭和49年度	一般会計	2,345,678	
昭和49年度	特別会計	2,098,765	
昭和49年度	基金	1,567,890	
昭和50年度	一般会計	2,456,789	
昭和50年度	特別会計	2,209,876	
昭和50年度	基金	1,678,901	
昭和51年度	一般会計	2,567,890	
昭和51年度	特別会計	2,320,987	
昭和51年度	基金	1,789,012	
昭和52年度	一般会計	2,678,901	
昭和52年度	特別会計	2,432,098	
昭和52年度	基金	1,890,123	
昭和53年度	一般会計	2,789,012	
昭和53年度	特別会計	2,543,209	
昭和53年度	基金	1,901,234	
昭和54年度	一般会計	2,890,123	
昭和54年度	特別会計	2,654,320	
昭和54年度	基金	2,012,345	
昭和55年度	一般会計	2,901,234	
昭和55年度	特別会計	2,765,432	
昭和55年度	基金	2,123,456	
昭和56年度	一般会計	3,012,345	
昭和56年度	特別会計	2,876,543	
昭和56年度	基金	2,234,567	
昭和57年度	一般会計	3,123,456	
昭和57年度	特別会計	2,987,654	
昭和57年度	基金	2,345,678	
昭和58年度	一般会計	3,234,567	
昭和58年度	特別会計	3,098,765	
昭和58年度	基金	2,456,789	
昭和59年度	一般会計	3,345,678	
昭和59年度	特別会計	3,209,876	
昭和59年度	基金	2,567,890	
昭和60年度	一般会計	3,456,789	
昭和60年度	特別会計	3,320,987	
昭和60年度	基金	2,678,901	
昭和61年度	一般会計	3,567,890	
昭和61年度	特別会計	3,432,098	
昭和61年度	基金	2,789,012	
昭和62年度	一般会計	3,678,901	
昭和62年度	特別会計	3,543,209	
昭和62年度	基金	2,890,123	
昭和63年度	一般会計	3,789,012	
昭和63年度	特別会計	3,654,320	
昭和63年度	基金	2,901,234	
昭和64年度	一般会計	3,890,123	
昭和64年度	特別会計	3,765,432	
昭和64年度	基金	3,012,345	
昭和65年度	一般会計	3,901,234	
昭和65年度	特別会計	3,876,543	
昭和65年度	基金	3,123,456	
昭和66年度	一般会計	4,012,345	
昭和66年度	特別会計	3,987,654	
昭和66年度	基金	3,234,567	
昭和67年度	一般会計	4,123,456	
昭和67年度	特別会計	4,098,765	
昭和67年度	基金	3,345,678	
昭和68年度	一般会計	4,234,567	
昭和68年度	特別会計	4,209,876	
昭和68年度	基金	3,456,789	
昭和69年度	一般会計	4,345,678	
昭和69年度	特別会計	4,320,987	
昭和69年度	基金	3,567,890	
昭和70年度	一般会計	4,456,789	
昭和70年度	特別会計	4,432,098	
昭和70年度	基金	3,678,901	
昭和71年度	一般会計	4,567,890	
昭和71年度	特別会計	4,543,209	
昭和71年度	基金	3,789,012	
昭和72年度	一般会計	4,678,901	
昭和72年度	特別会計	4,654,320	
昭和72年度	基金	3,890,123	
昭和73年度	一般会計	4,789,012	
昭和73年度	特別会計	4,765,432	
昭和73年度	基金	3,901,234	
昭和74年度	一般会計	4,890,123	
昭和74年度	特別会計	4,876,543	
昭和74年度	基金	4,012,345	
昭和75年度	一般会計	4,901,234	
昭和75年度	特別会計	4,987,654	
昭和75年度	基金	4,123,456	
昭和76年度	一般会計	5,012,345	
昭和76年度	特別会計	5,098,765	
昭和76年度	基金	4,234,567	
昭和77年度	一般会計	5,123,456	
昭和77年度	特別会計	5,209,876	
昭和77年度	基金	4,345,678	
昭和78年度	一般会計	5,234,567	
昭和78年度	特別会計	5,320,987	
昭和78年度	基金	4,456,789	
昭和79年度	一般会計	5,345,678	
昭和79年度	特別会計	5,432,098	
昭和79年度	基金	4,567,890	
昭和80年度	一般会計	5,456,789	
昭和80年度	特別会計	5,543,209	
昭和80年度	基金	4,678,901	
昭和81年度	一般会計	5,567,890	
昭和81年度	特別会計	5,654,320	
昭和81年度	基金	4,789,012	
昭和82年度	一般会計	5,678,901	
昭和82年度	特別会計	5,765,432	
昭和82年度	基金	4,890,123	
昭和83年度	一般会計	5,789,012	
昭和83年度	特別会計	5,876,543	
昭和83年度	基金	4,901,234	
昭和84年度	一般会計	5,890,123	
昭和84年度	特別会計	5,987,654	
昭和84年度	基金	5,012,345	
昭和85年度	一般会計	5,901,234	
昭和85年度	特別会計	6,098,765	
昭和85年度	基金	5,123,456	
昭和86年度	一般会計	6,012,345	
昭和86年度	特別会計	6,209,876	
昭和86年度	基金	5,234,567	
昭和87年度	一般会計	6,123,456	
昭和87年度	特別会計	6,320,987	
昭和87年度	基金	5,345,678	
昭和88年度	一般会計	6,234,567	
昭和88年度	特別会計	6,432,098	
昭和88年度	基金	5,456,789	
昭和89年度	一般会計	6,345,678	
昭和89年度	特別会計	6,543,209	
昭和89年度	基金	5,567,890	
昭和90年度	一般会計	6,456,789	
昭和90年度	特別会計	6,654,320	
昭和90年度	基金	5,678,901	
昭和91年度	一般会計	6,567,890	
昭和91年度	特別会計	6,765,432	
昭和91年度	基金	5,789,012	
昭和92年度	一般会計	6,678,901	
昭和92年度	特別会計	6,876,543	
昭和92年度	基金	5,890,123	
昭和93年度	一般会計	6,789,012	
昭和93年度	特別会計	6,987,654	
昭和93年度	基金	5,901,234	
昭和94年度	一般会計	6,890,123	
昭和94年度	特別会計	7,098,765	
昭和94年度	基金	6,012,345	
昭和95年度	一般会計	6,901,234	
昭和95年度	特別会計	7,209,876	
昭和95年度	基金	6,123,456	
昭和96年度	一般会計	7,012,345	
昭和96年度	特別会計	7,320,987	
昭和96年度	基金	6,234,567	
昭和97年度	一般会計	7,123,456	
昭和97年度	特別会計	7,432,098	
昭和97年度	基金	6,345,678	
昭和98年度	一般会計	7,234,567	
昭和98年度	特別会計	7,543,209	
昭和98年度	基金	6,456,789	
昭和99年度	一般会計	7,345,678	
昭和99年度	特別会計	7,654,320	
昭和99年度	基金	6,567,890	
昭和100年度	一般会計	7,456,789	
昭和100年度	特別会計	7,765,432	
昭和100年度	基金	6,678,901	



1 学校法人 森友学園

(単位 円)

消費支出の部		予	決	差
科	目	算	算	異
人件費		( 65,650,000)	( 65,546,160)	( 103,840)
	教員人件費	41,300,000	41,243,768	56,232
	職員人件費	24,200,000	24,164,392	35,608
	退職金	150,000	138,000	12,000
教育研究経費		( 38,100,000)	( 37,354,511)	( 745,489)
	消耗品費	4,200,000	4,118,871	81,129
	光熱水費	1,400,000	1,396,255	3,745
	旅費交通費	850,000	834,763	15,237
	研究費	700,000	622,648	77,352
	車輛燃料費	500,000	423,577	76,423
	通信運搬費	700,000	698,689	1,311
	行事費	6,500,000	6,431,948	68,052
	給食費	9,200,000	9,114,360	85,640
	保健衛生費	600,000	536,247	63,753
	修繕費	500,000	430,117	69,883
	損害保険料	200,000	168,670	31,330
	貸借料	2,400,000	2,397,957	2,043
	諸会費	300,000	295,655	4,345
	報酬委託手数料	2,400,000	2,328,910	71,090
	建物減価償却額	6,900,000	6,893,579	6,421
	構築物減価償却額	50,000	43,000	7,000
	教育用機器減価償却額	650,000	604,636	45,364
	雑費	50,000	14,629	35,371
管理経費		( 17,230,000)	( 16,421,764)	( 808,236)
	消耗品費	400,000	346,717	53,283
	光熱水費	400,000	349,063	50,937
	旅費交通費	800,000	744,950	55,050
	車輛燃料費	50,000	2,133	47,867
	福利費	600,000	509,157	90,843
	通信運搬費	200,000	170,006	29,994
	修繕費	50,000	17,424	32,576
	損害保険料	1,000,000	988,520	11,480
	公租公課	1,500,000	1,472,744	27,256
	広報費	300,000	281,495	18,505
	諸会費	300,000	280,365	19,635
	会議費	300,000	225,142	74,858
	渉外費	1,400,000	1,385,036	14,964
	報酬委託手数料	4,300,000	4,216,697	83,303
	用品代支出	1,600,000	1,515,066	84,934
	スクールバス維持費支出	2,100,000	2,076,760	23,240
	ホームクラス支出	80,000	75,540	4,460
	その他機器減価償却額	850,000	811,983	38,017
	雑費	1,000,000	952,966	47,034
借入金等利息		( 3,800,000)	( 3,776,628)	( 23,372)
	借入金利息	3,800,000	3,776,628	23,372
予備費		( 0)		1,000,000
		1,000,000		
消費支出の部合計		125,780,000	123,099,063	2,680,937
当年度消費収入超過額		12,933,000	16,215,660	
前年度繰越消費収入超過額		62,277,560	62,277,560	
翌年度繰越消費収入超過額		75,210,560	78,493,220	



## 1 学校法人 森友学園

第5号様式

## 消費収支内訳表

平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで

## 消費収入の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚 本 幼 稚 園	総 合 計	
学生生徒等納付金		( 0)	( 73,994,975)	( 73,994,975)	
保育料		0	34,098,900	34,098,900	
入園金		0	3,050,000	3,050,000	
教育費		0	19,544,000	19,544,000	
行事費		0	2,408,240	2,408,240	
給食費		0	11,354,500	11,354,500	
教材費		0	3,539,335	3,539,335	
寄付金		( 0)	( 4,950,444)	( 4,950,444)	
一般寄付金		0	4,950,444	4,950,444	
補助金		( 0)	( 54,963,000)	( 54,963,000)	
大阪府経常費補助金		0	28,353,000	28,353,000	
特別支援教育費補助金		0	9,408,000	9,408,000	
就園奨励費補助金		0	17,202,000	17,202,000	
資産運用収入		( 0)	( 6,859,126)	( 6,859,126)	
受取利息・配当金		0	55,686	55,686	
施設設備利用料		0	6,803,440	6,803,440	
資産売却差額		( 0)	( 449,200)	( 449,200)	
車輛売却差額		0	449,200	449,200	
事業収入		( 2,175,000)	( 8,042,240)	( 10,217,240)	
用品代収入		0	2,073,650	2,073,650	
スクールバス維持費収入		0	4,920,000	4,920,000	
ホームクラス収入		0	1,048,590	1,048,590	
未就園児保育料収入		1,575,000	0	1,575,000	
未就園児教育費収入		600,000	0	600,000	
雑収入		( 0)	( 5,080,546)	( 5,080,546)	
退職金財団給付金収入		0	138,000	138,000	
その他の雑収入		0	3,472,660	3,472,660	
団体助成金収入		0	1,469,886	1,469,886	
帰属収入合計		2,175,000	154,339,531	156,514,531	
基本金組入額合計		0	△ 17,199,808	△ 17,199,808	
消費収入の部合計		2,175,000	137,139,723	139,314,723	



## 1 学校法人 森友学園

## 消費支出の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚 本 幼 稚 園	総 合 計
人件費		( 128,500)	( 65,417,860)	( 65,546,160)
教員人件費		0	41,243,768	41,243,768
職員人件費		128,500	24,035,892	24,164,392
退職金		0	138,000	138,000
教育研究経費		( 0)	( 37,354,511)	( 37,354,511)
消耗品費		0	4,118,871	4,118,871
光熱水費		0	1,396,255	1,396,255
旅費交通費		0	834,763	834,763
研究費		0	622,848	622,848
車輛燃料費		0	423,577	423,577
通信運搬費		0	698,689	698,689
行事費		0	6,431,948	6,431,948
給食費		0	9,114,360	9,114,360
保健衛生費		0	536,247	536,247
修繕費		0	430,117	430,117
損害保険料		0	168,670	168,670
賃借料		0	2,397,957	2,397,957
諸会費		0	295,655	295,655
報酬委託手数料		0	2,328,910	2,328,910
建物減価償却額		0	6,893,579	6,893,579
構築物減価償却額		0	43,000	43,000
教育用機器減価償却額		0	604,636	604,636
雑費		0	14,829	14,829
管理経費		( 480,000)	( 15,941,764)	( 16,421,764)
消耗品費		0	346,717	346,717
光熱水費		0	349,063	349,063
旅費交通費		480,000	264,950	744,950
車輛燃料費		0	2,133	2,133
福利費		0	509,157	509,157
通信運搬費		0	170,006	170,006
修繕費		0	17,424	17,424
損害保険料		0	988,520	988,520
公租公課		0	1,472,744	1,472,744
広報費		0	281,495	281,495
諸会費		0	280,365	280,365
会議費		0	225,142	225,142
渉外費		0	1,385,036	1,385,036
報酬委託手数料		0	4,216,697	4,216,697
用品代支出		0	1,515,066	1,515,066
スクールバス維持費支出		0	2,076,760	2,076,760
ホームクラス支出		0	75,540	75,540
その他機器減価償却額		0	811,983	811,983
雑費		0	952,966	952,966
借入金等利息		( 0)	( 3,776,628)	( 3,776,628)
借入金利息		0	3,776,628	3,776,628
消費支出の部合計		608,500	122,490,563	123,099,063



## 1 学校法人 森友学園

第6号様式

## 貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位 円)

資産の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
固定資産		513,634,778	517,011,248	△ 3,376,470
有形固定資産		508,621,986	513,058,366	△ 4,436,380
土地		240,090,721	240,090,721	0
建物		257,702,433	264,596,012	△ 6,893,579
構築物		157,667	200,667	△ 43,000
教育研究用機器備品		1,680,880	2,285,516	△ 604,636
その他の機器備品		4,713,443	5,525,426	△ 811,983
車輛		3,211,092	360,024	2,851,068
建設仮勘定		1,065,750	0	1,065,750
その他の固定資産		5,012,792	3,952,882	1,059,910
電話加入権		214,322	214,322	0
保証金		141,750	0	141,750
出資金		30,000	140,000	△ 110,000
保険積立金		4,626,720	3,598,560	1,028,160
流動資産		241,606,861	224,955,289	16,651,572
現金及び預金		240,129,206	213,177,111	26,952,095
未収入金		138,000	846,000	△ 708,000
貯蔵品		987,069	0	987,069
立替金		352,586	10,932,178	△ 10,579,592
資産の部合計		755,241,639	741,966,537	13,275,102
負債の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
固定負債		298,626,000	322,844,036	△ 24,218,036
長期借入金		295,126,000	318,644,036	△ 23,518,036
学校債		0	700,000	△ 700,000
預り保証金		3,500,000	3,500,000	0
流動負債		35,327,777	32,250,107	4,077,670
短期借入金		24,552,000	23,187,931	1,364,069
未払金		4,439,017	1,685,438	2,753,579
入学金前受金		3,150,000	3,000,000	150,000
施設利用料前受金		500,000	500,000	0
預り金		3,686,760	3,876,738	△ 189,978
負債の部合計		334,953,777	355,094,143	△ 20,140,366
基本金の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
第1号基本金		328,794,642	311,594,834	17,199,808
第4号基本金		13,000,000	13,000,000	0
基本金の部合計		341,794,642	324,594,834	17,199,808
消費収支差額の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
翌年度繰越消費収入超過額		78,493,220	62,277,560	16,215,660
消費収支差額の部合計		78,493,220	62,277,560	16,215,660
科	目	本年度末	前年度末	増減
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計		755,241,639	741,966,537	13,275,102





注記事項

1. 重要な会計方針

・引当金の計上基準

退職給与引当金

期末要支給額 12,873,200円 は私学退職金財団よりの交付金額と同額であるため退職給与引当金は計上していない。

2. 重要な会計方針の変更等 なし

3. 減価償却額の累計額の合計額 75,576,045 円

4. 徴収不能引当金の合計額 0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地	240,090,721 円
建物	257,702,433 円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

265,617,711 円

7. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

属性	役員、法人の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の所有割合	関連内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
関係法人	学校法人龍池学園	大阪市		幼稚園		8名		資金貸付	0	立替金	0
								資金回収	10,409,559		

(2) 後発事象

平成26年2月21日に開催された評議会・理事会において、平成26年4月1日より大阪市住之江区南港所在の学校法人龍池学園開成幼稚園の在園児を引き受けることを決定した。



固定資産明細表

自平成25年4月1日 至平成26年3月31日

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘要
有形固定資産							
土地	240,090,721	0	0	240,090,721	0	240,090,721	
建物	313,344,500	0	0	313,344,500	55,642,067	257,702,433	
構築物	430,000	0	0	430,000	272,333	157,667	
教育研究用機器備品	9,524,308	0	0	9,524,308	7,843,428	1,680,880	
その他の機器備品	9,866,167	0	0	9,866,167	5,152,724	4,713,443	
車両	11,465,700	5,037,035	6,626,150	9,876,585	6,665,493	3,211,092	
建設仮勘定	0	1,065,750		1,065,750		1,065,750	
計	584,721,396	6,102,785	6,626,150	583,132,281	75,576,045	508,621,986	
その他の							
電話加入権	214,322	0	0	214,322	0	214,322	
出資金	140,000	0	110,000	30,000	0	30,000	
保証金	0	141,750	0	141,750		141,750	
保険積立金	3,598,560	1,028,160	0	4,626,720	0	4,626,720	
計	3,952,882	1,169,910	110,000	5,012,792	0	5,012,792	
合計	588,674,278	7,272,695	6,736,150	588,145,073	75,576,045	513,634,778	

# 近畿財務局

No.	Name of the Institution	Address	Telephone No.	Fax No.	E-mail
1	近畿財務局	〒590-0192 大阪府堺市東区大宮1-1-1	073-442-1111	073-442-1112	naikai@naikai.go.jp
2	近畿財務局 支店	〒590-0192 大阪府堺市東区大宮1-1-1	073-442-1111	073-442-1112	naikai@naikai.go.jp
3	近畿財務局 支店	〒590-0192 大阪府堺市東区大宮1-1-1	073-442-1111	073-442-1112	naikai@naikai.go.jp
4	近畿財務局 支店	〒590-0192 大阪府堺市東区大宮1-1-1	073-442-1111	073-442-1112	naikai@naikai.go.jp
5	近畿財務局 支店	〒590-0192 大阪府堺市東区大宮1-1-1	073-442-1111	073-442-1112	naikai@naikai.go.jp
6	近畿財務局 支店	〒590-0192 大阪府堺市東区大宮1-1-1	073-442-1111	073-442-1112	naikai@naikai.go.jp
7	近畿財務局 支店	〒590-0192 大阪府堺市東区大宮1-1-1	073-442-1111	073-442-1112	naikai@naikai.go.jp
8	近畿財務局 支店	〒590-0192 大阪府堺市東区大宮1-1-1	073-442-1111	073-442-1112	naikai@naikai.go.jp
9	近畿財務局 支店	〒590-0192 大阪府堺市東区大宮1-1-1	073-442-1111	073-442-1112	naikai@naikai.go.jp
10	近畿財務局 支店	〒590-0192 大阪府堺市東区大宮1-1-1	073-442-1111	073-442-1112	naikai@naikai.go.jp

近畿財務局  
〒590-0192 大阪府堺市東区大宮1-1-1

借入金明細表

自平成25年4月1日至平成26年3月31日

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利率	返済期限	摘要
長期借入金	公的金融機関	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-
	市中金融機関	-	-	-	-	-	-
		225,581,967	0	225,581,967	0	0.950%	平成38年2月
	116,250,000	0	116,250,000	0	0.950%	平成40年5月	担保:土地建物
	小計	341,831,967	334,000,000	341,831,967	295,126,000	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
	計	341,831,967	334,000,000	341,831,967	295,126,000	-	-
	短期借入金	公的金融機関	-	-	-	-	-
-			-	-	-	-	-
市中金融機関		-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
返済期限が一年以内の長期借入金		23,031,244	※38,874,000	37,353,244	24,552,000	-	-
計	23,031,244	※38,874,000	37,353,244	24,552,000	-	-	
合計	364,863,211	※38,874,000	379,185,211	319,678,000	-	-	

※1 平成25年9月より334,000,000円を借入、の借入金を返済した。



# 基本金明細表

平成25年4月1日 至平成26年3月31日

事項	要組入額	組入額	未組入額	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	584,935,718	311,594,834	273,340,884	
当期組入高				
設備取得高				
(1) 土地				
借入金返済額		10,523,173	△ 10,523,173	
(2) 建物				
借入金返済額		7,200,000	△ 7,200,000	
計	0	7,200,000	△ 7,200,000	
(3) 車両				
取得額	5,037,035	5,037,035		
除却額	△ 6,626,150	△ 6,626,150		
計	△ 1,589,115	△ 1,589,115		
(3) 建設仮勘定				
取得額	1,065,750	1,065,750		
計	1,065,750	1,065,750		
小計	△ 523,365	17,199,808	△ 17,723,173	
当期末残高	584,412,353	328,794,642	255,617,711	
第4号基本金				
前期繰越高	13,000,000	13,000,000	0	
当期組入高	0	0	0	
当期末残高	13,000,000	13,000,000	0	
合計				
前期繰越高		324,594,834	273,340,884	
当期組入高		17,199,808	△ 17,723,173	
当期末残高		341,794,642	255,617,711	





算計和書類

平成 2 4 年 度

計 算 書 類

学校法人 森 友 学 園

# 近畿財務局

局長 田中 隆雄

副局長 田中 隆雄

局長 田中 隆雄

1 学校法人 森友学園

第1号様式

資金収支計算書

平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで

(単位 円)

収入の部		予	決	差	異
科	目	算	算		
学生生徒等納付金収入		( 92,800,000)	( 93,552,522)	(Δ)	752,522)
保育料収入		44,500,000	44,528,900	Δ	28,900
入園金収入		4,500,000	4,750,000	Δ	250,000
教育費収入		25,500,000	25,744,000	Δ	244,000
行事費収入		3,000,000	3,179,240	Δ	179,240
給食費収入		15,000,000	14,971,942	Δ	28,058
教材費収入		300,000	378,440	Δ	78,440
寄付金収入		( 5,800,000)	( 5,830,156)	(Δ)	30,156)
一般寄付金収入		5,800,000	5,830,156	Δ	30,156
補助金収入		( 63,518,200)	( 63,518,200)	( )	0)
大阪府経常費補助金		33,378,000	33,378,000		0
特別支援教育費補助金		7,056,000	7,056,000		0
就園奨励費補助金		23,084,200	23,084,200		0
資産運用収入		( 7,040,000)	( 7,094,104)	(Δ)	54,104)
受取利息・配当金収入		40,000	48,884	Δ	8,884
施設設備利用料収入		7,000,000	7,045,220	Δ	45,220
事業収入		( 16,000,000)	( 16,690,650)	(Δ)	690,650)
用品代収入		6,000,000	6,202,785	Δ	202,785
スクールバス維持費収入		6,500,000	6,810,500	Δ	310,500
ホームクラス収入		800,000	835,365	Δ	35,365
未就園児保育料収入		2,000,000	2,058,000	Δ	58,000
未就園児教育費収入		700,000	784,000	Δ	84,000
雑収入		( 4,700,000)	( 4,798,314)	(Δ)	98,314)
退職金財団給付金収入		1,000,000	984,000	Δ	16,000
その他の雑収入		2,500,000	2,541,383	Δ	41,383
団体助成金収入		1,200,000	1,272,931	Δ	72,931
前受金収入		( 3,300,000)	( 3,500,000)	(Δ)	200,000)
入学前受金収入		2,800,000	3,000,000	Δ	200,000
施設利用料前受金収入		500,000	500,000		0
その他の収入		( 25,000,000)	( 25,612,574)	(Δ)	612,574)
前期末未収入金回収収入		2,000,000	2,014,875	Δ	14,875
立替金回収収入		1,500,000	1,773,167	Δ	273,167
預り金受入収入		21,500,000	21,824,532	Δ	324,532
資金収入調整勘定		(Δ) 5,900,000)	(Δ) 6,096,000)	( )	196,000)
期末未収入金		Δ 700,000	Δ 846,000		146,000
前期末前受金		Δ 5,200,000	Δ 5,250,000		50,000
前年度繰越支払資金		178,646,654	178,646,654		
収入の部合計		390,904,854	393,147,174	Δ	2,242,320

# 近畿財務局

年度	科目	金額	備考
昭和20年	地方交付金	1,000,000,000	
昭和21年	地方交付金	1,200,000,000	
昭和22年	地方交付金	1,500,000,000	
昭和23年	地方交付金	1,800,000,000	
昭和24年	地方交付金	2,100,000,000	
昭和25年	地方交付金	2,400,000,000	
昭和26年	地方交付金	2,700,000,000	
昭和27年	地方交付金	3,000,000,000	
昭和28年	地方交付金	3,300,000,000	
昭和29年	地方交付金	3,600,000,000	
昭和30年	地方交付金	3,900,000,000	
昭和31年	地方交付金	4,200,000,000	
昭和32年	地方交付金	4,500,000,000	
昭和33年	地方交付金	4,800,000,000	
昭和34年	地方交付金	5,100,000,000	
昭和35年	地方交付金	5,400,000,000	
昭和36年	地方交付金	5,700,000,000	
昭和37年	地方交付金	6,000,000,000	
昭和38年	地方交付金	6,300,000,000	
昭和39年	地方交付金	6,600,000,000	
昭和40年	地方交付金	6,900,000,000	
昭和41年	地方交付金	7,200,000,000	
昭和42年	地方交付金	7,500,000,000	
昭和43年	地方交付金	7,800,000,000	
昭和44年	地方交付金	8,100,000,000	
昭和45年	地方交付金	8,400,000,000	
昭和46年	地方交付金	8,700,000,000	
昭和47年	地方交付金	9,000,000,000	
昭和48年	地方交付金	9,300,000,000	
昭和49年	地方交付金	9,600,000,000	
昭和50年	地方交付金	9,900,000,000	
昭和51年	地方交付金	10,200,000,000	
昭和52年	地方交付金	10,500,000,000	
昭和53年	地方交付金	10,800,000,000	
昭和54年	地方交付金	11,100,000,000	
昭和55年	地方交付金	11,400,000,000	
昭和56年	地方交付金	11,700,000,000	
昭和57年	地方交付金	12,000,000,000	
昭和58年	地方交付金	12,300,000,000	
昭和59年	地方交付金	12,600,000,000	
昭和60年	地方交付金	12,900,000,000	
昭和61年	地方交付金	13,200,000,000	
昭和62年	地方交付金	13,500,000,000	
昭和63年	地方交付金	13,800,000,000	
昭和64年	地方交付金	14,100,000,000	
昭和65年	地方交付金	14,400,000,000	
昭和66年	地方交付金	14,700,000,000	
昭和67年	地方交付金	15,000,000,000	
昭和68年	地方交付金	15,300,000,000	
昭和69年	地方交付金	15,600,000,000	
昭和70年	地方交付金	15,900,000,000	
昭和71年	地方交付金	16,200,000,000	
昭和72年	地方交付金	16,500,000,000	
昭和73年	地方交付金	16,800,000,000	
昭和74年	地方交付金	17,100,000,000	
昭和75年	地方交付金	17,400,000,000	
昭和76年	地方交付金	17,700,000,000	
昭和77年	地方交付金	18,000,000,000	
昭和78年	地方交付金	18,300,000,000	
昭和79年	地方交付金	18,600,000,000	
昭和80年	地方交付金	18,900,000,000	
昭和81年	地方交付金	19,200,000,000	
昭和82年	地方交付金	19,500,000,000	
昭和83年	地方交付金	19,800,000,000	
昭和84年	地方交付金	20,100,000,000	
昭和85年	地方交付金	20,400,000,000	
昭和86年	地方交付金	20,700,000,000	
昭和87年	地方交付金	21,000,000,000	
昭和88年	地方交付金	21,300,000,000	
昭和89年	地方交付金	21,600,000,000	
昭和90年	地方交付金	21,900,000,000	
昭和91年	地方交付金	22,200,000,000	
昭和92年	地方交付金	22,500,000,000	
昭和93年	地方交付金	22,800,000,000	
昭和94年	地方交付金	23,100,000,000	
昭和95年	地方交付金	23,400,000,000	
昭和96年	地方交付金	23,700,000,000	
昭和97年	地方交付金	24,000,000,000	
昭和98年	地方交付金	24,300,000,000	
昭和99年	地方交付金	24,600,000,000	
昭和100年	地方交付金	24,900,000,000	

## 1 学校法人 森友学園

(単位 円)

支出の部				
科	目	予	決	差
		算	算	異
人件費支出		( 68,000,000)	( 67,516,038)	( 483,962)
教員人件費支出		46,000,000	45,811,237	188,763
職員人件費支出		21,000,000	20,858,801	141,199
退職金支出		1,000,000	846,000	154,000
教育研究経費支出		( 34,650,000)	( 34,194,499)	( 455,501)
消耗品費支出		3,000,000	3,032,842	△ 32,842
光熱水費支出		1,500,000	1,438,922	61,078
旅費交通費支出		500,000	427,434	72,566
研究費支出		1,100,000	1,102,951	△ 2,951
車輛燃料費支出		600,000	560,986	39,014
福利費支出		1,100,000	1,086,725	13,275
通信運搬費支出		700,000	710,383	△ 10,383
行事費支出		7,000,000	7,015,639	△ 15,639
給食費支出		12,000,000	11,944,927	55,073
保健衛生費支出		700,000	660,868	39,132
修繕費支出		300,000	299,396	604
損害保険料支出		1,000,000	965,280	34,720
貸借料支出		2,200,000	2,169,930	30,070
諸会費支出		400,000	338,090	61,910
報酬委託手数料支出		2,500,000	2,426,500	73,500
雑費支出		50,000	13,826	36,374
管理経費支出		( 15,850,000)	( 15,259,961)	( 590,039)
消耗品費支出		300,000	293,097	6,903
光熱水費支出		400,000	359,731	40,269
旅費交通費支出		400,000	343,838	56,162
車輛燃料費支出		50,000	9,348	40,652
福利費支出		100,000	87,549	12,451
通信運搬費支出		200,000	177,596	22,404
修繕費支出		100,000	69,297	30,703
損害保険料支出		200,000	198,020	1,980
公租公課支出		700,000	669,200	30,800
広報費支出		1,600,000	1,586,115	13,885
諸会費支出		500,000	465,500	34,500
会費支出		400,000	339,351	60,649
渉外費支出		1,500,000	1,468,255	31,745
報酬委託手数料支出		3,300,000	3,253,782	46,268
用品代支出		3,500,000	3,439,246	60,754
スクールバス維持費支出		1,600,000	1,598,183	1,817
ホームクラス支出		100,000	54,468	45,532
雑費支出		900,000	847,435	52,565
借入金等利息支出		( 5,000,000)	( 5,002,338)	(△ 2,338)
借入金利息支出		5,000,000	5,002,338	△ 2,338
借入金等返済支出		( 23,000,000)	( 23,031,244)	(△ 31,244)
短期借入金返済支出		23,000,000	23,031,244	△ 31,244
施設関係支出		( 700,000)	( 514,500)	( 185,500)
建物支出		700,000	514,500	185,500
設備関係支出		( 800,000)	( 720,000)	( 80,000)
教育研究機器備品支出		500,000	480,000	20,000
その他の機器備品支出		300,000	240,000	60,000
その他の支出		( 35,800,000)	( 35,416,921)	( 383,079)
保険積立金支払支出		1,100,000	1,028,160	71,840
前期末未払金支払支出		2,700,000	2,544,012	155,988

# 近畿財務局

品目	品名	数量	単価	金額
1	...	...	...	...
2	...	...	...	...
3	...	...	...	...
4	...	...	...	...
5	...	...	...	...
6	...	...	...	...
7	...	...	...	...
8	...	...	...	...
9	...	...	...	...
10	...	...	...	...
11	...	...	...	...
12	...	...	...	...
13	...	...	...	...
14	...	...	...	...
15	...	...	...	...
16	...	...	...	...
17	...	...	...	...
18	...	...	...	...
19	...	...	...	...
20	...	...	...	...
21	...	...	...	...
22	...	...	...	...
23	...	...	...	...
24	...	...	...	...
25	...	...	...	...
26	...	...	...	...
27	...	...	...	...
28	...	...	...	...
29	...	...	...	...
30	...	...	...	...
31	...	...	...	...
32	...	...	...	...
33	...	...	...	...
34	...	...	...	...
35	...	...	...	...
36	...	...	...	...
37	...	...	...	...
38	...	...	...	...
39	...	...	...	...
40	...	...	...	...
41	...	...	...	...
42	...	...	...	...
43	...	...	...	...
44	...	...	...	...
45	...	...	...	...
46	...	...	...	...
47	...	...	...	...
48	...	...	...	...
49	...	...	...	...
50	...	...	...	...

1 学校法人 森友学園

(単位 円)

支出の部					
科	目	予	算	決	
		算	算	算	
				差	
				異	
	預り金支払支出	21,000,000		20,912,571	87,429
	立替金支払支出	11,000,000		10,932,178	67,822
	予備費	( 0)			
		1,000,000			1,000,000
	資金支出調整勘定	(Δ 1,700,000)	(Δ 1,685,438)	(Δ 1,685,438)	(Δ 14,562)
	期末未払金	Δ 1,700,000	Δ 1,685,438	Δ 1,685,438	Δ 14,562
	次年度繰越支払資金	207,804,854		213,177,111	Δ 5,372,257
	支出の部合計	390,904,854		393,147,174	Δ 2,242,320

# 近畿財務局

項目	内容	備考
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	
10	10	
11	11	
12	12	
13	13	
14	14	
15	15	
16	16	
17	17	
18	18	
19	19	
20	20	
21	21	
22	22	
23	23	
24	24	
25	25	
26	26	
27	27	
28	28	
29	29	
30	30	
31	31	
32	32	
33	33	
34	34	
35	35	
36	36	
37	37	
38	38	
39	39	
40	40	
41	41	
42	42	
43	43	
44	44	
45	45	
46	46	
47	47	
48	48	
49	49	
50	50	
51	51	
52	52	
53	53	
54	54	
55	55	
56	56	
57	57	
58	58	
59	59	
60	60	
61	61	
62	62	
63	63	
64	64	
65	65	
66	66	
67	67	
68	68	
69	69	
70	70	
71	71	
72	72	
73	73	
74	74	
75	75	
76	76	
77	77	
78	78	
79	79	
80	80	
81	81	
82	82	
83	83	
84	84	
85	85	
86	86	
87	87	
88	88	
89	89	
90	90	
91	91	
92	92	
93	93	
94	94	
95	95	
96	96	
97	97	
98	98	
99	99	
100	100	

）



1 学校法人 森友学園

第2号様式

資金収支内訳表

平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで

収入の部

(単位 円)

科目	部門	学校法人	塚本幼稚園	総合計
学生生徒等納付金収入		( 0)	( 93,552,522)	( 93,552,522)
保育料収入		0	44,528,900	44,528,900
入園金収入		0	4,750,000	4,750,000
教育費収入		0	25,744,000	25,744,000
行事費収入		0	3,179,240	3,179,240
給食費収入		0	14,971,942	14,971,942
教材費収入		0	378,440	378,440
寄付金収入		( 0)	( 5,830,156)	( 5,830,156)
一般寄付金収入		0	5,830,156	5,830,156
補助金収入		( 0)	( 63,518,200)	( 63,518,200)
大阪府経常費補助金		0	33,378,000	33,378,000
特別支援教育費補助金		0	7,056,000	7,056,000
就園奨励費補助金		0	23,084,200	23,084,200
資産運用収入		( 0)	( 7,094,104)	( 7,094,104)
受取利息・配当金収入		0	48,884	48,884
施設設備利用料収入		0	7,045,220	7,045,220
事業収入		( 2,842,000)	( 13,848,650)	( 16,690,650)
用品代収入		0	6,202,785	6,202,785
スクールバス維持費収入		0	6,810,500	6,810,500
ホームクラス収入		0	835,365	835,365
未就園児保育料収入		2,058,000	0	2,058,000
未就園児教育費収入		784,000	0	784,000
雑収入		( 0)	( 4,798,314)	( 4,798,314)
退職金財団給付金収入		0	984,000	984,000
その他の雑収入		0	2,541,383	2,541,383
団体助成金収入		0	1,272,931	1,272,931
収入の部合計		2,842,000	188,641,946	191,483,946



1 学校法人 森友学園

支出の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚 本 幼 稚 園	総 合 計
人件費支出		( 214,520)	( 67,301,518)	( 67,516,038)
教員人件費支出		0	45,811,237	45,811,237
職員人件費支出		214,520	20,644,281	20,858,801
退職金支出		0	846,000	846,000
教育研究経費支出		( 0)	( 34,194,499)	( 34,194,499)
消耗品費支出		0	3,032,842	3,032,842
光熱水費支出		0	1,438,922	1,438,922
旅費交通費支出		0	427,434	427,434
研究費支出		0	1,102,951	1,102,951
車両燃料費支出		0	560,986	560,986
福利費支出		0	1,086,725	1,086,725
通信運搬費支出		0	710,383	710,383
行事費支出		0	7,015,639	7,015,639
給食費支出		0	11,944,927	11,944,927
保健衛生費支出		0	660,868	660,868
修繕費支出		0	299,396	299,396
損害保険料支出		0	965,280	965,280
賃借料支出		0	2,169,930	2,169,930
諸会費支出		0	338,090	338,090
報酬委託手数料支出		0	2,426,500	2,426,500
雑費支出		0	13,626	13,626
管理経費支出		( 0)	( 15,259,961)	( 15,259,961)
消耗品費支出		0	293,097	293,097
光熱水費支出		0	359,731	359,731
旅費交通費支出		0	343,838	343,838
車両燃料費支出		0	9,348	9,348
福利費支出		0	87,549	87,549
通信運搬費支出		0	177,596	177,596
修繕費支出		0	69,297	69,297
損害保険料支出		0	198,020	198,020
公租公課支出		0	669,200	669,200
広報費支出		0	1,586,115	1,586,115
諸会費支出		0	465,500	465,500
会議費支出		0	339,351	339,351
渉外費支出		0	1,468,255	1,468,255
報酬委託手数料支出		0	3,253,782	3,253,782
用品代支出		0	3,439,246	3,439,246
スクールバス維持費支出		0	1,598,183	1,598,183
ホームクラス支出		0	54,468	54,468
雑費支出		0	847,435	847,435
借入金等利息支出		( 0)	( 5,002,338)	( 5,002,338)
借入金利息支出		0	5,002,338	5,002,338
計		214,520	121,758,316	121,972,836

# 近畿財務局

項目	金額	備考
第1項		
第2項		
第3項		
第4項		
第5項		
第6項		
第7項		
第8項		
第9項		
第10項		
第11項		
第12項		
第13項		
第14項		
第15項		
第16項		
第17項		
第18項		
第19項		
第20項		
第21項		
第22項		
第23項		
第24項		
第25項		
第26項		
第27項		
第28項		
第29項		
第30項		
第31項		
第32項		
第33項		
第34項		
第35項		
第36項		
第37項		
第38項		
第39項		
第40項		
第41項		
第42項		
第43項		
第44項		
第45項		
第46項		
第47項		
第48項		
第49項		
第50項		
第51項		
第52項		
第53項		
第54項		
第55項		
第56項		
第57項		
第58項		
第59項		
第60項		
第61項		
第62項		
第63項		
第64項		
第65項		
第66項		
第67項		
第68項		
第69項		
第70項		
第71項		
第72項		
第73項		
第74項		
第75項		
第76項		
第77項		
第78項		
第79項		
第80項		
第81項		
第82項		
第83項		
第84項		
第85項		
第86項		
第87項		
第88項		
第89項		
第90項		
第91項		
第92項		
第93項		
第94項		
第95項		
第96項		
第97項		
第98項		
第99項		
第100項		

1 学校法人 森友学園

第3号様式

人件費支出内訳表

平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚 本 幼 稚 園	総 合 計	
教員人件費支出		0	45,811,237	45,811,237	
本務教員		0	44,614,217	44,614,217	
教員本俸		0	28,206,000	28,206,000	
期末手当		0	8,740,000	8,740,000	
その他の手当		0	2,633,768	2,633,768	
所定福利費		0	5,034,449	5,034,449	
兼務教員		0	1,197,020	1,197,020	
職員人件費支出		214,520	20,644,281	20,858,801	
本務職員		0	19,975,301	19,975,301	
職員本俸		0	14,378,000	14,378,000	
期末手当		0	1,810,000	1,810,000	
その他の手当		0	1,220,992	1,220,992	
所定福利費		0	2,566,309	2,566,309	
兼務職員		214,520	668,980	883,500	
退職金支出		0	846,000	846,000	
教員退職金支出		0	846,000	846,000	
計		214,520	67,301,518	67,516,038	

# 近畿財務局

No.	品名	数量	単価	金額
1	...	...	...	...
2	...	...	...	...
3	...	...	...	...
4	...	...	...	...
5	...	...	...	...
6	...	...	...	...
7	...	...	...	...
8	...	...	...	...
9	...	...	...	...
10	...	...	...	...
11	...	...	...	...
12	...	...	...	...
13	...	...	...	...
14	...	...	...	...
15	...	...	...	...
16	...	...	...	...
17	...	...	...	...
18	...	...	...	...
19	...	...	...	...
20	...	...	...	...
21	...	...	...	...
22	...	...	...	...
23	...	...	...	...
24	...	...	...	...
25	...	...	...	...
26	...	...	...	...
27	...	...	...	...
28	...	...	...	...
29	...	...	...	...
30	...	...	...	...
31	...	...	...	...
32	...	...	...	...
33	...	...	...	...
34	...	...	...	...
35	...	...	...	...
36	...	...	...	...
37	...	...	...	...
38	...	...	...	...
39	...	...	...	...
40	...	...	...	...
41	...	...	...	...
42	...	...	...	...
43	...	...	...	...
44	...	...	...	...
45	...	...	...	...
46	...	...	...	...
47	...	...	...	...
48	...	...	...	...
49	...	...	...	...
50	...	...	...	...
51	...	...	...	...
52	...	...	...	...
53	...	...	...	...
54	...	...	...	...
55	...	...	...	...
56	...	...	...	...
57	...	...	...	...
58	...	...	...	...
59	...	...	...	...
60	...	...	...	...
61	...	...	...	...
62	...	...	...	...
63	...	...	...	...
64	...	...	...	...
65	...	...	...	...
66	...	...	...	...
67	...	...	...	...
68	...	...	...	...
69	...	...	...	...
70	...	...	...	...
71	...	...	...	...
72	...	...	...	...
73	...	...	...	...
74	...	...	...	...
75	...	...	...	...
76	...	...	...	...
77	...	...	...	...
78	...	...	...	...
79	...	...	...	...
80	...	...	...	...
81	...	...	...	...
82	...	...	...	...
83	...	...	...	...
84	...	...	...	...
85	...	...	...	...
86	...	...	...	...
87	...	...	...	...
88	...	...	...	...
89	...	...	...	...
90	...	...	...	...
91	...	...	...	...
92	...	...	...	...
93	...	...	...	...
94	...	...	...	...
95	...	...	...	...
96	...	...	...	...
97	...	...	...	...
98	...	...	...	...
99	...	...	...	...
100	...	...	...	...

1 学校法人 森友学園

第4号様式

消費収支計算書

平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで

(単位 円)

消費収入の部							
科	目	予	算	決	算	差	異
学生生徒等納付金		(	92,800,000)	(	93,552,522)	(Δ	752,522)
保育料			44,500,000		44,528,900	Δ	28,900
入園金			4,500,000		4,750,000	Δ	250,000
教育費			25,500,000		25,744,000	Δ	244,000
行事費			3,000,000		3,179,240	Δ	179,240
給食費			15,000,000		14,971,942		28,058
教材費			300,000		378,440	Δ	78,440
寄付金		(	5,800,000)	(	5,830,156)	(Δ	30,156)
一般寄付金			5,800,000		5,830,156	Δ	30,156
補助金		(	63,518,200)	(	63,518,200)	(	0)
大阪府経常費補助金			33,378,000		33,378,000		0
特別支援教育費補助金			7,056,000		7,056,000		0
就園奨励費補助金			23,084,200		23,084,200		0
資産運用収入		(	7,040,000)	(	7,094,104)	(Δ	54,104)
受取利息・配当金			40,000		48,884	Δ	8,884
施設設備利用料			7,000,000		7,045,220	Δ	45,220
事業収入		(	16,000,000)	(	16,690,650)	(Δ	690,650)
用品代収入			6,000,000		6,202,785	Δ	202,785
スクールバス維持費収入			6,500,000		6,810,500	Δ	310,500
ホームクラス収入			800,000		835,365	Δ	35,365
未就園児保育料収入			2,000,000		2,058,000	Δ	58,000
未就園児教育費収入			700,000		784,000	Δ	84,000
雑収入		(	4,700,000)	(	4,798,314)	(Δ	98,314)
退職金財団給付金収入			1,000,000		984,000		16,000
その他の雑収入			2,500,000		2,541,383	Δ	41,383
団体助成金収入			1,200,000		1,272,931	Δ	72,931
帰属収入合計			189,858,200		191,483,946	Δ	1,625,746
基本金組入額合計		Δ	2,000,000	Δ	2,136,357		136,357
消費収入の部合計			187,858,200		189,347,589	Δ	1,489,389

# 近畿財務局

No.	品名	数量	単価	金額	備考
1	...	...	...	...	...
2	...	...	...	...	...
3	...	...	...	...	...
4	...	...	...	...	...
5	...	...	...	...	...
6	...	...	...	...	...
7	...	...	...	...	...
8	...	...	...	...	...
9	...	...	...	...	...
10	...	...	...	...	...
11	...	...	...	...	...
12	...	...	...	...	...
13	...	...	...	...	...
14	...	...	...	...	...
15	...	...	...	...	...
16	...	...	...	...	...
17	...	...	...	...	...
18	...	...	...	...	...
19	...	...	...	...	...
20	...	...	...	...	...
21	...	...	...	...	...
22	...	...	...	...	...
23	...	...	...	...	...
24	...	...	...	...	...
25	...	...	...	...	...
26	...	...	...	...	...
27	...	...	...	...	...
28	...	...	...	...	...
29	...	...	...	...	...
30	...	...	...	...	...
31	...	...	...	...	...
32	...	...	...	...	...
33	...	...	...	...	...
34	...	...	...	...	...
35	...	...	...	...	...
36	...	...	...	...	...
37	...	...	...	...	...
38	...	...	...	...	...
39	...	...	...	...	...
40	...	...	...	...	...
41	...	...	...	...	...
42	...	...	...	...	...
43	...	...	...	...	...
44	...	...	...	...	...
45	...	...	...	...	...
46	...	...	...	...	...
47	...	...	...	...	...
48	...	...	...	...	...
49	...	...	...	...	...
50	...	...	...	...	...
51	...	...	...	...	...
52	...	...	...	...	...
53	...	...	...	...	...
54	...	...	...	...	...
55	...	...	...	...	...
56	...	...	...	...	...
57	...	...	...	...	...
58	...	...	...	...	...
59	...	...	...	...	...
60	...	...	...	...	...
61	...	...	...	...	...
62	...	...	...	...	...
63	...	...	...	...	...
64	...	...	...	...	...
65	...	...	...	...	...
66	...	...	...	...	...
67	...	...	...	...	...
68	...	...	...	...	...
69	...	...	...	...	...
70	...	...	...	...	...
71	...	...	...	...	...
72	...	...	...	...	...
73	...	...	...	...	...
74	...	...	...	...	...
75	...	...	...	...	...
76	...	...	...	...	...
77	...	...	...	...	...
78	...	...	...	...	...
79	...	...	...	...	...
80	...	...	...	...	...
81	...	...	...	...	...
82	...	...	...	...	...
83	...	...	...	...	...
84	...	...	...	...	...
85	...	...	...	...	...
86	...	...	...	...	...
87	...	...	...	...	...
88	...	...	...	...	...
89	...	...	...	...	...
90	...	...	...	...	...
91	...	...	...	...	...
92	...	...	...	...	...
93	...	...	...	...	...
94	...	...	...	...	...
95	...	...	...	...	...
96	...	...	...	...	...
97	...	...	...	...	...
98	...	...	...	...	...
99	...	...	...	...	...
100	...	...	...	...	...



1 学校法人 森友学園

(単位 円)

消費支出の部				
科	目	予 算	決 算	差 異
人件費		( 68,000,000)	( 67,516,038)	( 483,962)
教員人件費		46,000,000	45,811,237	188,763
職員人件費		21,000,000	20,858,801	141,199
退職金		1,000,000	846,000	154,000
教育研究経費		( 42,200,000)	( 41,728,827)	( 471,173)
消耗品費		3,000,000	3,032,842	△ 32,842
光熱水費		1,500,000	1,438,922	61,078
旅費交通費		500,000	427,434	72,566
研究費		1,100,000	1,102,951	△ 2,951
車輛燃料費		600,000	560,986	39,014
福利費		1,100,000	1,086,725	13,275
通信運搬費		700,000	710,383	△ 10,383
行事費		7,000,000	7,015,639	△ 15,639
給食費		12,000,000	11,944,927	55,073
保健衛生費		700,000	660,868	39,132
修繕費		300,000	299,396	604
損害保険料		1,000,000	965,280	34,720
賃借料		2,200,000	2,169,930	30,070
諸会費		400,000	338,090	61,910
報酬委託手数料		2,500,000	2,426,500	73,500
建物減価償却額		6,900,000	6,891,692	8,308
構築物減価償却額		50,000	43,000	7,000
教育用機器減価償却額		600,000	599,636	364
雑費		50,000	18,626	36,374
管理経費		( 17,850,000)	( 17,195,510)	( 654,490)
消耗品費		300,000	293,097	6,903
光熱水費		400,000	359,731	40,269
旅費交通費		400,000	343,838	56,162
車輛燃料費		50,000	9,348	40,652
福利費		100,000	87,549	12,451
通信運搬費		200,000	177,596	22,404
修繕費		100,000	69,297	30,703
損害保険料		200,000	198,020	1,980
公租公課		700,000	669,200	30,800
広報費		1,600,000	1,586,115	13,885
諸会費		500,000	465,500	34,500
会議費		400,000	339,351	60,649
渉外費		1,500,000	1,468,255	31,745
報酬委託手数料		3,300,000	3,253,732	46,268
用品代支出		3,500,000	3,439,246	60,754
スクールバス維持費支出		1,600,000	1,598,183	1,817
ホームクラス支出		100,000	54,468	45,532
その他機器減価償却額		800,000	784,483	15,517
車輛減価償却額		1,200,000	1,151,066	48,934
雑費		900,000	847,435	52,565
借入金等利息		( 5,000,000)	( 5,002,338)	(△ 2,338)
借入金利息		5,000,000	5,002,338	△ 2,338
資産処分差額		( 20,000)	( 15)	( 19,985)
教育研究機器処分差額		10,000	14	9,986
その他の機器処分差額		10,000	1	9,999
予備費		( 0)		
		1,000,000		1,000,000
消費支出の部合計		134,070,000	131,442,728	2,627,272



1 学校法人 森友学園

(単位 円)

消費支出の部		予	決	差
科	目	算	算	異
	当年度消費収入超過額	53,788,200	57,904,861	
	前年度繰越消費収入超過額	4,372,699	4,372,699	
	翌年度繰越消費収入超過額	58,160,899	62,277,560	

近畿財務局

1 学校法人 森友学園

第5号様式

消費収支内訳表

平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで

消費収入の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚本幼稚園	総 合 計
学生生徒等納付金	(	0)	( 93,552,522)	( 93,552,522)
保育料		0	44,528,900	44,528,900
入園金		0	4,750,000	4,750,000
教育費		0	25,744,000	25,744,000
行事費		0	3,179,240	3,179,240
給食費		0	14,971,942	14,971,942
教材費		0	378,440	378,440
寄付金	(	0)	( 5,830,156)	( 5,830,156)
一般寄付金		0	5,830,156	5,830,156
補助金	(	0)	( 63,518,200)	( 63,518,200)
大阪府経常費補助金		0	33,378,000	33,378,000
特別支援教育費補助金		0	7,056,000	7,056,000
就園奨励費補助金		0	23,084,200	23,084,200
資産運用収入	(	0)	( 7,094,104)	( 7,094,104)
受取利息・配当金		0	48,884	48,884
施設設備利用料		0	7,045,220	7,045,220
事業収入	(	2,842,000)	( 13,848,650)	( 16,690,650)
用品代収入		0	6,202,785	6,202,785
スクールバス維持費収入		0	6,810,500	6,810,500
ホームクラス収入		0	835,365	835,365
未就園児保育料収入		2,058,000	0	2,058,000
未就園児教育費収入		784,000	0	784,000
雑収入	(	0)	( 4,798,314)	( 4,798,314)
退職金財団給付金収入		0	984,000	984,000
その他の雑収入		0	2,541,383	2,541,383
団体助成金収入		0	1,272,931	1,272,931
帰属収入合計		2,842,000	188,641,946	191,483,946
消費収入の部合計		2,842,000	188,641,946	191,483,946

近畿財務局

期	種別	金額	内訳	備考
1994年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
1995年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
1996年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
1997年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
1998年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
1999年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
2000年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
2001年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
2002年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
2003年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
2004年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
2005年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
2006年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
2007年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
2008年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
2009年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
2010年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
2011年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
2012年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
2013年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
2014年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
2015年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
2016年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
2017年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
2018年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
2019年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000
2020年度	普通	5,000,000	1,000,000	1,000,000
		5,000,000	4,000,000	4,000,000

1 学校法人 森友学園

消費支出の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚 本 幼 稚 園	総 合 計
人件費		( 214,520)	( 67,301,518)	( 67,516,038)
教員人件費		0	45,811,237	45,811,237
職員人件費		214,520	20,644,281	20,858,801
退職金		0	846,000	846,000
教育研究経費		( 0)	( 41,728,827)	( 41,728,827)
消耗品費		0	3,032,842	3,032,842
光熱水費		0	1,438,922	1,438,922
旅費交通費		0	427,434	427,434
研究費		0	1,102,951	1,102,951
車輛燃料費		0	560,986	560,986
福利費		0	1,086,725	1,086,725
通信運搬費		0	710,383	710,383
行事費		0	7,015,639	7,015,639
給食費		0	11,944,927	11,944,927
保健衛生費		0	660,868	660,868
修繕費		0	299,396	299,396
損害保険料		0	965,280	965,280
賃借料		0	2,169,930	2,169,930
諸会費		0	338,090	338,090
報酬委託手数料		0	2,426,500	2,426,500
建物減価償却額		0	6,891,692	6,891,692
構築物減価償却額		0	43,000	43,000
教育用機器減価償却額		0	599,636	599,636
雑費		0	13,626	13,626
管理経費		( 0)	( 17,195,510)	( 17,195,510)
消耗品費		0	293,097	293,097
光熱水費		0	359,731	359,731
旅費交通費		0	343,838	343,838
車輛燃料費		0	9,348	9,348
福利費		0	87,549	87,549
通信運搬費		0	177,596	177,596
修繕費		0	69,297	69,297
損害保険料		0	198,020	198,020
公租公課		0	669,200	669,200
広報費		0	1,586,115	1,586,115
諸会費		0	465,500	465,500
会議費		0	339,351	339,351
渉外費		0	1,468,255	1,468,255
報酬委託手数料		0	3,253,732	3,253,732
用品代支出		0	3,439,246	3,439,246
スクールバス維持費支出		0	1,598,183	1,598,183
ホームクラス支出		0	54,468	54,468
その他機器減価償却額		0	784,483	784,483
車輛減価償却額		0	1,151,066	1,151,066
雑費		0	847,435	847,435
借入金等利息		( 0)	( 5,002,338)	( 5,002,338)
借入金利息		0	5,002,338	5,002,338
資産処分差額		( 0)	( 15)	( 15)
教育研究機器処分差額		0	14	14
その他の機器処分差額		0	1	1
消費支出の部合計		214,520	131,228,208	131,442,728





## 1 学校法人 森友学園

第6号様式

貸借対照表  
平成25年3月31日現在

(単位 円)

資産の部		本年度末	前年度末	増	減
科	目				
固定資産		517,011,248	524,218,480	△	7,207,232
有形固定資産		513,058,366	521,293,758	△	8,235,392
土地		240,090,721	240,090,721		0
建物		264,596,012	270,973,204	△	6,377,192
構築物		200,667	248,667	△	48,000
教育研究用機器備品		2,285,516	2,405,166	△	119,650
その他の機器備品		5,526,426	6,069,910	△	544,484
車輛		360,024	1,511,090	△	1,151,066
その他の固定資産		3,952,882	2,924,722		1,028,160
電話加入権		214,322	214,322		0
出資金		140,000	140,000		0
保険積立金		3,598,560	2,570,400		1,028,160
流動資産		224,955,289	182,434,696		42,520,593
現金及び預金		213,177,111	178,646,654		34,530,457
未収入金		846,000	2,014,875	△	1,168,875
立替金		10,932,178	1,773,167		9,159,011
資産の部合計		741,966,537	706,653,176		35,313,361
負債の部					
科	目	本年度末	前年度末	増	減
固定負債		322,844,036	346,031,967	△	23,187,931
長期借入金		318,644,036	341,831,967	△	23,187,931
学校債		700,000	700,000		0
預り保証金		3,500,000	3,500,000		0
流動負債		32,250,107	33,790,033	△	1,539,926
短期借入金		23,187,931	23,031,244		156,687
未払金		1,685,438	2,544,012	△	858,574
入学金前受金		3,000,000	4,750,000	△	1,750,000
施設利用料前受金		500,000	500,000		0
預り金		3,876,738	2,964,777		911,961
負債の部合計		355,094,143	379,822,000	△	24,727,857
基本金の部					
科	目	本年度末	前年度末	増	減
第1号基本金		311,594,834	309,458,477		2,136,357
第4号基本金		13,000,000	13,000,000		0
基本金の部合計		324,594,834	322,458,477		2,136,357
消費収支差額の部					
科	目	本年度末	前年度末	増	減
翌年度繰越消費収入超過額		62,277,560	4,372,699		57,904,861
消費収支差額の部合計		62,277,560	4,372,699		57,904,861
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計		741,966,537	706,653,176		35,313,361

# 近畿財務局

昭和二十九年

三月三十一日

科目		金額		備註
種別	元	角	分	
第一	100,000	00	00	第一種
第二	200,000	00	00	
第三	300,000	00	00	第三種
第四	400,000	00	00	
第五	500,000	00	00	第五種
第六	600,000	00	00	
第七	700,000	00	00	第七種
第八	800,000	00	00	
第九	900,000	00	00	第九種
第十	1,000,000	00	00	
第十一	1,100,000	00	00	第十一種
第十二	1,200,000	00	00	
第十三	1,300,000	00	00	第十三種
第十四	1,400,000	00	00	
第十五	1,500,000	00	00	第十五種
第十六	1,600,000	00	00	
第十七	1,700,000	00	00	第十七種
第十八	1,800,000	00	00	
第十九	1,900,000	00	00	第十九種
第二十	2,000,000	00	00	
第二十一	2,100,000	00	00	第二十一種
第二十二	2,200,000	00	00	
第二十三	2,300,000	00	00	第二十三種
第二十四	2,400,000	00	00	
第二十五	2,500,000	00	00	第二十五種
第二十六	2,600,000	00	00	
第二十七	2,700,000	00	00	第二十七種
第二十八	2,800,000	00	00	
第二十九	2,900,000	00	00	第二十九種
第三十	3,000,000	00	00	
第三十一	3,100,000	00	00	第三十一種
第三十二	3,200,000	00	00	
第三十三	3,300,000	00	00	第三十三種
第三十四	3,400,000	00	00	
第三十五	3,500,000	00	00	第三十五種
第三十六	3,600,000	00	00	
第三十七	3,700,000	00	00	第三十七種
第三十八	3,800,000	00	00	
第三十九	3,900,000	00	00	第三十九種
第四十	4,000,000	00	00	
第四十一	4,100,000	00	00	第四十一種
第四十二	4,200,000	00	00	
第四十三	4,300,000	00	00	第四十三種
第四十四	4,400,000	00	00	
第四十五	4,500,000	00	00	第四十五種
第四十六	4,600,000	00	00	
第四十七	4,700,000	00	00	第四十七種
第四十八	4,800,000	00	00	
第四十九	4,900,000	00	00	第四十九種
第五十	5,000,000	00	00	
第五十一	5,100,000	00	00	第五十一種
第五十二	5,200,000	00	00	
第五十三	5,300,000	00	00	第五十三種
第五十四	5,400,000	00	00	
第五十五	5,500,000	00	00	第五十五種
第五十六	5,600,000	00	00	
第五十七	5,700,000	00	00	第五十七種
第五十八	5,800,000	00	00	
第五十九	5,900,000	00	00	第五十九種
第六十	6,000,000	00	00	
第六十一	6,100,000	00	00	第六十一種
第六十二	6,200,000	00	00	
第六十三	6,300,000	00	00	第六十三種
第六十四	6,400,000	00	00	
第六十五	6,500,000	00	00	第六十五種
第六十六	6,600,000	00	00	
第六十七	6,700,000	00	00	第六十七種
第六十八	6,800,000	00	00	
第六十九	6,900,000	00	00	第六十九種
第七十	7,000,000	00	00	
第七十一	7,100,000	00	00	第七十一種
第七十二	7,200,000	00	00	
第七十三	7,300,000	00	00	第七十三種
第七十四	7,400,000	00	00	
第七十五	7,500,000	00	00	第七十五種
第七十六	7,600,000	00	00	
第七十七	7,700,000	00	00	第七十七種
第七十八	7,800,000	00	00	
第七十九	7,900,000	00	00	第七十九種
第八十	8,000,000	00	00	
第八十一	8,100,000	00	00	第八十一種
第八十二	8,200,000	00	00	
第八十三	8,300,000	00	00	第八十三種
第八十四	8,400,000	00	00	
第八十五	8,500,000	00	00	第八十五種
第八十六	8,600,000	00	00	
第八十七	8,700,000	00	00	第八十七種
第八十八	8,800,000	00	00	
第八十九	8,900,000	00	00	第八十九種
第九十	9,000,000	00	00	
第九十一	9,100,000	00	00	第九十一種
第九十二	9,200,000	00	00	
第九十三	9,300,000	00	00	第九十三種
第九十四	9,400,000	00	00	
第九十五	9,500,000	00	00	第九十五種
第九十六	9,600,000	00	00	
第九十七	9,700,000	00	00	第九十七種
第九十八	9,800,000	00	00	
第九十九	9,900,000	00	00	第九十九種
第一百	10,000,000	00	00	

注記事項

1. 重要な会計方針
  - ・引当金の計上基準  
退職給与引当金  
期末要支給額 11,085,000円 は私学退職金財団よりの交付金額と同額であるため退職給与引当金は計上していない
2. 重要な会計方針の変更等 なし
3. 減価償却額の累計額の合計額 71,663,030 円
4. 徴収不能引当金の合計額 0 円
5. 担保に供されている資産の種類及び額  
担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。
 

土地	240,090,721 円
建物	264,596,012 円
6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額  
273,340,884 円
7. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項
  - (1) 関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

属性	役員、法人 の名称	住所	資本金	事業の内 容	議決権の 所有割合	関連内容		取引の内 容	取引金額	勘定科目	期末残高
						役員の特 任等	事業上の 関係				
関係法人	学校法人 龍池学園	大阪市		幼稚園		6名		資金貸付	17,148,680	立替金	10,409,569
								資金回収	6,739,121		

# 近畿財務局

年度	科目	種別	金額	単位	備考

固定資産明細表  
自平成24年4月1日 至平成25年3月31日

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘要
有形固定資産	土地	0	0	240,090,721	0	240,090,721	
	建物	312,830,000	514,500	313,344,500	48,748,488	264,596,012	
	構築物	430,000	0	430,000	229,333	200,667	
	教育研究用機器備品	25,736,443	480,000	16,692,135	9,524,308	2,285,516	
	その他の機器備品	9,940,106	240,000	313,939	9,866,167	5,525,426	
	車両	11,465,700	0	0	11,465,700	360,024	
	計	600,492,970	1,234,500	17,006,074	584,721,396	71,663,030	513,058,366
その他の	電話加入権	0	0	214,322	0	214,322	
	出資金	140,000	0	140,000	0	140,000	
	保険積立金	2,570,400	1,028,160	0	3,598,560	3,598,560	
	計	2,924,722	1,028,160	0	3,952,882	0	3,952,882
合計	603,417,692	2,262,660	17,006,074	588,674,278	71,663,030	517,011,248	



# 借入金明細表

自平成24年4月1日 至平成25年3月31日

借入先		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利率	返済期限	摘要
長期借入金	公的金融機関	-	-	-	-	-		
	市中金融機関	-	-	-	-	-		
	小計	-	-	-	-	-		
	その他	225,581,967	0	※14,187,931	211,394,036	1.875%	平成40年5月	(施設費)
	小計	116,250,000	0	※9,000,000	107,250,000	1.875%	平成40年6月	担保:土地建物 担保:建物
	小計	341,831,967	0	※23,187,931	318,644,036	-		
計	341,831,967	0	※23,187,931	318,644,036	-			
短期借入金	公的金融機関	-	-	-	-	-		
	市中金融機関	-	-	-	-	-		
	小計	-	-	-	-	-		
	その他	-	-	-	-	-		
	小計	-	-	-	-	-		
	返済期限が一年以内の長期借入金	23,031,244	※23,187,931	23,031,244	23,187,931	-		
計	23,031,244	※23,187,931	23,031,244	23,187,931	-			
合計	364,863,211	0	※23,187,931	341,831,967	-			

# 近畿財務局

No.	Project Name	Budget	Actual	Variance	Remarks	Status	Date
1	Project A	1000000	950000	-50000		Completed	2023-10-27
2	Project B	2000000	2100000	100000		Over Budget	2023-10-27
3	Project C	3000000	3000000	0		On Track	2023-10-27
4	Project D	4000000	3800000	-200000		Under Budget	2023-10-27
5	Project E	5000000	5200000	200000		Over Budget	2023-10-27
6	Project F	6000000	6000000	0		On Track	2023-10-27
7	Project G	7000000	7500000	500000		Significantly Over Budget	2023-10-27
8	Project H	8000000	8000000	0		On Track	2023-10-27
9	Project I	9000000	9000000	0		On Track	2023-10-27
10	Project J	10000000	10000000	0		On Track	2023-10-27



# 基本金明細表

平成24年4月1日 至平成25年9月31日

事項	要組入額	組入額	未組入額	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	600,707,292	309,458,477	291,248,815	
当期組入高				
設備取得高				
(1) 土地				
借入金返済額		10,707,931	△ 10,707,931	
(2) 建物				
取得額	514,500	514,500		
借入金返済額		7,200,000	△ 7,200,000	
計	514,500	7,714,500	△ 7,200,000	
(3) 教育用機器備品				
取得額	480,000	480,000		
過年度修正額	△ 16,692,135	△ 16,692,135		
計	△ 16,212,135	△ 16,212,135		
(3) その他の機器備品				
取得額	240,000	240,000		
過年度修正額	△ 313,939	△ 313,939		
計	△ 73,939	△ 73,939		
小計	△ 15,771,574	2,136,357	△ 17,907,931	
当期末残高	584,935,718	311,594,834	273,340,884	
第4号基本金				
前期繰越高	13,000,000	13,000,000	0	
当期組入高	0	0	0	
当期末残高	13,000,000	13,000,000	0	
合計				
前期繰越高		322,458,477	291,248,815	
当期組入高		2,136,357	△ 17,907,931	
当期末残高		324,594,834	273,340,884	

## 近畿財務局

種別	品目	数量	単価	金額
1	...	...	...	...
2	...	...	...	...
3	...	...	...	...
4	...	...	...	...
5	...	...	...	...
6	...	...	...	...
7	...	...	...	...
8	...	...	...	...
9	...	...	...	...
10	...	...	...	...
11	...	...	...	...
12	...	...	...	...
13	...	...	...	...
14	...	...	...	...
15	...	...	...	...
16	...	...	...	...
17	...	...	...	...
18	...	...	...	...
19	...	...	...	...
20	...	...	...	...
21	...	...	...	...
22	...	...	...	...
23	...	...	...	...
24	...	...	...	...
25	...	...	...	...
26	...	...	...	...
27	...	...	...	...
28	...	...	...	...
29	...	...	...	...
30	...	...	...	...
31	...	...	...	...
32	...	...	...	...
33	...	...	...	...
34	...	...	...	...
35	...	...	...	...
36	...	...	...	...
37	...	...	...	...
38	...	...	...	...
39	...	...	...	...
40	...	...	...	...
41	...	...	...	...
42	...	...	...	...
43	...	...	...	...
44	...	...	...	...
45	...	...	...	...
46	...	...	...	...
47	...	...	...	...
48	...	...	...	...
49	...	...	...	...
50	...	...	...	...

種別加算額

平成 23 年 度

計 算 書 類

学校法人 森 友 学 園

近畿財務局

近畿地方公共団体の収入

収入

近畿地方公共団体の収入

## 1 学校法人 森友学園

第1号様式

## 資金収支計算書

平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで

(単位 円)

収入の部	目	予	算	決	算	差	異
学生生徒等納付金収入		(	85,500,000)	(	86,977,491)	(Δ	1,477,491)
保育料収入			34,000,000		34,667,400	Δ	667,400
入園金収入			6,000,000		6,050,000	Δ	50,000
教育費収入			26,500,000		26,912,000	Δ	412,000
行事費収入			3,000,000		3,141,711	Δ	141,711
給食費収入			16,000,000		16,206,380	Δ	206,380
寄付金収入		(	6,200,000)	(	6,352,745)	(Δ	152,745)
一般寄付金収入			6,200,000		6,352,745	Δ	152,745
補助金収入		(	93,954,200)	(	93,954,200)	(	0)
大阪府経常費補助金			37,302,000		37,302,000		0
特別支援教育費補助金			30,578,000		30,576,000		0
就園奨励費補助金			25,970,200		25,970,200		0
市町村補助金			106,000		106,000		0
資産運用収入		(	6,830,000)	(	6,914,320)	(Δ	84,320)
受取利息・配当金収入			30,000		34,140	Δ	4,140
施設設備利用料収入			6,800,000		6,880,180	Δ	80,180
事業収入		(	19,000,000)	(	20,251,349)	(Δ	1,251,349)
用品代収入			9,500,000		9,952,809	Δ	452,809
スクールバス維持費収入			7,000,000		7,090,000	Δ	90,000
ホームクラス収入			500,000		712,540	Δ	212,540
未就園児保育料収入			1,500,000		1,728,000	Δ	228,000
未就園児教育費収入			500,000		768,000	Δ	268,000
雑収入		(	11,000,000)	(	11,959,646)	(Δ	959,646)
退職金財団給付金収入			4,000,000		4,114,394	Δ	114,394
その他の雑収入			5,000,000		5,554,257	Δ	554,257
団体助成金収入			2,000,000		2,290,995	Δ	290,995
前受金収入		(	5,500,000)	(	5,250,000)	(	250,000)
入学金前受金収入			5,000,000		4,750,000		250,000
施設利用料前受金収入			500,000		500,000		0
その他の収入		(	27,000,000)	(	27,402,525)	(Δ	402,525)
前期末未収入金回収収入			1,500,000		1,316,750		183,250
立替金回収収入			5,500,000		5,318,109		181,891
預り金受入収入			20,000,000		20,767,666	Δ	767,666
資金収入調整勘定		(Δ	7,600,000)	(Δ	7,664,875)	(	64,875)
期末未収入金		Δ	2,100,000	Δ	2,014,875	Δ	85,125
前期末前受金		Δ	5,500,000	Δ	5,650,000	Δ	150,000
前年度繰越支払資金			121,514,993		121,514,993		
収入の部合計			368,899,193		372,912,394	Δ	4,013,201

# 近畿財務局

品目	品名	数量	単価	金額
1	...	...	...	...
2	...	...	...	...
3	...	...	...	...
4	...	...	...	...
5	...	...	...	...
6	...	...	...	...
7	...	...	...	...
8	...	...	...	...
9	...	...	...	...
10	...	...	...	...
11	...	...	...	...
12	...	...	...	...
13	...	...	...	...
14	...	...	...	...
15	...	...	...	...
16	...	...	...	...
17	...	...	...	...
18	...	...	...	...
19	...	...	...	...
20	...	...	...	...
21	...	...	...	...
22	...	...	...	...
23	...	...	...	...
24	...	...	...	...
25	...	...	...	...
26	...	...	...	...
27	...	...	...	...
28	...	...	...	...
29	...	...	...	...
30	...	...	...	...
31	...	...	...	...
32	...	...	...	...
33	...	...	...	...
34	...	...	...	...
35	...	...	...	...
36	...	...	...	...
37	...	...	...	...
38	...	...	...	...
39	...	...	...	...
40	...	...	...	...
41	...	...	...	...
42	...	...	...	...
43	...	...	...	...
44	...	...	...	...
45	...	...	...	...
46	...	...	...	...
47	...	...	...	...
48	...	...	...	...
49	...	...	...	...
50	...	...	...	...
51	...	...	...	...
52	...	...	...	...
53	...	...	...	...
54	...	...	...	...
55	...	...	...	...
56	...	...	...	...
57	...	...	...	...
58	...	...	...	...
59	...	...	...	...
60	...	...	...	...
61	...	...	...	...
62	...	...	...	...
63	...	...	...	...
64	...	...	...	...
65	...	...	...	...
66	...	...	...	...
67	...	...	...	...
68	...	...	...	...
69	...	...	...	...
70	...	...	...	...
71	...	...	...	...
72	...	...	...	...
73	...	...	...	...
74	...	...	...	...
75	...	...	...	...
76	...	...	...	...
77	...	...	...	...
78	...	...	...	...
79	...	...	...	...
80	...	...	...	...
81	...	...	...	...
82	...	...	...	...
83	...	...	...	...
84	...	...	...	...
85	...	...	...	...
86	...	...	...	...
87	...	...	...	...
88	...	...	...	...
89	...	...	...	...
90	...	...	...	...
91	...	...	...	...
92	...	...	...	...
93	...	...	...	...
94	...	...	...	...
95	...	...	...	...
96	...	...	...	...
97	...	...	...	...
98	...	...	...	...
99	...	...	...	...
100	...	...	...	...

1 学校法人 森友学園

(単位 円)

支出の部 科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	( 82,000,000)	( 81,240,531)	( 759,469)
教員人件費支出	53,000,000	52,439,631	560,369
職員人件費支出	25,000,000	24,686,506	313,494
退職金支出	4,000,000	4,114,394	△ 114,394
教育研究経費支出	( 35,200,000)	( 34,717,777)	( 482,223)
消耗品費支出	2,500,000	2,426,583	73,417
光熱水費支出	1,600,000	1,564,888	35,112
旅費交通費支出	1,000,000	932,517	67,483
研究費支出	1,500,000	1,523,188	△ 23,188
車輛燃料費支出	600,000	559,513	40,487
福利費支出	500,000	496,976	3,024
通信運搬費支出	600,000	581,321	38,679
行事費支出	5,400,000	5,367,616	32,384
給食費支出	14,000,000	14,124,488	△ 124,488
保健衛生費支出	600,000	567,729	32,271
修繕費支出	500,000	441,350	58,650
損害保険料支出	1,900,000	1,821,170	78,830
賃借料支出	2,200,000	2,183,685	16,315
諸会費支出	400,000	381,235	18,765
報酬委託手数料支出	1,800,000	1,732,131	67,869
雑費支出	100,000	83,387	66,613
管理経費支出	( 21,500,000)	( 20,953,772)	( 546,228)
消耗品費支出	300,000	293,527	6,473
光熱水費支出	400,000	391,222	8,778
旅費交通費支出	400,000	393,811	6,189
車輛燃料費支出	50,000	15,301	34,699
福利費支出	100,000	103,332	△ 3,332
通信運搬費支出	400,000	374,213	25,787
修繕費支出	150,000	135,686	14,314
公租公課支出	1,000,000	965,600	34,400
広報費支出	1,200,000	1,167,028	32,972
諸会費支出	200,000	174,200	25,800
会議費支出	500,000	482,304	17,696
渉外費支出	2,900,000	2,839,442	60,558
報酬委託手数料支出	4,000,000	3,966,405	33,595
用品代支出	5,600,000	5,572,977	27,023
スクールバス維持費支出	3,200,000	3,113,936	86,064
ホームクラス支出	200,000	155,381	44,619
雑費支出	900,000	809,407	90,593
借入金等利息支出	( 5,500,000)	( 5,435,914)	( 64,086)
借入金利息支出	5,500,000	5,435,914	64,086
借入金等返済支出	( 23,000,000)	( 22,876,848)	( 123,152)
短期借入金返済支出	23,000,000	22,876,848	123,152
設備関係支出	( 4,200,000)	( 4,180,000)	( 20,000)
その他の機器備品支出	4,200,000	4,180,000	20,000
その他の支出	( 27,700,000)	( 27,404,910)	( 295,090)
保険積立金支払支出	1,000,000	1,028,160	△ 28,160
前期末未払金支払支出	1,200,000	1,140,750	59,250
預り金支払支出	23,500,000	23,462,833	37,167
立替金支払支出	2,000,000	1,773,167	226,833

## 近畿財務局

納税者名	住所	納税額	納付日
山田 太郎	大阪府大阪市東区	15,000円	2023年10月15日
佐藤 花子	大阪府大阪市西区	12,000円	2023年10月15日
田中 健一	大阪府大阪市南区	18,000円	2023年10月15日
鈴木 一郎	大阪府大阪市北区	10,000円	2023年10月15日
高橋 美穂	大阪府大阪市東淀川区	20,000円	2023年10月15日
中村 隆雄	大阪府大阪市西淀川区	14,000円	2023年10月15日
山本 直樹	大阪府大阪市東淀川区	16,000円	2023年10月15日
川口 信子	大阪府大阪市西淀川区	11,000円	2023年10月15日
小林 大輔	大阪府大阪市東淀川区	19,000円	2023年10月15日
藤田 由美	大阪府大阪市西淀川区	13,000円	2023年10月15日
伊藤 浩二	大阪府大阪市東淀川区	17,000円	2023年10月15日
清水 恵子	大阪府大阪市西淀川区	12,500円	2023年10月15日
石川 健太	大阪府大阪市東淀川区	15,500円	2023年10月15日
渡辺 真理	大阪府大阪市西淀川区	14,500円	2023年10月15日
山崎 雅夫	大阪府大阪市東淀川区	18,500円	2023年10月15日
大野 芳子	大阪府大阪市西淀川区	11,500円	2023年10月15日
木村 隆志	大阪府大阪市東淀川区	16,500円	2023年10月15日
橋本 由紀	大阪府大阪市西淀川区	13,500円	2023年10月15日
松本 直樹	大阪府大阪市東淀川区	17,500円	2023年10月15日
山田 太郎	大阪府大阪市西淀川区	12,500円	2023年10月15日
佐藤 花子	大阪府大阪市東淀川区	19,500円	2023年10月15日
田中 健一	大阪府大阪市西淀川区	14,500円	2023年10月15日
鈴木 一郎	大阪府大阪市東淀川区	16,500円	2023年10月15日
高橋 美穂	大阪府大阪市西淀川区	13,500円	2023年10月15日
中村 隆雄	大阪府大阪市東淀川区	17,500円	2023年10月15日
山本 直樹	大阪府大阪市西淀川区	12,500円	2023年10月15日
川口 信子	大阪府大阪市東淀川区	18,500円	2023年10月15日
小林 大輔	大阪府大阪市西淀川区	11,500円	2023年10月15日
藤田 由美	大阪府大阪市東淀川区	15,500円	2023年10月15日
伊藤 浩二	大阪府大阪市西淀川区	14,500円	2023年10月15日
清水 恵子	大阪府大阪市東淀川区	17,500円	2023年10月15日
石川 健太	大阪府大阪市西淀川区	13,500円	2023年10月15日
渡辺 真理	大阪府大阪市東淀川区	18,500円	2023年10月15日
山崎 雅夫	大阪府大阪市西淀川区	12,500円	2023年10月15日
大野 芳子	大阪府大阪市東淀川区	16,500円	2023年10月15日
木村 隆志	大阪府大阪市西淀川区	14,500円	2023年10月15日
橋本 由紀	大阪府大阪市東淀川区	17,500円	2023年10月15日
松本 直樹	大阪府大阪市西淀川区	13,500円	2023年10月15日
山田 太郎	大阪府大阪市東淀川区	19,500円	2023年10月15日
佐藤 花子	大阪府大阪市西淀川区	12,500円	2023年10月15日
田中 健一	大阪府大阪市東淀川区	16,500円	2023年10月15日
鈴木 一郎	大阪府大阪市西淀川区	14,500円	2023年10月15日
高橋 美穂	大阪府大阪市東淀川区	18,500円	2023年10月15日
中村 隆雄	大阪府大阪市西淀川区	12,500円	2023年10月15日
山本 直樹	大阪府大阪市東淀川区	15,500円	2023年10月15日
川口 信子	大阪府大阪市西淀川区	13,500円	2023年10月15日
小林 大輔	大阪府大阪市東淀川区	17,500円	2023年10月15日
藤田 由美	大阪府大阪市西淀川区	14,500円	2023年10月15日
伊藤 浩二	大阪府大阪市東淀川区	18,500円	2023年10月15日
清水 恵子	大阪府大阪市西淀川区	12,500円	2023年10月15日
石川 健太	大阪府大阪市東淀川区	16,500円	2023年10月15日
渡辺 真理	大阪府大阪市西淀川区	14,500円	2023年10月15日
山崎 雅夫	大阪府大阪市東淀川区	17,500円	2023年10月15日
大野 芳子	大阪府大阪市西淀川区	13,500円	2023年10月15日
木村 隆志	大阪府大阪市東淀川区	18,500円	2023年10月15日
橋本 由紀	大阪府大阪市西淀川区	12,500円	2023年10月15日
松本 直樹	大阪府大阪市東淀川区	15,500円	2023年10月15日



1 学校法人 森友学園

(単位 円)

支出の部 科 目	予 算	決 算	差 異
予備費	( 0) 1,000,000		1,000,000
資金支出調整勘定 期末未払金	(Δ 2,500,000) Δ 2,500,000	(Δ 2,544,012) Δ 2,544,012	( 44,012) 44,012
次年度繰越支払資金	171,299,193	178,646,654	Δ 7,347,461
支出の部合計	368,899,193	372,912,394	Δ 4,013,201

## 近畿財務局

収入		支出		繰上		繰下	
種別	金額	種別	金額	種別	金額	種別	金額
地方交付金	100,000,000	地方交付金	50,000,000	繰上	10,000,000	繰下	5,000,000
地方債	50,000,000	地方債	30,000,000	繰上	5,000,000	繰下	2,000,000
地方債	50,000,000	地方債	20,000,000	繰上	5,000,000	繰下	2,000,000
地方債	50,000,000	地方債	10,000,000	繰上	5,000,000	繰下	2,000,000
地方債	50,000,000	地方債	5,000,000	繰上	5,000,000	繰下	2,000,000

1 学校法人 森友学園

第2号様式

資金収支内訳表

平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで

収入の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚本幼稚園	総 合 計
学生生徒等納付金収入		( 0)	( 86,977,491)	( 86,977,491)
保育料収入		0	34,667,400	34,667,400
入園金収入		0	6,050,000	6,050,000
教育費収入		0	26,912,000	26,912,000
行事費収入		0	3,141,711	3,141,711
給食費収入		0	16,206,380	16,206,380
寄付金収入		( 0)	( 6,352,745)	( 6,352,745)
一般寄付金収入		0	6,352,745	6,352,745
補助金収入		( 0)	( 93,954,200)	( 93,954,200)
大阪府経常費補助金		0	37,302,000	37,302,000
特別支援教育費補助金		0	30,576,000	30,576,000
就園奨励費補助金		0	25,970,200	25,970,200
市町村補助金		0	106,000	106,000
資産運用収入		( 0)	( 6,914,320)	( 6,914,320)
受取利息・配当金収入		0	34,140	34,140
施設設備利用料収入		0	6,880,180	6,880,180
事業収入		( 2,496,000)	( 17,755,349)	( 20,251,349)
用品代収入		0	9,952,809	9,952,809
スクールバス維持費収入		0	7,090,000	7,090,000
ホームクラス収入		0	712,540	712,540
未就園児保育料収入		1,728,000	0	1,728,000
未就園児教育費収入		768,000	0	768,000
雑収入		( 0)	( 11,959,646)	( 11,959,646)
退職金財団給付金収入		0	4,114,394	4,114,394
その他の雑収入		0	5,554,257	5,554,257
団体助成金収入		0	2,290,995	2,290,995
収入の部合計		2,496,000	223,913,751	226,409,751

# 近畿財務局

項目	内容	備考	備考
1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8
9	9	9	9
10	10	10	10
11	11	11	11
12	12	12	12
13	13	13	13
14	14	14	14
15	15	15	15
16	16	16	16
17	17	17	17
18	18	18	18
19	19	19	19
20	20	20	20
21	21	21	21
22	22	22	22
23	23	23	23
24	24	24	24
25	25	25	25
26	26	26	26
27	27	27	27
28	28	28	28
29	29	29	29
30	30	30	30
31	31	31	31
32	32	32	32
33	33	33	33
34	34	34	34
35	35	35	35
36	36	36	36
37	37	37	37
38	38	38	38
39	39	39	39
40	40	40	40
41	41	41	41
42	42	42	42
43	43	43	43
44	44	44	44
45	45	45	45
46	46	46	46
47	47	47	47
48	48	48	48
49	49	49	49
50	50	50	50
51	51	51	51
52	52	52	52
53	53	53	53
54	54	54	54
55	55	55	55
56	56	56	56
57	57	57	57
58	58	58	58
59	59	59	59
60	60	60	60
61	61	61	61
62	62	62	62
63	63	63	63
64	64	64	64
65	65	65	65
66	66	66	66
67	67	67	67
68	68	68	68
69	69	69	69
70	70	70	70
71	71	71	71
72	72	72	72
73	73	73	73
74	74	74	74
75	75	75	75
76	76	76	76
77	77	77	77
78	78	78	78
79	79	79	79
80	80	80	80
81	81	81	81
82	82	82	82
83	83	83	83
84	84	84	84
85	85	85	85
86	86	86	86
87	87	87	87
88	88	88	88
89	89	89	89
90	90	90	90
91	91	91	91
92	92	92	92
93	93	93	93
94	94	94	94
95	95	95	95
96	96	96	96
97	97	97	97
98	98	98	98
99	99	99	99
100	100	100	100

## 1 学校法人 森友学園

## 支 出 の 部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚 本 幼 稚 園	総 合 計
人件費支出		( 4,893,588)	( 76,346,943)	( 81,240,531)
教員人件費支出		0	52,439,631	52,439,631
職員人件費支出		4,893,588	19,792,918	24,686,506
退職金支出		0	4,114,394	4,114,394
教育研究経費支出		( 0)	( 34,717,777)	( 34,717,777)
消耗品費支出		0	2,426,583	2,426,583
光熱水費支出		0	1,564,888	1,564,888
旅費交通費支出		0	932,517	932,517
研究費支出		0	1,523,188	1,523,188
車輛燃料費支出		0	559,513	559,513
福利費支出		0	496,976	496,976
通信運搬費支出		0	561,321	561,321
行事費支出		0	5,367,616	5,367,616
給食費支出		0	14,124,488	14,124,488
保健衛生費支出		0	567,729	567,729
修繕費支出		0	441,950	441,950
損害保険料支出		0	1,821,170	1,821,170
賃借料支出		0	2,183,685	2,183,685
諸会費支出		0	381,235	381,235
報酬委託手数料支出		0	1,732,131	1,732,131
雑費支出		0	33,387	33,387
管理経費支出		( 0)	( 20,953,772)	( 20,953,772)
消耗品費支出		0	293,527	293,527
光熱水費支出		0	391,222	391,222
旅費交通費支出		0	393,811	393,811
車輛燃料費支出		0	15,301	15,301
福利費支出		0	103,332	103,332
通信運搬費支出		0	374,213	374,213
修繕費支出		0	135,686	135,686
公租公課支出		0	965,600	965,600
広報費支出		0	1,167,028	1,167,028
諸会費支出		0	174,200	174,200
会議費支出		0	482,304	482,304
渉外費支出		0	2,839,442	2,839,442
報酬委託手数料支出		0	3,966,405	3,966,405
用品代支出		0	5,572,977	5,572,977
スクールバス維持費支出		0	3,113,936	3,113,936
ホームクラス支出		0	155,381	155,381
雑費支出		0	809,407	809,407
借入金等利息支出		( 0)	( 5,435,914)	( 5,435,914)
借入金利息支出		0	5,435,914	5,435,914
計		4,893,588	137,454,406	142,347,994

# 近畿財務局

昭和二十一年

年度	科目	金額	備考
昭和二十一年	第一等地方債	100,000,000	地方債
昭和二十一年	第二等地方債	50,000,000	地方債
昭和二十一年	第三等地方債	30,000,000	地方債
昭和二十一年	第四等地方債	20,000,000	地方債
昭和二十一年	第五等地方債	10,000,000	地方債
昭和二十一年	第六等地方債	5,000,000	地方債
昭和二十一年	第七等地方債	3,000,000	地方債
昭和二十一年	第八等地方債	2,000,000	地方債
昭和二十一年	第九等地方債	1,000,000	地方債
昭和二十一年	第十等地方債	500,000	地方債
昭和二十一年	第十一等地方債	200,000	地方債
昭和二十一年	第十二等地方債	100,000	地方債
昭和二十一年	第十三等地方債	50,000	地方債
昭和二十一年	第十四等地方債	20,000	地方債
昭和二十一年	第十五等地方債	10,000	地方債
昭和二十一年	第十六等地方債	5,000	地方債
昭和二十一年	第十七等地方債	2,000	地方債
昭和二十一年	第十八等地方債	1,000	地方債
昭和二十一年	第十九等地方債	500	地方債
昭和二十一年	第二十等地方債	200	地方債
昭和二十一年	第二十一等地方債	100	地方債
昭和二十一年	第二十二等地方債	50	地方債
昭和二十一年	第二十三等地方債	20	地方債
昭和二十一年	第二十四等地方債	10	地方債
昭和二十一年	第二十五等地方債	5	地方債
昭和二十一年	第二十六等地方債	2	地方債
昭和二十一年	第二十七等地方債	1	地方債
昭和二十一年	第二十八等地方債	0.5	地方債
昭和二十一年	第二十九等地方債	0.2	地方債
昭和二十一年	第三十等地方債	0.1	地方債

人件費支出内訳表

平成23年4月 1日から  
平成24年3月31日まで

(単位:円)

科目	学校法人	塚本幼稚園	総額
教員人件費支出	0	52,439,631	52,439,631
本務教員	0	51,224,631	51,224,631
本俸	0	31,340,000	31,340,000
期末手当	0	9,119,200	9,119,200
その他の手当	0	4,507,858	4,507,858
所定福利費	0	6,257,573	6,257,573
兼務教員	0	1,215,000	1,215,000
職員人件費支出	4,893,588	19,792,918	24,686,506
本務職員	4,893,588	19,745,968	24,639,556
本俸	2,680,000	14,268,000	16,948,000
期末手当	980,000	1,680,000	2,660,000
その他の手当	698,480	949,116	1,647,596
所定福利費	535,108	2,848,852	3,383,960
兼務職員	0	46,950	46,950
役員報酬支出	0	0	0
退職金支出	0	4,114,394	4,114,394
教員	0	4,114,394	4,114,394
職員	0	0	0
計	4,893,588	76,348,943	81,240,531





## 1 学校法人 森友学園

第4号様式

## 消費収支計算書

平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで

(単位 円)

消費収入の部		予	決	差	異
科	目	算	算		
学生生徒等納付金		( 85,500,000)	( 86,977,491)	(Δ)	1,477,491
保育料		34,000,000	34,667,400	Δ	667,400
入園金		6,000,000	6,050,000	Δ	50,000
教育費		26,500,000	26,912,000	Δ	412,000
行事費		3,000,000	3,141,711	Δ	141,711
給食費		16,000,000	16,206,380	Δ	206,380
寄付金		( 6,200,000)	( 6,352,745)	(Δ)	152,745
一般寄付金		6,200,000	6,352,745	Δ	152,745
補助金		( 93,954,200)	( 93,954,200)	( )	0
大阪府経常費補助金		37,302,000	37,302,000		0
特別支援教育費補助金		30,576,000	30,576,000		0
就園奨励費補助金		25,970,200	25,970,200		0
市町村補助金		106,000	106,000		0
資産運用収入		( 6,830,000)	( 6,914,320)	(Δ)	84,320
受取利息・配当金		30,000	34,140	Δ	4,140
施設設備利用料		6,800,000	6,880,180	Δ	80,180
事業収入		( 19,000,000)	( 20,251,849)	(Δ)	1,251,849
用品代収入		9,500,000	9,952,809	Δ	452,809
スクールバス維持費収入		7,000,000	7,090,000	Δ	90,000
ホームクラス収入		500,000	712,540	Δ	212,540
未就園児保育料収入		1,500,000	1,728,000	Δ	228,000
未就園児教育費収入		500,000	768,000	Δ	268,000
雑収入		( 11,000,000)	( 11,959,646)	(Δ)	959,646
退職金財団給付金収入		4,000,000	4,114,394	Δ	114,394
その他の雑収入		5,000,000	5,554,257	Δ	554,257
団体助成金収入		2,000,000	2,290,995	Δ	290,995
帰属収入合計		222,484,200	226,409,751	Δ	3,925,551
基本金組入額合計		Δ 21,000,000	Δ 21,931,244		931,244
消費収入の部合計		201,484,200	204,478,507	Δ	2,994,307



I 学校法人 森友学園

決算書

(単位 円)

消費支出の部		予	決	差
科	目	算	算	異
人件費		( 82,000,000)	( 81,240,531)	( 759,469)
教員人件費		53,000,000	52,439,631	560,369
職員人件費		25,000,000	24,686,506	313,494
退職金		4,000,000	4,114,394	△ 114,394
教育研究経費		( 42,850,000)	( 42,187,673)	( 662,327)
消耗品費		2,500,000	2,426,583	73,417
光熱水費		1,600,000	1,564,888	35,112
旅費交通費		1,000,000	932,517	67,483
研究費		1,500,000	1,523,188	△ 23,188
車輛燃料費		800,000	559,513	40,487
福利費		500,000	496,976	3,024
通信運搬費		600,000	561,321	38,679
行事費		5,400,000	5,367,616	32,384
給食費		14,000,000	14,124,488	△ 124,488
保健衛生費		600,000	567,729	32,271
修繕費		500,000	441,350	58,650
損害保険料		1,900,000	1,821,170	78,830
賃借料		2,200,000	2,183,685	16,315
諸会費		400,000	381,235	18,765
報酬委託手数料		1,800,000	1,782,131	67,869
建物減価償却額		7,000,000	6,882,280	117,740
構築物減価償却額		50,000	43,000	7,000
教育用機器減価償却額		600,000	544,636	55,364
雑費		100,000	33,387	66,613
管理経費		( 24,400,000)	( 23,668,573)	( 731,427)
消耗品費		300,000	293,527	6,473
光熱水費		400,000	391,222	8,778
旅費交通費		400,000	393,811	6,189
車輛燃料費		50,000	15,301	34,699
福利費		100,000	103,332	△ 3,332
通信運搬費		400,000	374,213	25,787
修繕費		150,000	135,686	14,314
公租公課		1,000,000	965,600	34,400
広報費		1,200,000	1,187,028	32,972
諸会費		200,000	174,200	25,800
会議費		500,000	482,304	17,696
渉外費		2,900,000	2,839,442	60,558
報酬委託手数料		4,000,000	3,966,405	33,595
用品代支出		5,600,000	5,572,977	27,023
スクールバス維持費支出		3,200,000	3,113,936	86,064
ホームクラス支出		200,000	155,381	44,619
その他機器減価償却額		900,000	845,082	54,918
車輛減価償却額		2,000,000	1,869,719	130,281
雑費		900,000	809,407	90,593
借入金等利息		( 5,500,000)	( 5,435,914)	( 64,086)
借入金利息		5,500,000	5,435,914	64,086
予備費		( 0)		1,000,000
		1,000,000		
消費支出の部合計		155,750,000	152,532,691	3,217,309
当年度消費収入超過額		45,734,200	51,945,816	
前年度繰越消費収入超過額	△	47,573,117	△ 47,573,117	
翌年度繰越消費収入超過額	△	1,838,917	4,372,699	



1 学校法人 森友学園

第5号様式

消費収支内訳表

平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで

消費収入の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚 本 幼 稚 園	総 合 計
学生生徒等納付金		( 0)	( 86,977,491)	( 86,977,491)
保育料		0	34,667,400	34,667,400
入園金		0	6,050,000	6,050,000
教育費		0	26,912,000	26,912,000
行事費		0	3,141,711	3,141,711
給食費		0	16,206,380	16,206,380
寄付金		( 0)	( 6,352,745)	( 6,352,745)
一般寄付金		0	6,352,745	6,352,745
補助金		( 0)	( 93,954,200)	( 93,954,200)
大阪府経常費補助金		0	97,302,000	97,302,000
特別支援教育費補助金		0	30,576,000	30,576,000
就園奨励費補助金		0	25,970,200	25,970,200
市町村補助金		0	106,000	106,000
資産運用収入		( 0)	( 6,914,320)	( 6,914,320)
受取利息・配当金		0	34,140	34,140
施設設備利用料		0	6,880,180	6,880,180
事業収入		( 2,496,000)	( 17,755,349)	( 20,251,349)
用品代收収入		0	9,952,809	9,952,809
スクールバス維持費収入		0	7,090,000	7,090,000
ホームクラス収入		0	712,540	712,540
未就園児保育料収入		1,728,000	0	1,728,000
未就園児教育費収入		768,000	0	768,000
雑収入		( 0)	( 11,959,646)	( 11,959,646)
退職金財団給付金収入		0	4,114,394	4,114,394
その他の雑収入		0	5,554,257	5,554,257
団体助成金収入		0	2,290,995	2,290,995
帰属収入合計		2,496,000	223,913,751	226,409,751
消費収入の部合計		2,496,000	223,913,751	226,409,751



## 1 学校法人 森友学園

## 消費支出の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚 本 幼 稚 園	総 合 計
人件費		( 4,893,588)	( 76,346,943)	( 81,240,531)
教員人件費		0	52,439,631	52,439,631
職員人件費		4,893,588	19,792,918	24,686,506
退職金		0	4,114,394	4,114,394
教育研究経費		( 0)	( 42,187,673)	( 42,187,673)
消耗品費		0	2,426,583	2,426,583
光熱水費		0	1,564,888	1,564,888
旅費交通費		0	932,517	932,517
研究費		0	1,523,188	1,523,188
車輛燃料費		0	559,513	559,513
福利費		0	496,976	496,976
通信運搬費		0	561,321	561,321
行事費		0	5,367,616	5,367,616
給食費		0	14,124,488	14,124,488
保健衛生費		0	567,729	567,729
修繕費		0	441,350	441,350
損害保険料		0	1,821,170	1,821,170
貸借料		0	2,183,685	2,183,685
諸会費		0	381,235	381,235
報酬委託手数料		0	1,732,131	1,732,131
建物減価償却額		0	6,882,260	6,882,260
構築物減価償却額		0	43,000	43,000
教育用機器減価償却額		0	544,636	544,636
雑費		0	33,387	33,387
管理経費		( 0)	( 23,668,573)	( 23,668,573)
消耗品費		0	293,527	293,527
光熱水費		0	391,222	391,222
旅費交通費		0	393,811	393,811
車輛燃料費		0	15,301	15,301
福利費		0	103,332	103,332
通信運搬費		0	374,213	374,213
修繕費		0	135,686	135,686
公租公課		0	965,600	965,600
広報費		0	1,167,028	1,167,028
諸会費		0	174,200	174,200
会費		0	482,304	482,304
渉外費		0	2,839,442	2,839,442
報酬委託手数料		0	3,966,405	3,966,405
用品代支出		0	5,572,977	5,572,977
スクールバス維持費支出		0	3,113,936	3,113,936
ホームクラス支出		0	155,381	155,381
その他機器減価償却額		0	845,082	845,082
車輛減価償却額		0	1,869,719	1,869,719
雑費		0	809,407	809,407
借入金等利息		( 0)	( 5,435,914)	( 5,435,914)
借入金利息		0	5,435,914	5,435,914
消費支出の部合計		4,893,588	147,639,103	152,532,691

# 近畿財務局

昭和二十一年三月三十一日現在

## 資産負債計算書

	資産	負債	純資産	備考
	現金	現金		
	預金	預金		
	債権	債権		
	固定資産			
	土地			
	建物			
	機械器具			
	有価証券			
	その他			
	負債	負債		
	短期負債	短期負債		
	長期負債	長期負債		
	純資産		純資産	
	資本		資本	
	準備金		準備金	
	剰余金		剰余金	
	その他		その他	
	合計	合計	合計	



## 1 学校法人 森友学園

第6号様式

貸借対照表  
平成24年3月31日現在

(単位 円)

資産の部		本年度末	前年度末	増	減
科	目				
固定資産		524,218,480	529,195,017	△	4,976,537
有形固定資産		521,293,758	527,298,455	△	6,004,697
土地		240,090,721	240,090,721		0
建物		270,973,204	277,855,464	△	6,882,260
構築物		243,667	286,667	△	43,000
教育研究用機器備品		2,405,166	2,949,802	△	544,636
その他の機器備品		6,069,910	2,734,992		3,334,918
車輛		1,511,090	3,380,809	△	1,869,719
その他の固定資産		2,924,722	1,896,562		1,028,160
電話加入権		214,322	214,322		0
出資金		140,000	140,000		0
保険積立金		2,570,400	1,542,240		1,028,160
流動資産		182,434,696	128,149,852		54,284,844
現金及び預金		178,646,654	121,514,993		57,131,661
未収入金		2,014,875	1,316,750		698,125
立替金		1,773,167	5,318,109	△	3,544,942
資産の部合計		706,653,176	657,344,869		49,308,307
負債の部		本年度末	前年度末	増	減
科	目				
固定負債		346,031,967	369,063,211	△	23,031,244
長期借入金		341,831,967	364,863,211	△	23,031,244
学校債		700,000	700,000		0
預り保証金		3,500,000	3,500,000		0
流動負債		33,790,033	35,327,542	△	1,537,509
短期借入金		23,031,244	22,876,848		154,396
未払金		2,544,012	1,140,750		1,403,262
入学金前受金		4,750,000	5,650,000	△	900,000
施設利用料前受金		500,000	0		500,000
預り金		2,964,777	5,659,944	△	2,695,167
負債の部合計		379,822,000	404,890,753	△	24,568,753
基本金の部		本年度末	前年度末	増	減
科	目				
第1号基本金		309,458,477	287,527,233		21,931,244
第4号基本金		13,000,000	13,000,000		0
基本金の部合計		322,458,477	300,527,233		21,931,244
消費収支差額の部		本年度末	前年度末	増	減
科	目				
翌年度繰越消費収入超過額		4,372,699	△ 47,573,117		51,945,816
消費収支差額の部合計		4,372,699	△ 47,573,117		51,945,816
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計		本年度末	前年度末	増	減
		706,653,176	657,344,869		49,308,307



注記事項

1. 重要な会計方針
  - ・ 引当金の計上基準
    - 退職給与引当金
      - 期末要支給額10,086,550円は私学退職金財団よりの交付金額と同額であるため退職給与引当金は計上していない
  
2. 重要な会計方針の変更等 なし
  
3. 減価償却額の累計額の合計額 79,199,212 円
  
4. 徴収不能引当金の合計額 0 円
  
5. 担保に供されている資産の種類及び額
 

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地	240,090,721 円
建物	270,973,204 円
  
6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 291,248,815 円
  
7. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項 なし

# 近畿財務局

# 固定資産明細表

自平成23年4月1日 至平成24年3月31日

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘要
有形固定資産	土地	240,090,721	0	0	240,090,721	0	240,090,721
	建物	312,830,000	0	0	312,830,000	41,856,796	270,973,204
	構築物	430,000	0	0	430,000	186,333	243,667
	教育研究用機器備品	25,736,443		0	25,736,443	23,331,277	2,405,166
	その他の機器備品	5,760,106	4,180,000	0	9,940,106	3,870,196	6,069,910
	車両	11,465,700	0	0	11,465,700	9,954,610	1,511,090
	計	596,312,970	4,180,000	0	600,492,970	79,199,212	521,293,758
その他の	電話加入権	214,322	0	0	214,322	0	214,322
	出資金	140,000	0	0	140,000	0	140,000
	保険積立金	1,542,240	1,028,160	0	2,570,400	0	2,570,400
	計	1,896,562	1,028,160	0	2,924,722	0	2,924,722
合計	598,209,532	5,208,160	0	603,417,692	79,199,212	524,218,480	



借入金明細表  
自平成23年4月1日至平成24年3月31日

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利率	返済期限	摘要	
長期借入金	公的金融機関	-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-		
	市中金融機関	-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-		
	小計	-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-		
	その他	239,613,211		※14,031,244	225,581,967	1.875%	平成40年5月	(施設費)
		125,250,000	0	※9,000,000	116,250,000	1.875%	平成40年6月	担保:土地建物
	小計	364,863,211	0	※23,031,244	341,831,967			担保:建物
		-	-	-	-	-		
小計	-	-	-	-	-			
計	364,863,211	0	※23,031,244	341,831,967				
短期借入金	公的金融機関	-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-		
	市中金融機関	-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-		
	小計	-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-		
	その他	-	-	-	-	-		
-		-	-	-	-			
返済期限が一年以内の長期借入金	22,878,848	※23,031,244	22,878,848	23,031,244				
計	22,878,848	22,724,714	22,878,848	23,031,244				
合計	387,742,059	22,724,714	45,603,562	364,863,211				





**基本金明細表**  
平成23年4月1日 至平成24年3月31日

事項	要組入額	組入額	未組入額	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	596,527,292	287,527,233	309,000,059	
当期組入高				
設備取得高				
(1) 土地				
借入金返済額		10,551,244	△ 10,551,244	
(2) 建物				
借入金返済額		7,200,000	△ 7,200,000	
(3) その他の機器備品				
取得額	4,180,000	4,180,000		
小計	4,180,000	21,931,244	△ 17,751,244	
当期末残高	600,707,292	309,458,477	291,248,815	
第4号基本金				
前期繰越高	13,000,000	13,000,000	0	
当期組入高	0	0	0	
当期末残高	13,000,000	13,000,000	0	
合計				
前期繰越高		300,527,233	309,000,059	
当期組入高		21,931,244	△ 17,751,244	
当期末残高		322,458,477	291,248,815	

# 近畿財務局

年度	科目	金額	単位	備考
				1. 1. 1. 1. 1.
				1. 1. 1. 1. 2.
				1. 1. 1. 1. 3.
				1. 1. 1. 1. 4.
				1. 1. 1. 1. 5.
				1. 1. 1. 1. 6.
				1. 1. 1. 1. 7.
				1. 1. 1. 1. 8.
				1. 1. 1. 1. 9.
				1. 1. 1. 1. 10.
				1. 1. 1. 1. 11.
				1. 1. 1. 1. 12.
				1. 1. 1. 1. 13.
				1. 1. 1. 1. 14.
				1. 1. 1. 1. 15.
				1. 1. 1. 1. 16.
				1. 1. 1. 1. 17.
				1. 1. 1. 1. 18.
				1. 1. 1. 1. 19.
				1. 1. 1. 1. 20.
				1. 1. 1. 1. 21.
				1. 1. 1. 1. 22.
				1. 1. 1. 1. 23.
				1. 1. 1. 1. 24.
				1. 1. 1. 1. 25.
				1. 1. 1. 1. 26.
				1. 1. 1. 1. 27.
				1. 1. 1. 1. 28.
				1. 1. 1. 1. 29.
				1. 1. 1. 1. 30.
				1. 1. 1. 1. 31.
				1. 1. 1. 1. 32.
				1. 1. 1. 1. 33.
				1. 1. 1. 1. 34.
				1. 1. 1. 1. 35.
				1. 1. 1. 1. 36.
				1. 1. 1. 1. 37.
				1. 1. 1. 1. 38.
				1. 1. 1. 1. 39.
				1. 1. 1. 1. 40.
				1. 1. 1. 1. 41.
				1. 1. 1. 1. 42.
				1. 1. 1. 1. 43.
				1. 1. 1. 1. 44.
				1. 1. 1. 1. 45.
				1. 1. 1. 1. 46.
				1. 1. 1. 1. 47.
				1. 1. 1. 1. 48.
				1. 1. 1. 1. 49.
				1. 1. 1. 1. 50.



# 近畿財務局

第1表	
年度	金額
昭和25年度	1,000,000,000
昭和26年度	1,200,000,000
昭和27年度	1,500,000,000
昭和28年度	1,800,000,000
昭和29年度	2,000,000,000
昭和30年度	2,200,000,000
昭和31年度	2,500,000,000
昭和32年度	2,800,000,000
昭和33年度	3,000,000,000
昭和34年度	3,200,000,000
昭和35年度	3,500,000,000
昭和36年度	3,800,000,000
昭和37年度	4,000,000,000
昭和38年度	4,200,000,000
昭和39年度	4,500,000,000
昭和40年度	4,800,000,000
昭和41年度	5,000,000,000
昭和42年度	5,200,000,000
昭和43年度	5,500,000,000
昭和44年度	5,800,000,000
昭和45年度	6,000,000,000
昭和46年度	6,200,000,000
昭和47年度	6,500,000,000
昭和48年度	6,800,000,000
昭和49年度	7,000,000,000
昭和50年度	7,200,000,000
昭和51年度	7,500,000,000
昭和52年度	7,800,000,000
昭和53年度	8,000,000,000
昭和54年度	8,200,000,000
昭和55年度	8,500,000,000
昭和56年度	8,800,000,000
昭和57年度	9,000,000,000
昭和58年度	9,200,000,000
昭和59年度	9,500,000,000
昭和60年度	9,800,000,000
昭和61年度	10,000,000,000
昭和62年度	10,200,000,000
昭和63年度	10,500,000,000
昭和64年度	10,800,000,000
昭和65年度	11,000,000,000
昭和66年度	11,200,000,000
昭和67年度	11,500,000,000
昭和68年度	11,800,000,000
昭和69年度	12,000,000,000
昭和70年度	12,200,000,000
昭和71年度	12,500,000,000
昭和72年度	12,800,000,000
昭和73年度	13,000,000,000
昭和74年度	13,200,000,000
昭和75年度	13,500,000,000
昭和76年度	13,800,000,000
昭和77年度	14,000,000,000
昭和78年度	14,200,000,000
昭和79年度	14,500,000,000
昭和80年度	14,800,000,000
昭和81年度	15,000,000,000
昭和82年度	15,200,000,000
昭和83年度	15,500,000,000
昭和84年度	15,800,000,000
昭和85年度	16,000,000,000
昭和86年度	16,200,000,000
昭和87年度	16,500,000,000
昭和88年度	16,800,000,000
昭和89年度	17,000,000,000
昭和90年度	17,200,000,000
昭和91年度	17,500,000,000
昭和92年度	17,800,000,000
昭和93年度	18,000,000,000
昭和94年度	18,200,000,000
昭和95年度	18,500,000,000
昭和96年度	18,800,000,000
昭和97年度	19,000,000,000
昭和98年度	19,200,000,000
昭和99年度	19,500,000,000
昭和100年度	19,800,000,000

## 校舎の配置図、各階平面図、立面図

※1 階平面図が校舎配置図を兼ねる。

近畿財務局

近畿地方 府県庁舎等 建設費の補助



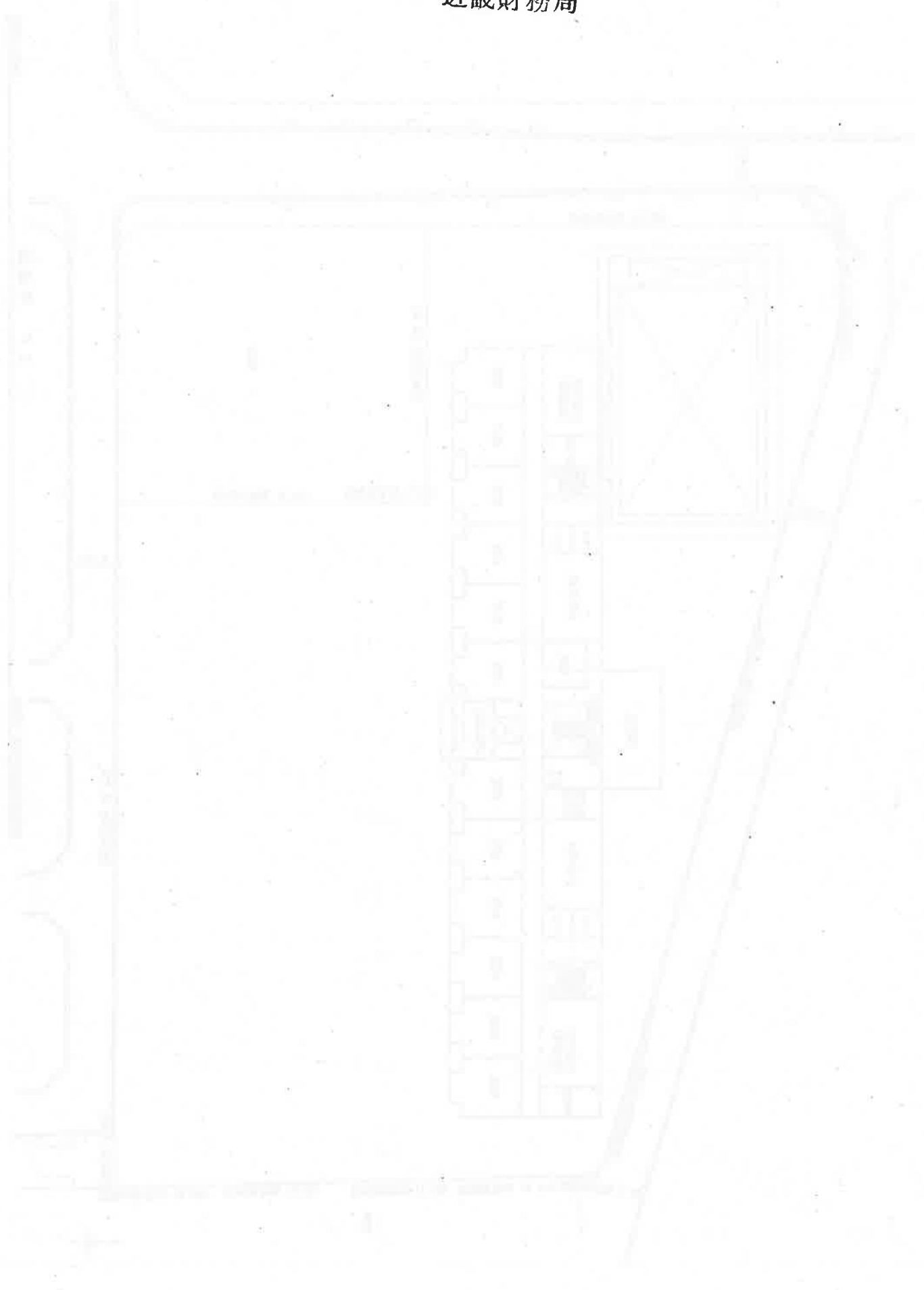
近畿財務局



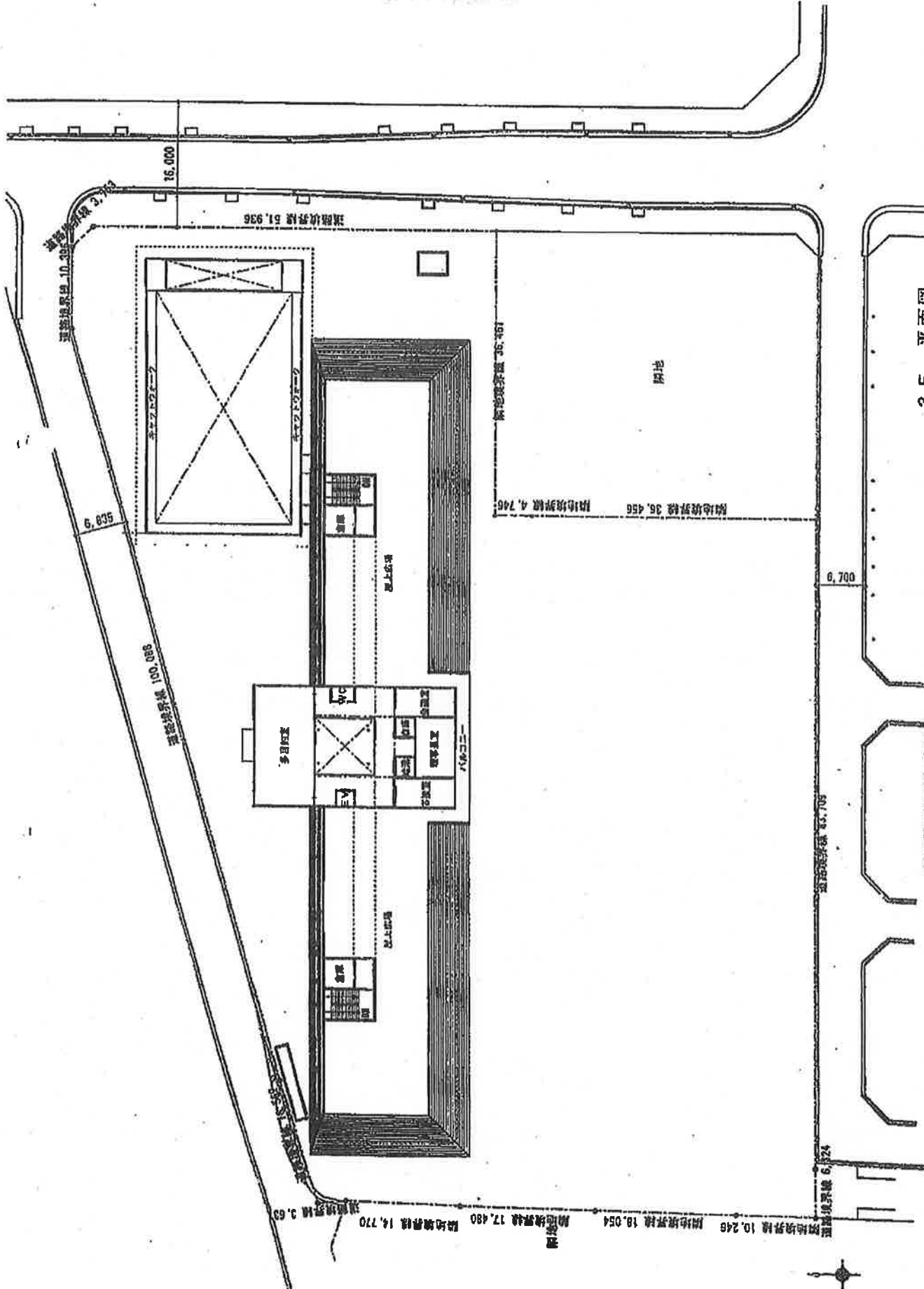




近畿財務局



設計事務所

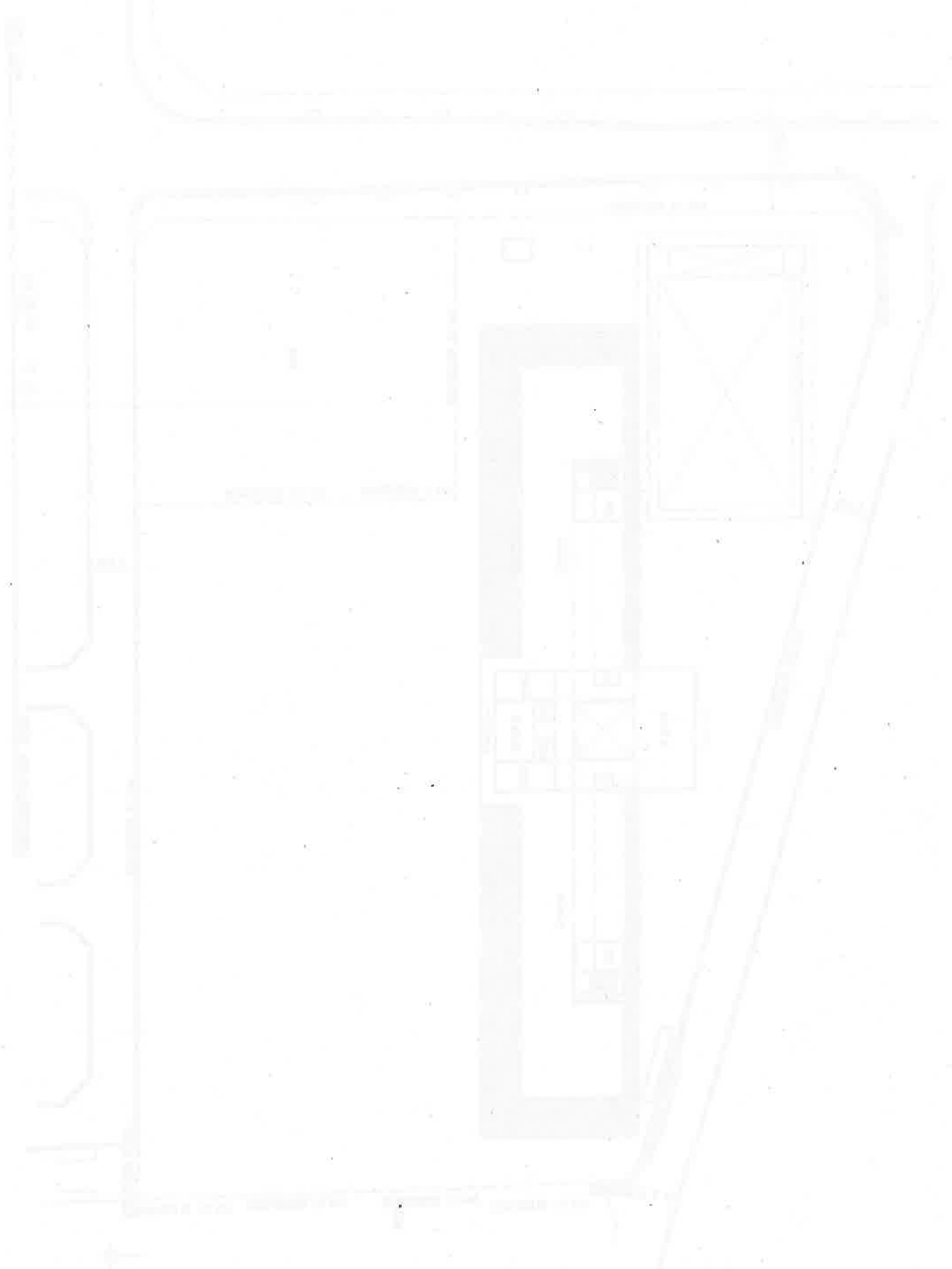


3 F 平面图

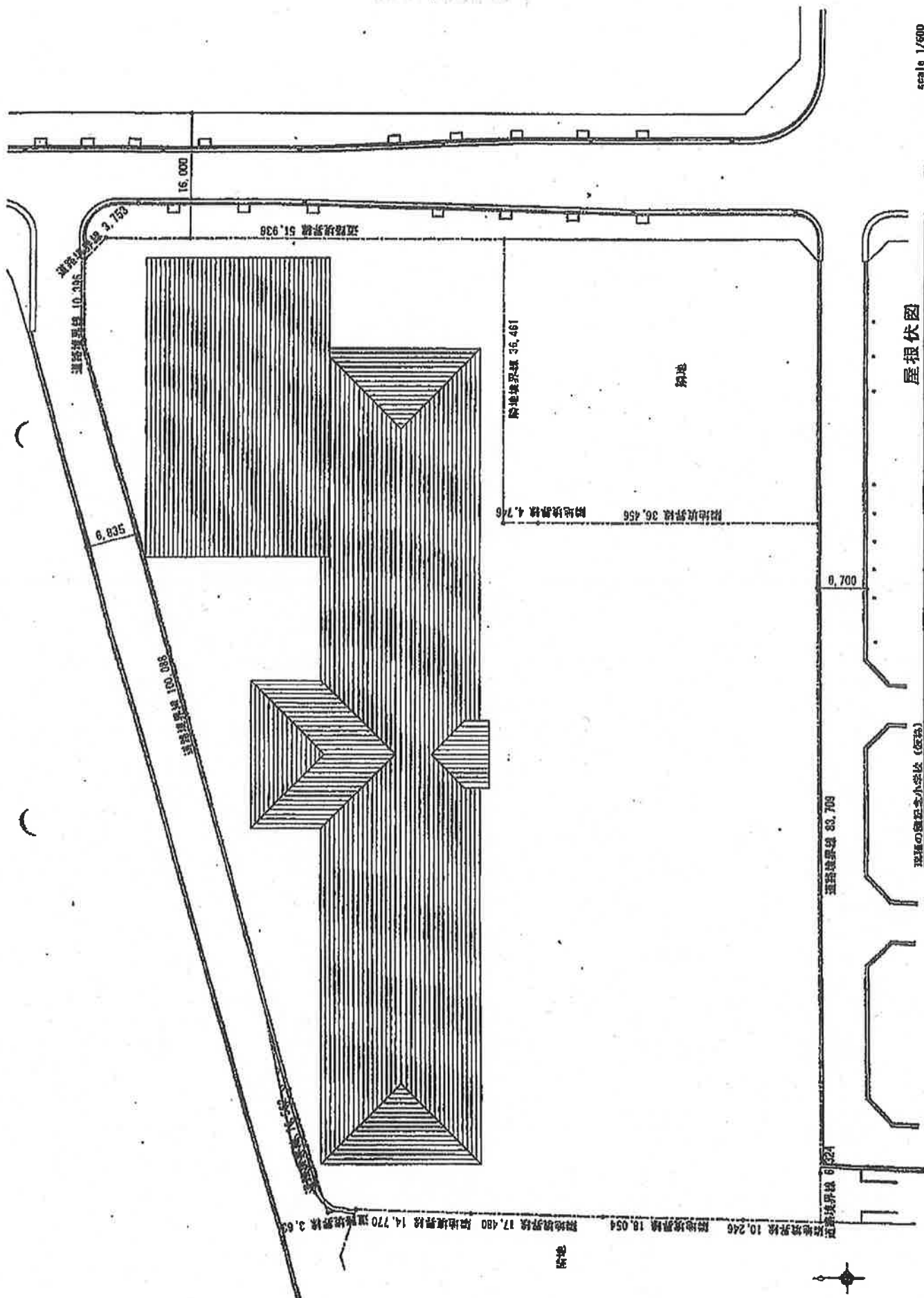
scale 1/600

茶屋の園芸小学校 (原簿)

近畿財務局



図面切取り

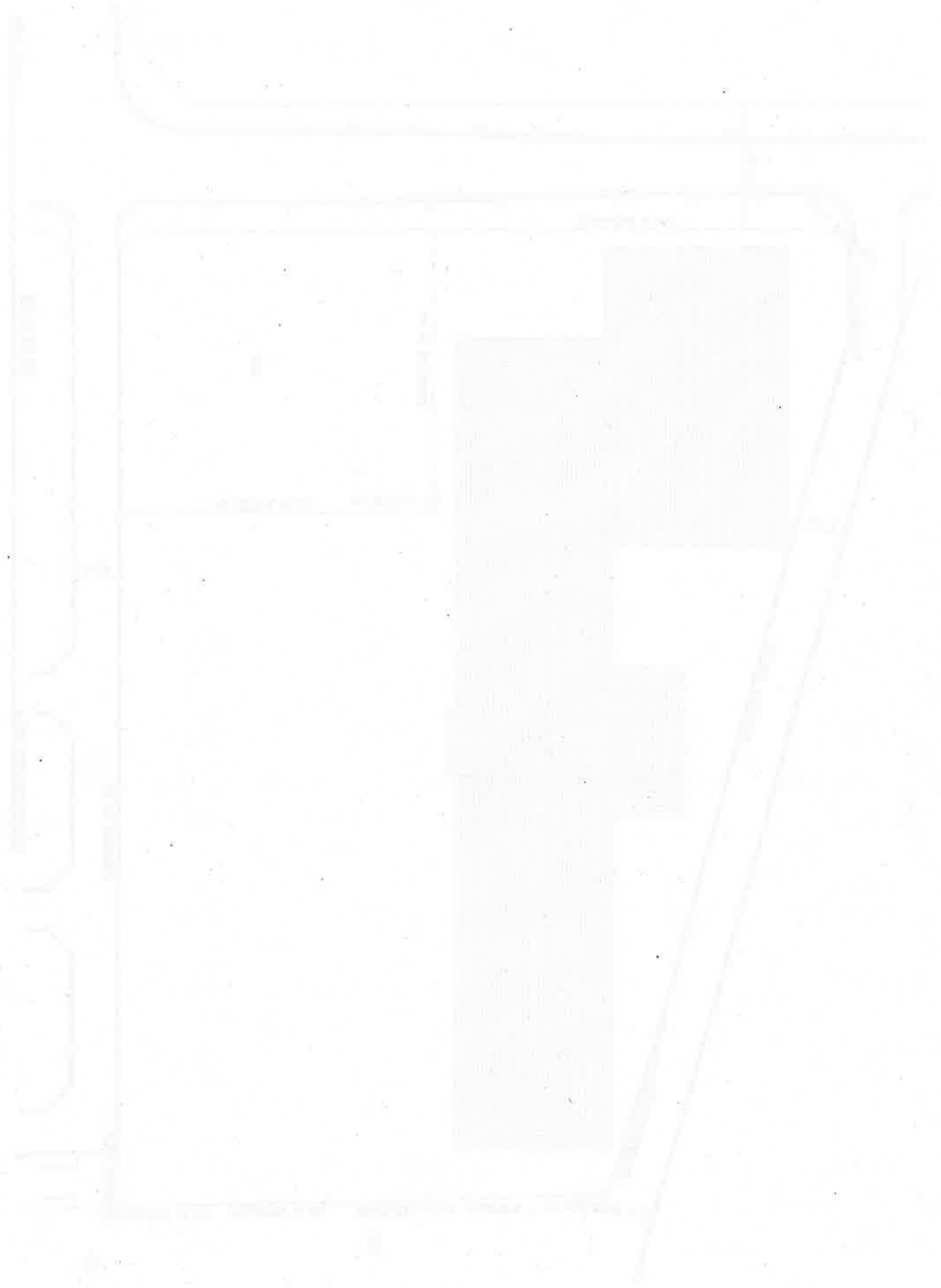


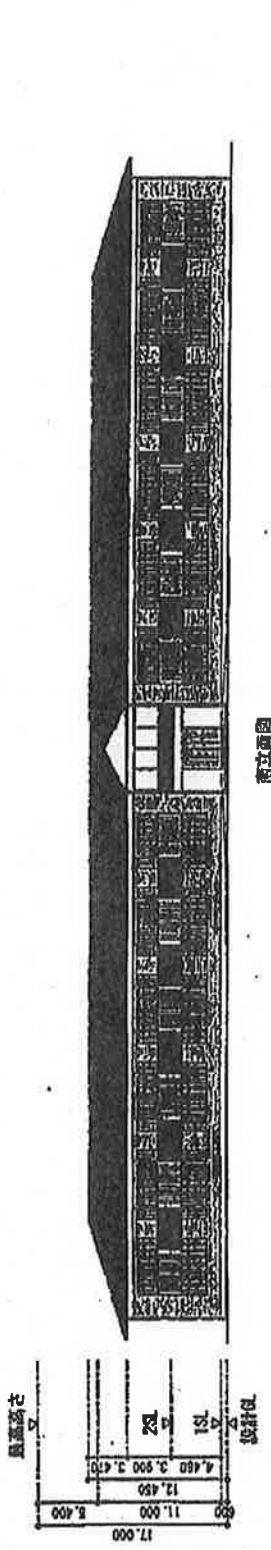
屋根伏図

scale 1/600

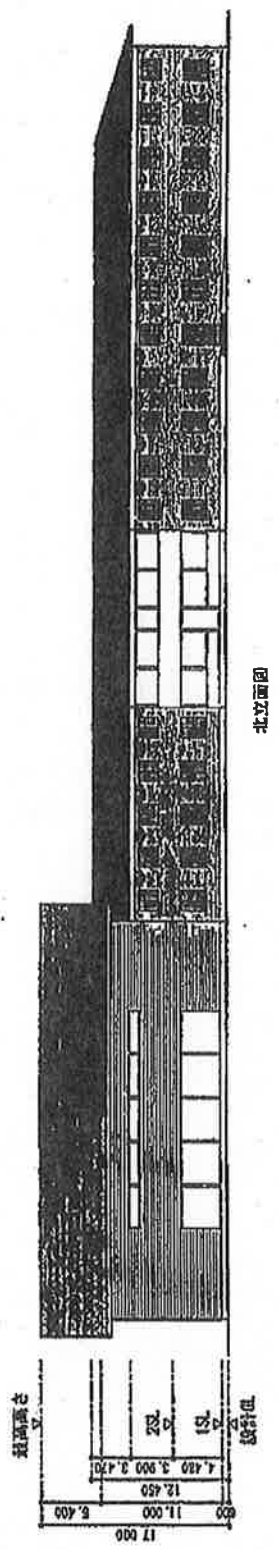
現存の備前小学校 (仮称)

近畿財務局

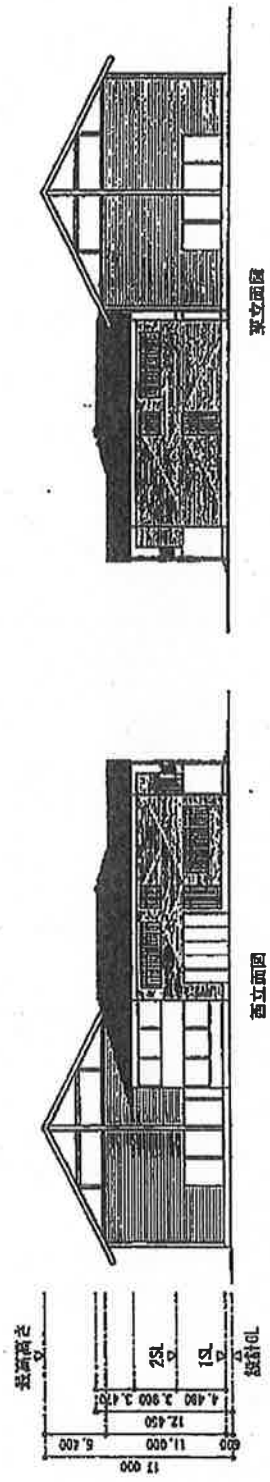




南立面図



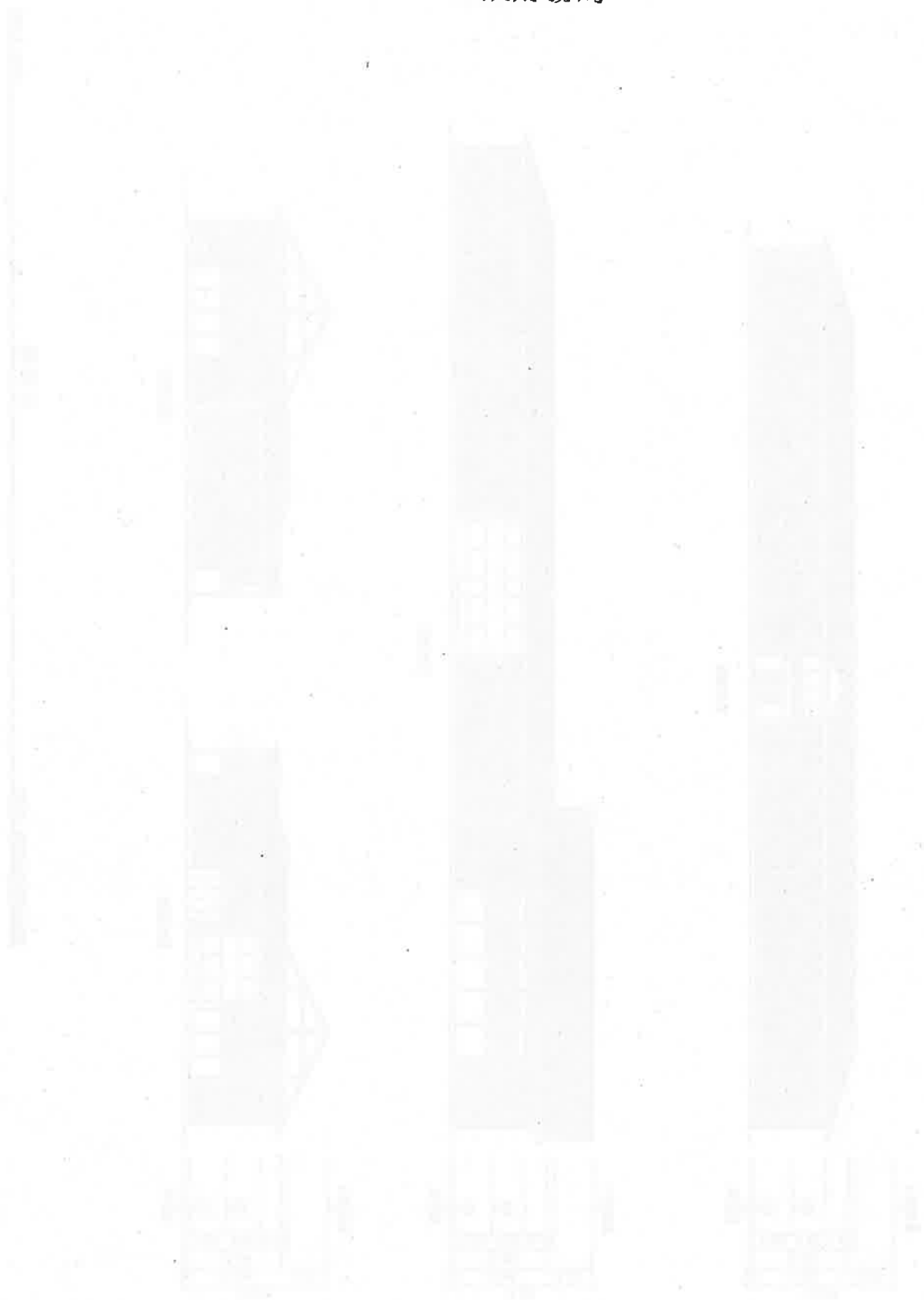
北立面図



東立面図

西立面図

# 近畿財務局





附屬行為

新規

寄附行為

学校法人 森友学園

近畿財務局

封筒

封筒

封筒

# 学校法人森友学園寄附行為

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

この法人は、学校法人 森友学園と称する。

### 第2条（事務所）

この法人は、事務所を大阪市淀川区塚本一丁目6番25号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条（目的）

この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、国家有為な人材を育成することを目的とする。

### 第4条（設置する学校）

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

塚本幼稚園幼児教育学園

瑞穂の國記念小学院

## 第3章 役員及び理事会

### 第5条（役員）

この法人に、次の役員を置く。

- |        |    |
|--------|----|
| (1) 理事 | 6名 |
| (2) 監事 | 2名 |

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。  
理事長の職を解任するときも、同様とする。

### 第6条（理事の選任）

理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 塚本幼稚園幼児教育学園長
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者3人
- (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者2人



- 2 前項第1項及び第2項の理事は、園長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

#### 第7条（監事の選任）

監事はこの法人の理事、職員（園長、教員その他の職員を含む、以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事会が選任する。

#### 第8条（役員任期）

役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く、以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。  
3 役員は任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、職務を行う。

#### 第9条（役員補充）

理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

#### 第10条（役員解任及び退任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。  
(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。  
(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。  
(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

- 2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。  
(2) 辞任。  
(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

#### 第11条（理事長の職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

# 近畿財務局

第12条（理事長の代表権の制限）

理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

第13条（理事長職務の代理等）

理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

第14条（監事の職務）

監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪府知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

第15条（理事会）

この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

# 近畿財務局



- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除籍のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第16条（業務の決定の委任）

法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

#### 第17条（議事録）

議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

### 第4章 評議員会及び評議員

#### 第18条

この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、13人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事会が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決するこ

## 近畿財務局

## 規程

とができない。

- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

### 第19条（議事録）

第17条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

### 第20条（諮問事項）

次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算・借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

### 第21条（評議員会の意見具申等）

評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

### 第22条（評議員の選任）

評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推せんされた者の中から、評議員会において選任した者 2人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上の者の中から、理事

# 近畿財務局

会において選任した者 7名

(3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 4名

- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

#### 第23条 (任期)

評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

#### 第24条 (評議員の解任及び退任)

評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。  
(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の終了。  
(2) 辞任。

### 第5章 資産及び会計

#### 第25条 (資産)

この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

#### 第26条 (資産の区分)

この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用資産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用資産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

#### 第27条 (基本財産の処分の制限)

基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一

# 近畿財務局

部に限り処分することができる。

#### 第28条（積立金の保管）

基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

#### 第29条（経費の支弁）

この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用資産をもって支弁する。

#### 第30条（会計）

この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

#### 第31条（予算及び事業計画）

この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

#### 第32条（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

#### 第33条（決算及び実績の報告）

この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

#### 第34条（財産目録等の備付け及び閲覧）

この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第14条3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在籍する者その他利害関係人から請求があった場合には、

# 近畿財務局



## 第 6 章 解散及び合併

正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

### 第 35 条 (資産の総額の変更登記)

この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度末終了後 2 月以内に登記しなければならない。

### 第 36 条 (会計年度)

この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

## 第 6 章 解散及び合併

### 第 37 条 (解散)

この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
  - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
  - (3) 合併
  - (4) 破産
  - (5) 大阪府知事の解散命令
- 2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては大阪府知事の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては大阪府知事の認定を受けなければならない。

### 第 38 条 (残余財産の帰属者)

この法人が解散した場合（合併または破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属させるものとする。

### 第 39 条 (合併)

この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て大阪府知事の認可を受けなければならない。

## 第 7 章 寄附行為の変更

### 第 40 条 (寄附行為の変更)

この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、大阪府知事の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、大阪府知事に届け出なければならない。

# 近畿財務局

い。

## 第8章 補足

### 第41条（書類及び帳簿の備付）

この法人は、第34条第2項の書類のほか、次に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

### 第42条（公告の方法）

この法人の公告は、学校法人森友学園の掲示場に掲示して行う。

### 第43条（施行規則）

この寄附行為の施行についての細則その他この法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

### 附則

- 1 この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

# 近畿財務局

新旧比較対照表

新	旧
<p>第4条（設置する学校）</p> <p>この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>塚本幼稚園幼児教育学園</p> <p><u>瑞穂の國記念小學院</u></p> <p>附則</p> <p>1 この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p><u>2 この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第4条（設置する学校）</p> <p>この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>塚本幼稚園幼児教育学園</p> <p>附則</p> <p>1 この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。</p>

変更に係わる条文のみを記載、変更箇所に傍線を引き明示

# 近畿財務局

別紙

役員一覧

役職名	氏名（ふりがな）	性別	住所	生年月日
理事長	かごいけやすひろ 籠池康博	男	豊中市本町6-12-62	
理事				
理事				
理事				
理事				
理事				
監事				

(注) 本様式には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合には、その者も含む）全員を記載すること

# 近畿財務局

種別	品目	数量	単価	金額	備考
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	

近畿財務局 庶務課 庶務係 庶務班 庶務班長 [Redacted]



取締役会

# 事業計画決定時における理事会議事録

# 近畿財務局

近畿地方公共団体の財政に関する調査報告書

塚本幼稚園 理事会

【日 時】 平成 26 年 7 月 4 日 (金) PM1:00

【場 所】 塚本幼稚園 職員室

理事全員出席。

理事長、席に着き開会を宣す。以前より諮っていた学校建設につき曲折があったことを説明。

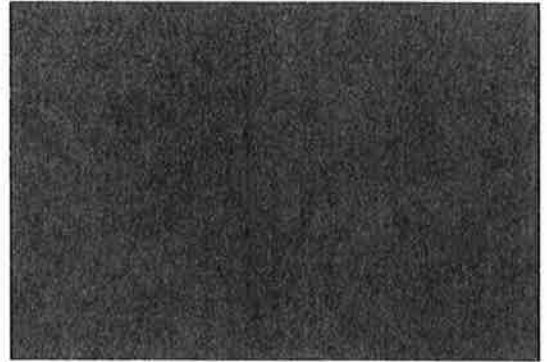
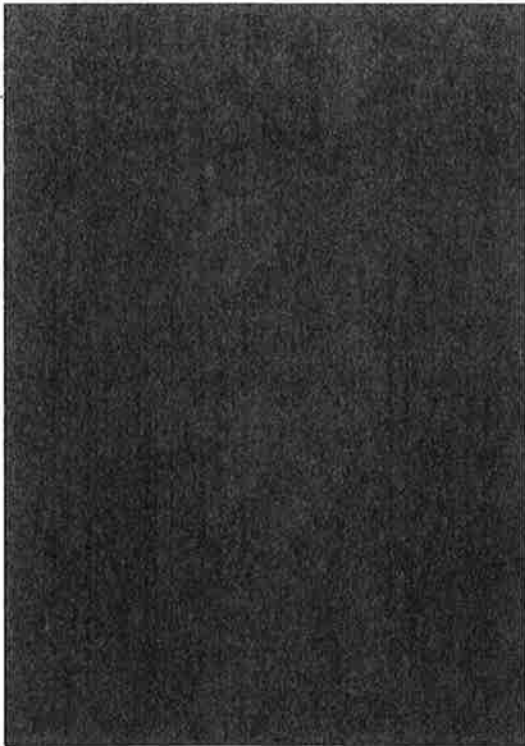
(第 1 号議案) 小学校開設について小学校の名称を「瑞穂の國記念小学校」とし、平成 26 年 7 月私学審議会を無理せず、設計の細部にわたって説明し、12 月の審議会にかける旨、報告し、みな了承した。資産における負債(以下とすることが point であり、建物の仕様をいかにするかを再度(26年度)認を得た。

さらに、小学校設立申請書を 8 月に府に提出し、小学校開設(26年度)員一致で邁進することを誓った。

\* 設計事務所による設計変更あり。

今後、開発行為が始まり、私学審議会にかかる(26年度)す。「頑張るように」という各員発言あり。校長候補者と 2、3 人と

全員理事



# 近畿財務局

（ここに本文の冒頭部分の文字がぼやけて表示されています）

（ここに本文の2行目の文字がぼやけて表示されています）

（ここに本文の3行目の文字がぼやけて表示されています）

（ここに本文の4行目の文字がぼやけて表示されています）

（ここに本文の5行目の文字がぼやけて表示されています）

（ここに本文の6行目の文字がぼやけて表示されています）

（ここに本文の7行目の文字がぼやけて表示されています）

（ここに本文の8行目の文字がぼやけて表示されています）

（ここに本文の9行目の文字がぼやけて表示されています）

（ここに本文の10行目の文字がぼやけて表示されています）

（ここに本文の11行目の文字がぼやけて表示されています）

（ここに本文の12行目の文字がぼやけて表示されています）

（ここに本文の13行目の文字がぼやけて表示されています）

（ここに本文の14行目の文字がぼやけて表示されています）

（ここに本文の15行目の文字がぼやけて表示されています）

（ここに本文の16行目の文字がぼやけて表示されています）

（ここに本文の17行目の文字がぼやけて表示されています）



# 議 事 会 議 事 録

日 時 平成25年 7 月 22 日 午 前 10 時 50 分  
 場 所 大 阪 府 淀 川 区 塚 本 一 丁 目 3 番 2 号 第 1 号 議 室  
 出席者 校長 藤 野 隆 夫 副 校長 藤 野 隆 夫 教 務 長 藤 野 隆 夫  
 出 席 理 事 藤 野 隆 夫 藤 野 隆 夫 藤 野 隆 夫 藤 野 隆 夫 藤 野 隆 夫  
 欠 席 者 藤 野 隆 夫 藤 野 隆 夫 藤 野 隆 夫 藤 野 隆 夫 藤 野 隆 夫  
 欠 席 理 事 藤 野 隆 夫 藤 野 隆 夫 藤 野 隆 夫 藤 野 隆 夫 藤 野 隆 夫

議 事 の 経 過 の 要 領 及 び そ の 結 果  
 定 刻 参 加 者 の 出 席 状 況  
 議 事 の 議 程 上 記 の 議 事 案 について、議決を要するに  
 議 事 案 第 1 号 議 案 小 学 校 予 定 地 購 入 参 加 承 認 の 件  
 議 長 は、本 議 事 案 について、議決を要するに  
 議 事 案 第 2 号 議 案 取 引 金 融 機 関 の 吸 収 関 係 の 件  
 議 長 は、本 議 事 案 について、議決を要するに

## 第 1 号 議 案 小 学 校 予 定 地 購 入 参 加 承 認 の 件

議 長 は、本 議 事 案 について、議決を要するに  
 議 事 案 第 1 号 議 案 小 学 校 予 定 地 購 入 参 加 承 認 の 件  
 議 長 は、本 議 事 案 について、議決を要するに  
 議 事 案 第 2 号 議 案 取 引 金 融 機 関 の 吸 収 関 係 の 件  
 議 長 は、本 議 事 案 について、議決を要するに

予 定 地	所 在 地 目 録	敷 地 積
野 田 町 1 番 5 0 1 号	野 田 町 1 番 5 0 1 号	8 7 7 0 . 4 平 方 米

## 第 2 号 議 案 取 引 金 融 機 関 の 吸 収 関 係 の 件

議 長 は、本 議 事 案 について、議決を要するに  
 議 事 案 第 1 号 議 案 小 学 校 予 定 地 購 入 参 加 承 認 の 件  
 議 長 は、本 議 事 案 について、議決を要するに  
 議 事 案 第 2 号 議 案 取 引 金 融 機 関 の 吸 収 関 係 の 件  
 議 長 は、本 議 事 案 について、議決を要するに

以上をもって本理事会の議事のすべて終了したので、議長は、閉会を宣した。  
 時 間 午 前 10 時 50 分  
 記 録 藤 野 隆 夫

平成 25 年 7 月 22 日

学 校 長 藤 野 隆 夫  
 出 席 理 事 藤 野 隆 夫

# 近畿財務局

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

五遊切原

天 生 乾

照 應 照

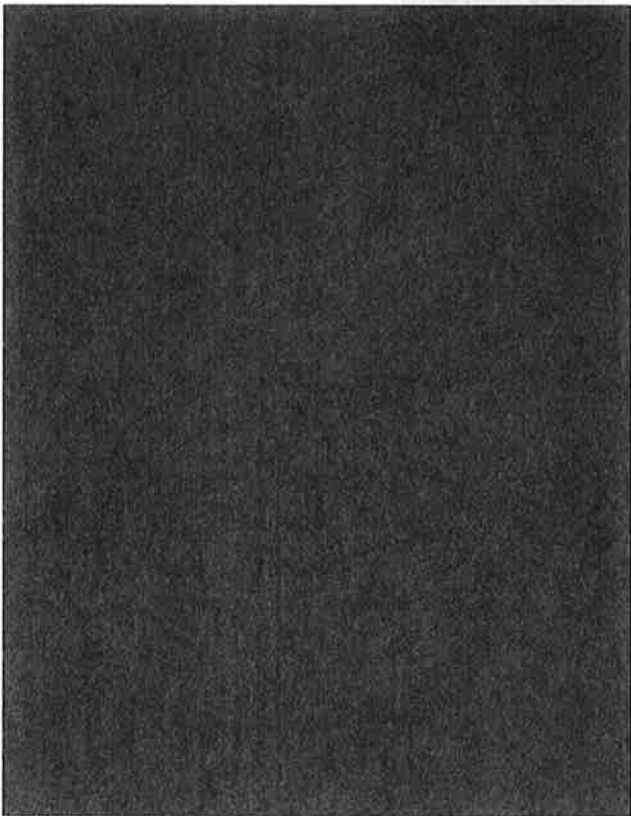
照 應 照

照 應 照

照 應 照

照 應 照

照 應 照



近畿財務局





複写機出力

この写しは、原本と相違ないことを証明します。

平成 26 年 8 月 20 日

学校法人森友学園

理事長 籠池康博



# 近畿財務局



# 独立監査人の監査報告書

平成26年5月20日

校法人 森友学園  
理事会 御中

公認会計士 谷口 光夫 事務所

公認会計士

公認会計士

私たちは、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和54年1月19日付け大阪府公告第324号に基づき、学校法人森友学園の平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

私たちは、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人森友学園の平成26年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

近畿財務局



Faint, illegible text covering the majority of the page, likely representing a document or report. The text is too light to be accurately transcribed.

# 独立監査人の監査報告書

平成25年5月20日

学校法人 森友学園  
理事会 御中

公認会計士 谷口光夫 事務所

公認会計士

当監査人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和54年12月19日付け大阪府公告第324号に基づき、学校法人森友学園の平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査人の責任は、当監査人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人森友学園の平成25年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

学校法人と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



独立監査人の監査報告書

平成24年5月31日

学校法人 森友学園

理事会 御中

公認会計士 谷口 光夫 事務所

公認会計士

当監査人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和54年12月19日付け大阪府公告第324号に基づき、学校法人森友学園の平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算表（人件費支出内訳表を含む）、消費収支計算表及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人森友学園の平成24年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 近畿財務局

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方



近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方



## 誓約書

- 私  
 当法人

は、国と国有財産売買契約を締結するにあたり、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

### 記

#### 1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2. 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は〇〇物件を第三者に賃貸すること。

契約担当官 財務（支）局長 殿

平成25年 8 月 26 日

住所又は所在地 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号  
氏名又は名称 学校法人森友学園 理事長 籠池康博

# 近畿財務局

近畿財務局 第一課 税務課 税務課長 田中 健一

〒650-8501 大阪府大阪市東淀川区西淀川 1-1-1

TEL: 06-6644-2111 FAX: 06-6644-2112

近畿財務局 第一課 税務課 税務課長 田中 健一

〒650-8501 大阪府大阪市東淀川区西淀川 1-1-1

TEL: 06-6644-2111 FAX: 06-6644-2112

近畿財務局 第一課 税務課 税務課長 田中 健一

〒650-8501 大阪府大阪市東淀川区西淀川 1-1-1

TEL: 06-6644-2111 FAX: 06-6644-2112

近畿財務局 第一課 税務課 税務課長 田中 健一

〒650-8501 大阪府大阪市東淀川区西淀川 1-1-1

TEL: 06-6644-2111 FAX: 06-6644-2112

近畿財務局 第一課 税務課 税務課長 田中 健一

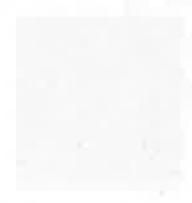
〒650-8501 大阪府大阪市東淀川区西淀川 1-1-1

TEL: 06-6644-2111 FAX: 06-6644-2112

近畿財務局 第一課 税務課 税務課長 田中 健一

〒650-8501 大阪府大阪市東淀川区西淀川 1-1-1

TEL: 06-6644-2111 FAX: 06-6644-2112



近畿財務局 第一課 税務課 税務課長 田中 健一

〒650-8501 大阪府大阪市東淀川区西淀川 1-1-1

TEL: 06-6644-2111 FAX: 06-6644-2112

※ 法人の場合には、別紙役員一覧を添付  
別紙

記録用紙

### 役員一覧

役職名	氏名（ふりがな）	性別	住所	生年月日
理事長	かこいげやすひろ 籠池康博	男	豊中市本町6-12-62	
理事				
理事				
理事				
理事				
理事				


(注) 本様式には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合には、その者も含む）全員を記載すること

# 近畿財務局

## 表一 概算

項目	科目	種別	金額	前年度比	増減
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
		[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
		[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
		[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
		[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
		[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	

この表は、近畿財務局の概算を示すものである。金額は、千円未満は四捨五入し、千円未満の単位で表示する。また、前年度比は、前年度を100として算出する。増減は、前年度より増加を示す。この表は、近畿財務局の概算を示すものである。金額は、千円未満は四捨五入し、千円未満の単位で表示する。また、前年度比は、前年度を100として算出する。増減は、前年度より増加を示す。

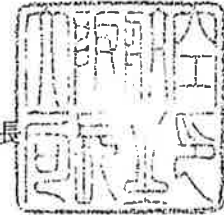
統括官	上 席	管理官	担当者
			印

阪空補第 590 号  
平成 25 年 4 月 30 日



近畿財務局長殿

大阪航空局長



各省各庁所管特別会計所属普通財産（土地）の売払処分依頼について

【大阪国際空港豊中市場外用地】

標記について、平成23年6月27日付、財理第3002号「各省各庁所管特別会計所属普通財産の処分等に係る事務取扱要領について」通達、第3項の規定に基づき、別添のとおり処分を依頼します。

なお、本件処分依頼は国有財産法第14条第8号の規定に基づく協議も兼ねていますので、よろしくお取り計らい願います。


近畿財務局



近畿財務局  
庶務課



近畿財務局  
庶務課  
庶務課長 〇〇〇

近畿財務局  
庶務課  
庶務課長 〇〇〇

# 売払処分調書

国庫初案第

## 1. 国有財産台帳記載事項

- (1) 会計名 社会資本整備事業特別会計空港整備勘定  
(2) 分類 普通財産  
(3) 売払を予定している財産の口座名、所在地及び明細  
口座名 大阪国際空港豊中市場外用地  
所在地 大阪府豊中市服部西町外  
明細

区分	種目	数量	台帳価格	備考
土地	宅地	8,770.43㎡	874,725,578円	@99,735.76円/㎡

### の内 売払面積等

所在地 大阪府豊中市野田町1501  
明細

区分	種目	数量	台帳価格	備考
土地	宅地	8,770.43㎡	874,725,578円	

## 2. 当該処分に係る債権を管理する歳入徴収官の官職・氏名

歳入徴収官 国土交通省航空局長 田村 明比古

## 3. 沿革

本件売払予定財産は、大阪国際空港周辺における航空機騒音対策の一環として、昭和45年度から「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」（昭和42年法律第110号、以下「法」という。）第9条に基づき、建物等の移転補償及び土地を買収し取得した土地（以下「移転補償跡地」という。）である。

空港整備特別会計の行政財産として管理していたが、昭和62年運輸省告示第1号（昭和62年1月5日）の改正により、騒音指定区域が縮小（第2種及び第3種区域が縮小）したことにより、行政財産として保有を継続する必要性が乏しくなったものを、用途廃止のうえ普通財産として管理しているものである。

## 4. その他参考事項

- (1) 売払相手方 一般競争入札（近畿財務局の国有財産一般競争入札による）  
(2) 売払をしようとする理由  
土地の有効利用を推進するため、一般競争売払処分を行うものである。

# 近畿財務局

近畿財務局 第一分署  
近畿財務局 第二分署  
近畿財務局 第三分署  
近畿財務局 第四分署  
近畿財務局 第五分署  
近畿財務局 第六分署  
近畿財務局 第七分署  
近畿財務局 第八分署  
近畿財務局 第九分署  
近畿財務局 第十分署

項目	金額	備考
第一分署	100,000,000	100,000,000
第二分署	200,000,000	200,000,000
第三分署	300,000,000	300,000,000
第四分署	400,000,000	400,000,000
第五分署	500,000,000	500,000,000
第六分署	600,000,000	600,000,000
第七分署	700,000,000	700,000,000
第八分署	800,000,000	800,000,000
第九分署	900,000,000	900,000,000
第十分署	1,000,000,000	1,000,000,000

項目	金額	備考
第一分署	100,000,000	100,000,000
第二分署	200,000,000	200,000,000
第三分署	300,000,000	300,000,000
第四分署	400,000,000	400,000,000
第五分署	500,000,000	500,000,000
第六分署	600,000,000	600,000,000
第七分署	700,000,000	700,000,000
第八分署	800,000,000	800,000,000
第九分署	900,000,000	900,000,000
第十分署	1,000,000,000	1,000,000,000

近畿財務局 第一分署  
近畿財務局 第二分署  
近畿財務局 第三分署  
近畿財務局 第四分署  
近畿財務局 第五分署  
近畿財務局 第六分署  
近畿財務局 第七分署  
近畿財務局 第八分署  
近畿財務局 第九分署  
近畿財務局 第十分署

近畿財務局 第一分署  
近畿財務局 第二分署  
近畿財務局 第三分署  
近畿財務局 第四分署  
近畿財務局 第五分署  
近畿財務局 第六分署  
近畿財務局 第七分署  
近畿財務局 第八分署  
近畿財務局 第九分署  
近畿財務局 第十分署

近畿財務局 第一分署  
近畿財務局 第二分署  
近畿財務局 第三分署  
近畿財務局 第四分署  
近畿財務局 第五分署  
近畿財務局 第六分署  
近畿財務局 第七分署  
近畿財務局 第八分署  
近畿財務局 第九分署  
近畿財務局 第十分署



(3) 公的要望の確認

平成23年6月27日付け、財理第3002号の通達「各省各庁所管特別会計所属普通財産の処分等に係る事務取扱要領について」第2項(1)のイの①に基づき、近畿財務局にて確認をするものである。

(4) 処理区分の希望 時 価 売 払

(5) 売払希望時期 平成25年度中に処分願いたい。

(6) 利用計画

宅 地 (一般処分)

(7) 契約の方式及び根拠条項

①近畿財務局にておこなわれる国有財産の一般競争入札時に処分予定。

②平成23年6月27日付け、財理第3002号の通達「各省各庁所管特別会計所属普通財産の処分等に係る事務取扱要領について」第3項に基づき、近畿財務局に処分依頼をするものである。

(8) 用途廃止時期 平成5年1月29日

(9) 添付書類

①案内図

②位置図、平面図

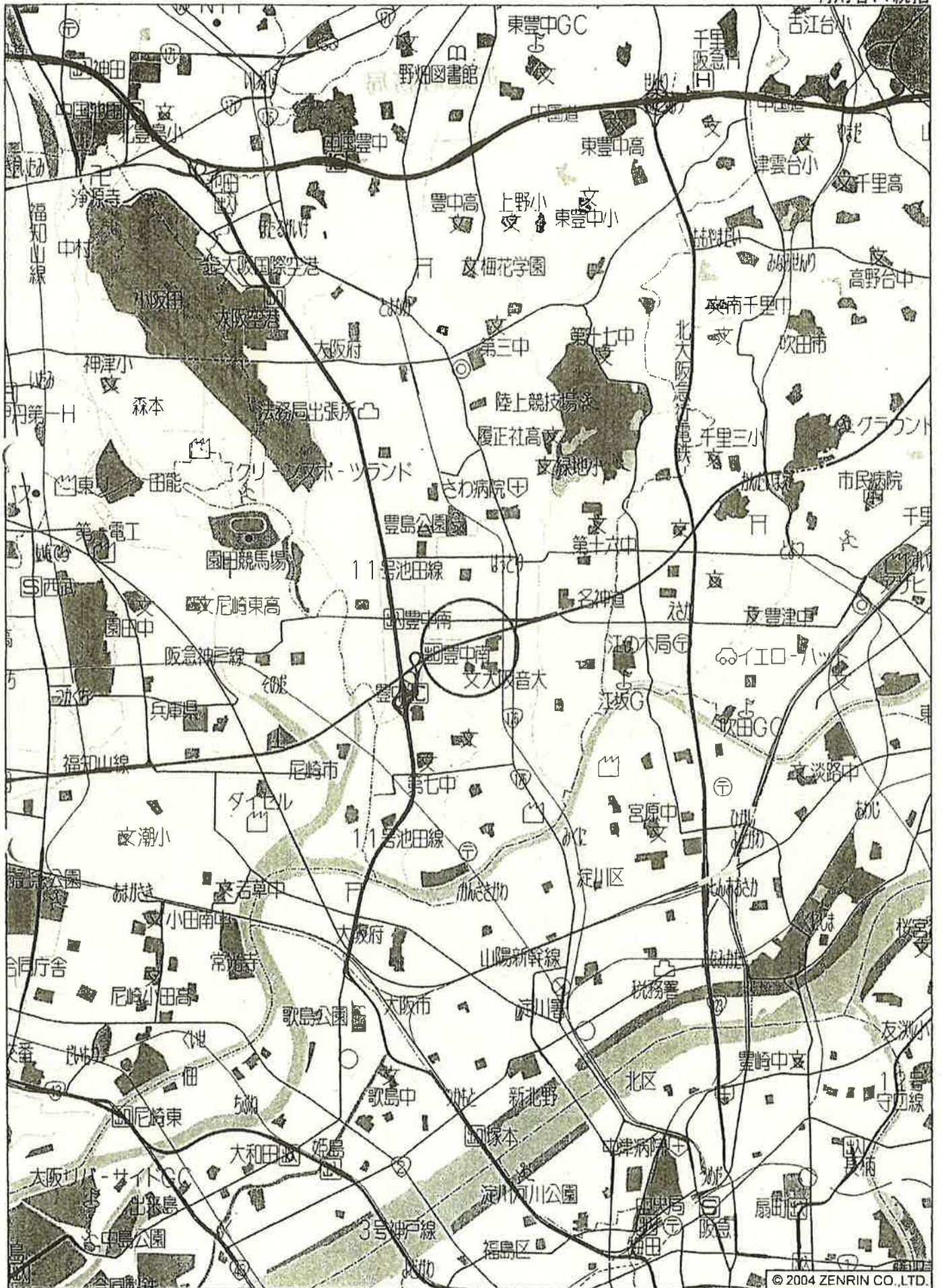
③実測図 (地積測量図)

④土地登記簿謄本 (写)

⑤公図

⑥その他関係資料

# 近畿財務局

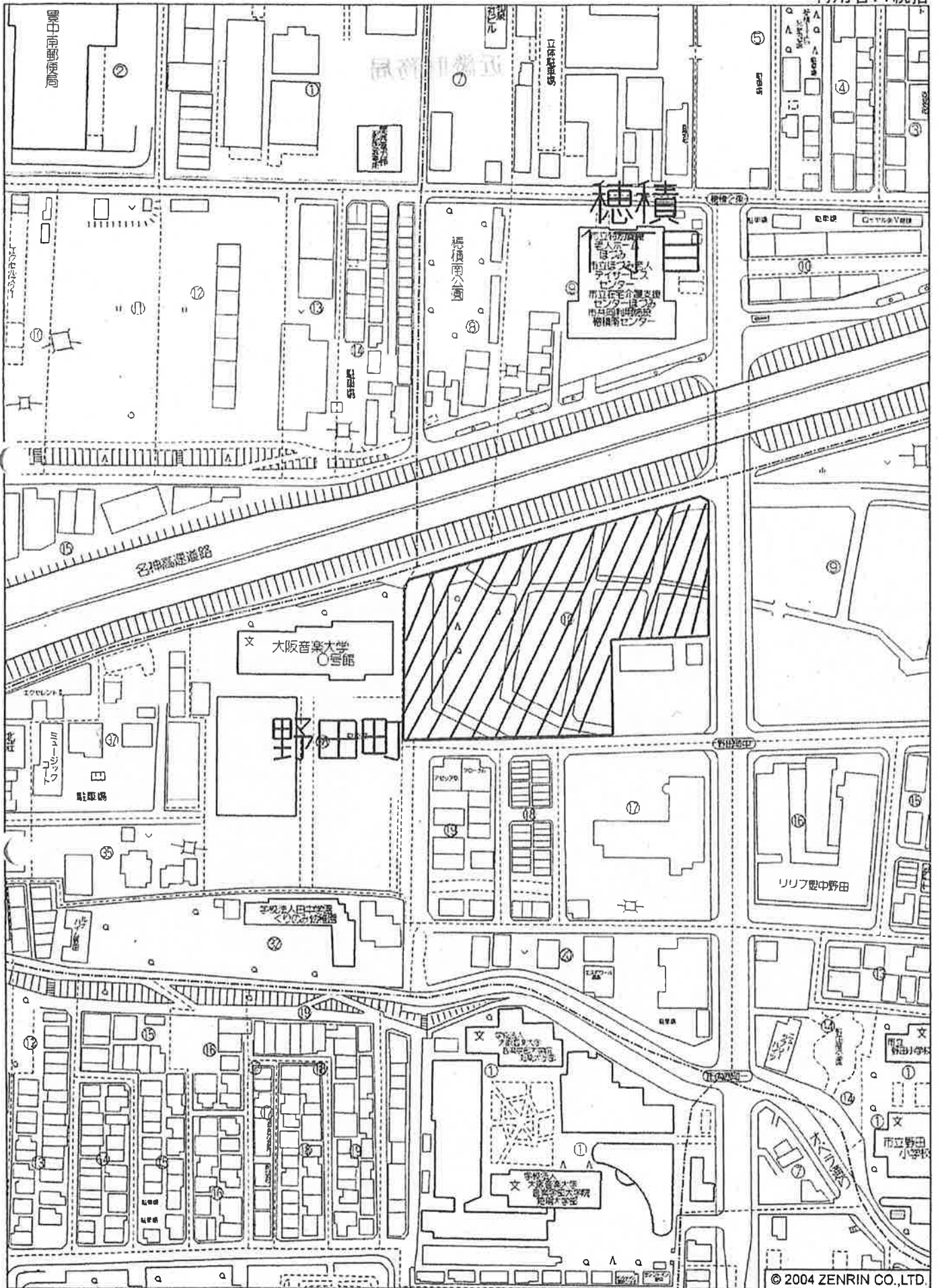


豊中市野田町付近

© 2004 ZENRIN CO., LTD.

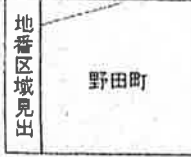
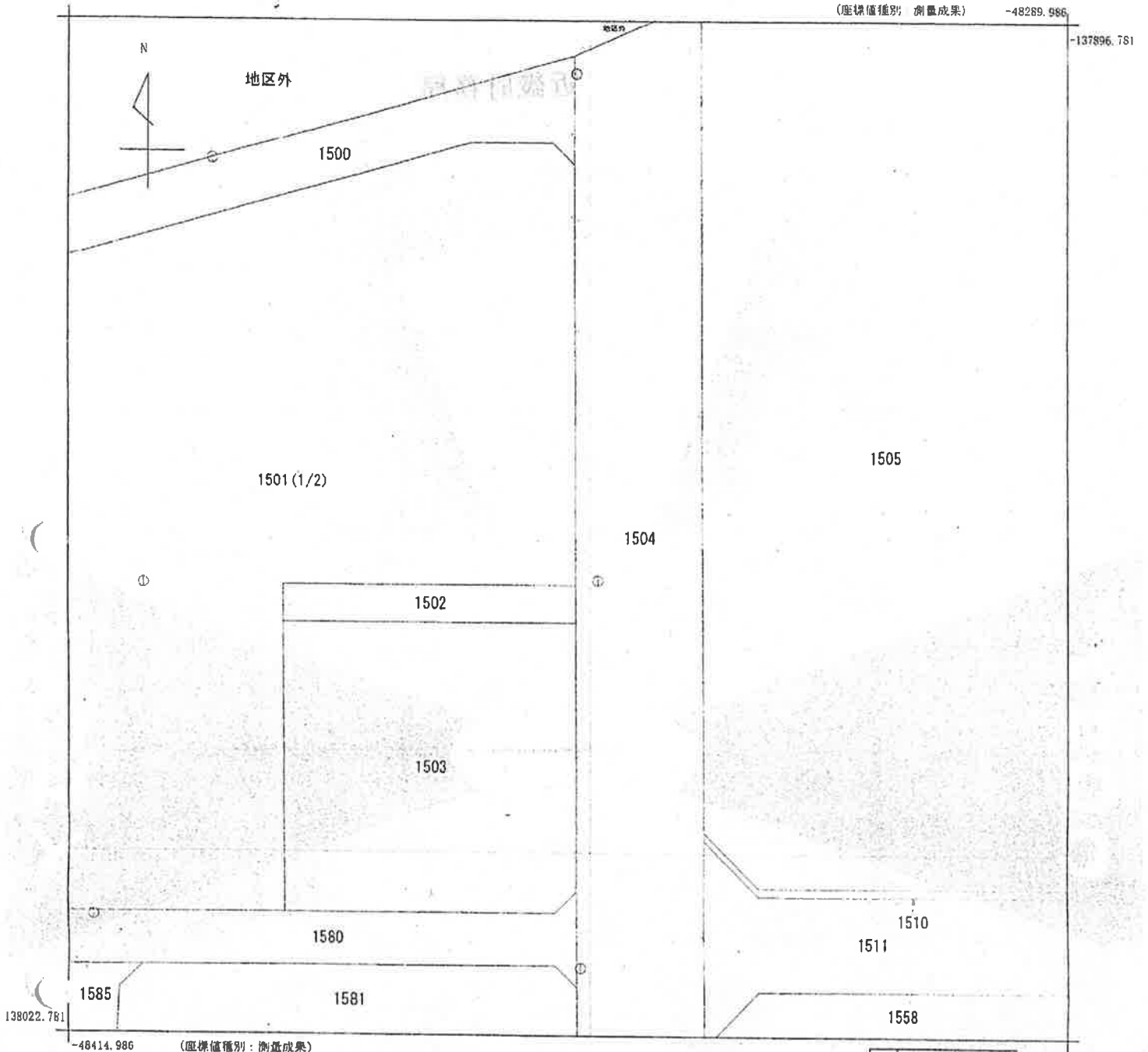
近畿財務局





豊中市野田町付近

近畿財務局



請求部分	所在	豊中市野田町				地番	1501番			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定	種類	土地区画整理所在図	
作成年月日	平成17年2月25日			備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

平成26年9月12日

大阪法務局

申請番号：39-1

(2/2)

登記官

石田章代



公用

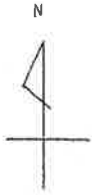
# 近畿財務局

項目	内容	備考
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	
10	10	
11	11	
12	12	
13	13	
14	14	
15	15	
16	16	
17	17	
18	18	
19	19	
20	20	
21	21	
22	22	
23	23	
24	24	
25	25	
26	26	
27	27	
28	28	
29	29	
30	30	
31	31	
32	32	
33	33	
34	34	
35	35	
36	36	
37	37	
38	38	
39	39	
40	40	
41	41	
42	42	
43	43	
44	44	
45	45	
46	46	
47	47	
48	48	
49	49	
50	50	
51	51	
52	52	
53	53	
54	54	
55	55	
56	56	
57	57	
58	58	
59	59	
60	60	
61	61	
62	62	
63	63	
64	64	
65	65	
66	66	
67	67	
68	68	
69	69	
70	70	
71	71	
72	72	
73	73	
74	74	
75	75	
76	76	
77	77	
78	78	
79	79	
80	80	
81	81	
82	82	
83	83	
84	84	
85	85	
86	86	
87	87	
88	88	
89	89	
90	90	
91	91	
92	92	
93	93	
94	94	
95	95	
96	96	
97	97	
98	98	
99	99	
100	100	



近畿財務局  
〒590-0001 大阪府堺市東区  
本町1-1-1





地区外

1500

1501 (2/2)

地区外

1580

1585

1644

1642

1627

1628

1626

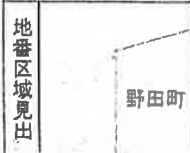
1599

1587-1

1597

1587-2

-48539.986 (座標種別: 測量成果)



請求部	所在	豊中市野田町				地番	1501番				
出力尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定	種類	土地区画整理所在図		
作成年月日	平成17年2月25日			備付年月日(原図)				補記事項			

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

平成26年9月12日

大阪法務局

申請番号: 39-1

(1/2)

登記官

石田章代



公用

# 近畿財務局

項目	内容	備考
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	
10	10	
11	11	
12	12	
13	13	
14	14	
15	15	
16	16	
17	17	
18	18	
19	19	
20	20	
21	21	
22	22	
23	23	
24	24	
25	25	
26	26	
27	27	
28	28	
29	29	
30	30	
31	31	
32	32	
33	33	
34	34	
35	35	
36	36	
37	37	
38	38	
39	39	
40	40	
41	41	
42	42	
43	43	
44	44	
45	45	
46	46	
47	47	
48	48	
49	49	
50	50	
51	51	
52	52	
53	53	
54	54	
55	55	
56	56	
57	57	
58	58	
59	59	
60	60	
61	61	
62	62	
63	63	
64	64	
65	65	
66	66	
67	67	
68	68	
69	69	
70	70	
71	71	
72	72	
73	73	
74	74	
75	75	
76	76	
77	77	
78	78	
79	79	
80	80	
81	81	
82	82	
83	83	
84	84	
85	85	
86	86	
87	87	
88	88	
89	89	
90	90	
91	91	
92	92	
93	93	
94	94	
95	95	
96	96	
97	97	
98	98	
99	99	
100	100	

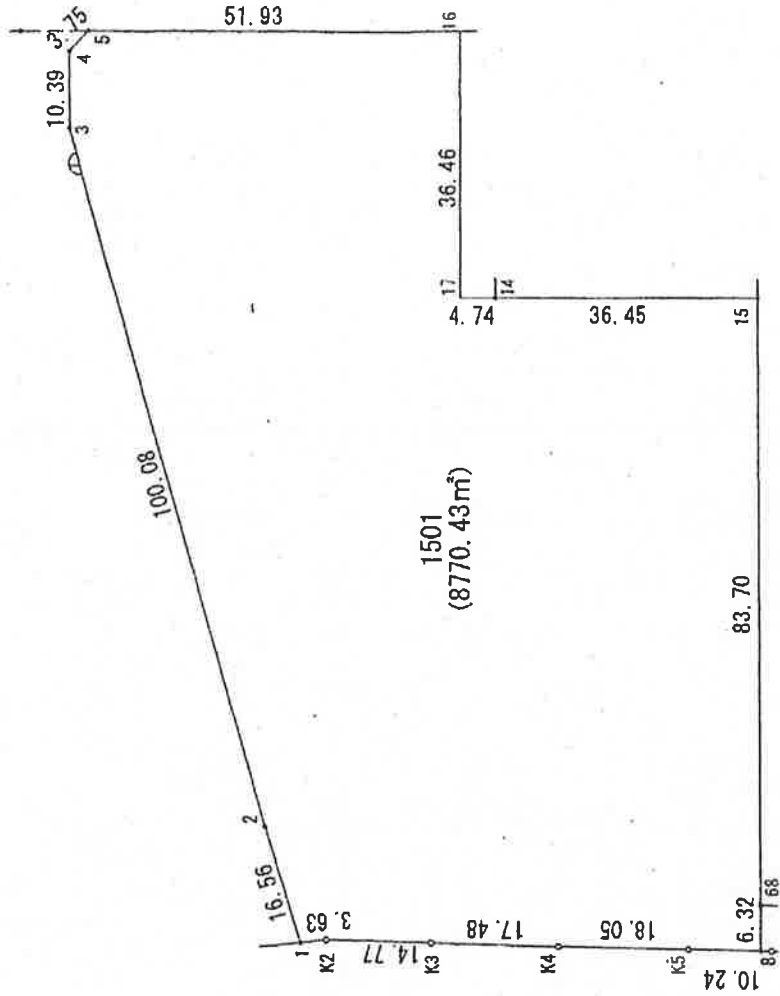
豊中市野田町 1501番

# 画地出来形確認測量図

街区番号 1  
縮尺：S=1/1000



測量図



近畿財務局

表題部 (土地の表示)		調製	平成14年2月7日	不動産番号	1212000145569
地図番号	204-1.1、204-13	筆界特定	余白		
所在	豊中市野田町			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2番24	池沼		72	2番20から分筆 〔昭和42年6月16日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年2月7日	
1501番	宅地	8770	43	平成17年10月5日 土地区画整理法による換地処分 他の従前の土地 野田町2番25、同番26、同番27、同番28、同番48、同番114、同番143、同番144、同番172、同番178、同番179、286番23、同番25、同番28、同番30、同番31、同番33、同番35、同番38、同番40、同番50、同番72、同番78、同番115、同番118、同番119、同番120、同番123、同番124、同番125、同番126、同番128、同番130、同番132、同番133、同番134、同番136、同番138、同番142、同番143、同番161、同番162、同番163、同番171、1461番1、同番10、同番11、同番34、同番36、同番37、同番51、同番53、同番81、同番82、同番83、同番84、同番86、同番93、同番99、同番136、同番140、同番141、同番160、同番161、同番162、同番163、同番164、同番165、同番166、同番167、同番175、同番176、同番177、同番178、同番179、同番181、同番182、同番183、同番185、同番186、同番187、同番195、同番196、同番197、同番200、同番201、同番202、同番205、同番206、同番207、同番208、同番209、同番214、同番215、同番216、同番221、同番222、同番228、同番232、同番237、同番238、同番239、同番240、同番245、同番247、同番248、同番249、同番285、同番286、同番287 〔平成17年10月5日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和54年3月30日 第10230号	原因 昭和53年11月15日売買 所有者 運輸省 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

近畿財務局

Faint table with multiple columns and rows, likely a ledger or financial record. The text is mostly illegible due to fading.

Table with 4 columns and 2 rows. The text is faint but appears to be a summary or footer section.

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			の規定により移記 平成14年2月7日
2	土地区画整理法による換地処分による所有権登記	平成17年10月5日 第25096号	所有者 運輸省
3	所有権移転	平成24年10月22日 第44019号	原因 平成24年7月1日現物出資 所有者 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地 新関西国際空港株式会社
4	3番所有権抹消	平成25年1月10日 第427号	原因 錯誤

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(大阪法務局池田出張所管轄)

平成26年9月12日

大阪法務局

登記官

石田章 代



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号: K81011 ( 1/1 )

2/2

近畿財務局





区分 土地

種目 宅地

所在 大阪府豊中市龍部西町外

異動年月日	増減事由	増		減		額		現	在	額	格	積	目	的	備	考	文書日付 記号番号	記載年月日 昭和年月日	印
		数	メートル	数	メートル	円	円												
平成 24.03.31	実測	平方メートル	1,403.64			141,769.043		91,347.45	9,226,184,359						版空財取第1110号	第0331006号	平成 24.03.31		
平成 24.03.31	価格改定		0.00			1,321,648.553		91,347.45	10,547,832,912								第03324EW号	平成 24.03.31	
平成 24.03.31	価格改定						0.00	91,347.45	9,110,602,471								第03324EX号	平成 24.03.31	
平成 24.05.01	借付取消		11,194.17			874,865.388		102,541.62	9,985,467,859								第0501003号	平成 24.05.01	
平成 24.07.01	出賃(現物)						93,771.19	8,770.43	874,725,578								第0701191号	平成 24.07.01	
平成 25.03.31	価格改定						0.00	8,770.43	763,027,410								第03322QC号	平成 25.03.31	
平成 26.03.31	価格改定		0.00					8,770.43	763,027,410								第03328F6号	平成 26.03.31	

近畿財務局

普通財産

口座名 大阪国際空港中央場外用地

番号 10-2-10

所在地 大阪府豊中區飛田西

区分	土地敷字	地番別明細	地番別				用途	増減事由	額			減			現			登記	備考	文書日付	記日	印
			地番	数量	地量	地番			数量	地量	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量					
2.9.-5	敷地	行政財産より種別	2-10-10-1	32.312	32.312	47B-26-7-55	1.095	1.095	47B-26-7-55									平成2年9月5日	平成2年9月5日	印		
			2-10-10-2	222	222	47B-23D-10	1,964	1,964	47B-23D-10										平成2年9月5日	平成2年9月5日	印	
2.11.28	雑種地	雑種地へ種目変更	2-10-10-3	586.3	586.3	47B-23D-10	2,418	2,418	47B-23D-10									平成2年9月5日	平成2年9月5日	印		
			2-10-10-4	2	2	47B-26-7-4	163	163	47B-26-7-4										平成2年9月5日	平成2年9月5日	印	
2.12.-1	雑種地	行政財産より種別	2-10-10-5	289	289	47B-26-7-4	209	209	47B-26-7-4									平成2年9月5日	平成2年9月5日	印		
			2-10-10-6	821	821	47B-26-7-4	821	821	47B-26-7-4										平成2年9月5日	平成2年9月5日	印	
2.12.-1	雑種地	行政財産より種別	2-10-10-7	162	162	47B-26-7-4	162	162	47B-26-7-4									平成2年9月5日	平成2年9月5日	印		
			2-10-10-8	59	59	47B-26-7-4	59	59	47B-26-7-4										平成2年9月5日	平成2年9月5日	印	
3.3.26	雑種地	行政財産より種別	2-10-10-9	37.951	37.951	47B-26-7-4	37.951	37.951	47B-26-7-4									平成2年9月5日	平成2年9月5日	印		
			2-10-10-10	37.951	37.951	47B-26-7-4	37.951	37.951	47B-26-7-4										平成2年9月5日	平成2年9月5日	印	
3.3.26	雑種地	行政財産より種別	289	289	47B-26-7-4	289	289	47B-26-7-4										平成2年9月5日	平成2年9月5日	印		

10/2001 ~ 10/2002 (簿記帳簿) 4.0.2



索引号 3-213

異動年月日	増減事由	増額		減額		額		在價		現量	備考	登記年月日	登記簿番号	登記年月日
		数	量	数	量	價	格	價	格					
3.3.26	端数切捨			1				37.661	6,105,718.465	m <sup>2</sup>	積算 1-0.05=0.95 m <sup>2</sup>		平成3年6月17日	印
3.3.27	売却			821		14,974,409.0		36.840	5,955,974.375	m <sup>2</sup>	積算 0.95-0.15=0.80 m <sup>2</sup>		平成3年6月17日	印
3.3.31	價格改定 (租權地)					9,272,261,284		36.840	15,228,935.659	m <sup>2</sup>	積算 0.80		平成3年6月17日	印
3.4.1	入租居変更			102		39,391.938		36.738	15,189,543.721	m <sup>2</sup>	積算 0.80-0.04=0.76 m <sup>2</sup>		平成4年6月16日	印
3.4.15	売却			99		35,466.334		36.639	15,154,077.387	m <sup>2</sup>	積算 0.76 m <sup>2</sup>		平成4年6月16日	印
3.4.15	端数切捨			1				36.638	15,154,077.387	m <sup>2</sup>	積算 1.00-0.16=0.84 m <sup>2</sup>		平成4年6月16日	印
3.4.15	売却			7095		451,841,052		35.543	14,702,334.335	m <sup>2</sup>	積算 0.84 m <sup>2</sup>		平成4年6月16日	印
3.4.15	端数切捨			1				35.542	14,702,234.335	m <sup>2</sup>	積算 1.00-0.04=0.96 m <sup>2</sup>		平成4年6月16日	印
3.4.15	売却			1964		759,328,510		33.578	13,949,905.825	m <sup>2</sup>	積算 0.96-0.07=0.89 m <sup>2</sup>		平成4年6月16日	印
3.7.16	売却			2,418		900,257,905		31.160	12,042,647.920	m <sup>2</sup>	積算 0.89 m <sup>2</sup>		平成4年6月16日	印
3.9.8	端数切捨			1				31.159	12,042,647.920	m <sup>2</sup>	積算 1.00-0.07=0.93 m <sup>2</sup>		平成4年6月16日	印
3.9.8	売却			163		68,385,081		30.996	12,974,262.839	m <sup>2</sup>	積算 0.93 m <sup>2</sup>		平成4年6月16日	印

103001-10300



# 大阪国際空港豊中市外用地

口座名

所在地 大阪府豊中市 西郡 豊中町 1-1-1

索引号 3-213

区分	土地	地番	地量	地番	地量	沿	草	額		現		登		備考	文書日付	記年月日	印
								増	減	価	格	量	価				
1	地	111-57	67.30 m <sup>2</sup>	111-57	111.57 m <sup>2</sup>	画線記事業 代地と以克私				30.995	12,974,262.839			1.42-0.71	昭和4年6月16日	昭和49年6月16日	印
2	地	102.72	102.72 m <sup>2</sup>						30.928	12,940,758.290				0.30-0.43	昭和4年6月16日	昭和49年6月16日	印
3	地	54.104	54.104 m <sup>2</sup>						30.826	12,904,312.694				0.72	昭和4年6月16日	昭和49年6月16日	印
4	地	104.04	104.04 m <sup>2</sup>						30.825	12,904,312.694				1.42-0.71	昭和4年6月16日	昭和49年6月16日	印
5	地	77.81	77.81 m <sup>2</sup>						30.284	12,650,514.555				0.84	昭和4年6月16日	昭和49年6月16日	印
6	地	117.80	117.80 m <sup>2</sup>														印
7	地	85.81	85.81 m <sup>2</sup>														印
8	地	76.87	76.87 m <sup>2</sup>														印
9	地	78.05	78.05 m <sup>2</sup>														印





索引号 3-213

异动年月日	增减事由	增		减		額		現		在		額	格	登	記	備	考	文書日付	照年月日	印
		数	量	数	量	数	量	数	量	数	量									
3.8.8	端数切捨			1				30.283		12,650.514.555						端数 1.71-0.84-0.87		昭和4年6月16日	1249号	印
3.8.8	克私			104		40,387.751		30.179		14,610.126.804						端数 0.87-0.41-0.46		昭和4年6月16日	1249号	印
4.1.28	克私			77		39,778.769		30.102		12,570.348.035						端数 0.81 0.87		昭和4年6月16日	1249号	印
4.1.28	端数切捨			1				30.101		12,570.348.035						端数 1.42-0.59-0.87		昭和4年6月16日	1249号	印
4.1.28	克私			117		60,444.862		29.984		12,508.903.173						端数 0.90		昭和4年6月16日	1249号	印
4.1.28	端数切捨			1				29.983		12,508.903.173						端数 1.37-0.98-0.97		昭和4年6月16日	1249号	印
4.1.28	克私			85		37,457.754		29.898		12,472.445.417						端数 0.81-0.16		昭和4年6月16日	1249号	印
4.1.28	克私			76		35,437.059		29.822		12,437.008.360						端数 0.87		昭和4年6月16日	1249号	印
4.1.28	端数切捨			1				29.821		12,437.008.360						端数 1.16-0.81-0.87		昭和4年6月16日	1249号	印
4.1.28	克私			78		41,208.526		29.743		12,395.799.834						端数 0.98		昭和4年6月16日	1249号	印
4.1.28	端数切捨			1				29.742		12,395.799.834						端数 1.87-0.98-0.89		昭和4年6月16日	1249号	印
4.1.28	克私			111		50,142.449		29.631		12,345.657.385						端数 0.81-0.57-0.82		昭和4年6月16日	1249号	印

(日本国印紙格 D4)

10300 ページ



# 大阪国際空港豊中市場外用地

口座名

所在地 大阪府豊中市西野外

索引番号 3-213

区分	土地	地番	地番別	地量	地番	数量	減			増			用途	備考	備考	備考	備考	
							数量	価格	金額	数量	価格	金額						
	地	278 70-12	95.2 ㎡	②	92.3 ㎡													
	地	278 22-5 上	707.00 ㎡	②														
	地	278 23-31	145.55 ㎡	②														
	地	278 23-31 外 8	62.08 ㎡	②														
	地	278 23-31	85.5 ㎡	②														
	地	278 23-5	115.76 ㎡	②														
	地	278 178-4 77-1	135.07 ㎡	②														
	地	278 178-4 77-1	100.00 ㎡	②														
	地	278 172-2 127-1	65.40 ㎡	②														
吳	増減事由		数量	価格	金額	数量	価格	金額	数量	価格	金額	数量	価格	金額	備考	備考	備考	備考
4. 1. 28	売却				9.5		50.665.977	12.294.991.408	29.536		12.294.991.408				② 端数 0.62			
4. 1. 28	端数切捨				1			12.294.991.408	29.535		12.294.991.408				② 端数 $1.2 - 0.62 = 0.70$			
4. 1. 29	売却				77		39.737.754	12.255.253.654	29.458		12.255.253.654				② 端数 $0.70 - 0.51 = 0.19$			
4. 1. 29	端数切捨				707		243.453.899	12.011.799.755	28.751		12.011.799.755				② 端数 0.60			
4. 1. 29	売却				1			12.011.799.755	28.750		12.011.799.755				② 端数 $1.9 - 0.60 = 0.59$			
4. 1. 29	端数切捨																	

近畿財務局

近畿財務局 中央事務課 庶務課 庶務係

索引号 3-213

异动年月日	增减事由	增		减		額		現		在		備	考	文書日付	記號	印
		数	量	数	量	價	格	数	量	價	格					
4.1.29	売却			145		73,807.335		28,605		11,937.992	440	端数 0.65	昭和4年10月16日	1014号	印	
4.1.29	端数切捨 (総種地)			/				3,604		11,937.992	420	端数 $1.2 - 0.65 = 0.55$	昭和4年10月16日	1014号	印	
4.8.27	八種目變更			62		24,858.731		3,542		11,937.992	389	端数 $3.94 - 0.38 = 0.15$	昭和4年10月16日	1014号	印	
4.8.27	売却			85		31,944.813		28,457		11,881.438	876	端数 0.35 m	昭和4年10月16日	1014号	印	
4.8.27	端数切捨			/				28,456		11,881.438	876	端数 $1.16 - 0.35 = 0.81$	昭和4年10月16日	1014号	印	
4.8.27	売却			115		43,161.869		28,341		11,838.377	007	端数 0.96	昭和4年10月16日	1014号	印	
4.8.27	端数切捨			/				28,340		11,838.377	007	端数 $1.91 - 0.96 = 0.95$	昭和4年10月16日	1014号	印	
4.8.27	売却			135		48,919.005		28,205		11,789.408	002	端数 $0.85 - 0.11 = 0.68$	昭和4年10月16日	1014号	印	
4.8.27	売却			108		62,338.821		28,097		11,726.769	181	端数 0.85	昭和4年10月16日	1014号	印	
4.8.27	端数切捨			/				28,096		11,726.769	181	端数 $1.08 - 0.85 = 0.23$	昭和4年10月16日	1014号	印	
4.8.27	売却			85		39,668.696		28,011		11,687.100	485	端数 0.40	昭和4年10月16日	1014号	印	
4.8.27	端数切捨			/				28,010		11,687.100	485	端数 $1.23 - 0.40 = 0.83$	昭和4年10月16日	1014号	印	



大阪国際空港豊中直場外用地

口座名

所在地 大阪府豊中區外部西野

索引号 3-213

区分	土地	地番	地番別	地番	数量	地番	数量	地番	数量	測量	用途	境界	面積		備考	登記	備	文書	印			
													番号	名称						付	属	日
宅敷	地	番	別	37B 287-1	58.07 m <sup>2</sup>	37B 287-1	58.07 m <sup>2</sup>	37B 287-1	58.07 m <sup>2</sup>	37B 287-1	宅敷	大阪府豊中區外部西野	11.587.100.485	27.952	21.884.849	27.952	21.884.849	10/14号	10/14号	10/14号		
				37B 287-1	55.06 m <sup>2</sup>	37B 287-1	55.06 m <sup>2</sup>	37B 287-1	55.06 m <sup>2</sup>	37B 287-1	55.06 m <sup>2</sup>	宅敷	大阪府豊中區外部西野	11.644.465.166	27.897	20.750.470	27.897	20.750.470	10/14号	10/14号	10/14号	
				37B 287-1	57.05 m <sup>2</sup>	37B 287-1	57.05 m <sup>2</sup>	37B 287-1	57.05 m <sup>2</sup>	37B 287-1	57.05 m <sup>2</sup>	324.0 m <sup>2</sup>	宅敷	大阪府豊中區外部西野	11.622.663.228	27.840	21.801.938	27.840	21.801.938	10/14号	10/14号	10/14号
				37B 287-1	66.05 m <sup>2</sup>	37B 287-1	66.05 m <sup>2</sup>	37B 287-1	66.05 m <sup>2</sup>	37B 287-1	66.05 m <sup>2</sup>	0.39 m <sup>2</sup>	宅敷	大阪府豊中區外部西野	11.622.663.228	27.839	11.622.663.228	27.839	11.622.663.228	10/14号	10/14号	10/14号
				37B 287-1	180.49 m <sup>2</sup>	37B 287-1	180.49 m <sup>2</sup>	37B 287-1	180.49 m <sup>2</sup>	37B 287-1	180.49 m <sup>2</sup>	0.39 m <sup>2</sup>	宅敷	大阪府豊中區外部西野	11.586.221.288	27.773	11.586.221.288	27.773	11.586.221.288	10/14号	10/14号	10/14号
宅敷	地	番	別	地番	数量	地番	数量	地番	数量	測量	用途	境界	番号	名称	付 <td>属 <td>日 <td>目 <td>備考 <td>文書 <td>印 </td></td></td></td></td></td>	属 <td>日 <td>目 <td>備考 <td>文書 <td>印 </td></td></td></td></td>	日 <td>目 <td>備考 <td>文書 <td>印 </td></td></td></td>	目 <td>備考 <td>文書 <td>印 </td></td></td>	備考 <td>文書 <td>印 </td></td>	文書 <td>印 </td>	印	
宅敷	地	番	別	地番	数量	地番	数量	地番	数量	測量	用途	境界	番号	名称	付 <td>属 <td>日 <td>目 <td>備考 <td>文書</td> <td>印 </td></td></td></td></td>	属 <td>日 <td>目 <td>備考 <td>文書</td> <td>印 </td></td></td></td>	日 <td>目 <td>備考 <td>文書</td> <td>印 </td></td></td>	目 <td>備考 <td>文書</td> <td>印 </td></td>	備考 <td>文書</td> <td>印 </td>	文書	印	
宅敷	地	番	別	地番	数量	地番	数量	地番	数量	測量	用途	境界	番号	名称	付 <td>属 <td>日 <td>目 <td>備考 <td>文書</td> <td>印 </td></td></td></td></td>	属 <td>日 <td>目 <td>備考 <td>文書</td> <td>印 </td></td></td></td>	日 <td>目 <td>備考 <td>文書</td> <td>印 </td></td></td>	目 <td>備考 <td>文書</td> <td>印 </td></td>	備考 <td>文書</td> <td>印 </td>	文書	印	
宅敷	地	番	別	地番	数量	地番	数量	地番	数量	測量	用途	境界	番号	名称	付 <td>属 <td>日 <td>目 <td>備考 <td>文書</td> <td>印 </td></td></td></td></td>	属 <td>日 <td>目 <td>備考 <td>文書</td> <td>印 </td></td></td></td>	日 <td>目 <td>備考 <td>文書</td> <td>印 </td></td></td>	目 <td>備考 <td>文書</td> <td>印 </td></td>	備考 <td>文書</td> <td>印 </td>	文書	印	
宅敷	地	番	別	地番	数量	地番	数量	地番	数量	測量	用途	境界	番号	名称	付 <td>属 <td>日 <td>目 <td>備考 <td>文書</td> <td>印 </td></td></td></td></td>	属 <td>日 <td>目 <td>備考 <td>文書</td> <td>印 </td></td></td></td>	日 <td>目 <td>備考 <td>文書</td> <td>印 </td></td></td>	目 <td>備考 <td>文書</td> <td>印 </td></td>	備考 <td>文書</td> <td>印 </td>	文書	印	

近畿財務局



异动年月日	增减事由	增		減		額		現		在		備考	文書日付	記号番号	印
		数	量	数	量	価	格	価	格	数	量				
5.1.29	行政財産より組替 (雜種地)	180	494			73,304	708.140	208	267	84,890	929.428	端数 0.41 + 0.31 = 0.72 m <sup>2</sup> 端数 0.73 m <sup>2</sup>	平成5年2月1日	1020号	印
5.2.26	入種目変更			22		113,158	715	208	245	84,879	613.553	端数 1.12 - 0.03 = 0.99 m <sup>2</sup>	平成5年4月9日	1049号	印
5.2.26	端数切捨			1				208	244	84,879	613.553	端数 0.99 - 0.01 = 0.98 m <sup>2</sup>	平成5年4月9日	1050号	印
5.2.26	売払 (雜種地)			68		33,858	0.15	208	176	84,845	755.538	端数 0.08 - 0.15 = -0.07 m <sup>2</sup>	平成5年4月14日	1677号	印
6.2.23	入種目変更			12		7,430	940	208	164	84,838	374.598	端数 0.33 - 0.53 = -0.20 m <sup>2</sup>	平成6年2月14日	1080号	印
6.2.23	売払			486		221,359	289	207	678	84,616	965.309	端数 0.30 m <sup>2</sup>	平成6年5月31日	1044号	印
7.2.22	売払			191		50,900	0.00	207	487	84,566	065.309	端数 1 - 0.49 = 0.51 m <sup>2</sup>	平成7年7月26日	1044号	印
7.2.22	端数切捨			1				207	486	84,566	065.309	端数 0.51 - 0.39 = 0.12	平成7年12月26日	1022号	印
7.12.20	原管数			5,491		3,193	472.473	201	995	81,372	592.836	端数 0.12 - 0.67 = -0.55	平成8年2月19日	1068号	印
7.12.22	売払			324		150,810	722	201	671	81,221	1782.114	端数 1 - 0.55 = 0.45	平成8年3月19日	1050号	印
7.12.22	端数切捨			1				201	670	81,221	1782.114	端数 1 - 0.55 = 0.45	平成8年3月19日	1050号	印
8.3.31	価格改定					38,986	455.415	206	620	41,223	326.699				



大阪国際空港豊中市場外用地

口座名

所在地 大阪府豊中區 豊中市場外

所在地

索引番号 3-213

区分	土地		地番		数量		地積		用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途								
	種目	地番	地積	数量	地積	数量																						
9.3.25	行政財産より 紐替	増	734	144.487.012																				昭和25年9月25日	記	昭和25年9月25日	印	
9.3.24	売払	減			774	152.315.325			42,379.763.711	202.404															昭和25年9月21日	記	昭和25年9月21日	印
9.3.24	売払	減			356	74.334.174			42,153.114.142	201.274															昭和25年9月24日	記	昭和25年9月24日	印
9.3.24	端数切捨				1				42,153.114.142	201.273															昭和25年9月24日	記	昭和25年9月24日	印
10.2.27	売払	減	378	78,826.323					42,077.287.818	200.895															昭和25年9月16日	記	昭和25年9月16日	印

103.00/ページ (104頁目録) 40%

近畿財務局

吳動年月日	増減事由	増額		減額		額		現在額		登記年月日	記	備考	文書日付	印
		数	量	数	量	価	格	価	格					
10.3.27	売払		2,275		469,549.051		198,650	41,608,738.268				端数 0.31 - 0.20 = 0.11	平成11年11月2日	印
11.3.19	売払		6,178		12,839,642.52		192,472	40,810,774.516				端数 0.11 - 0.29 = 0.18	平成11年11月2日	印
11.3.19	端数切捨						192,471	40,310,774.516				端数 1 - 0.18 = 0.82	平成11年11月2日	印
11.9.27	売払		1,391		291,457.107		191,080	40,019,317.409				端数 0.82 - 0.62 = 0.20	平成11年9月29日	印
12.12.29	売払		4,115		861,859.539		186,965	39,157,457.870				端数 0.20 - 0.12 = 0.08	平成12年1月16日	印
12.3.17	売払		181		38,075.697		186,784	38,119,382.173				端数 0.08 - 0.80 = 0.72	平成12年1月9日	印
12.3.17	端数切捨						186,783	38,119,382.173				端数 1 - 0.72 = 0.28	平成12年1月9日	印
12.3.22	売払		967		202,672.455		185,816	38,916,709.718				端数 0.28 - 0.70 = 0.42	平成12年1月9日	印
12.3.22	端数切捨						185,815	38,916,709.718				端数 1 - 0.42 = 0.58	平成12年1月9日	印
12.3.22	売払		660		138,232.793		185,155	38,778,476.925				端数 0.58 - 0.01 = 0.56	平成12年1月9日	印
12.9.27	売払		140		29,358.917		185,015	38,749,118.008				端数 0.56 - 0.18 = 0.38	平成12年10月21日	印
13.1.6	売払		185,015		38,749,118.008		0	0				端数 0.38 - 0.00 = 0.38	平成13年1月4日	印
13.3.27	売払		10,000		10,000.000		0	0				端数 0.38 - 0.00 = 0.38	平成13年1月4日	印



# 大阪国際空港豊中市場外用地

口座名

所在地 大阪府豊中區西野外

索引号 3-213

区分	土地	地番	数量	地番	数量	沿	制	境	用途	番号	名称	番号	名称	備考	交售日付	記号番号	記年月日	印	
																			用途
13. 1. 6	土地	4-310	163.70			沿	制	境	用途						阪空附一第1414号 平成12年12月28日		1084号 12月28日	印	
13. 3. 28	増減事由		185.015	38,749,118,008		1,008	185.015	38,749,118,008	用途					①繰上 0.98-0.22 =0.16	阪空附一第13号 平成13年3月29日		1085号 3月29日	印	
13. 3. 28	増減事由		2,653	555,449,670		94	181.354	37,982,369,694	用途					②繰上 0.16-0.06 =0.10	阪空附一第15号 平成15年3月29日		1086号 3月29日	印	
13. 3. 29	増減事由		181.260	19,865,126		1	181.260	37,962,444,358	用途					③繰上 40.85-1.10 =0.25	阪空附一第17号 平成17年3月29日		1086号 3月29日	印	
13. 3. 29	増減事由		181.259	37,962,444,358		1	181.259	37,962,444,358	用途										印

10300/1000

近畿財務局



異動年月日	増減事由	増額		減額		現在額		記登年月日	備考	文書日付	印
		数量	価格	数量	価格	数量	価格				
13.3.31	価格改定		円			181.259	30,372,844.225		繰数 0.25	昭和13年3月14日	師
13.5.14	売却			619	103,773,475	180,640	30,269,070.750		繰数 0.25-0.30=Δ0.05	昭和13年7月1日	師
13.5.14	端数切捨			1		180,639	30,269,070.750		繰数 40.05+1.00=0.95	昭和13年7月1日	師
13.11.21	売却			1,029	172,441,923	179,610	30,096,638.27		繰数 0.95-0.10=0.85	昭和13年7月1日	師
13.12.25	売却			392	65,729,345	179,218	30,030,899.482		繰数 0.85-0.26=0.59	昭和13年12月25日	師
14.3.26	売却			1,413	236,778,877	177,805	29,793,981.605		繰数 0.59-0.88=Δ0.29	昭和14年3月26日	師
14.3.26	端数切捨			1		177,804	29,793,981.605		繰数 40.29+1.00=0.71	昭和14年3月26日	師
15.2.14	売却			83	14,003,471	177,721	29,779,978.134		繰数 0.71-0.57=0.14	昭和15年2月14日	師
15.2.20	売却			25	14,315,143	177,636	29,765,662.991		繰数 0.14-0.43=Δ0.29	昭和15年2月20日	師
15.2.20	端数切捨			1		177,635	29,765,662.991		繰数 40.29+1.00=0.71	昭和15年2月20日	師
16.3.25	売却			15	2,575,486	177,620	29,763,087.505		繰数 0.71-0.37=0.34	昭和16年3月25日	師
16.3.31	行政員控 上り組替	237	43,604,394			177,857	29,806,691.899		繰数 0.34+0.82=1.16	昭和16年3月31日	師

10300 / ページ

近畿財務局

# 大阪国際空港豊中市場外用地

口座名

所在地

大阪府豊中市

西区

計外

番地

索引番号 3-213

区分	土地	地番	地番	数量	地番	数量	増		減		額	額	現在	額	格	格	日	記	備	考	文書	日付	記	日	印	
							数量	額	数量	額																年月
用途	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地
16.3.31	端数合算			1									177,858	29,806,691,899												
16.6.16	売払			1.684								176,174	29,524,496,077													
16.9.29	売払			44.6								175,758	29,454,763,558													
16.9.29	端数打捨			1								175,157	29,394,432,022													
16.10.21	売払			358								175,399	29,394,432,022													

近畿財務局

異動年月日	増減事由	増額		減額		現存額		在價	額	登記年月日	備考	文書日付	記載年月日	印
		数量	価格	数量	価格	数量	価格							
17.4.19	売払			1,100	194.4	173	174,279	29,210,273.414			①増設 0.91-0.93 =Δ0.15	昭和17年4月17日	昭和17年4月17日	印
17.4.19	端数切捨			1			174,298	29,210,273.414			②端数 0.15+1 =0.85	昭和17年4月17日	昭和17年4月17日	印
17.5.13	売払			91	15,377.771		174,209	29,194,895.643			③増設 0.55-0.76 =0.09	昭和17年7月21日	昭和17年7月21日	印
17.10.4	土地原価整理法上取戻			21,606	3,621,850.195		152,603	25,573,845.838			④増設 0.09-0.95 =-0.86	昭和18年1月25日	昭和18年1月25日	印
17.10.4	端数切捨			1			152,600	25,573,845.838			⑤端数 -0.86+1.00 =0.14	昭和18年1月25日	昭和18年1月25日	印
17.10.4	土地原価整理法上取戻	18,262	4,137,435.269				170,862	29,711,280.717			⑥増設 0.14+0.85 =0.99	昭和18年4月28日	昭和18年4月28日	印
18.3.31	価差改定				6,393,461.362		170,862	23,317,819.355			⑦増設 0.99-0.22 =0.77	昭和19年1月24日	昭和19年1月24日	印
18.7.26	実利			17	2,350,028		170,845	23,315,469.327			⑧増設 0.99-0.21 =0.78	昭和19年1月24日	昭和19年1月24日	印
18.9.29	売払			646	88,188,834		170,199	23,227,280.493			⑨端数 0.56-0.68 =-0.12	昭和19年1月24日	昭和19年1月24日	印
18.10.13	売払			90	12,293,295		170,109	23,214,987.198			⑩端数 0.48-0.19 =0.29	昭和19年1月24日	昭和19年1月24日	印
18.10.26	売払			85	11,625,952		170,024	23,203,361.246			⑪端数 1.27-0.97 =0.30	昭和19年1月24日	昭和19年1月24日	印
19.10.27	売払			154	21,198,889		169,870	23,182,223.571			⑫端数 1.27-0.97 =0.30	昭和19年1月24日	昭和19年1月24日	印



# 大阪国際空港豊中市市場外用地

口座名

所在地 大阪府 豊中市 豊中區 服部西 外 番地

索引号 3-213

区分	土地	地番	地番別	増		減		現在		登記	備考	文書日付	印
				数量	価額	数量	価額	数量	価額				
敷地	地	165.43㎡	165.43㎡										
敷地	地	78.51㎡	78.51㎡										
		140.48㎡	140.48㎡										
		76.37㎡	76.37㎡										
		435.65㎡	435.65㎡										
異動年月日	増減事由	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額	年月日	備考	文書日付	印
18.10.27	端数切捨	/		/		169.869	23,182,212.357				端数 42.65+1 =0.32	昭和19年1月24日	印
18.12.19	売払	617	82,862,376			169,262	23,079,392.781				端数 0.32-0.18 =0.14	昭和19年1月24日	印
19.2.26	売払	663	90,583,897			168,599	23,008,766.084				端数 0.14-0.16 =0.02	昭和19年3月9日	印
19.2.28	端数切捨	/				168,598	23,008,766.084				端数 0.02+1 =0.38	昭和19年3月9日	印
19.3.9	種目変更	84	9,664,427			168,682	23,018,430.511				端数 0.38+0.87 =1.25	昭和19年3月9日	印

近畿財務局

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方



索引号 3-213

異動年月日	増減事由	増		額		減		額		現		在		額		登		備考	印
		数	量	價	格	数	量	價	格	数	量	價	格	年	月	日	年		
19.3.9	端数合算	/								168.683	23,018.430.511							端数 1.25-1 =0.25	19年4月9日
19.3.9	売払					115		15,752.831		168.568	23,002,677.680							端数 0.25-0.43 =-0.18	19年4月2日
19.3.9	端数切捨					/				168.567	23,002,677.680							端数 20.18+1 =0.82	19年4月2日
19.3.12	売払					78		10,714.329		168.489	22,991,963.353							端数 0.82-0.57 =0.31	19年4月2日
19.3.12	売払					140		19,171.426		168.349	22,972,791.927							端数 0.31-0.48 =-0.17	19年4月2日
19.3.12	端数切捨					/				168.348	22,972,791.927							端数 40.17+1 =0.93	19年4月2日
19.3.13	売払					76		10,422.279		168.272	22,962,369.648							端数 0.93-0.37 =0.46	19年4月2日
19.3.19	売払					1435		57,447,080		167.837	22,902,918.848							端数 0.46-0.63 =-0.17	19年4月5日
19.3.19	端数切捨					/				167.836	22,902,918.848							端数 0.17+1 =0.85	19年4月5日
19.3.28	売払					163		22,272,044		167.673	22,880,646.804							端数 0.85-0.20 =0.65	19年4月5日
19.3.28	売払					397		54,314,037		167.276	22,826,332.767							端数 0.65-0.99 =-0.34	19年4月5日
19.3.28	端数切捨					/				167.275	22,826,332.767							端数 0.34+0.64 =0.98	19年4月5日



# 大阪国際空港豊中市場外用地

口座名

所在地 大阪府豊中市 豊中區 豊中區 豊中區 豊中區

索引号 3-213

区分	土地	地番	数量	地番	数量	沿		測	境	名称			登記	備考	文書日付	記載年月日	印
						地番	数量			減	額	在					
種目	宅敷地	地番	数量	地番	数量	増	減	額	額	額	額	額	年月日	の	目	的	的
用途	別	明	細	増	減	額	額	額	額	額	額	額	年月日	の	目	的	的
		① 豊中市市場外用地 10137	3.87ha						0	0	0	0		0.64-0.64 =0	昭和19年8月30日	昭和19年8月30日	(平)
		② 豊中市市場外用地 10137-12, 37-13, 37-15	1996.46ha						0	0	0	0		0.64-0.64 =0.50	昭和19年5月28日	昭和19年5月28日	(平)
		③ 豊中市市場外用地 10137-12, 37-13, 37-15	304.94ha						167.275	22,826,332.767	22,826,332.767	167.275		0.50-0.50 =0.50	昭和19年5月28日	昭和19年5月28日	(平)
		④ 豊中市市場外用地 10137-12, 37-13, 37-15	98.83ha						504	68,774.636	68,774.636	504		0.50-0.50 =40.38	昭和19年5月28日	昭和19年5月28日	(平)
		⑤ 豊中市市場外用地 10137-12, 37-13, 37-15	1156.51ha						1,486	202,898.737	202,898.737	1,486		0.50-0.50 =0.62	昭和19年5月28日	昭和19年5月28日	(平)
		⑥ 豊中市市場外用地 10137-12, 37-13, 37-15	55.90ha						1	22,554.639394	22,554.639394	1		0.50-0.50 =0.62	昭和19年5月28日	昭和19年5月28日	(平)
異動年月日	増減事由		増	減	額	額	額	額	額	額	額	額	年月日	の	目	的	的
19.4.1	穿井工事 (富田町六所)																
19.4.1	穿井工事 (富田町六所)		167.275					22,826,332.767				167.275					
19.4.24	売払			504				68,774.636				504					
19.4.24	売払			1,486				202,898.737				1,486					
19.4.24	端数切捨			1				22,554.639394				1					

近畿財務局

引号 3-213

異動年月日	増減事由	増		減		額		現		額		登		備考	文書日付	記載年月日	印
		数	量	数	量	価	格	数	量	価	格	年月日	目的				
19.5.24	売 払			548		74,921.137		164,736		22,479,718.257				増減 $\Delta 0.02 - 0.07$ = $\Delta 0.07$	昭和19年5月28日	昭和19年5月28日	
19.5.24	端数切捨			1				164,735		22,479,718.257				増減 $\Delta 0.32 - 1$ = $-0.63$	昭和19年5月28日	昭和19年5月28日	
19.7.9	突 削			10		1,379.604		164,725		22,478,338.653				増減 $\Delta 0.63 - 0.11$ = $-0.52 m^2$	昭和19年7月9日	昭和19年7月9日	
19.9.20	売 払			796		108,684.445		163,929		22,369,654.208				増減 $\Delta 0.52 - 0.96$ = $-0.06$	昭和19年9月21日	昭和19年9月21日	
19.10.15	売 払			304		41,611.926		163,625		22,328,042.282				増減 $\Delta 0.06 - 0.94$ = $-0.88$	昭和19年10月21日	昭和19年10月21日	
19.10.15	端数切捨			1				163,624		22,328,042.282				増減 $\Delta 0.88 + 1$ = $0.12$	昭和19年10月21日	昭和19年10月21日	
19.12.18	売 払			98		13,486.332		163,526		22,314,555.950				増減 $\Delta 0.12 - 0.85$ = $-0.73$	昭和19年12月25日	昭和19年12月25日	
19.12.18	端数切捨			1				163,525		22,314,555.950				増減 $\Delta 0.74 + 1$ = $0.27$	昭和19年12月25日	昭和19年12月25日	
19.12.25	売 払			1156		1,578.7250		162,369		22,156,738.700				増減 $\Delta 0.27 - 0.57$ = $-0.30$	昭和19年12月25日	昭和19年12月25日	
19.12.25	端数切捨			1				162,368		22,156,738.700				増減 $\Delta 0.78 - 0.50$ = $\Delta 0.28$	昭和19年12月25日	昭和19年12月25日	
20.2.29	売 払			55		7,614.433		162,313		22,149,124.267				増減 $\Delta 0.02 + 1.01$ = $0.99$	昭和20年3月17日	昭和20年3月17日	
20.2.29	端数切捨			1				162,312		22,149,124.267							



口座名

# 大阪国際空港豊中市場外用地

普通財産

引号

3-213

七

豊中

豊中

大阪

豊中

区分	土地	地番	数量	地番	数量	沿		草	用途	境	界	付	属	図	面	名	称	番	号	文	書	日	付	記	登	目	的	備	考	職	年	月	日	印		
						地番	数量																												地番	数量
20.3.5	地	49	58.93	49	11.55		49	11.55	賣											平成19年7月10日付付、 近畿財務局長あて処分指 平成20年4月17日付付、DS第59号で55円 平成19年7月10日付付、 近畿財務局長あて処分指 平成20年4月17日付付、DS第59号で55円 平成19年7月10日付付、 近畿財務局長あて処分指 平成20年4月17日付付、DS第59号で55円	1063号	3月17日	1063号	3月17日		0.92 = 0.05		印								
20.3.7	地	49	46.80	49	151.82		49	151.82	賣											平成19年7月10日付付、 近畿財務局長あて処分指 平成20年4月17日付付、DS第59号で55円 平成19年7月10日付付、 近畿財務局長あて処分指 平成20年4月17日付付、DS第59号で55円 平成19年7月10日付付、 近畿財務局長あて処分指 平成20年4月17日付付、DS第59号で55円	1064号	3月17日	1064号	3月17日		0.05 = 0.05		印								
20.3.7	地	49	92.43	49	0.14		49	0.14	賣											平成19年7月10日付付、 近畿財務局長あて処分指 平成20年4月17日付付、DS第59号で55円 平成19年7月10日付付、 近畿財務局長あて処分指 平成20年4月17日付付、DS第59号で55円	1065号	3月17日	1065号	3月17日		0.10 = 0.05		印								
20.3.11	地	49	96.28	49	0.60		49	0.60	賣											平成19年7月10日付付、 近畿財務局長あて処分指 平成20年4月17日付付、DS第59号で55円 平成19年7月10日付付、 近畿財務局長あて処分指 平成20年4月17日付付、DS第59号で55円	1066号	3月17日	1066号	3月17日		0.10 = 0.13		印								
20.3.13	地	49	189.37	49	21.98		49	21.98	賣											平成19年7月10日付付、 近畿財務局長あて処分指 平成20年4月17日付付、DS第59号で55円 平成19年7月10日付付、 近畿財務局長あて処分指 平成20年4月17日付付、DS第59号で55円	1067号	3月17日	1067号	3月17日				印								
	地	49	378.08	49	335.81		49	335.81	賣											平成19年7月10日付付、 近畿財務局長あて処分指 平成20年4月17日付付、DS第59号で55円 平成19年7月10日付付、 近畿財務局長あて処分指 平成20年4月17日付付、DS第59号で55円	1068号	3月17日	1068号	3月17日				印								
	地	49	53.04	49	194.56		49	194.56	賣											平成19年7月10日付付、 近畿財務局長あて処分指 平成20年4月17日付付、DS第59号で55円 平成19年7月10日付付、 近畿財務局長あて処分指 平成20年4月17日付付、DS第59号で55円	1069号	3月17日	1069号	3月17日				印								
	地	49	113.20	49	55		49	55	賣											平成19年7月10日付付、 近畿財務局長あて処分指 平成20年4月17日付付、DS第59号で55円 平成19年7月10日付付、 近畿財務局長あて処分指 平成20年4月17日付付、DS第59号で55円	1070号	3月17日	1070号	3月17日				印								

近畿財務局



異動年月日	増減事由	増		減		額		現		在		額	格	記	備	考	文	引	心	213	印	
		数	量	数	量	数	量	数	量	数	量											目
20.3.14	売払			113		15,449.202		161,663		22,060,448.843						端数0.13-0.20 =△0.07	既取 平成20年5月17日				印	
20.3.14	端数切捨			1				161,662		22,060,448.843						端数△0.07+1.00 =0.93	既取 平成20年5月17日				印	
20.3.7	実測	11		152		1,595.210		161,522		22,041,214.913						端数0.82+0.82 =1.64	既取 平成20年5月13日				印	
20.3.7	端数合算			1				161,522		22,041,214.913						端数1.20-1.00 =0.20	既取 平成20年5月18日				印	
20.4.1	社会保険料 支払額			161,522		22,041,214.913		0		0						端数0.20-0.20 =0.00	既取 平成20年5月31日				印	
20.4.1	社会保険料 支払額	161,522				22,041,214.913		161,522		22,041,214.913						端数0.20-0.98 =△0.78	既取 平成20年7月2日				印	
20.4.4	売払			21		2,999.376		161,501		22,038,215.537						端数20,781.00 =0.22	既取 平成20年7月2日				印	
20.4.4	端数切捨			1				161,500		22,038,215.537						端数0.22-0.81 =△0.59	既取 平成20年7月2日				印	
20.4.22	売払			355		44,144.14		161,145		21,992,371.23						端数0.59+1.00 =0.41	既取 平成20年7月2日				印	
20.4.22	端数切捨			1				161,164		21,992,371.23						端数0.41-0.56 =△0.15	既取 平成20年7月2日				印	
20.5.8	売払			194		26,649.531		160,970		21,865,841.592						端数20,154,100 =0.85	既取 平成20年7月2日				印	
20.5.8	端数切捨			1				160,969		21,865,841.592												印

# 近畿財務局

年度	科目	金額	単位	備考
昭和47年度	第一号			
昭和48年度	第一号			
昭和49年度	第一号			
昭和50年度	第一号			
昭和51年度	第一号			
昭和52年度	第一号			
昭和53年度	第一号			
昭和54年度	第一号			
昭和55年度	第一号			
昭和56年度	第一号			
昭和57年度	第一号			
昭和58年度	第一号			
昭和59年度	第一号			
昭和60年度	第一号			
昭和61年度	第一号			
昭和62年度	第一号			
昭和63年度	第一号			
昭和64年度	第一号			
昭和65年度	第一号			
昭和66年度	第一号			
昭和67年度	第一号			
昭和68年度	第一号			
昭和69年度	第一号			
昭和70年度	第一号			
昭和71年度	第一号			
昭和72年度	第一号			
昭和73年度	第一号			
昭和74年度	第一号			
昭和75年度	第一号			
昭和76年度	第一号			
昭和77年度	第一号			
昭和78年度	第一号			
昭和79年度	第一号			
昭和80年度	第一号			
昭和81年度	第一号			
昭和82年度	第一号			
昭和83年度	第一号			
昭和84年度	第一号			
昭和85年度	第一号			
昭和86年度	第一号			
昭和87年度	第一号			
昭和88年度	第一号			
昭和89年度	第一号			
昭和90年度	第一号			
昭和91年度	第一号			
昭和92年度	第一号			
昭和93年度	第一号			
昭和94年度	第一号			
昭和95年度	第一号			
昭和96年度	第一号			
昭和97年度	第一号			
昭和98年度	第一号			
昭和99年度	第一号			
平成元年度	第一号			
平成2年度	第一号			
平成3年度	第一号			
平成4年度	第一号			
平成5年度	第一号			
平成6年度	第一号			
平成7年度	第一号			
平成8年度	第一号			
平成9年度	第一号			
平成10年度	第一号			
平成11年度	第一号			
平成12年度	第一号			
平成13年度	第一号			
平成14年度	第一号			
平成15年度	第一号			
平成16年度	第一号			
平成17年度	第一号			
平成18年度	第一号			
平成19年度	第一号			
平成20年度	第一号			
平成21年度	第一号			
平成22年度	第一号			
平成23年度	第一号			
平成24年度	第一号			
平成25年度	第一号			
平成26年度	第一号			
平成27年度	第一号			
平成28年度	第一号			
平成29年度	第一号			
平成30年度	第一号			

# 大阪国際空港豊中市市場外用地

口座名

豊中 区 豊中 区 豊中 区 豊中 区

普通財産

索引号  
3-213

区分	土地 種目	地番	数量	地帯	数量	沿	測	境界	付	属	図	面	番号	名称	番号	名称	備考	備	登記	年月日	印
	地	豊中 区 豊中 区	0.05																		
20.8.18	売	豊中 区 豊中 区	24																		
20.4.24	売	豊中 区 豊中 区	149																		
20.12.4	売	豊中 区 豊中 区	109																		
20.12.17	売	豊中 区 豊中 区	98																		
21.2.13	実測	豊中 区 豊中 区	4																		

近畿財務局

異動年月日	増減事由	額		減		額		現		備考	文書日付	記帳年月日	印
		増量	増価	減量	減価	数量	価	数量	価				
21.2.13	端数合算	1				160.375	21,884.691.947			端数 172.1.00 = 0.17	昭和21年4月14日	115号	印
21.2.16	信託			175.157	14,349,703.628	55.218	7,534,988.319			(10) 端数 0.12-0.35 = Δ0.18	昭和21年4月16日	104号	印
21.2.16	端数切捨					55.217	7,534,988.319			端数 Δ0.18-1.00 = 0.82	昭和21年4月16日	104号	印
21.4.23	売払			1		55.618	7,534,988.319			(11) 端数 0.82-0.13 = 0.69	昭和21年4月16日	103号	印
21.5.25	売払			5.99	51,788.890	53.618	7,483,231.429			端数 0.69-0.05 = 0.06	昭和21年4月16日	103号	印
21.5.25	端数切捨			1.397	180,736.056	52.221	7,262,495.373			(12) 端数 0.06-1.00 = -0.94	昭和21年4月16日	103号	印
21.12.2	売払			1.128	11,606.573	52.022	7,098,888.800			端数 0.94-0.94 = 0.00	昭和21年4月16日	103号	印
22.1.4	転記			52.023	298,888.800	0	0				平成22年1月4日		



口地名 大阪国際空港隣接中市場外用地

所在 大阪府豊中市服部通町外

区分	土地	地番	数量	単価	積算額	現況	用途	備考	文書日付	登記年月日	印
宅地	【H22.3.19売払】豊中市野田町1505	9492.42 平方メートル				別荘のとおり	境界				
	【H22.3.19売払】豊中市宮根南町2丁目241-1	248.15									
	【H22.5.18売払】豊中市宮根南町3丁目12-10	31.52									
	【H22.5.18売払】豊中市宮根南町3丁目12-15	31.68									
	【H23.6.17売払】豊中市走井1丁目267-32	62.89									
異動年月日	平成22.01.04	52,022.00	7,098,888,800	52,022.00	7,098,888,800	円				平成22.01.04	
	補収合算	0.91	0	52,022.01	7,098,888,800	円			平0104J101号	平成22.01.04	
	補収合算	0.47	0	52,023.38	7,098,888,800	円			平0104J104号	平成22.01.04	
	補収合算	0.30	0	52,023.68	7,098,888,800	円			平0104J107号	平成22.01.04	
	補収合算	0.85	0	52,024.53	7,098,888,800	円			平0104J110号	平成22.01.04	
	補収合算	0.32	0	52,024.85	7,098,888,800	円			平0104J113号	平成22.01.04	
	補収合算	0.04	0	52,024.94	7,098,888,800	円			平0104J116号	平成22.01.04	ページ

近畿財務局



口座名 大阪国際空港 市域外用地

所在 大阪府豊中市 池西町外

区分 土地 雑居 宅地

異動年月日	増減事由	積算額		減額		現量	在価	登記年月日	備考	文書日付 記号番号	記載年月日	印
		数	単価	単価	積算額							
平成22.01.04	端数合算	平方メートル 0.88	円 0	平方メートル 0	円 0	平方メートル 52.025.82	円 7,098,888,800	平成22.01.04		第0104J118号	平成22.01.04	
平成22.01.04	端数合算	0.02	0			5,025.84	7,098,888,800	平成22.01.04		第0104J22号	平成22.01.04	
平成22.01.04	端数合算	0.82	0			026.67	7,098,888,800	平成22.01.04		第0104J31号	平成22.01.04	
平成22.01.04	端数合算	0.65	0			2,027.35	7,098,888,800	平成22.01.04		第0104J34号	平成22.01.04	
平成22.01.04	端数合算	0.99	0			52,028.94	7,098,888,800	平成22.01.04		第0104J37号	平成22.01.04	
平成22.01.04	端数合算	0.51	0			52,028.95	7,098,888,800	平成22.01.04		第0104J40号	平成22.01.04	
平成22.01.04	端数合算	0.24	0			52,029.19	7,098,888,800	平成22.01.04		第0104J43号	平成22.01.04	
平成22.01.04	端数合算	0.63	0			52,029.82	7,098,888,800	平成22.01.04		第0104J45号	平成22.01.04	
平成22.01.04	端数合算	0.58	0			52,030.40	7,098,888,800	平成22.01.04		第0104J48号	平成22.01.04	
平成22.01.04	端数合算	0.25	0			52,030.65	7,098,888,800	平成22.01.04		第0104J52号	平成22.01.04	
平成22.01.04	端数合算	0.70	0			52,031.35	7,098,888,800	平成22.01.04		第0104J55号	平成22.01.04	
平成22.01.04	端数合算	0.65	0			52,032.00	7,098,888,800	平成22.01.04		第0104J58号	平成22.01.04	

近畿財務局

区分 土地 種目 宅地

所在 大阪府高槻市市服部西用地

異動年月日	増減事由	増		減		額	積算	現	額	在	積	備考	文書日付	記載年月日	印
		数	率	数	率										
平成 22.01.04	端致合算	平方メートル	0.74	0	0	円	平方メートル	52,032.74	7,068,888,800				第0104161号	平成22.01.04	
平成 22.01.04	端致合算		0.46	0	0	円		52,033.20	7,068,888,800				第0104168号	平成22.01.04	
平成 22.01.04	端致合算		2.46	0	0	円		52,035.66	7,068,888,800				第0605018号	平成22.06.05	
平成 22.01.04	端致切捨					円		52,022.00	7,068,888,800				第0605021号	平成22.06.05	
平成 22.03.19	売却			13.66	0							阪空財取第1071号		平成22.06.05	
平成 22.03.30	売却			9,492.42	1,255,329,463			42,529.58	5,803,559,337			阪空財取第1111号		平成22.06.05	
平成 22.05.18	売却			248.15	33,862,393			42,281.43	5,769,696,947			第0605023号		平成22.06.05	
平成 22.05.18	売却			31.62	4,314,844			42,249.81	5,765,382,103			第0331111号		平成23.03.31	
平成 22.05.18	売却			31.68	4,323,032			42,218.13	5,761,059,071			第0331112号		平成23.03.31	
平成 22.07.16	実測			0.37	50,459			42,218.50	5,761,109,500			第0331115号		平成23.03.31	
平成 23.03.31	価格改定							42,218.50	5,645,735,379			第0332444号		平成23.03.31	
平成 23.06.17	売却			62.89	8,410,063			42,155.61	5,637,325,316			第0312006号		平成24.03.12	
平成 23.12.26	信託取消			47,788.20	3,447,090,000			85,943.81	9,084,415,316			第0312024号		平成24.03.12	

近畿財務局






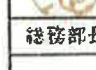
B-1

普通財産決議書

第...号

人 力 外

運用事務用

文書保存 <input type="radio"/> 30年 <input checked="" type="radio"/> 10年 <input type="radio"/> 5年 <input type="radio"/>		会計 <input checked="" type="radio"/> 一般管理 <input checked="" type="radio"/> 貸付 <input type="radio"/> 特々 他種	<input checked="" type="radio"/> 特定 他種 <input type="radio"/> 準貸付 <input type="radio"/> 管理委託 <input type="radio"/> 既往使用料 <input type="radio"/> 一時貸付		●有償・無償 ○使用承認（有償・無償）		
(ふりがな) 〒532-0026 相手方住所 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号		(ふりがな) TEL. 氏名 学校法人 森友学園 理事長 福池 康博		財産種別 ○物 納(1) ●新規 ○借 家(2) ○改定 ●その他(3) ○更新 ○更改 権利 譲渡 等 ○移行			
(ふりがな) 所在地 豊中市野田町1501番		(ふりがな) 旧口座名 大阪国際空港豊中市場外用地		旧管理態様 ( )			
台帳索引番号 ( )		台帳ページ ( )		( )			
区分	建 物 号	台帳数量	台帳価格	契約等数量	(見積) 貸付料年額 (減額前)	(見積) 貸付料年額 (契約額)	相手方分類
土地		8,770.43 ㎡	763,027,410 円	8,770.43 ㎡	27,951,706 円	27,300,000 円	○公 共(1) ○公 益(2) ○出賃等(3) ●法 人(4) ○その他(5) ○ 団 体(6)
回 数	第 1 年 次		第 2 年 次		第 3 年 次		貸付期間 H27. 6. 8 ~ H37. 6. 7 当初貸付始期 H 27. 6. 8
	自 27. 6. 8 至 28. 6. 7		自 28. 6. 8 至 29. 6. 7		自 29. 6. 8 至 30. 6. 7		
	履行期限	納付額	履行期限	納付額	履行期限	納付額	
別紙1のとおり							
契約適用法令	会計法第29条の3条5項 号			承諾料	既往使用(貸付)料		
適用法令	子算決算及び会計台 第99条21項 号			増改修 名義貸付	円	円	円
契約別	<input type="radio"/> 借地 <input type="radio"/> 一時 <input type="radio"/> 借家(民・団) ●他	契約書式 第 号	損害賠償金	円	計	円	円
用途	私立小学校敷地		用途指定 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	既往債務 有・無	延滞利息 ( % )	円	円
			未納 ( 円 )	履行期限	年 月 日		
特記事項 別紙2のとおり				台帳照台	4票送付		
				月 日 印	月 日 印		
				3票送付	2票送付		
				月 日 印	月 日 印		
局長	主管部長	主管次長	統括官(1)	上席管理官	担当管理官	起案者	起案
	委任 					統括官(1)課 業務1班	平成27年 5 月 26 日 E W 第 38 号
	総務部長 						決 裁 了 H27年 5 月 27 日
							契 約 H27年 6 月 8 日 (公証書)
							(通知) H27. 5. 29 E W 38 (貸付台帳書)
							納 入 年 月 日
							告 知 年 月 日
台議部課					検証者	文書取扱主任	官印押印者
							年 月 日



貸付料の各回納付期限及び納付額

別紙1

回数	第1年次		第2年次		第3年次	
	自 H27. 6. 8	至 H28. 6. 7	自 H28. 6. 8	至 H29. 6. 7	自 H29. 6. 8	至 H30. 6. 7
	履行期限	納付額	履行期限	納付額	履行期限	納付額
1	納入告知書の 指定期日	2,275,000	H28.6.20	2,275,000	H29.6.20	2,275,000
2	H27.7.20	2,275,000	H28.7.20	2,275,000	H29.7.20	2,275,000
3	H27.8.20	2,275,000	H28.8.20	2,275,000	H29.8.20	2,275,000
4	H27.9.20	2,275,000	H28.9.20	2,275,000	H29.9.20	2,275,000
5	H27.10.20	2,275,000	H28.10.20	2,275,000	H29.10.20	2,275,000
6	H27.11.20	2,275,000	H28.11.20	2,275,000	H29.11.20	2,275,000
7	H27.12.20	2,275,000	H28.12.20	2,275,000	H29.12.20	2,275,000
8	H28.1.20	2,275,000	H29.1.20	2,275,000	H30.1.20	2,275,000
9	H28.2.20	2,275,000	H29.2.20	2,275,000	H30.2.20	2,275,000
10	H28.3.20	2,275,000	H29.3.20	2,275,000	H30.3.20	2,275,000
11	H28.4.30	2,275,000	H29.4.30	2,275,000	H30.4.30	2,275,000
12	H28.5.20	2,275,000	H29.5.20	2,275,000	H30.5.20	2,275,000
契約額		27,300,000		27,300,000		27,300,000

条1~4	条6.7

近畿財務局

年度	科目	金額	備考
昭和27年度	地方債	10,000,000	
昭和28年度	地方債	12,000,000	
昭和29年度	地方債	15,000,000	
昭和30年度	地方債	18,000,000	
昭和31年度	地方債	20,000,000	
昭和32年度	地方債	22,000,000	
昭和33年度	地方債	25,000,000	
昭和34年度	地方債	28,000,000	
昭和35年度	地方債	30,000,000	
昭和36年度	地方債	32,000,000	
昭和37年度	地方債	35,000,000	
昭和38年度	地方債	38,000,000	
昭和39年度	地方債	40,000,000	
昭和40年度	地方債	42,000,000	
昭和41年度	地方債	45,000,000	
昭和42年度	地方債	48,000,000	
昭和43年度	地方債	50,000,000	
昭和44年度	地方債	52,000,000	
昭和45年度	地方債	55,000,000	
昭和46年度	地方債	58,000,000	
昭和47年度	地方債	60,000,000	
昭和48年度	地方債	62,000,000	
昭和49年度	地方債	65,000,000	
昭和50年度	地方債	68,000,000	
昭和51年度	地方債	70,000,000	
昭和52年度	地方債	72,000,000	
昭和53年度	地方債	75,000,000	
昭和54年度	地方債	78,000,000	
昭和55年度	地方債	80,000,000	
昭和56年度	地方債	82,000,000	
昭和57年度	地方債	85,000,000	
昭和58年度	地方債	88,000,000	
昭和59年度	地方債	90,000,000	
昭和60年度	地方債	92,000,000	
昭和61年度	地方債	95,000,000	
昭和62年度	地方債	98,000,000	
昭和63年度	地方債	100,000,000	

昭和64年度	地方債	102,000,000	
昭和65年度	地方債	105,000,000	
昭和66年度	地方債	108,000,000	
昭和67年度	地方債	110,000,000	
昭和68年度	地方債	112,000,000	
昭和69年度	地方債	115,000,000	
昭和70年度	地方債	118,000,000	
昭和71年度	地方債	120,000,000	
昭和72年度	地方債	122,000,000	
昭和73年度	地方債	125,000,000	
昭和74年度	地方債	128,000,000	
昭和75年度	地方債	130,000,000	
昭和76年度	地方債	132,000,000	
昭和77年度	地方債	135,000,000	
昭和78年度	地方債	138,000,000	
昭和79年度	地方債	140,000,000	
昭和80年度	地方債	142,000,000	
昭和81年度	地方債	145,000,000	
昭和82年度	地方債	148,000,000	
昭和83年度	地方債	150,000,000	
昭和84年度	地方債	152,000,000	
昭和85年度	地方債	155,000,000	
昭和86年度	地方債	158,000,000	
昭和87年度	地方債	160,000,000	
昭和88年度	地方債	162,000,000	
昭和89年度	地方債	165,000,000	
昭和90年度	地方債	168,000,000	
昭和91年度	地方債	170,000,000	
昭和92年度	地方債	172,000,000	
昭和93年度	地方債	175,000,000	
昭和94年度	地方債	178,000,000	
昭和95年度	地方債	180,000,000	
昭和96年度	地方債	182,000,000	
昭和97年度	地方債	185,000,000	
昭和98年度	地方債	188,000,000	
昭和99年度	地方債	190,000,000	
昭和100年度	地方債	192,000,000	



## 契約書等の再作成について

### 1. 経緯等

前回貸付決議（EW 第 20 号）により作成した「国有財産有償貸付合意書」、「国有財産売買予約契約書」、「確認書」（以下、「契約書等」という。）については、貸付予定相手方である学校法人森友学園（以下、「森友学園」という。）と5月7日（木）に契約を締結する予定であったが、その後、相手方との調整が整わず、契約書等の再作成をおこなうものである。

### 2. 再度契約書等を作成する必要性

各書式について以下の修正を行なう必要があるもの。

- (1) 貸付合意書については、第 32 条（本契約の効力）において、本契約は、平成 27 年 5 月 13 日までに公正証書が作成されることを停止条件として効力を生じるものとなっていること。また、一部条項（第 12 条（指定期日）及び第 19 条（契約の解除））について修正が生じたこと。
- (2) 売買予約契約書については、第 8 条において、合意書で定めている公正証書が平成 27 年 5 月 13 日までに締結できなかった場合には、本契約は失効するものとなっていること。
- (3) 確認書については、第 3 条において、本件売買予約の締結と同時に効力を発するものとされていることから、売買予約契約書と合わせる必要があること。

### 3. 前回貸付決議書からの別案の変更点

○別案 1：国有財産の貸付契約等について（森友学園への通知文書）

※契約書等を再作成するため、再度作成するもの。

- ①文書番号の変更
- ②貸付契約と同時に納付する契約保証金については、5月7日に納入済みのため、関連する文言を削除。

○別案 2：国有財産有償貸付合意書

- ①貸付合意書表紙の契約番号の変更。
- ②冒頭部分の公正証書の締結期限を平成 27 年 6 月 8 日に変更。
- ③第 2 条（貸付期間）を平成 27 年 6 月 8 日から平成 37 年 6 月 7 日に変更。
- ④第 8 条（貸付料）第 1 項の貸付料据置期間を平成 27 年 6 月 8 日～平成 30 年 6 月 7 日に、各年次の期間も合わせて変更。
- ⑤第 9 条（貸付料の納付）第 1 年次の第 2 回以降の納付期限を平成 27 年 7 月 20 日からに変更。第 2・3 年次も合わせて変更。
- ⑥第 12 条（指定期日）及び第 19 条（契約の解除）第 2 項にある「一切の」

# 近畿財務局

近畿財務局は、近畿地方の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として、昭和二十一年四月一日に設立された。本局は、地方自治体の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として、昭和二十一年四月一日に設立された。

本局は、地方自治体の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として、昭和二十一年四月一日に設立された。本局は、地方自治体の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として、昭和二十一年四月一日に設立された。

本局は、地方自治体の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として、昭和二十一年四月一日に設立された。本局は、地方自治体の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として、昭和二十一年四月一日に設立された。

本局は、地方自治体の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として、昭和二十一年四月一日に設立された。本局は、地方自治体の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として、昭和二十一年四月一日に設立された。

本局は、地方自治体の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として、昭和二十一年四月一日に設立された。本局は、地方自治体の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として、昭和二十一年四月一日に設立された。

の文言を削除。

⑦第32条(本契約の効力)の公正証書作成期限を平成27年6月8日に変更。

○別案3：国有財産売買予約契約書

①売買予約契約書表紙の契約番号の変更。

②冒頭部分の契約番号の変更。

③第2条第2項の予約完結権行使時期を平成37年6月8日に変更。

④第2条第3項の予約完結権行使期間を平成27年6月8日から平成37年6月7日に変更。

⑤第6条の予約完結権行使期間を平成27年6月8日から平成37年6月7日に変更。

⑥第8条の公正証書締結期限を平成27年6月8日に変更。

⑦別添「国有財産売買契約書」第2条の契約番号の変更。

※ 下線部分の日付は、森友学園との調整後に決定するもの

○別案4：確認書

①冒頭部分の契約番号の変更。

○別案5：合意書

①冒頭部分の契約番号の変更。

○別案6：自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の貸付契約に伴う債権発生通知について〈前回別案7〉

①文書番号の変更

②3. 債権金額の別紙1の第1年次の第2回以降の納付期限を平成27年7月20日から変更。第2・3年次も合わせて変更。

○別案7：自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の契約完了通知について〈前回別案8〉

①文書番号の変更

なお、前回別案6としていた契約保証金受入れについての大阪航空局への通知については、平成27年5月7日付で既に納付が完了しているため不要。

事案の概要、森友学園に対する貸付等処理に至る経緯、処理方法についての検討は、今回の決議において変更等はないため、前回貸付決議の調書を参照。

# 近畿財務局

近畿財務局は、地方自治体の財政を支援し、地方の発展に貢献することを目的として、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けます。

近畿財務局は、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けるために、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けます。

近畿財務局は、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けるために、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けます。

近畿財務局は、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けるために、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けます。

近畿財務局は、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けるために、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けます。

近畿財務局は、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けるために、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けます。

近畿財務局は、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けるために、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けます。

近畿財務局は、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けるために、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けます。

近畿財務局は、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けるために、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助けます。

E W 第 3 8 号  
平成 2 7 年 月 日

学校法人森友学園  
理事長 籠池 康博 殿

近畿財務局長 富永 哲夫

国有財産の貸付契約等について

平成27年4月28日付で貸付申請のありました下記国有財産につきましては、①国有財産有償貸付合意書②国有財産売買予約契約書③確認書を取り交わしますので、①～③各2部ずつに記名押印願います。また、①、②についてそれぞれ1部に、収入印紙200円を貼付し、割印願います。

記

所 在 地	区 分	数 量 (㎡)
豊中市野田町1501番	土 地	8,770.43

近畿財務局

近畿財務局 近畿地方 財政部

近畿地方 財政部 財政課

近畿地方 財政部 財政課 財政課長

近畿地方 財政部 財政課 財政課長 財政課長補佐

年度	科目	金額
昭和三十一年度	地方債	100,000,000
昭和三十一年度	地方債	200,000,000
昭和三十一年度	地方債	300,000,000

風説根拠

E W 第 3 8 号  
平成 2 7 年 月 日

# 国有財産有償貸付合意書

照合済	校印済
27.5.29	27.5.29
	

近畿財務局

審査合格証書





別紙様式第1号（定期借地、用途指定、分割納付（新規用））

国有財産有償貸付合意書

貸付人 国（以下「甲」という。）と借受人 学校法人森友学園（以下「乙」という。）とは、国有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第23条第2項の規定に基づく事業用定期借地権の設定を目的として、次の条項を内容とする借地契約を平成27年 月 日までに公正証書により締結する。

なお、本件借地権は事業用定期借地権とする。

（貸付財産）

第1条 貸付財産は、次のとおり。

所在地	区分	数量（㎡）	備考
豊中市野田町1501番	土地	8,770.43	

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、平成27年 月 日から平成37年 月 日までの10年間とする。

（本契約の目的）

第3条 本契約は、甲が乙に対して、貸付財産に法第23条第2項に基づく事業用定期借地権（以下「本件借地権」という。）を設定することを目的とする。

2 本件借地権は、契約の更新（更新請求及び土地の使用継続によるものも含む）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、乙は貸付財産上の建物の買取を甲に請求することができない。

3 本件契約は、法第3条から第8条、並びに法第13条及び法第18条、民法第619条の適用はない。

（買受けの特約）

第4条 乙は、第2条で定める貸付期間の満了前に、本契約を終了し、貸付財産を甲から買受けすることができるものとする。

2 前項の買受けについての詳細は、別途国有財産売買予約契約書により定めるものとする。

3 乙が、第1項に基づき貸付財産を甲から買受けける場合には、乙は第20条第1項で定める貸付財産上の建物その他工作物の除去は必要としない。

（土壌汚染及び地下埋設物）

第5条 乙は、平成26年11月7日及び平成26年12月17日に甲が引き渡した「大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）土地履歴等調査報告書 平成21年8月」、「平成21年度大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務報告書（OA301）平成22年1月」、「大阪国際空港場外用地（OA301）土壌汚染概況調査業務報告書 平成23

# 近畿財務局

近畿財務局印

年次	年度	科目	金額
昭和二十一年	四月	第一等地方債	一億一千九百五十萬圓
		第二等地方債	七千五百萬圓
		第三等地方債	五千萬圓
		第四等地方債	三千萬圓
		第五等地方債	二千萬元
		第六等地方債	一千萬元
		第七等地方債	五百萬元
		第八等地方債	二百萬元
		第九等地方債	一百萬元
		第十等地方債	五十萬元
		第十一等地方債	二十萬元
		第十二等地方債	十萬元
		第十三等地方債	五萬元
		第十四等地方債	二萬五千元
		第十五等地方債	一萬二千元
		第十六等地方債	六千元
		第十七等地方債	三千圓
		第十八等地方債	一千五百圓
		第十九等地方債	七百五十圓
		第二十等地方債	三百七十五圓

近畿財務局印

昭和二十一年四月

第一等地方債 一億一千九百五十萬圓

第二等地方債 七千五百萬圓

第三等地方債 五千萬圓

第四等地方債 三千萬圓

第五等地方債 二千萬元

第六等地方債 一千萬元

第七等地方債 五百萬元

第八等地方債 二百萬元

第九等地方債 一百萬元

第十等地方債 五十萬元

第十一等地方債 二十萬元

第十二等地方債 十萬元

第十三等地方債 五萬元

第十四等地方債 二萬五千元

第十五等地方債 一萬二千元

第十六等地方債 六千元

第十七等地方債 三千圓

第十八等地方債 一千五百圓

第十九等地方債 七百五十圓

第二十等地方債 三百七十五圓

年11月)、「平成23年度大阪国際空港場外用地(0A301)土壤汚染深度方向調査業務報告書 平成24年2月」(以下「本件報告書等」という。)に記載の地下埋設物の存在及び土壤汚染の存在等を了承するものとする。

- 2 乙は、前項の内容に加えて、貸付財産のうち一部 471.875 m<sup>2</sup>が、豊中市より土壤汚染対策法第11条第1項で定める形質変更時要届出区域に指定されていることを了承するものとする。
- 3 乙は、前2項を了承した上で本契約を締結するものとし、本件報告書等に記載のある汚染物質、地下埋設物等の存在及び形質変更時要届出区域の指定を理由として、瑕疵担保責任に基づく本契約解除及び損害賠償請求並びに貸付料の減免請求等を行わないことを、甲に対して約する。

#### (土壤汚染除去等費用)

- 第6条 乙が、前条第1項記載の土壤汚染、地下埋設物の除去を行い、それによって貸付財産の価格が増大した場合の除去費用は有益費とする。
- 2 前項の有益費は、本契約終了の時に、貸付財産価格の増加が現存する場合に限り、乙が支出した費用のうち甲の基準による検証を踏まえて乙と合意した額又は貸付財産価格の増加額のいずれかを甲が選択のうえ、乙に対して返還する。
  - 3 甲は、前項の規定にかかわらず、甲が返還すべき有益費の金額算定につき、本契約終了前においても、貸付財産価格増加の現存額算定の基準時期を指定したうえで、前項と同様の方法により甲が乙に返還すべき有益費の額を定めることができる。但し、同金員の返還時期及び返還方法は、甲が指定し、同金員に対しては、返還時期までの利息及び遅延損害金は付さないこととする。
  - 4 前2項における貸付財産価格の増加額は、甲の基準による鑑定評価方法によって定めることに乙は同意する。
  - 5 第2項の返還時期につき、相当の期限を付する必要がある場合には、甲及び乙が協議したうえで、相当な期限を付した返還時期を定めることができる。
  - 6 第1項の有益費に関して、甲は、乙に対し、乙が、現に行い又は行おうとする土壤汚染又は地下埋設物除去工事に関する一切の必要資料の提出を求め、その他必要な調査を行うことができる。

#### (契約保証金)

- 第7条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金 27,300,000 円を甲に納付しなければならない。
- 2 前項の契約保証金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
  - 3 第1項の契約保証金には利息を付さない。
  - 4 甲は、乙が、本契約終了後、第20条に定める義務その他本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。
  - 5 甲は、乙が、本契約終了後、第20条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を第18条第1項に定める違約金として国庫に帰属させることができる。
  - 6 前項の規定により国庫に帰属する金員は、第20条第3項に定める原状回復に要する費

# 近畿財務局

近畿財務局は、近畿地方の財政を統括し、地方自治体の財政を支援することを目的として設置された。本局は、地方自治体の財政の健全な発展を促進し、地方自治体の財政の効率化を図ることに努めている。また、地方自治体の財政の透明性を高め、地方自治体の財政の信頼性を向上させることにも取り組んでいる。

近畿財務局は、地方自治体の財政の健全な発展を促進するために、地方自治体の財政の効率化を図ることに努めている。また、地方自治体の財政の透明性を高め、地方自治体の財政の信頼性を向上させることにも取り組んでいる。本局は、地方自治体の財政の健全な発展を促進するために、地方自治体の財政の効率化を図ることに努めている。また、地方自治体の財政の透明性を高め、地方自治体の財政の信頼性を向上させることにも取り組んでいる。

近畿財務局は、地方自治体の財政の健全な発展を促進するために、地方自治体の財政の効率化を図ることに努めている。また、地方自治体の財政の透明性を高め、地方自治体の財政の信頼性を向上させることにも取り組んでいる。本局は、地方自治体の財政の健全な発展を促進するために、地方自治体の財政の効率化を図ることに努めている。また、地方自治体の財政の透明性を高め、地方自治体の財政の信頼性を向上させることにも取り組んでいる。

用の一部に充てるものと解釈しない。

- 7 本契約が解除され、又は終了した場合において、乙が第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を支払うべき義務があるときは、第4項の規定にかかわらず、甲はその違約金等と第1項に定める契約保証金の全部又は一部と相殺することができる。
- 8 乙は、甲の書面による承諾を得ないで、第4項の保証金返還請求権を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

(貸付料)

第8条 貸付料は、平成27年月日から平成30年月日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次	期間	貸付料年額	備考
第1年次	自平成27年月日至平成28年月日	27,300,000円	
第2年次	自平成28年月日至平成29年月日	27,300,000円	
第3年次	自平成29年月日至平成30年月日	27,300,000円	

- 2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る貸付料については甲の定める貸付料算定基準に基づき算定した貸付料年額によるものとし、その金額については、甲から通知する。なお、その適用期間は3年間とする。
- 3 前項に規定する甲の定める貸付料算定基準は、財務省通達「平成13年3月30日付財理第1308号 普通財産貸付事務処理要領」に基づくものとするが、同通達記載内容に変更が生じた場合には、貸付料算定時の固有財産関連通達に基づき算定するものとする。
- 4 第2項に規定する適用期間が満了した後の貸付料及び適用期間については、第2項の規定を準用する。

(貸付料の納付)

第9条 乙は、前条第1項に定める貸付料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入告知書により納付しなければならない。

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第1年次	第1回	2,275,000円	納入告知書の指定期日	
	第2回	2,275,000円	平成27年7月20日	
	第3回	2,275,000円	平成27年8月20日	
	第4回	2,275,000円	平成27年9月20日	
	第5回	2,275,000円	平成27年10月20日	
	第6回	2,275,000円	平成27年11月20日	
	第7回	2,275,000円	平成27年12月20日	
	第8回	2,275,000円	平成28年1月20日	
	第9回	2,275,000円	平成28年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成28年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成28年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成28年5月20日	

# 近畿財務局

近畿財務局 第一種行政機関 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿財務局 第一種行政機関 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方

項目	内容	備考	備考
1. 職員	局長 1名		
2. 事務員	主任事務官 1名		
3. 補助員	主任補佐 1名		
4. 臨時職員	臨時主任補佐 1名		
5. 臨時職員	臨時主任補佐 1名		

近畿財務局 第一種行政機関 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方

項目	内容	備考	備考
1. 職員	局長 1名		
2. 事務員	主任事務官 1名		
3. 補助員	主任補佐 1名		
4. 臨時職員	臨時主任補佐 1名		
5. 臨時職員	臨時主任補佐 1名		
6. 臨時職員	臨時主任補佐 1名		
7. 臨時職員	臨時主任補佐 1名		
8. 臨時職員	臨時主任補佐 1名		
9. 臨時職員	臨時主任補佐 1名		
10. 臨時職員	臨時主任補佐 1名		

第一種

	計	27,300,000 円	
第二 年次	第1回	2,275,000 円	平成28年6月20日
	第2回	2,275,000 円	平成28年7月20日
	第3回	2,275,000 円	平成28年8月20日
	第4回	2,275,000 円	平成28年9月20日
	第5回	2,275,000 円	平成28年10月20日
	第6回	2,275,000 円	平成28年11月20日
	第7回	2,275,000 円	平成28年12月20日
	第8回	2,275,000 円	平成29年1月20日
	第9回	2,275,000 円	平成29年2月20日
	第10回	2,275,000 円	平成29年3月20日
	第11回	2,275,000 円	平成29年4月30日
	第12回	2,275,000 円	平成29年5月20日
	計	27,300,000 円	
第三 年次	第1回	2,275,000 円	平成29年6月20日
	第2回	2,275,000 円	平成29年7月20日
	第3回	2,275,000 円	平成29年8月20日
	第4回	2,275,000 円	平成29年9月20日
	第5回	2,275,000 円	平成29年10月20日
	第6回	2,275,000 円	平成29年11月20日
	第7回	2,275,000 円	平成29年12月20日
	第8回	2,275,000 円	平成30年1月20日
	第9回	2,275,000 円	平成30年2月20日
	第10回	2,275,000 円	平成30年3月20日
	第11回	2,275,000 円	平成30年4月30日
	第12回	2,275,000 円	平成30年5月20日
	計	27,300,000 円	

2 前項の規定は、前条第2項（同条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定により更新した貸付料の納付方法に準用する。

（貸付料の改定）

第10条 甲は、貸付財産の価格が上昇し貸付料が不相当になったとき等、法第11条第1項本文の規定に該当することとなったときは、第8条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。

（指定用途）

第11条 乙は、貸付財産を貸付申請書に記載又は添付した使用目的、利用計画（建物及び工作物の配置計画を含む。）及び事業計画のとおり用途に自ら使用し、甲の承認を得な





いで変更してはならない。

(指定期日)

第12条 乙は、平成28年3月31日までに工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得たうえで、直ちに前条に定める用途に供さなければならない。

(貸付料の延滞金)

第13条 乙は、甲が定める納付期限までに、第9条に基づく貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について、第24条に基づき算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序等)

第14条 乙が、貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

2 本契約が解除され、又は終了した場合において、第7条第7項及び第22条第3項の規定により契約保証金及び未経過期間に係る貸付料を第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭債務と相殺するときは、甲は、先ず未経過期間に係る貸付料から相殺し、なお当該金銭債務に残余があるときは、契約保証金と相殺することができる。

(使用上の制限)

第15条 乙は、貸付財産について第11条に規定する使用目的、利用計画及び事業計画の変更をしようとする場合には、事前に変更する理由及び変更後の使用目的等を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

3 乙は、貸付財産及び当該財産上に所在する建物その他工作物について、増改築等による現状の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、事前に増改築等をしようとする理由及び当該増改築等の計画を記載した書面を甲に通知しなければならない。

(財産保全義務)

第16条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付財産の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付財産が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(実地調査等)

第17条 甲は本契約に基づく債権の保全上必要があると認めるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿、書類その他の財産を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

# 近畿財務局

近畿財務局は、近畿地方の財政を統括的に管理し、地方自治体の財政に援助を施すことを目的として設置された。本局は、地方自治体の財政を安定させ、地方自治体の発展に貢献することを使命とする。

本局の業務は、地方自治体の財政の調査・分析、地方自治体の財政の援助、地方自治体の財政の管理などである。本局は、地方自治体の財政の安定と発展に貢献することを使命とする。

近畿地方の財政は、地方自治体の財政の安定と発展に貢献することを使命とする。本局は、地方自治体の財政の調査・分析、地方自治体の財政の援助、地方自治体の財政の管理などを行う。本局は、地方自治体の財政の安定と発展に貢献することを使命とする。

近畿地方の財政は、地方自治体の財政の安定と発展に貢献することを使命とする。本局は、地方自治体の財政の調査・分析、地方自治体の財政の援助、地方自治体の財政の管理などを行う。本局は、地方自治体の財政の安定と発展に貢献することを使命とする。

近畿地方の財政は、地方自治体の財政の安定と発展に貢献することを使命とする。本局は、地方自治体の財政の調査・分析、地方自治体の財政の援助、地方自治体の財政の管理などを行う。本局は、地方自治体の財政の安定と発展に貢献することを使命とする。

近畿地方の財政は、地方自治体の財政の安定と発展に貢献することを使命とする。本局は、地方自治体の財政の調査・分析、地方自治体の財政の援助、地方自治体の財政の管理などを行う。本局は、地方自治体の財政の安定と発展に貢献することを使命とする。

- 2 甲は、乙の第11条、第12条、又は第15条に規定する用途指定の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。
- 3 乙は、本契約締結の日から第2条に定める貸付期間満了の日まで毎年4月30日に、また甲が必要と認めるときは貸付財産について権利の設定又は当該財産上に所在する建物その他工作物の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて貸付財産の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、正当な理由なく、第1項及び第2項に定める質問、調査、実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は第1項及び前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

#### (違約金)

第18条 乙は、第8条第1項に定める期間中に次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わねばならない。

- (1) 第12条、第15条第1項又は前条に定める義務に違反した場合 金27,300,000円
- (2) 第11条に定める義務に違反した場合 金81,900,000円
- (3) 第20条第1項に定める義務に違反した場合 金27,300,000円

2 乙は、第8条第1項に定める期間を経過した後において前項に定める義務に違反した場合の違約金(前項第3号を除く。)は、第8条第2項又は第4項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。

3 前2項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 乙が第1項又は第2項に定める違約金を支払う義務を負う場合に、甲が第7条第7項又は第22条第3項の規定により当該違約金の一部を契約保証金等と相殺したときは、第1項又は第2項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

#### (契約の解除)

第19条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第12条に定める期日までに、工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得ることができず、第11条に定める用途に供することができないときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき

# 近畿財務局

近畿財務局の業務概要は、地方自治体の財政運営を支援することです。主な業務内容は、地方債の発行・償還の調整、地方税の徴収・配分の調整、地方自治体の財政健全化の支援などです。また、地方自治体の財政運営に関する調査・研究、地方自治体の財政運営に関する情報提供なども行っています。

近畿財務局は、地方自治体の財政運営を支援するために、様々な業務を行っています。例えば、地方債の発行・償還の調整、地方税の徴収・配分の調整、地方自治体の財政健全化の支援などです。また、地方自治体の財政運営に関する調査・研究、地方自治体の財政運営に関する情報提供なども行っています。

近畿財務局は、地方自治体の財政運営を支援するために、様々な業務を行っています。例えば、地方債の発行・償還の調整、地方税の徴収・配分の調整、地方自治体の財政健全化の支援などです。また、地方自治体の財政運営に関する調査・研究、地方自治体の財政運営に関する情報提供なども行っています。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6) 貸付物件を暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用に使用したとき
- 4 甲は、前2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
  - 5 乙は、甲が第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
  - 6 乙は、第2条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除することができる。
  - 7 乙は甲に対して、前項に定める契約の解除を行おうとする日の1年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡し等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。

(原状回復)

- 第20条 乙は、第2条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに、自己の責任と負担において、貸付財産上の建物その他工作物を除去し、貸付財産を原状に回復して、甲に更地で返還しなければならない。
- 2 乙は甲に対し、第2条に定める貸付期間が満了する日の1年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡しの日程等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。
  - 3 乙が第1項に定める義務に違反した場合には、甲は原状回復に要する費用を乙に請求するものとする。
  - 4 前項に定める金員は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
  - 5 本契約は、法第23条第2項の規定に基づくものであり、法第13条の規定にかかわらず、第2条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときに、乙は甲に対し、貸付財産上に乙が建築した建物その他一切の工作物、造作等を買取すべきことを請求することはできない。

(貸付料滞納時の強制執行)

- 第21条 乙は本契約に定める金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨、異議なく承諾する。

(貸付料の清算)



第 22 条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

2 前項及び次項の規定により返還する未経過期間に係る貸付料には利息を付さないものとする。

3 甲は、本契約の解除により、乙が第 18 条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務があるときは、第 1 項の規定にかかわらず、返還する未経過期間にかかる貸付料の全部又は一部と相殺することができる。

(損害賠償)

第 23 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙が前項の規定により損害賠償義務を負う場合に、甲が第 7 条第 7 項又は前条第 3 項の規定により当該損害賠償額の一部を契約保証金等と相殺したときは、前項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

(延滞金の算定)

第 24 条 契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭の延滞金については、次の式により算定するものとする。

算定式 元本金額 × 5%【延滞金利率】 × (延滞金起算日から納付の日までの日数 ÷ 365)

(本契約にかかる日割計算)

第 25 条 甲及び乙が本契約に基づき支払うべき金銭の額について日割計算を要するときは、前条に基づき算定する場合を除き、閏年を含む期間についても、年 365 日当たりの割合とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第 26 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付財産が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(公正証書の作成費用)

第 27 条 公正証書を作成する費用は、乙の負担とする。

(事前使用の禁止)

第 28 条 この貸付合意書締結後、公正証書を作成するまでの間、乙は甲の許可を得ずに貸付財産の使用をしてはならない。

(裁判管轄)

## 近畿財務局



第 29 条 本契約に関する訴えの管轄は、近畿財務局所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。

(地盤調査結果に関する特約)

第 30 条 甲及び乙は、第 8 条の貸付料が、平成 27 年 4 月 2 日に乙が甲に提出した「(仮称) M 学園小学校新築工事地盤調査報告書」記載の調査結果及び本書作成時点における貸付財産の地盤の現況を考慮した貸付料であることを確認する。

2 乙は、貸付財産の地耐力その他地盤状況を理由として、瑕疵担保責任に基づく契約解除、損害賠償、貸付料の減免、その他如何なる名目においても甲に対して財産上の請求を一切行うことができない。

3 乙が貸付財産に関して、地盤の整備、改良等の工事を実施した場合でも、乙は、同工事費用その他費用につき、民法第 608 条に基づく費用の償還、その他如何なる名目においても、甲に対して財産上の請求を一切行うことができない。

(その他有益費等の放棄)

第 31 条 乙は、本契約において甲が乙に対して支払うことを約するものを除き、貸付財産に関して乙が支出した必要費及び有益費等につき、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(本契約の効力)

第 32 条 本契約は、平成 27 年 月 日までに、事業用定期借地権の設定を目的とする本契約と内容において同一の公正証書が作成されることを停止条件として効力を生じる。

平成 27 年 月 日

貸付人 国

契約担当官 近畿財務局長

印

借受人 住所 大阪市淀川区塚本一丁目 6 番 25 号

氏名 学校法人 森友学園 理事長

印



通商和務省

E W 第 3 8 号  
平成 2 7 年 月 日

# 国有財産売買予約契約書

照合済	検証済
27.5.29	27.5.29
	

近畿財務局

書向送付手買取函相寄副


## 国有財産売買予約契約書

国（以下「甲」という。）と学校法人森友学園（以下「乙」という。）は、甲、乙の間で平成 27 年 月 日付EW第 38号により国有財産有償貸付合意書（以下「合意書」という。）を締結した下記物件（以下「本物件」という。）について、以下の条項により国有財産の売買予約契約書を締結する。

なお、合意書については、合意書に記載する条項を内容とする事業用定期借地契約書（以下「事業用定期借地契約」という。）を別途公正証書により締結する予定である。

### 記

#### 物件の表示

所在地	豊中市野田町 1501 番
区分・数量	土地・8,770.43 m <sup>2</sup>

第 1 条 甲と乙は、本物件につき、次条以下及び別紙「国有財産売買契約書」に記載する売買条件にて、売買予約契約を締結する。

第 2 条 本売買予約契約の売買予約完結権は、甲及び乙がそれぞれ有するものとし、甲又は乙の予約完結権の行使の意思表示があったときは、相手方の何らの意思表示なしに、当然に別紙「国有財産売買契約書」記載の売買契約が成立するものとする。

2 予約完結権は、甲においては、合意書第 2 条に定める貸付期間を満了した平成 37 年 月 日に行使しなければならないものとする。

3 予約完結権は、乙においては、合意書第 2 条に定める貸付期間内（平成 27 年 月 日から平成 37 年 月 日）に行使しなければならないものとする。

4 甲及び乙の予約完結権は、前 2 項の行使期間内に行使のないときは消滅し、本売買予約契約は、失効する。

5 甲及び乙は、第 1 項の予約完結権の意思表示を行う際には、書面をもって行わなければならない。

6 甲及び乙は、第 1 項の予約完結権を、第三者に譲渡、担保設定等行ってはならない。

## 近畿財務局

近畿財務局は、近畿地方の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として、昭和二十一年四月一日に設立されました。本局は、地方自治体の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として、昭和二十一年四月一日に設立されました。

局長 佐藤 清  
副局長 佐藤 清

局長 佐藤 清  
副局長 佐藤 清

近畿財務局は、近畿地方の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として、昭和二十一年四月一日に設立されました。

近畿財務局は、近畿地方の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として、昭和二十一年四月一日に設立されました。

近畿財務局は、近畿地方の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として、昭和二十一年四月一日に設立されました。

近畿財務局は、近畿地方の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として、昭和二十一年四月一日に設立されました。

第3条 本売買予約契約書作成に至った経緯については、下記のとおりであることを、甲及び乙は、相互に確認する。

#### 記

乙は、本物件の取得を希望し、甲と交渉を重ねてきたが、本物件に関しては、売払いが原則となるところ、乙の強い要望により、別途賃貸期間10年の事業用定期借地契約を締結したうえで、同賃貸期間内に乙において売買予約完結権を行使し、本物件の売買契約を成立させるために本売買予約契約を作成することとなった。

第4条 本売買予約契約に基づき乙が本財産を買受ける価格は、甲又は乙が予約完結権を行使する時点の更地価格とし、財務省通達「平成13年3月30日付財理第1317号 国有財産評価基準について」に基づき算定するものとするが、同通達記載内容に変更が生じた場合には、予約完結権行使時点の国有財産関連通達に基づき算定するものとする。

- 2 前項の更地価格とは、建物等の定着物がなく、かつ、使用収益を制約する権利の付着がない土地の価格とし、借地権割合の控除も行わない価格とする。
- 3 第1項に定める価格は別紙「国有財産売買契約書」第2条に記載する。
- 4 甲は、第1項に定める買受価格の算定の際には、本物件の算定時における地盤の現況を価格要素として考慮する。

第5条 第2条の予約完結権の行使によって成立する売買条件は、本書に定めるもののほか、別紙「国有財産売買契約書」記載のとおりとする。

- 2 甲及び乙が予約完結権を行使する時点において、重大な事情の変化等により、本売買予約契約書及び別紙「国有財産売買契約書」記載の売買条件について変更する必要がある場合には、甲及び乙は、誠実に協議してこれに対応することとする。

第6条 乙が合意書第2条に定める貸付期間内（平成27年 月 日から平成37年 月 日）に本物件の予約完結権を行使しなかった場合には、乙は、甲の請求により、金93,200,000円の違約金（違約罰）を支払う。

第7条 乙において、別途締結する予定の事業用定期借地契約の賃貸期間満了前に、本売買予約契約書第2条に定めた予約完結権を行使した場合には、事業用定期借地契約については、甲及び乙の合意によって解除したものと

# 近畿財務局

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方



みなすこととする。

第8条 合意書冒頭で平成27年 月 日までに締結している公正証書による事業用定期借地契約が締結できなかった場合には、本売買予約契約は失効する。

第9条 本売買予約契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

第10条 本売買予約契約に関して疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 月 日

(甲) 国 契約担当官 近畿財務局長

印

(乙) 住所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
氏名 学校法人 森友学園 理事長

印

# 近畿財務局

近畿財務局は、近畿地方の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として設立された。本局は、地方自治体の財政状況を把握し、その改善を促進するための調査研究を行い、また、地方自治体の財政運営に必要となる資金の融通を図る。さらに、地方自治体の財政運営に関する情報の提供を行い、地方自治体の財政運営の透明性を高めることに努める。

局長 〇〇〇〇〇  
副局長 〇〇〇〇〇  
総務課 〇〇〇〇〇  
財政課 〇〇〇〇〇  
地方自治体課 〇〇〇〇〇  
調査研究課 〇〇〇〇〇  
資金課 〇〇〇〇〇  
情報課 〇〇〇〇〇

別紙

第7号書式（代金即納、用途指定（買戻特約付き）、時価売払用）

[収入印紙]

国有財産売買契約書

売払人国（以下「甲」という。）と買受人 学校法人森友学園（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおり。

所在地	区分	数量（㎡）		備考
豊中市野田町 1501番	土地	8,770	43	

（売買代金）

第2条 売買代金は、平成27年 月 日付EW第38号国有財産売買予約契約書第4条に基づく金額とする。

（代金の支払い）

第3条 乙は、売買代金を、本契約締結と同時に甲に支払わなければならない。

（登記囑託請求書等）

第4条 乙は、本契約締結の際に、あらかじめ登録免許税相当額の印紙又は現金領収証書を添付した登記囑託請求書、第17条に定める買戻しの特約の登記に必要な承諾書を、甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しがあったものとする。

（かし担保）

第7条 甲は、本契約締結後、売買物件に隠れたかしが発見された場合には、引渡しの日から2年間に限り民法第570条に規定する担保の責任を負う。

（危険負担）

第8条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰すことのできない事由により滅失又は損傷した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（事業計画等の変更）

# 近畿財務局

近畿財務局 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方

項目	金額	金額	金額
近畿地方	近畿地方	近畿地方	近畿地方
近畿地方	近畿地方	近畿地方	近畿地方

近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方

近畿地方 近畿地方 近畿地方 近畿地方

## 第9条

第9条 乙は、第14条に定める指定期間が満了するまでの間に、やむを得ない事由により売払申請書に添付した事業計画又は利用計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更を必要とする事由及び変更後の計画を詳細に記載した書面をもって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

(工事完了の通知義務)

第10条 乙は、売払申請書に添付した利用計画(甲が前条の規定により当初計画の変更を承認しているときは、変更後の利用計画をいう。)に基づいて工事を完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(用途指定)

第11条 甲は、売買物件について、次条から第15条までに定めるところにより、乙と用途指定の特約をする。

(指定用途)

第12条 乙は、売買物件を売払申請書に添付した事業計画及び利用計画(甲が第9条の規定によりその変更を承認したときは、変更後の事業計画及び利用計画をいう。)に定めるところの用途(以下「指定用途」という。)に自ら供さなければならない。

(指定期日)

第13条 (削除)

(指定期間)

第14条 乙は、売買物件を本契約締結の日から10年間(以下「指定期間」という。)指定用途に供さなければならない。

(権利の設定等の禁止)

第15条 乙は、本契約締結の日から指定期間満了の日まで、甲の承認を得ないで、売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定(以下「権利の設定」という。)をし若しくは売買物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転(以下「所有権の移転」という。)をしてはならない。

(買戻しの特約)

第16条 甲は、乙が本契約締結の日から買戻期間満了の日までにおいて、甲の承認を得ないで次の各号の一に該当する行為をした場合には、売買物件の買戻しをすることができる。

- (1) 第14条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき。
- (2) 第12条及び第14条に定める義務に違反して指定用途以外の用途に供したとき。
- (3) 第15条に定める義務に違反して権利の設定又は所有権の移転をしたとき。

2 前項に定める買戻しの期間は、本契約締結の日から10年間とする。

(買戻しの登記)

第17条 乙は、甲が前条第1項及び第2項の規定に基づき期間を10年とする買戻権並びに第21条第1項及び第2項に定める特約事項を登記することに同意する。

(用途指定の変更、解除等)



第 18 条 乙は、売買物件の全部又は一部について、やむを得ない事由により第 12 条から第 15 条までに定める用途指定の変更若しくは解除又は第 16 条第 1 項及び第 2 項に定める買戻しの特約を解除する必要がある場合には、詳細な事由を付した書面により甲に申請しなければならない。

2 甲が前項の申請に対し承認する場合には、書面によって行うものとする。

3 甲が前項に定める承認をする場合には、乙は甲の請求により甲の定める基準に基づき算定した額を納付しなければならない。

(実地調査等)

第 19 条 甲は、乙の第 12 条から第 15 条までに定める用途指定の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。

2 乙は、本契約締結の日から第 14 条に定める指定期間満了の日まで毎年 4 月 30 日に、また甲が必要と認めるときは売買物件について権利の設定又は所有権の移転を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく、前 2 項に定める実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第 20 条 乙は、第 12 条から第 15 条までに定める用途指定の義務に違反したときは、次の各号に定めるところにより、甲に対し、違約金を支払わなければならない。ただし、第 2 項に該当する場合を除く。

(1) 第 14 条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき（指定用途以外の用途に供したときは次号による。）は金（売買代金の 1 割）円

(2) 第 12 条及び第 14 条に定める義務に違反して指定期間満了の日までに指定用途以外の用途に供したとき又は第 15 条に定める義務に違反して権利の設定又は所有権の移転をしたときは金（売買代金の 3 割）円

2 乙は、第 12 条から第 15 条までに定める用途指定の義務に違反した場合において、甲が用途指定義務を履行し難い特別の事由があると認めて用途指定の変更若しくは解除又は第 16 条に定める買戻しの特約の解除を認めるときは、甲に対し、金（売買代金の 1 割）円の違約金を支払わなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前条第 3 項に定める義務に違反して実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、甲に対し、金（売買代金の 1 割）円の違約金を支払わなければならない。

4 前 3 項の違約金は、第 26 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(買戻権の行使)

第 21 条 甲は、第 16 条第 1 項に定める買戻権を行使するときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。

## 近畿財務局



- 2 甲は、買戻権を行使するときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、買戻権を行使するときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(契約の解除)

第 22 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) 売買物件を本契約の締結の日から指定期間満了の日までの間に、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸したとき

- 3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 4 乙は、甲が第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第 23 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。

ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

## 近畿財務局

(Faint, illegible text, likely bleed-through or extremely faded content)

第 24 条 乙は、甲が第 16 条第 1 項の規定により買戻権を行使したとき又は第 22 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として、買戻権を行使した場合においては買戻権行使時の、また、解除権を行使した場合においては契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(特別違約金)

第 25 条 甲は、第 16 条第 1 項の規定に基づき買戻権を行使することができる場合には、甲の選択により、買戻権の行使に代えて特別違約金を請求することができる。この場合において、乙が特別違約金を納付したときは、第 11 条に定める用途指定の特約は解除する。

2 前項の特別違約金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 売買物件の用途指定違反時の時価額が売買代金を超える場合は、当該超過額

(2) 売買物件の用途指定違反時の時価額の 3 割に相当する額

(3) 売買物件の契約時の時価額の 3 割に相当する額から第 20 条第 1 項に定める違約金を控除した額

(損害賠償)

第 26 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 27 条 甲は、第 23 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 20 条に定める違約金又は本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 28 条 本契約の締結及び履行並びに買戻権の抹消登記等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第 29 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 30 条 本契約に関する訴えの管轄は、近畿財務局所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。

## 近畿財務局

(特約条項)

第31条 乙は、平成26年11月7日及び平成26年12月17日に甲が引き渡した「大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）土地履歴等調査報告書 平成21年8月」、「平成21年度大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務報告書（OA301）平成22年1月」、「大阪国際空港場外用地（OA301）土壤汚染概況調査業務報告書 平成23年11月」、「平成23年度大阪国際空港場外用地（OA301）土壤汚染深度方向調査業務報告書 平成24年2月」に記載の地下埋設物の存在及び土壤汚染の存在等を了承した上、売買物件を買い受けるものとする。

2 乙は、前項の内容に加えて、売買物件のうち一部471.875㎡が、豊中市より土壤汚染対策法第11条第1項で定める形質変更時要届出区域に指定されていることを了承した上、売買物件を買い受けるものとする。

3 前2項のかしについては、第7条の隠れたかしに該当しない。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 年 月 日



売出人 国  
契約担当官 近畿財務局長 印

買受人 住所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
氏名 学校法人 森友学園 理事長 印

## 近畿財務局

近畿財務局は、近畿地方の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として設置された。本局は、地方自治体の財政状況を把握し、その改善を促進するために、地方自治体の財政状況を調査し、その結果を公表している。また、地方自治体の財政状況を改善するために、地方自治体の財政状況を調査し、その結果を公表している。また、地方自治体の財政状況を改善するために、地方自治体の財政状況を調査し、その結果を公表している。

近畿財務局は、近畿地方の財政を管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として設置された。本局は、地方自治体の財政状況を把握し、その改善を促進するために、地方自治体の財政状況を調査し、その結果を公表している。また、地方自治体の財政状況を改善するために、地方自治体の財政状況を調査し、その結果を公表している。また、地方自治体の財政状況を改善するために、地方自治体の財政状況を調査し、その結果を公表している。

照合済	検証済
27.5.29	27.5.29
	

## 確認書

国（以下「甲」という。）と学校法人森友学園（以下「乙」という。）は、甲、乙の間で平成27年 月 日付EW第38号により締結した下記物件（以下「本物件」という。）の国有財産売買予約契約（以下、「本件売買予約」という。）について、次のとおり確認する。

### 記

#### 物件の表示

所在地 豊中市野田町 1501 番  
区分・数量 土地・8,770.43㎡

第1条 乙は、経営努力を行い、可及的速やかに本件売買予約に基づく予約完結権を行使するよう努める。

第2条 乙は、本確認書の発効後、本件売買予約に基づく全ての債務の履行が完了するまでの間、毎年5月31日までに乙の経営、資金状況等を示す一切の書類（決算書、その他甲が指定する書類）を甲に提出する。

2 甲は、必要に応じて、乙の経営、資金状況及び本物件買受代金の積立状況等について、乙に説明を求めることができる。

3 甲は、毎年5月31日までに、本件売買予約の予約完結権を乙が行使するにあたり参考となる情報（国税庁が発表する最新の路線価に基づいた評価額等。但し、あくまでも本物件の本件売買予約に基づく売買代金は、本件売買予約契約書に基づいて算定する。）を乙に提供する。

4 前3項の情報交換の結果、甲が必要と判断した場合には、本件売買予約の予約完結権行使時期等、本件売買予約の履行の詳細について、甲は、乙に協議に応じることを求めることができる。

5 前項の協議の結果、乙において本件売買予約の予約完結権の行使が可能な状況にあることが判明した場合には、乙は、甲に対して、速やかに本件売買予約に基づく予約完結権を行使することを誓約する。

# 近畿財務局

近畿財務局は、近畿地方の財政を統括管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として設置された。本局は、地方自治体の財政の健全な運営を確保し、地方自治体の財政の発展を促進することを目的として設置された。本局は、地方自治体の財政の健全な運営を確保し、地方自治体の財政の発展を促進することを目的として設置された。

項目	金額
収入	100,000,000円
支出	100,000,000円

近畿財務局は、近畿地方の財政を統括管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として設置された。本局は、地方自治体の財政の健全な運営を確保し、地方自治体の財政の発展を促進することを目的として設置された。

近畿財務局は、近畿地方の財政を統括管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として設置された。本局は、地方自治体の財政の健全な運営を確保し、地方自治体の財政の発展を促進することを目的として設置された。

近畿財務局は、近畿地方の財政を統括管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として設置された。本局は、地方自治体の財政の健全な運営を確保し、地方自治体の財政の発展を促進することを目的として設置された。

近畿財務局は、近畿地方の財政を統括管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として設置された。本局は、地方自治体の財政の健全な運営を確保し、地方自治体の財政の発展を促進することを目的として設置された。

近畿財務局は、近畿地方の財政を統括管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として設置された。本局は、地方自治体の財政の健全な運営を確保し、地方自治体の財政の発展を促進することを目的として設置された。

近畿財務局は、近畿地方の財政を統括管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として設置された。本局は、地方自治体の財政の健全な運営を確保し、地方自治体の財政の発展を促進することを目的として設置された。



6 前項の「乙において本件売買予約の予約完結権の行使が可能な状況にある」とは、乙の本物件の買受代金の原資としての手持ち資金及び大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準第1の7の(5)のエの基準の範囲内で外部調達可能な金額の合計額が、第3項により、甲が乙に提供した参考価格を超えた場合を指す。

第3条 本確認書は、本件売買予約の締結と同時に効力を発するものとする。

第4条 本確認書の解釈に疑義が生じたとき、又は本確認書に定めのない事項は、甲及び乙が協議して決定する。

以上を確認した証として、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 国 契約担当官 近畿財務局長

印

(乙) 住所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
氏名 学校法人 森友学園 理事長

印

# 近畿財務局

## 合 意 書

国近畿財務局（以下「甲」という。）、学校法人森友学園（以下「乙」という。）及び国大阪航空局（以下「丙」という。）は、甲乙間で締結した、大阪府豊中市野田町 1501 番所在の土地（面積：8,770.43 m<sup>2</sup>、以下「本物件」という。）に係る平成 27 年 月 日付 EW 第 38 号の国有財産有償貸付合意書（以下、「合意書」という。）第 6 条に定める土壤汚染除去等費用の処理について、以下のとおり合意する。

第 1 条 甲及び乙は、合意書第 6 条第 2 項に定める「乙が支出した費用のうち甲の基準による検証を踏まえて乙と合意した額」につき、下記事実を停止条件として金 円と定めることを合意する。なお、下記停止条件事実が成就しないことが確定した場合には、丙は乙にその旨通知する。

### 記

（停止条件となる事実）

上記合意金額につき、丙の予算措置が完了し、丙の乙に対する合意金額の支払時期、方法につき乙に文書により通知し、同通知が乙に到達すること

第 2 条 丙は、前条の金額を自らの予算によって乙に支払うことを約し、この支払金について甲に対して求償する権利を有していないことを認める。

第 3 条 丙は、第 1 条で定まった金額につき、丙の指定する方法によって分割又は一括にて乙に支払うこととし、同金員に対する支払時までの利息、遅延損害金は一切発生しないことを、甲、乙及び丙は確認する。

第 4 条 甲、乙及び丙は、甲乙間、甲丙間及び乙丙間には、合意書第 6 条に定める土壤汚染除去等費用の処理について、本合意書で定めるもののほか、何らの債権債務がないことを確認する。

本合意の成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

## 近畿財務局

近畿財務局は、近畿地方の財政を統括管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として設置された。本局は、地方自治体の財政状況を把握し、財政政策を立案し、執行する役割を担っている。また、地方自治体の財政運営を支援するための各種業務を行っている。

本局は、地方自治体の財政状況を把握し、財政政策を立案し、執行する役割を担っている。また、地方自治体の財政運営を支援するための各種業務を行っている。

近畿財務局長 〇〇〇〇〇

近畿財務局長は、近畿地方の財政を統括管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として設置された。本局は、地方自治体の財政状況を把握し、財政政策を立案し、執行する役割を担っている。

本局は、地方自治体の財政状況を把握し、財政政策を立案し、執行する役割を担っている。また、地方自治体の財政運営を支援するための各種業務を行っている。

近畿財務局長は、近畿地方の財政を統括管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として設置された。本局は、地方自治体の財政状況を把握し、財政政策を立案し、執行する役割を担っている。

本局は、地方自治体の財政状況を把握し、財政政策を立案し、執行する役割を担っている。また、地方自治体の財政運営を支援するための各種業務を行っている。

近畿財務局長は、近畿地方の財政を統括管理し、地方自治体の財政を支援することを目的として設置された。本局は、地方自治体の財政状況を把握し、財政政策を立案し、執行する役割を担っている。

平成 年 月 日

(甲) 国 契約担当官 近畿財務局長

印

(乙) 学校法人 森友学園 理事長

印

(丙) 国 大阪航空局長

印

# 近畿財務局

歳入徴収官大阪航空局長 殿

契約担当官

近畿財務局長 富永 哲夫

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所屬普通財産の貸付契約に伴う  
債権発生通知について

平成 25 年 4 月 30 日付阪空補第 590 号をもって貴局より処分依頼のありました下記財産  
につきまして、貸付契約（公正証書による事業用定期借地契約）を締結しましたので、国の債権  
等に関する法律第 12 条の規定に基づき通知します。

また、計算証明規則第 16 条及び 18 条に基づき必要書類（別紙 2）を送付します。

記

1. 貸付物件

- (1) 所在地 豊中市野田町 1501 番
- (2) 口座名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区分・数量 土地・8,770.43㎡

2. 債務者の住所及び氏名

- (1) 住所 大阪市淀川区塚本 1 丁目 6 番 25 号
- (2) 氏名 学校法人森友学園
- (3) 送付先 住所と同様

3. 債権金額 別紙 1 のとおり

4. 契約締結日 平成 27 年 月 日

5. 債権発生原因等

- (1) 債権発生の原因 貸付契約（事業用定期借地契約）
- (2) 債権の発生年度 平成 27 年度～平成 30 年度

以上

# 近畿財務局

〒630-8501 和歌山県和歌山市大湊 1-1-1

電話 073-422-1111

ファクス 073-422-1112

〒630-8501 和歌山県和歌山市大湊 1-1-1

電話 073-422-1111

近畿財務局は、和歌山県、奈良県、大阪府、京都府、兵庫県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県を管轄する。また、和歌山県、奈良県、大阪府、京都府、兵庫県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県を管轄する。

和歌山県

和歌山県 和歌山市 大湊 1-1-1  
和歌山県 和歌山市 大湊 1-1-1  
和歌山県 和歌山市 大湊 1-1-1

奈良県

奈良県 奈良市 大湊 1-1-1  
奈良県 奈良市 大湊 1-1-1  
奈良県 奈良市 大湊 1-1-1

大阪府

大阪府 大阪市 大湊 1-1-1

京都府

京都府 京都市 大湊 1-1-1  
京都府 京都市 大湊 1-1-1  
京都府 京都市 大湊 1-1-1



年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第一年次	第1回	2,275,000円	納入告知書の指定期日	
	第2回	2,275,000円	平成27年7月20日	
	第3回	2,275,000円	平成27年8月20日	
	第4回	2,275,000円	平成27年9月20日	
	第5回	2,275,000円	平成27年10月20日	
	第6回	2,275,000円	平成27年11月20日	
	第7回	2,275,000円	平成27年12月20日	
	第8回	2,275,000円	平成28年1月20日	
	第9回	2,275,000円	平成28年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成28年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成28年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成28年5月20日	
	計	27,300,000円		
第二年次	第1回	2,275,000円	平成28年6月20日	
	第2回	2,275,000円	平成28年7月20日	
	第3回	2,275,000円	平成28年8月20日	
	第4回	2,275,000円	平成28年9月20日	
	第5回	2,275,000円	平成28年10月20日	
	第6回	2,275,000円	平成28年11月20日	
	第7回	2,275,000円	平成28年12月20日	
	第8回	2,275,000円	平成29年1月20日	
	第9回	2,275,000円	平成29年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成29年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成29年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成29年5月20日	
	計	27,300,000円		
第三年次	第1回	2,275,000円	平成29年6月20日	
	第2回	2,275,000円	平成29年7月20日	
	第3回	2,275,000円	平成29年8月20日	
	第4回	2,275,000円	平成29年9月20日	
	第5回	2,275,000円	平成29年10月20日	
	第6回	2,275,000円	平成29年11月20日	
	第7回	2,275,000円	平成29年12月20日	
	第8回	2,275,000円	平成30年1月20日	
	第9回	2,275,000円	平成30年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成30年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成30年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成30年5月20日	
	計	27,300,000円		

近畿財務局

年度	品目	金額	単位	備考
昭和15年度	行政費	10,000,000	円	
昭和16年度	行政費	12,000,000	円	
昭和17年度	行政費	15,000,000	円	
昭和18年度	行政費	18,000,000	円	
昭和19年度	行政費	20,000,000	円	
昭和20年度	行政費	25,000,000	円	
昭和21年度	行政費	30,000,000	円	
昭和22年度	行政費	35,000,000	円	
昭和23年度	行政費	40,000,000	円	
昭和24年度	行政費	45,000,000	円	
昭和25年度	行政費	50,000,000	円	
昭和26年度	行政費	55,000,000	円	
昭和27年度	行政費	60,000,000	円	
昭和28年度	行政費	65,000,000	円	
昭和29年度	行政費	70,000,000	円	
昭和30年度	行政費	75,000,000	円	
昭和31年度	行政費	80,000,000	円	
昭和32年度	行政費	85,000,000	円	
昭和33年度	行政費	90,000,000	円	
昭和34年度	行政費	95,000,000	円	
昭和35年度	行政費	1,000,000,000	円	
昭和36年度	行政費	1,100,000,000	円	
昭和37年度	行政費	1,200,000,000	円	
昭和38年度	行政費	1,300,000,000	円	
昭和39年度	行政費	1,400,000,000	円	
昭和40年度	行政費	1,500,000,000	円	
昭和41年度	行政費	1,600,000,000	円	
昭和42年度	行政費	1,700,000,000	円	
昭和43年度	行政費	1,800,000,000	円	
昭和44年度	行政費	1,900,000,000	円	
昭和45年度	行政費	2,000,000,000	円	
昭和46年度	行政費	2,100,000,000	円	
昭和47年度	行政費	2,200,000,000	円	
昭和48年度	行政費	2,300,000,000	円	
昭和49年度	行政費	2,400,000,000	円	
昭和50年度	行政費	2,500,000,000	円	
昭和51年度	行政費	2,600,000,000	円	
昭和52年度	行政費	2,700,000,000	円	
昭和53年度	行政費	2,800,000,000	円	
昭和54年度	行政費	2,900,000,000	円	
昭和55年度	行政費	3,000,000,000	円	
昭和56年度	行政費	3,100,000,000	円	
昭和57年度	行政費	3,200,000,000	円	
昭和58年度	行政費	3,300,000,000	円	
昭和59年度	行政費	3,400,000,000	円	
昭和60年度	行政費	3,500,000,000	円	
昭和61年度	行政費	3,600,000,000	円	
昭和62年度	行政費	3,700,000,000	円	
昭和63年度	行政費	3,800,000,000	円	
昭和64年度	行政費	3,900,000,000	円	
昭和65年度	行政費	4,000,000,000	円	
昭和66年度	行政費	4,100,000,000	円	
昭和67年度	行政費	4,200,000,000	円	
昭和68年度	行政費	4,300,000,000	円	
昭和69年度	行政費	4,400,000,000	円	
昭和70年度	行政費	4,500,000,000	円	
昭和71年度	行政費	4,600,000,000	円	
昭和72年度	行政費	4,700,000,000	円	
昭和73年度	行政費	4,800,000,000	円	
昭和74年度	行政費	4,900,000,000	円	
昭和75年度	行政費	5,000,000,000	円	
昭和76年度	行政費	5,100,000,000	円	
昭和77年度	行政費	5,200,000,000	円	
昭和78年度	行政費	5,300,000,000	円	
昭和79年度	行政費	5,400,000,000	円	
昭和80年度	行政費	5,500,000,000	円	
昭和81年度	行政費	5,600,000,000	円	
昭和82年度	行政費	5,700,000,000	円	
昭和83年度	行政費	5,800,000,000	円	
昭和84年度	行政費	5,900,000,000	円	
昭和85年度	行政費	6,000,000,000	円	
昭和86年度	行政費	6,100,000,000	円	
昭和87年度	行政費	6,200,000,000	円	
昭和88年度	行政費	6,300,000,000	円	
昭和89年度	行政費	6,400,000,000	円	
昭和90年度	行政費	6,500,000,000	円	
昭和91年度	行政費	6,600,000,000	円	
昭和92年度	行政費	6,700,000,000	円	
昭和93年度	行政費	6,800,000,000	円	
昭和94年度	行政費	6,900,000,000	円	
昭和95年度	行政費	7,000,000,000	円	
昭和96年度	行政費	7,100,000,000	円	
昭和97年度	行政費	7,200,000,000	円	
昭和98年度	行政費	7,300,000,000	円	
昭和99年度	行政費	7,400,000,000	円	
昭和100年度	行政費	7,500,000,000	円	

2

1. 計算証明規則第16条に基づく添付書類

- (1) 普通財産貸付決議書
- (2) 貸付申請書
- (3) 国有財産有償貸付合意書
- (4) 事業用定期借地権設定に係る公正証書

2. 計算証明規則第18条に基づく添付書類

- (1) 予定価格調書
- (2) 予定価格算出基礎資料(評価調書)
- (3) 見積書

3. その他参考書類

- (1) 国有財産売買予約契約書
- (2) 確認書
- (3) 位置図
- (4) 測量図
- (5) 不動産鑑定書(副本)

# 近畿財務局

近畿財務局  
〒590-8501 大阪府堺市東区東山1-1-1  
近畿財務局 庶務課  
電話 042-261-1111  
ファクス 042-261-1112  
近畿財務局 庶務課  
〒590-8501 大阪府堺市東区東山1-1-1  
近畿財務局 庶務課  
電話 042-261-1111  
ファクス 042-261-1112

記録簿

E W 第 3 8 号  
平成 2 7 年 月 日

大阪航空局長 殿

近畿財務局長 富永 哲夫

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の契約完了通知について。

平成 2 5 年 4 月 3 0 日付阪空補第 5 9 0 号をもって貴局より処分依頼のありました下記財産に係る標記のことにつきまして、別添のとおり貸付契約（公正証書による事業用定期借地契約）を締結しましたので、通知します。

記

1. 貸付物件

- (1) 所在地 豊中市野田町 1 5 0 1 番
- (2) 口座名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区分・数量 土地・8, 7 7 0. 4 3 m<sup>2</sup>

2. 契約相手方

- (1) 住所 大阪市淀川区塚本 1 丁目 6 番 2 5 号
- (2) 名称 学校法人森友学園

以上

# 近畿財務局

近畿財務局  
〒590-8501 大阪府吹上町1-1-1

TEL 06-6442-1111

近畿財務局 近畿財務局

近畿財務局は、近畿地方の財政を健全に維持し、地方自治体の財政を支援することを目的として、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助言する。また、地方自治体の財政に関する法律や条例の制定、改正を支援する。近畿財務局は、地方自治体の財政に関する情報を提供し、地方自治体の財政に関する相談に応じる。近畿財務局は、地方自治体の財政に関する情報を提供し、地方自治体の財政に関する相談に応じる。

近畿財務局  
〒590-8501 大阪府吹上町1-1-1  
TEL 06-6442-1111  
FAX 06-6442-1112  
E-MAIL: kinki@kinki-fukuryoku.go.jp  
近畿財務局は、近畿地方の財政を健全に維持し、地方自治体の財政を支援することを目的として、地方自治体の財政状況を調査し、その改善を助言する。また、地方自治体の財政に関する法律や条例の制定、改正を支援する。近畿財務局は、地方自治体の財政に関する情報を提供し、地方自治体の財政に関する相談に応じる。